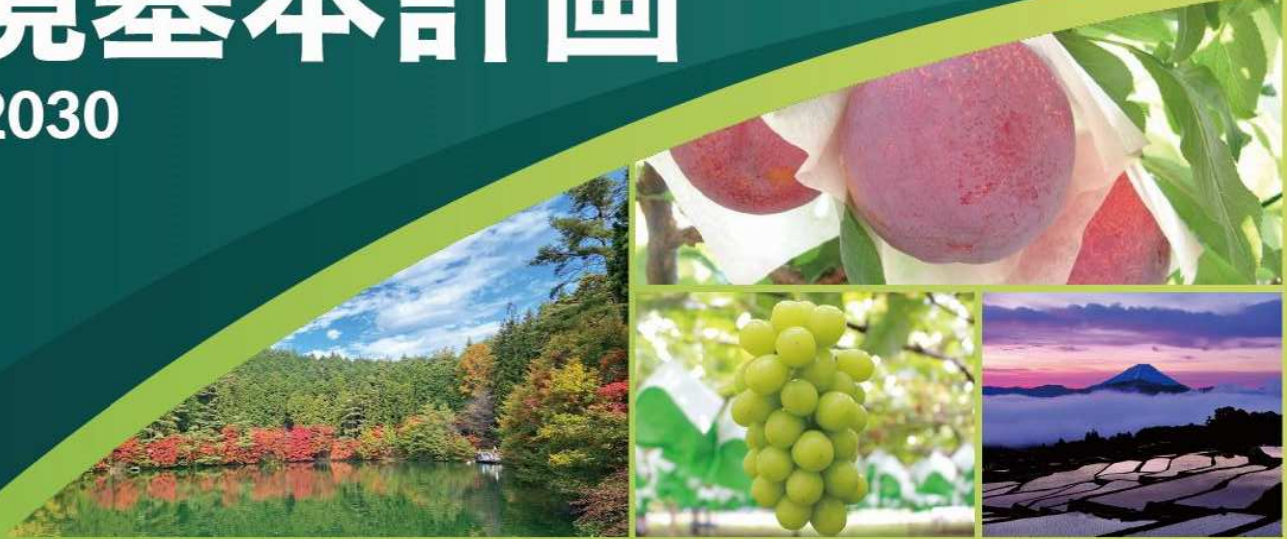




Minami-Alps  
Basic Environment Plan

# 南アルプス市 第2次 環境基本計画

2021-2030



# 目次

第1章 基本的事項.....	1
第1節 計画の趣旨と見直しの背景.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の対象.....	4
第4節 計画の役割.....	5
第5節 計画の期間.....	6
第2章 本市の概況.....	7
第1節 位置・地勢.....	8
第2節 土地利用.....	9
第3節 森林.....	10
第4節 気象.....	11
第5節 人口・世帯.....	13
5-1 人口の推移.....	13
5-2 年齢3区分別人口の推移.....	14
5-3 世帯数の推移.....	15
5-4 人口推移と将来推計.....	15
5-5 人口将来展望.....	16
第6節 産業.....	17
6-1 産業一般.....	17
6-2 商工業.....	18
6-3 農業.....	19
第7節 自動車保有台数.....	21
第8節 市の主な公共施設.....	22
第3章 環境の状況.....	23
第1節 自然環境.....	24
1-1 動物.....	25
1-2 植物.....	26
1-3 南アルプス市における主な絶滅危惧種（推定）.....	27
第2節 生活環境.....	31
2-1 大気汚染の状況.....	31
2-2 河川の水質汚濁の状況.....	33
2-3 地下水の状況.....	35
2-4 自動車騒音.....	37
2-5 公害苦情.....	38
2-6 廃棄物.....	38
2-7 公園・緑地.....	44
第3節 二酸化炭素排出量.....	45

第4章 環境に関するアンケート結果.....	47
第1節 市民アンケート.....	48
1-1 調査の概要.....	48
1-2 調査の結果.....	50
第2節 事業者アンケート.....	73
2-1 調査の概要.....	73
2-2 調査の結果.....	74
第3節 児童・生徒アンケート.....	91
3-1 調査の概要.....	91
3-2 調査の結果.....	92
第4節 滞在者アンケート.....	100
4-1 調査の概要.....	100
4-2 調査の結果.....	101
第5章 目指すべき環境像、計画の目標.....	105
第1節 基本理念.....	106
第2節 望ましい環境像及び基本目標.....	107
2-1 望ましい環境像.....	107
2-2 基本目標.....	108
第3節 施策展開の考え方.....	109
3-1 施策の方向性.....	109
3-2 施策の体系.....	110
第4節 施策の展開（具体的な取り組み）.....	112
4-1 循環型社会の形成づくりが進むまち.....	112
4-2 快適な生活環境のまち.....	116
4-3 豊かな自然環境のまち.....	127
4-4 地球環境の保全に取り組むまち.....	138
4-5 環境教育と市民協働を推進するまち.....	154
第6章 計画の進行.....	159
第1節 計画の推進体制.....	160
第2節 計画の進行管理.....	161
資料編.....	163
1. 南アルプス市環境基本条例.....	164
2. 第2次南アルプス市環境基本計画策定までの経過.....	170
3. 第2次南アルプス市環境基本計画策定委員会名簿.....	171

(余白)

# 第 1 章 基本的事項

## 第1章 基本的事項

### 第1節 計画の趣旨と見直しの背景

本市では、多様な環境問題への対応のため、2009年3月に「南アルプス市環境基本条例」を制定し、その環境基本条例の基本理念に基づき、2010年11月に「第1次南アルプス市環境基本計画」を策定しました。本計画の策定から市では、毎年環境基本計画の指標と進捗状況を管理してきました。その間には社会情勢も変化し、環境保全に関する意識や生活スタイルの変化が進み、再生可能エネルギー<sup>1</sup>への転換や節電、省エネルギーなど、より環境に配慮した持続可能な社会への転換が、今まで以上に求められるようになってきました。

一方、国においては持続可能な社会の実現のため、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成することを目標とし、2018年4月に第5次環境基本計画が策定されました。

また、2003年4月1日に近隣旧6町村が合併して南アルプス市が誕生し、2005年3月には、はじめての総合計画が策定されました。さらに、2015年3月に「第2次南アルプス市総合計画」を策定し、社会経済情勢の変化に対応しながら市民と将来像を共有し、「自然と共生する地域づくり」、「生活環境の保全」などの基本施策を定めることにより、環境にかかる方向性を示しています。

このような状況のなかで「第1次南アルプス市環境基本計画」の検証を踏まえ、内容を継承しつつ、他の環境政策との整合性を図ることを目的として「第2次南アルプス市環境基本計画」を策定することとしました。

---

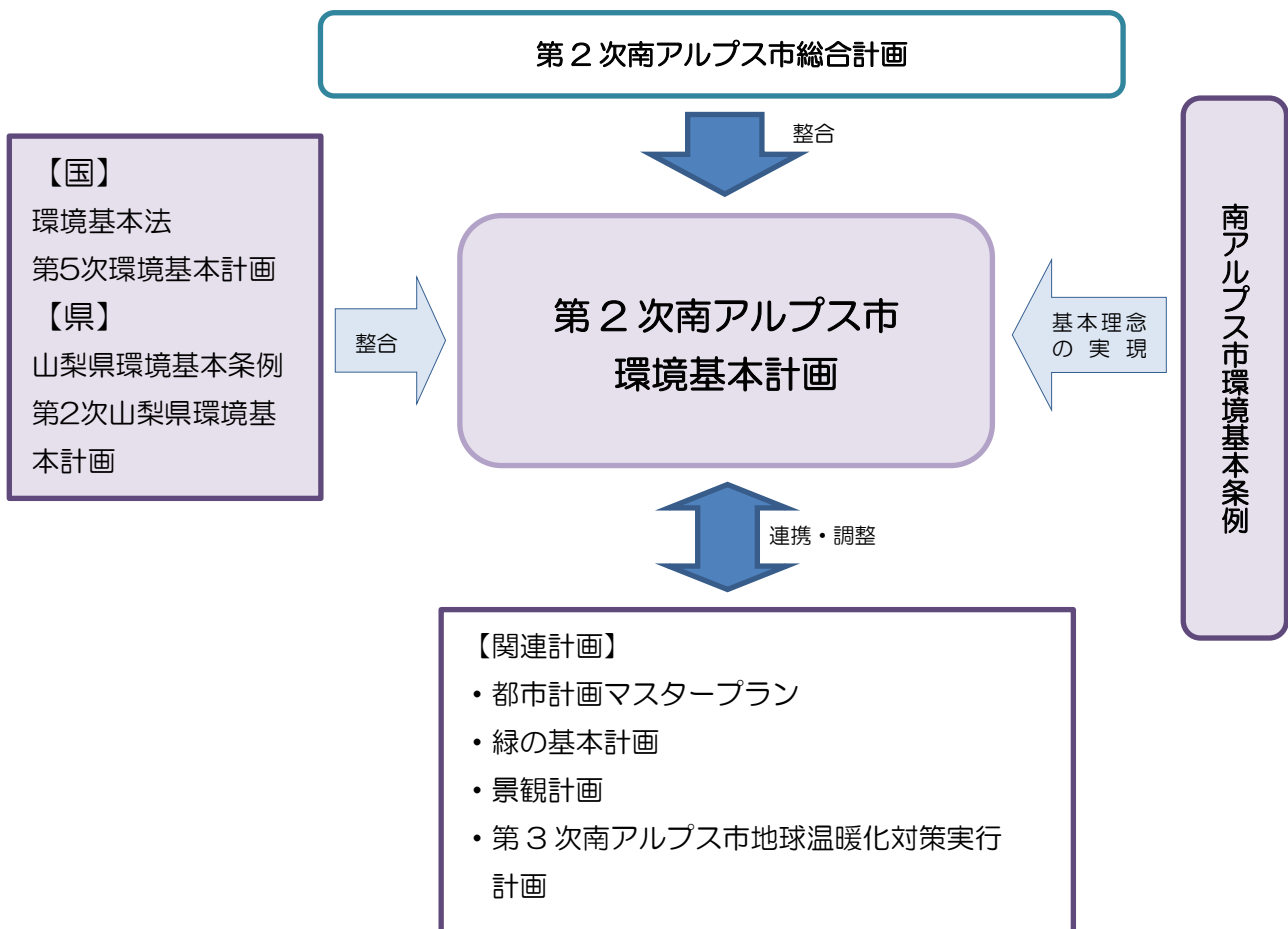
<sup>1</sup> 再生可能エネルギーの定義：エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱・その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

## 第2節 計画の位置づけ

「南アルプス市環境基本計画」は、南アルプス市環境基本条例による「市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民、事業者が健康で文化的な生活を営むことのできる良好で快適な環境の確保に寄与する」ことを目的としています。

今回見直しを行った「第2次南アルプス市環境基本計画」は、国や県の環境基本計画を見据えるとともに、市政の基本方針を示す「南アルプス市総合計画」における環境関連施策を実行するための計画として位置づけられ、市政全般において環境に配慮した事業等を展開していくため、図1-1に基本的な方向性を示します。

図1-1 南アルプス市環境基本計画の位置づけ



### 第3節 計画の対象

#### 1 対象とする地域の範囲

本計画の対象とする地域は、原則として本市全域とします。

ただし、河川の流域の問題など国、県及び周辺自治体との連携が必要な項目については、関係機関と協力し取り組みを進めます。

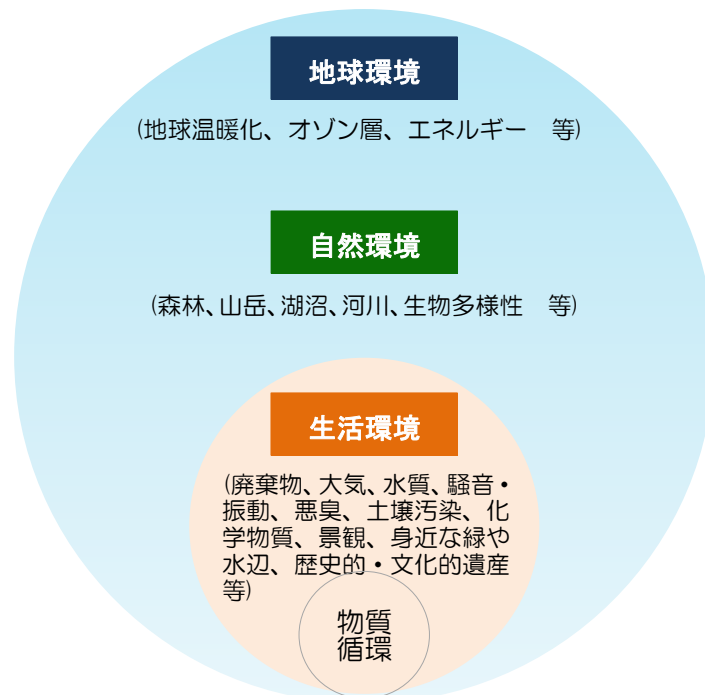
#### 2 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、本市の特性を考慮し表1-1及び図1-2に示す項目を対象とします。

表1-1 対象とする環境の範囲

生活環境	○ 廃棄物、物質循環 等 ○ 大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、化学物質 等 ○ 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化的遺産 等
自然環境	○ 森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性 <sup>2</sup> 等
地球環境	○ 地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等

図1-2 対象とする環境の範囲



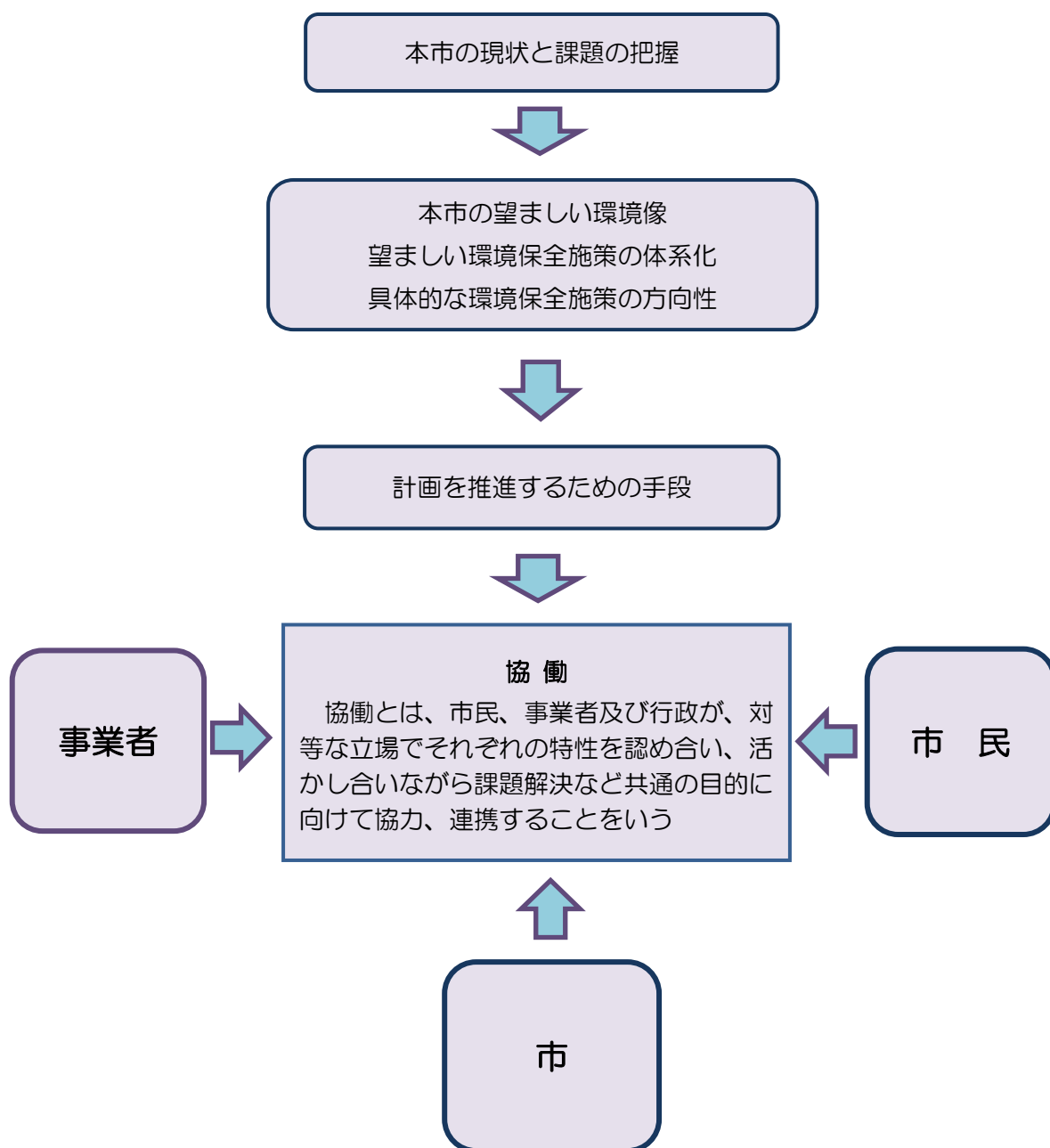
<sup>2</sup> 生物多様性：生きものたちの豊かな個性のつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベル(生態系、種、遺伝子)で多様性があるとしている。



## 第4節 計画の役割

本計画は、本市が目指すべき環境の将来像を明らかにするとともに、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示し、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、図1-3に示す役割を担います。

図1-3 本計画の役割

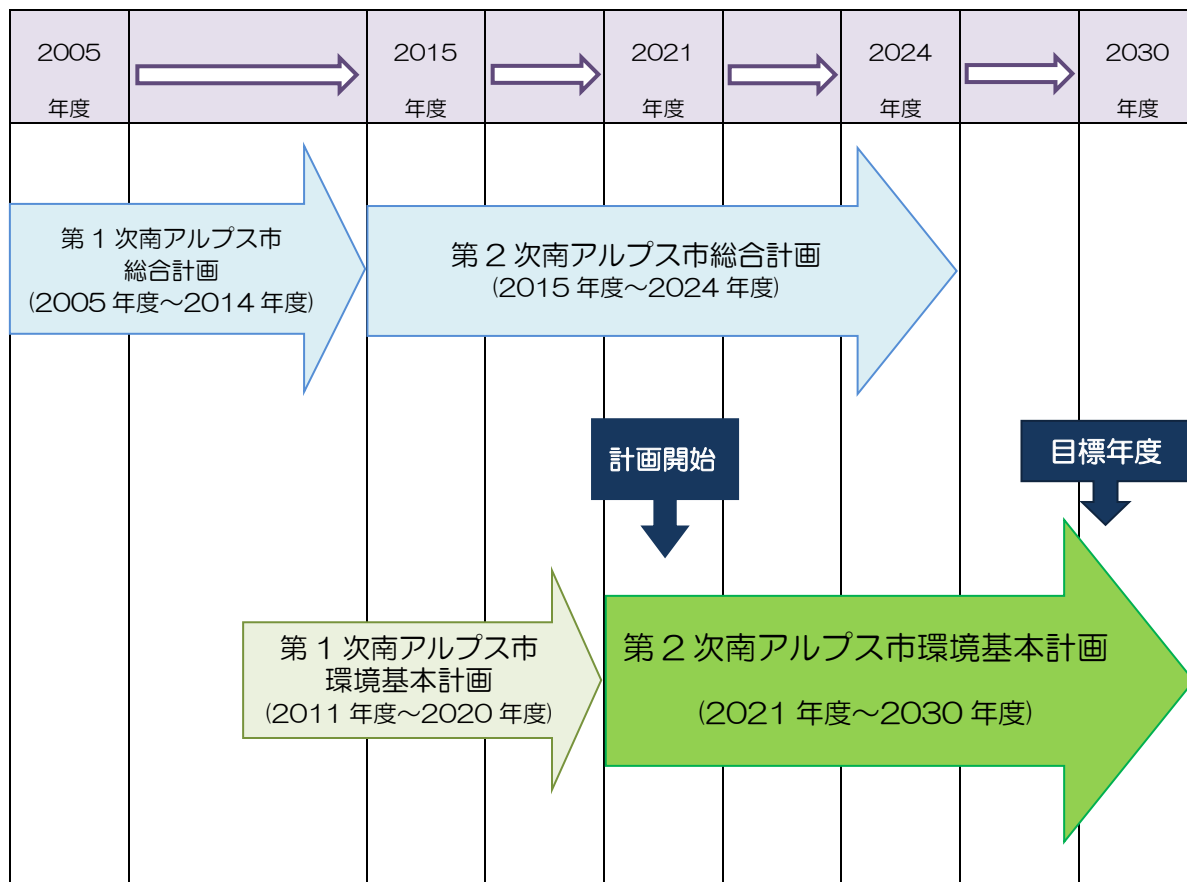


## 第5節 計画の期間

本計画の期間は、2021年度～2030年度とします。

2015年3月に「第2次南アルプス市総合計画」が策定され、また、「第1次南アルプス市環境基本計画」が2020年度に終了することから、新たな施策や事業の展開、本市を取り巻く状況の変化を見据え、2021年度を開始年度として、現在までの取り組みの成果や新たな要素を反映させた内容に見直します。表1-2に計画期間を示します。

表1-2 計画期間



## 第 2 章 本市の概況

## 第2章 本市の概況

### 第1節 位置・地勢

本市は、山梨県の西側、南アルプス山麓に位置し、美しい自然に囲まれた地域です。総面積264.14km<sup>2</sup>、山梨県の面積の約5.9%を占め、人口は71,370人(令和2年4月1日現在)です。南アルプスの主峰北岳を頂点とした東西に細長い形で、冬は寒さが厳しく、夏は気温が高いという盆地特有の内陸性気候です。

富士川で舟運が行われていた頃には、信州へ至る交通の要衝として栄えていました。御勅使川扇状地やそれに続く低地では果樹栽培が盛んに営まれ、春から秋にかけてたくさんのフルーツが実る果樹園は、この地域を代表する景色となっています。

平坦部は、八田、白根、若草、櫛形、甲西の5地区から形成され、市街地は、主として県道42号線(旧国道52号線)沿いに広がっています。

一方山間部は、市の西部を占める芦安地区及び白根・櫛形地区の一部からなっています。特に国内第2位の標高3,193mの北岳を筆頭に、間ノ岳、仙丈ヶ岳など南アルプス(赤石山脈)の3,000m級の高峰、名峰が連なっています。

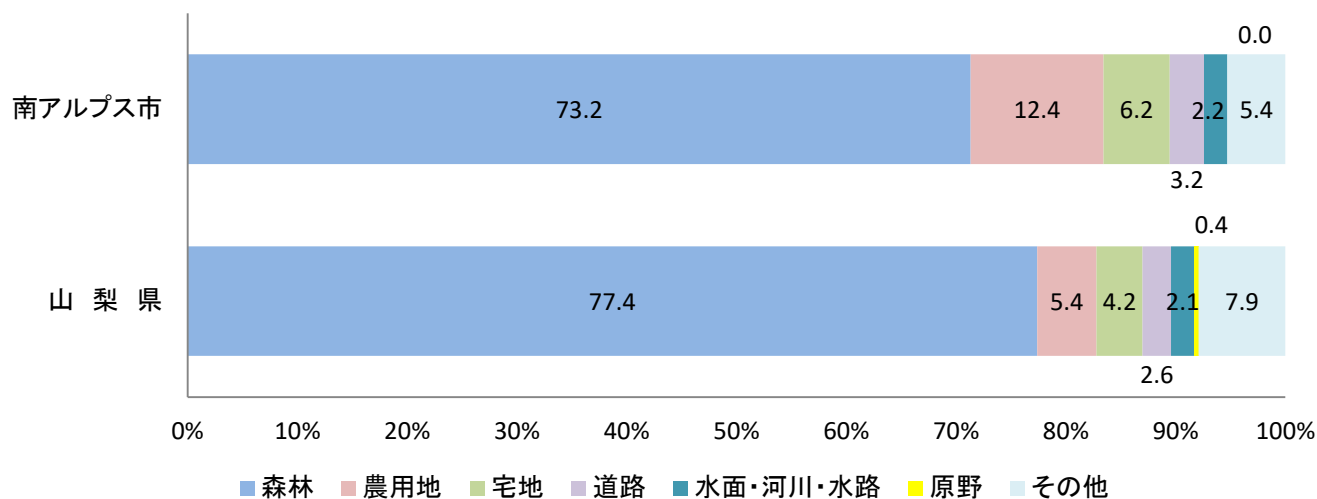
図2-1 南アルプス市の位置



## 第2節 土地利用

本市の土地利用状況を図2-2に示します。森林の割合が73.2%と最も多く、次いで農用地が12.4%、宅地6.2%となっています。

図2-2 本市の土地利用状況



出典：南アルプス市調べ 山梨県総合政策部「山梨の土地」平成28年度

### 第3節 森林

本市の地形は、南アルプスの主峰北岳を頂点として、東西に長い地形となっており、森林面積は 19,330ha で、総面積 26,414ha の 73.2%を占めています。森林地域は、市西部の山岳地域に集中しています。表2-1に山梨県内の市町村別森林面積を、表2-2に山梨県及び南アルプス市の林種別森林面積を示します。

表2-1 森林の面積（森林割合の多い順）

No	市町村名	総面積(ha)	森林面積(ha)	割合(%)
1	丹波山村	10,130	9,871	97.4
2	早川町	36,996	35,264	95.3
3	小菅村	5,278	4,953	93.8
4	道志村	7,968	7,473	93.8
5	南部町	20,087	17,629	87.8
6	大月市	28,025	24,276	86.6
7	鳴沢村	8,958	7,743	86.4
8	西桂町	1,522	1,295	85.1
9	都留市	16,163	13,631	84.3
10	富士川町	11,200	9,195	82.1
11	上野原市	17,057	13,980	82.0
12	山梨市	28,980	23,716	81.8
13	身延町	30,198	24,319	80.5
14	甲州市	26,411	21,108	79.9
15	北杜市	60,248	45,849	76.1
16	南アルプス市	26,414	19,330	73.2
17	富士河口湖町	15,840	11,492	72.6
18	富士吉田市	12,174	8,517	70.0
19	韮崎市	14,369	9,264	64.5
20	甲府市	21,247	13,633	64.2
21	市川三郷町	7,518	4,776	63.5
22	忍野村	2,505	1,516	60.5
23	山中湖村	5,305	3,148	59.3
24	笛吹市	20,192	11,818	58.5
25	甲斐市	7,195	3,154	43.8
26	中央市	3,169	552	17.4
27	昭和町	908	0	0.0

出典：令和元年度版山梨県林業統計書

表2-2 林種別森林面積 (ha)

市町村	総面積	森林面積合計	国有林	県有林	民有林
山梨県	446,527	347,498	4,642	154,011	188,845
南アルプス市	26,414	19,330	0	16,893	2,437

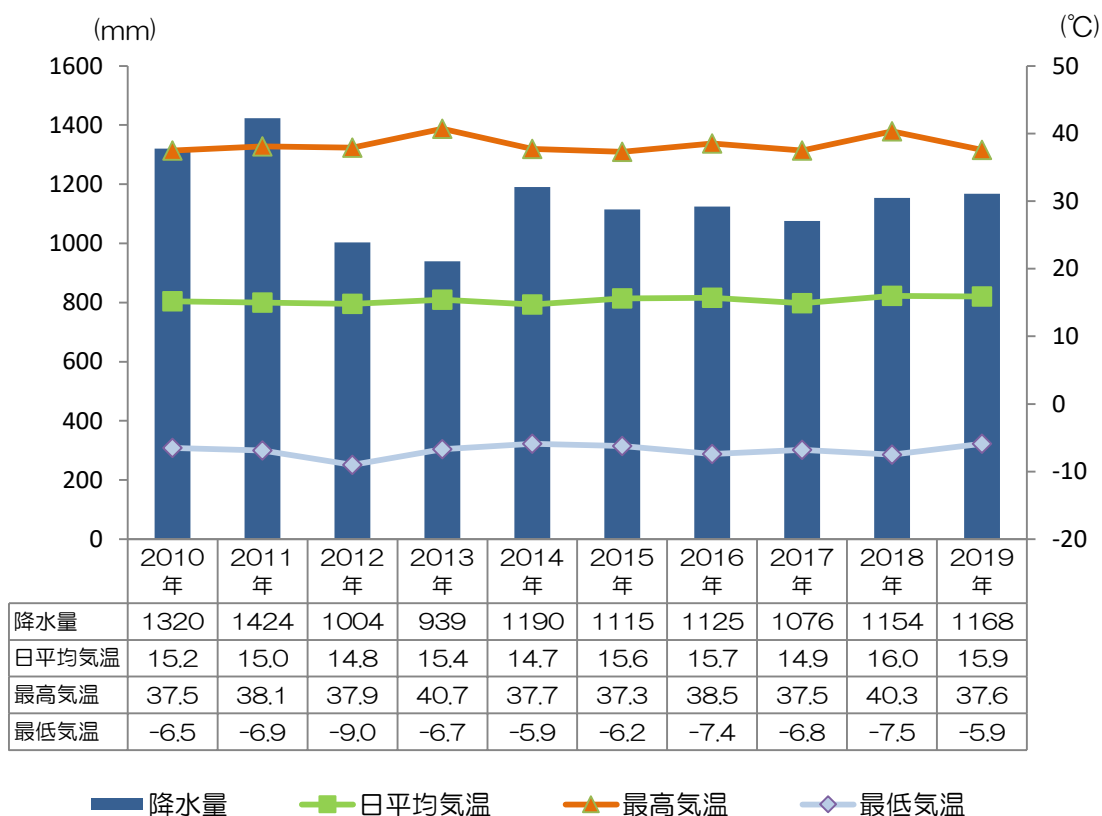
出典：令和元年度版山梨県林業統計書

## 第4節 気象

甲府地方気象台の観測値における過去10年間の状況を図2-3に示します。最高気温、最低気温、日平均気温はあまり変化が見られませんが、降水量は2010年と2011年が多く、他の年は1,000～1,200mm程度でした。

また、図2-4、表2-3に2019年の甲府地方気象台における年間の観測値を示します。これによると、最高気温は、8月の37.6℃、最低気温は、1月の-5.9℃と1年間を通じて寒暖の激しい盆地特有の内陸性気候を示しています。また、2019年については、10月の台風による影響で降水量が363.5mmと突出しています。

図2-3 過去10年間の甲府地方気象台観測地(気温・降水量)



出典：気象庁

図2-4 2019年甲府地方気象台平年値（気温・降水量）

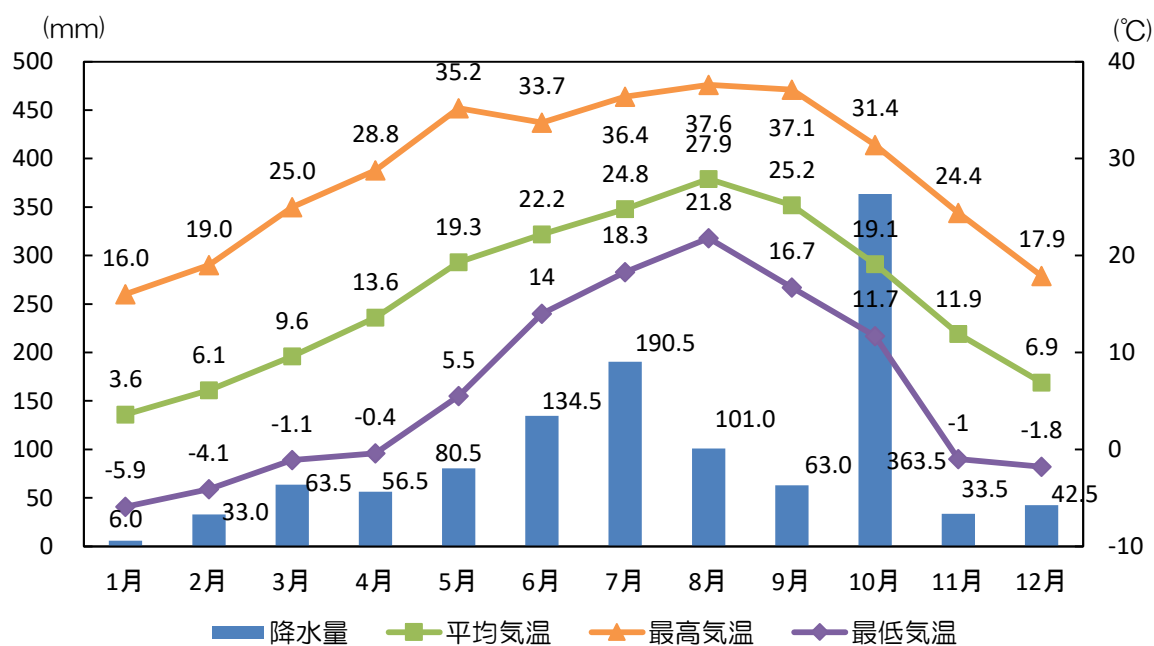


表2-3 2019年甲府地方気象台平年値（気温・降水量）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
降水量(mm)	6.0	33.0	63.5	56.5	80.5	134.5	190.5	101.0	63.0	363.5	33.5	42.5	
気温(°C)	平均	3.6	6.1	9.6	13.6	19.3	22.2	24.8	27.9	25.2	19.1	11.9	6.9
	最高	16.0	19.0	25.0	28.8	35.2	33.7	36.4	37.6	37.1	31.4	24.4	17.9
	最低	-5.9	-4.1	-1.1	-0.4	5.5	14.0	18.3	21.8	16.7	11.7	-1.0	-1.8

出典：気象庁



## 第5節 人口・世帯

### 5-1 人口の推移

本市の人口は、2010年までは増加し続けていましたが、2015年から減少傾向にあります。市内6地区の人口推移を見ると、1990年から若草地区は増加していますが、他5地区は、2015年以降減少傾向にあります。

図2-5、表2-4に南アルプス市内6地区の人口の推移を示します。

図2-5 南アルプス市6地区の人口推移(グラフ)

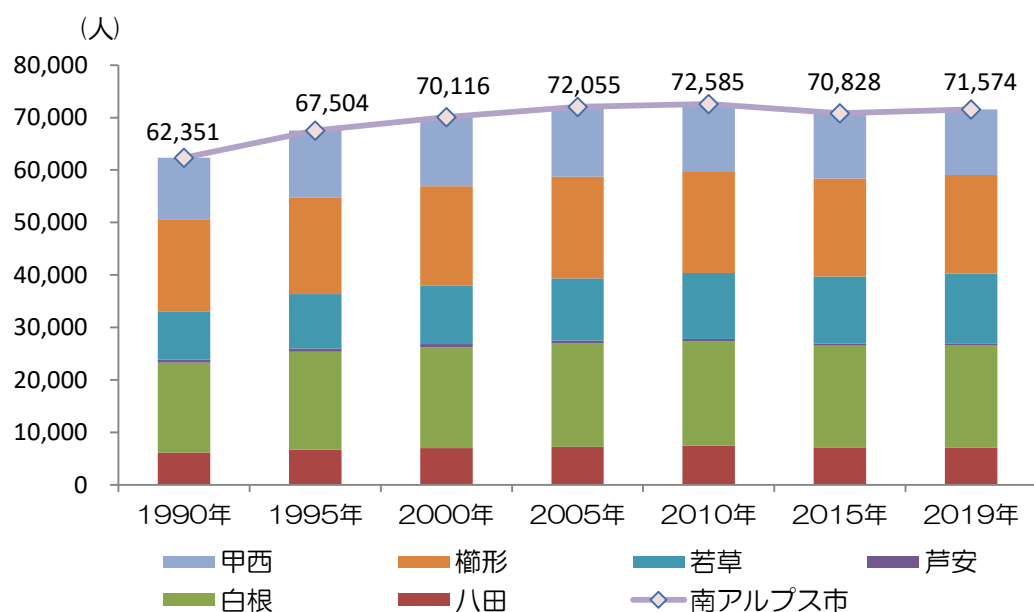


表2-4 南アルプス市6地区の人口推移(表)

(人)

	八田	白根	芦安	若草	櫛形	甲西	南アルプス市
1990年	6,158	17,156	552	9,223	17,435	11,827	62,351
1995年	6,694	18,707	611	10,326	18,375	12,791	67,504
2000年	7,016	19,247	613	11,105	18,920	13,215	70,116
2005年	7,295	19,757	470	11,831	19,385	13,317	72,055
2010年	7,491	19,930	397	12,559	19,403	12,805	72,585
2015年	7,158	19,409	328	12,818	18,663	12,452	70,828
2019年	7,093	19,568	284	13,310	18,786	12,533	71,574

出典：国勢調査、南アルプス市HP

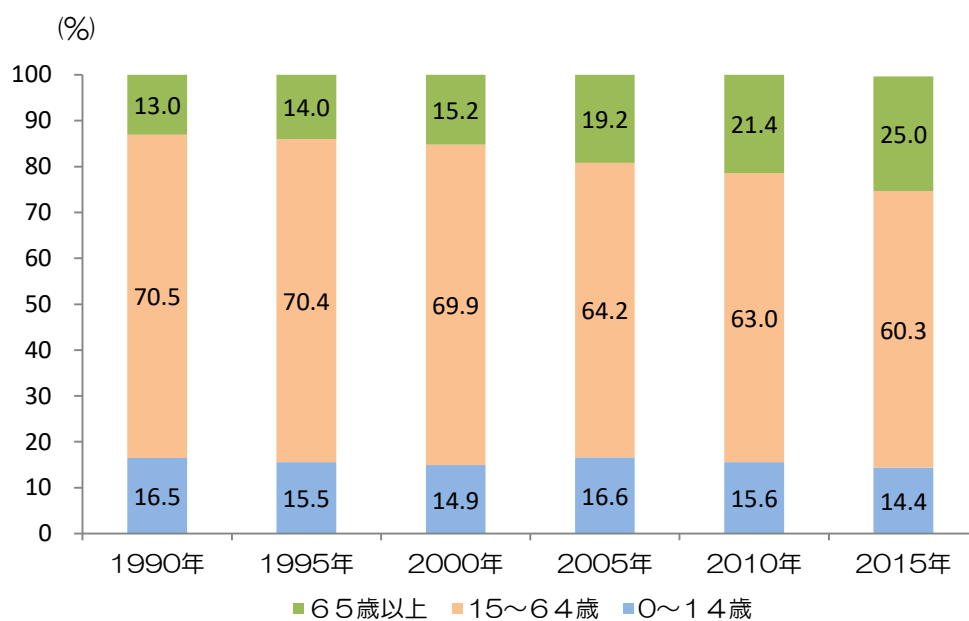
※2019年のデータについては、南アルプス市HPより2019年10月1日の資料です。2015年度までの国勢調査とは異なります。

## 5-2 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移を図2-6に示します。

1995年以降の65歳以上の人口割合は、増加傾向にあり2015年には、25.0%となっています。一方で、0～14歳の年少人口の割合は、14.4%まで減少しており少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

図2-6 年齢3区分別人口の推移

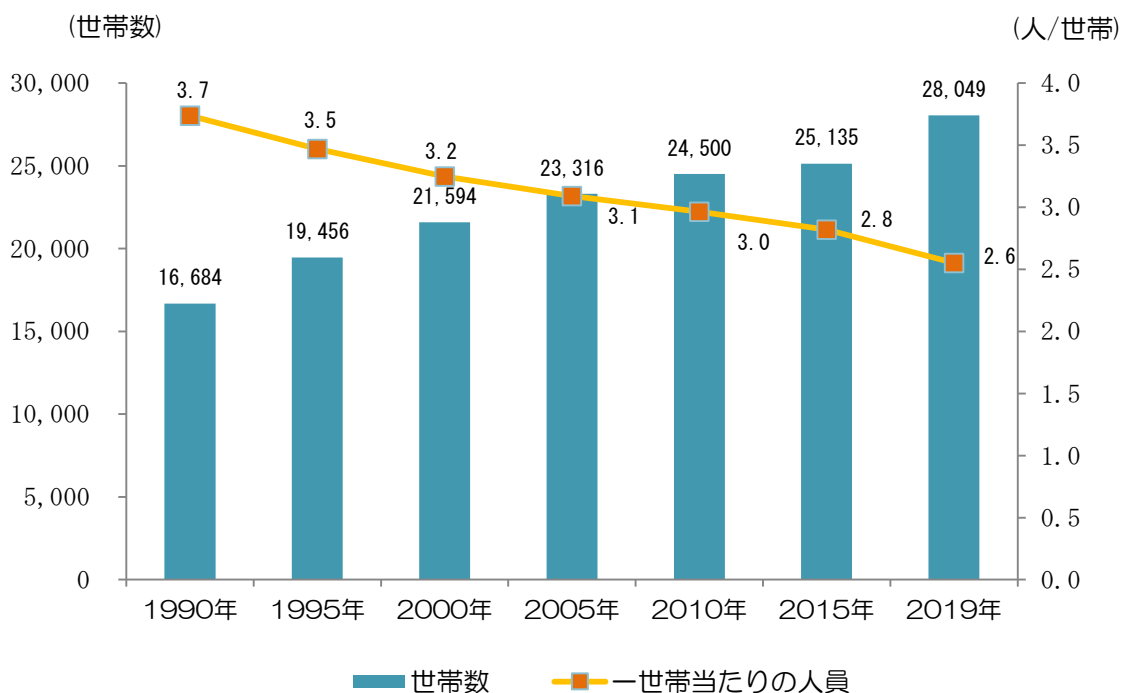


出典：国勢調査

### 5-3 世帯数の推移

本市の世帯数は年々増加傾向にあります。しかし、一世帯当たりの人員数は減少しており、2019年においては、2.6人となっています。これは、核家族化の進行とともに、高齢者の単身世帯の増加及び少子化といった社会的状況が進行していることがうかがえます。図2-7に世帯数と世帯当たりの人員数の推移を示します。

図2-7 世帯数と世帯当たりの人員数の推移

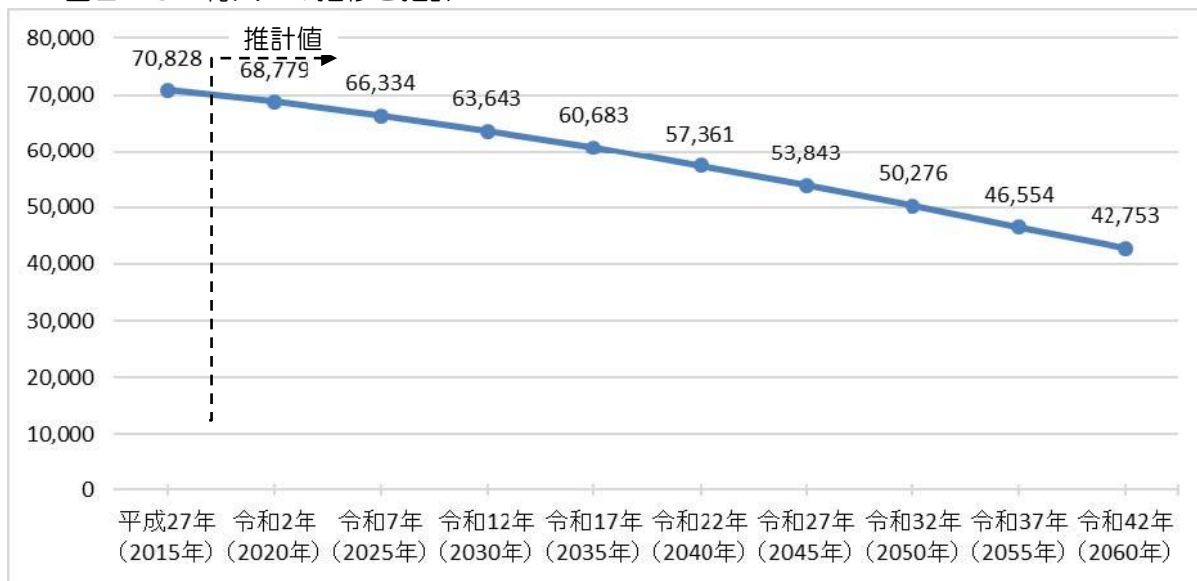


出典：国勢調査、南アルプス市 HP より

### 5-4 人口推移と将来推計

本市で刊行した「第2期南アルプス市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、国勢調査と国立社会保障・人口問題研究所による推計に基づいて、過去の総人口と、今後人口減少に対する施策を講じなかった場合に想定される総人口が記されており、それらを図2-8に示します。

図2-8 総人口の推移と推計

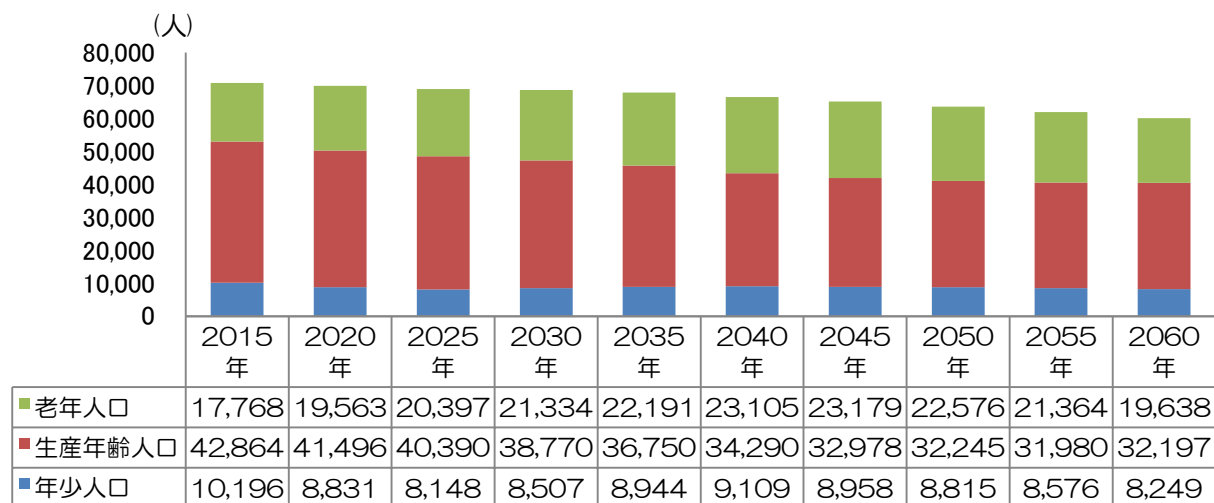


出典：第2期南アルプス市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年3月改訂)

### 5-5 人口将来展望

本市の目指すべき将来の方向性について、「活力ある南アルプス市」を維持するため、「人口ビジョン」を踏まえ「総合戦略」を策定し、以下の4つの基本目標(安定雇用、新しい人の流れを作る、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域づくり)を策定し、2025年には70,000人程度の人口を確保しながら、本市の目指すべき将来の方向性を実現し、2060年に60,000人程度の人口維持を目指しています。図2-9に将来展望における年齢3区分別人口を示します。

図2-9 将来展望における年齢3区分別人口



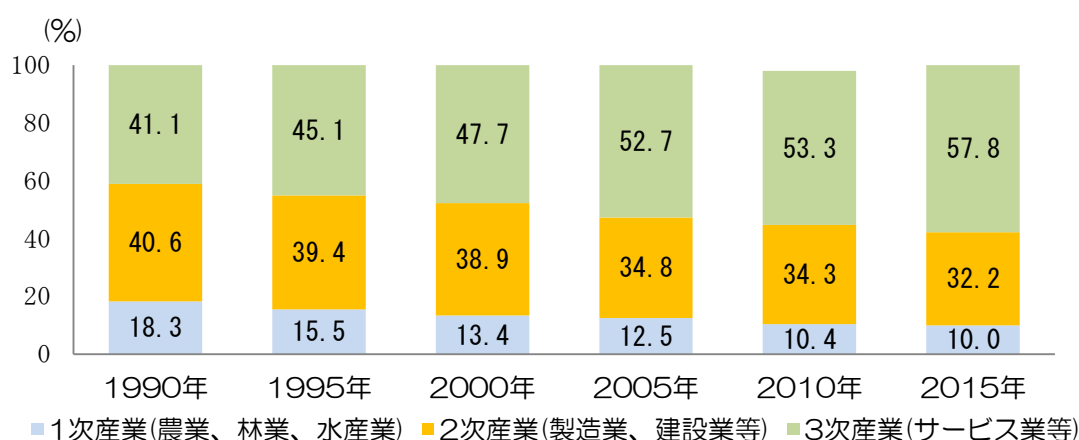
出典：第2期南アルプス市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年3月改訂)

## 第6節 産業

### 6-1 産業一般

図2-10に本市の産業別就業人口の構成比を示します。産業別就業人口は、第3次産業が増加する一方、第1次産業及び第2次産業は減少している状況です。

図2-10 産業別就業人口の推移



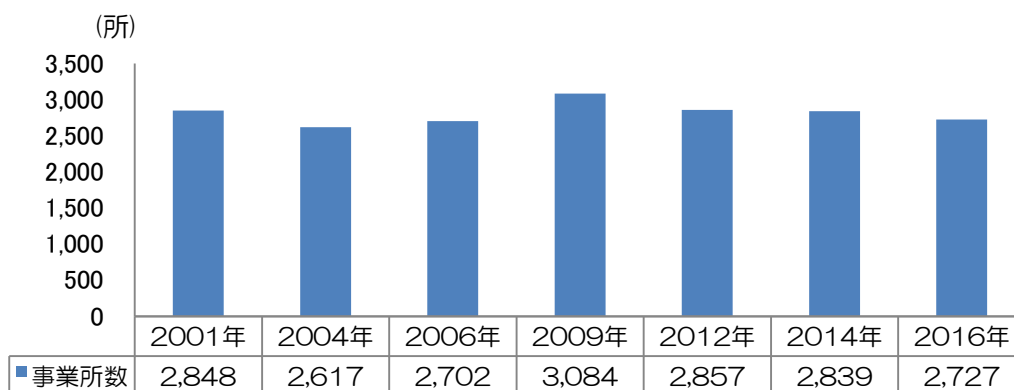
注 1) 小数点第2位を四捨五入しているため、100%にならないものがあります。

注 2) 分類不能の産業を除いて、総数を算出しています。

出典：国勢調査

図2-11に事業所数の推移を示します。事業所数は、2009年をピークにそれ以降は、減少傾向です。(事業所数については、事業内容等不詳を含む)

図2-11 事業所数の推移



出典：事業所・企業統計調査（2006年まで）、経済センサス（2009年以降）

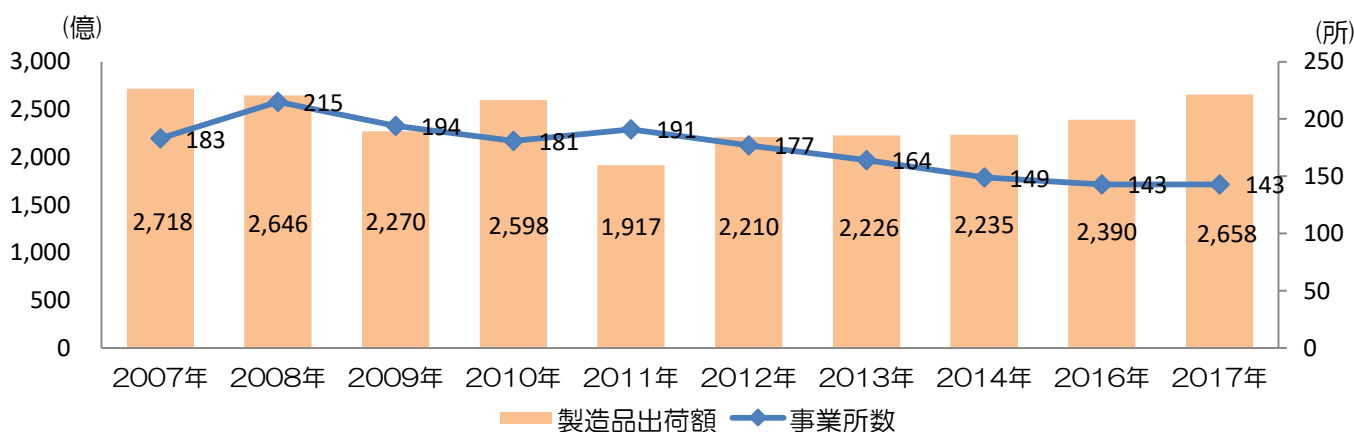
## 6-2 商工業

図2-12に製造業による製造品出荷額等<sup>3</sup>の推移を示します。製造品出荷額等は、2007年をピークに減少していましたが、近年は、一事業所あたりの製造品出荷額等は増加傾向にあります。

また、図2-13に商業関係の年間商品販売額及び事業所数を示します。

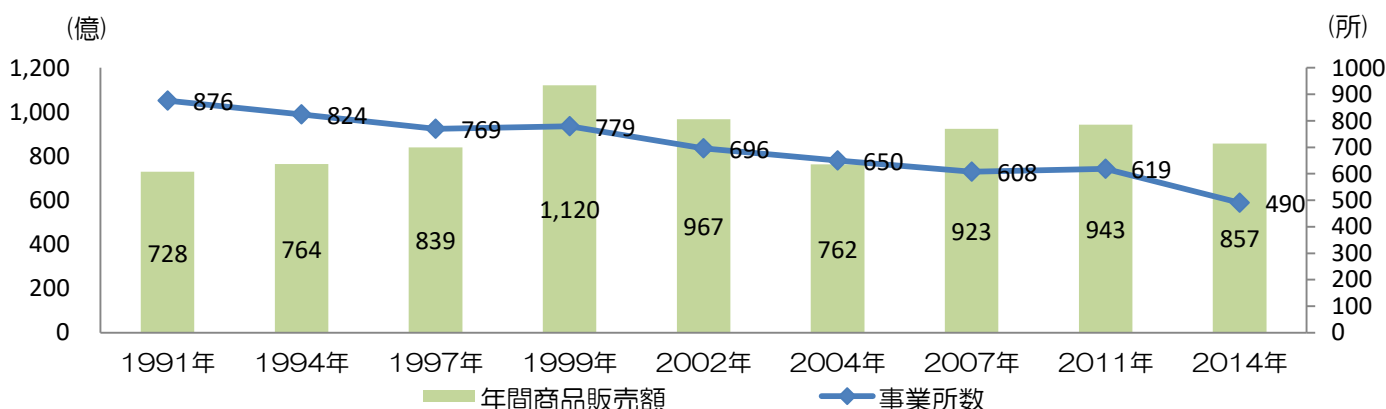
事業所数は、1991年をピークに減少傾向にあります。一方、年間商品販売額は、1999年をピークにそれ以降、横這い傾向にあります。

図2-12 製造品出荷額等の推移



出典：山梨県工業統計調査、経済センサス活動調査

図2-13 年間商品販売額の推移



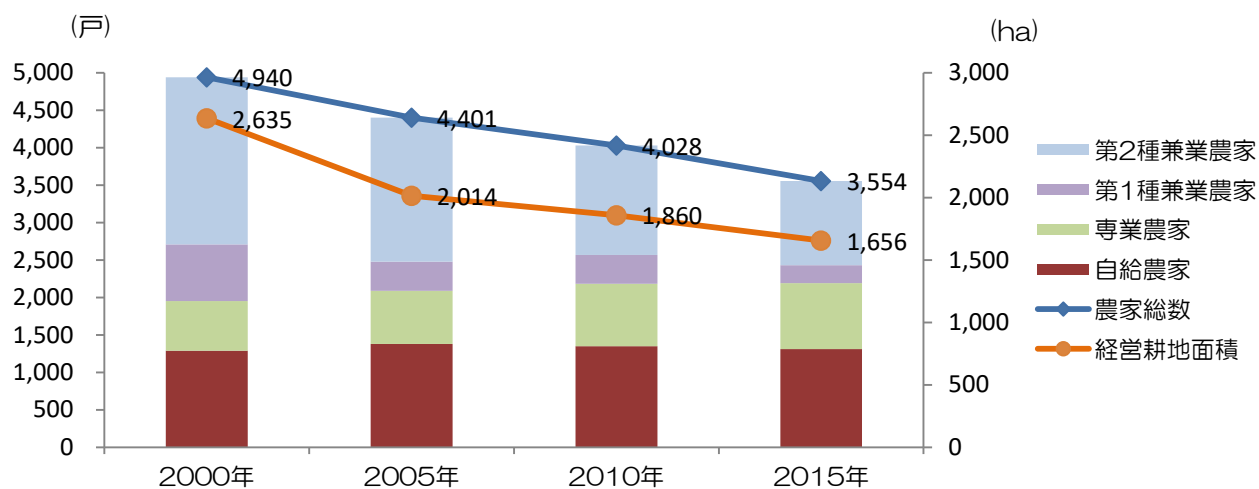
出典：山梨県商業統計調査、経済センサス活動調査

<sup>3</sup> 製造品出荷額等：1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくす及び廃物」の出荷額とその他の収入の合計です。

### 6-3 農業

図2-14、表2-5に本市における農家数と経営耕地面積の推移を示します。2000年は、農家総数 4,940 戸、経営耕地面積 2,635 ha でしたが、2015年には、農家数 3,554 戸、経営耕地面積 1,656ha まで減少しています。

図2-14 本市の農家数と経営耕地面積の推移



注) 経営耕地面積について 2005 年以降は、販売農家のデータ(2000 年は総農家のデータ)

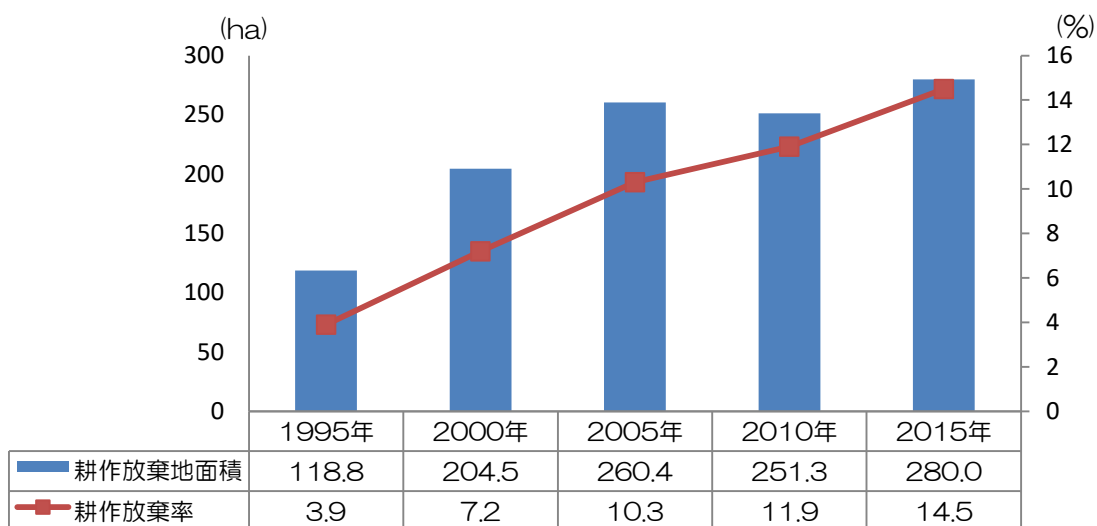
表2-5 本市の農家数と経営耕地面積の推移

区分	総数 (戸)	農家戸数						経営耕 地面積 (ha)
		自給的 農家		販売農家				
				専業 農家	兼業農家			
				第1種	第2種			
2000年	4,940	1,290	3,650	662	2,988	755	2,233	2,635
2005年	4,401	1,381	3,020	710	2,310	389	1,921	2,014
2010年	4,028	1,351	2,677	830	1,847	386	1,461	1,860
2015年	3,554	1,310	2,244	882	1,362	237	1,125	1,656

出典：農林業センサス

一方、図2-15に耕作放棄地面積の推移を示します。耕作放棄地面積は、年々増加しており、耕作放棄率においても増加傾向にあります。2015年は、耕作放棄地面積280.0ha、耕作放棄率14.5%となっています。

図2-15 耕作放棄地面積等の推移



[耕作放棄率 (%) = 耕作放棄地面積 ÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100 ]

注) 非農家が所有する土地は含んでおりません。経営耕地面積については、2005年以降販売農家のデータ集計です。(2000年以前は総農家のデータ集計です。)

出典：農林業センサス

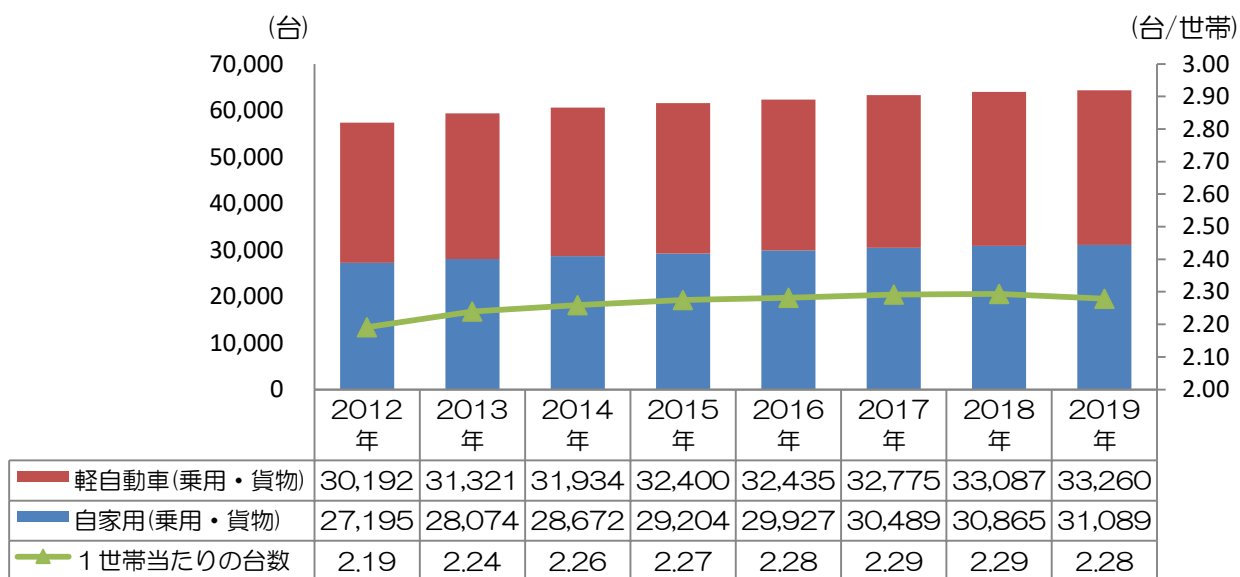


## 第7節 自動車保有台数

図2-16に本市の1世帯当たりの自動車保有台数を示します。普通車、軽自動車ともに保有台数が年々増えています。

また、1世帯当たりの自動車保有台数は、近年横這いです。

図2-16 自動車保有台数の推移（二輪車を除く）



出典：国土交通省関東運輸局、全国軽自動車協会連合会山梨事務所

## 第8節 市の主な公共施設

表2-6に市の主な公共施設を示します。

表2-6 市の主な公共施設

大分類	中分類	小分類	施設数	棟数	延床面積(m <sup>2</sup> )	敷地面積(m <sup>2</sup> )	備考
行政系施設	庁舎等	庁舎等	9施設(10ヶ所)	16 棟	15,370	40,092	共有施設1ヶ所
	消防施設	消防署・分遣所	3施設	6 棟	4,917	17,740	
		防災備蓄倉庫	8施設	8 棟	888	501	
学校教育系施設	学校	小学校	27施設	66 棟	69,049	266,174	
		中学校	13施設	46 棟	41,000	173,636	
	その他教育施設	給食施設	11施設	11 棟	4,542	8,376	
市民文科系施設・ 社会教育系施設	コミュニティ施設	コミュニティ施設	12施設	13 棟	3,307	15,725	
	文化・生涯学習施設	文化・生涯学習施設	15施設	15 棟	20,086	58,608	
	図書館	図書室	1施設(6ヶ所)	6 棟	336	607	共有施設5ヶ所
	博物館等	美術館	2施設	3 棟	1,312	6,720	
		資料館・文化財施設	4施設	4 棟	3,342	23,931	
子育て支援施設	保育所	保育所	14施設	14 棟	14,607	57,825	
	幼児・児童施設	児童館	5施設(6ヶ所)	6 棟	2,408	11,621	共有施設1ヶ所
		放課後児童クラブ	9施設(18ヶ所)	18 棟	1,193	2,969	共有施設9ヶ所
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者福祉施設	9施設	9 棟	4,644	15,051	
	障害福祉施設	障害福祉施設	3施設	4 棟	589	6,421	
	保健施設	保健センター	6施設	8 棟	8,373	27,685	
スポーツ・レクリ エーション系施設	スポーツ施設	屋内スポーツ施設	17施設	17 棟	20,977	14,335	
		屋外スポーツ施設	18施設	5 棟	1,929	56,412	
	レクリエーション施 設・観光施設	山小屋	7施設	7 棟	2,150	4,645	
		その他レクリエーション 施設・観光施設	12施設	14 棟	4,055	44,039	
保養施設	温泉施設	5施設	6 棟	6,222	38,958		
産業系施設	産業系施設	産業振興施設	2施設	2 棟	625	12,822	
		農業振興施設	4施設	34 棟	2,351	56,082	
公園	公園	都市公園	16施設	1 棟	525	580,773	
		農村公園	18施設	1 棟	95	28,797	
		その他公園	88施設	0 棟	0	112,086	
公営住宅	公営住宅	市営住宅	31施設	219 棟	35,873	162,474	
その他	その他教育施設	その他	15施設	20 棟	4,624	9,223	
合計			384施設	579 棟	275,389	1,854,328	共有施設16ヶ所

出典：南アルプス市公共施設等総合管理計画(平成28年5月)

## 第3章 環境の状況

## 第3章 環境の状況

### 第1節 自然環境

本市は、南アルプス 3,000m峰が連なる急峻な山岳環境の中、固有種が多く生息・生育するわが国を代表する自然環境を有しています。富士川水系の流域に古来より固有の文化圏が形成され、伝統的な習慣、食文化、民俗芸能等を現代に継承してきました。

また、南アルプスの山々によって交流が阻まれてきた3県10市町村にわたる地域が、「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」という理念のもと、2014年6月に南アルプスユネスコエコパーク<sup>4</sup>として登録承認されました。図3-1に南アルプスユネスコエコパーク地域を示します。南アルプスの自然環境と文化を共有の財産と位置づけるとともに、優れた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に共同で取り組むことを通じて、地域間交流を拡大し、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを図ることを目指しています。

図3-1 南アルプスユネスコエコパーク地域



<sup>4</sup> ユネスコエコパーク：生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的として、ユネスコが開始した。ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画における一事業として実施されている。地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取り組みである。ユネスコエコパークは国内で親しみをもってもらうためにつけられた通称で、海外では「BR:Biosphere Reserves（生物圏保存地域）」と呼ばれている。

1-1 動物

山梨県が実施した環境資源調査（平成7年～平成13年実施）によると、表3-1に本市において確認された動物等を示します。

表3-1 環境資源調査

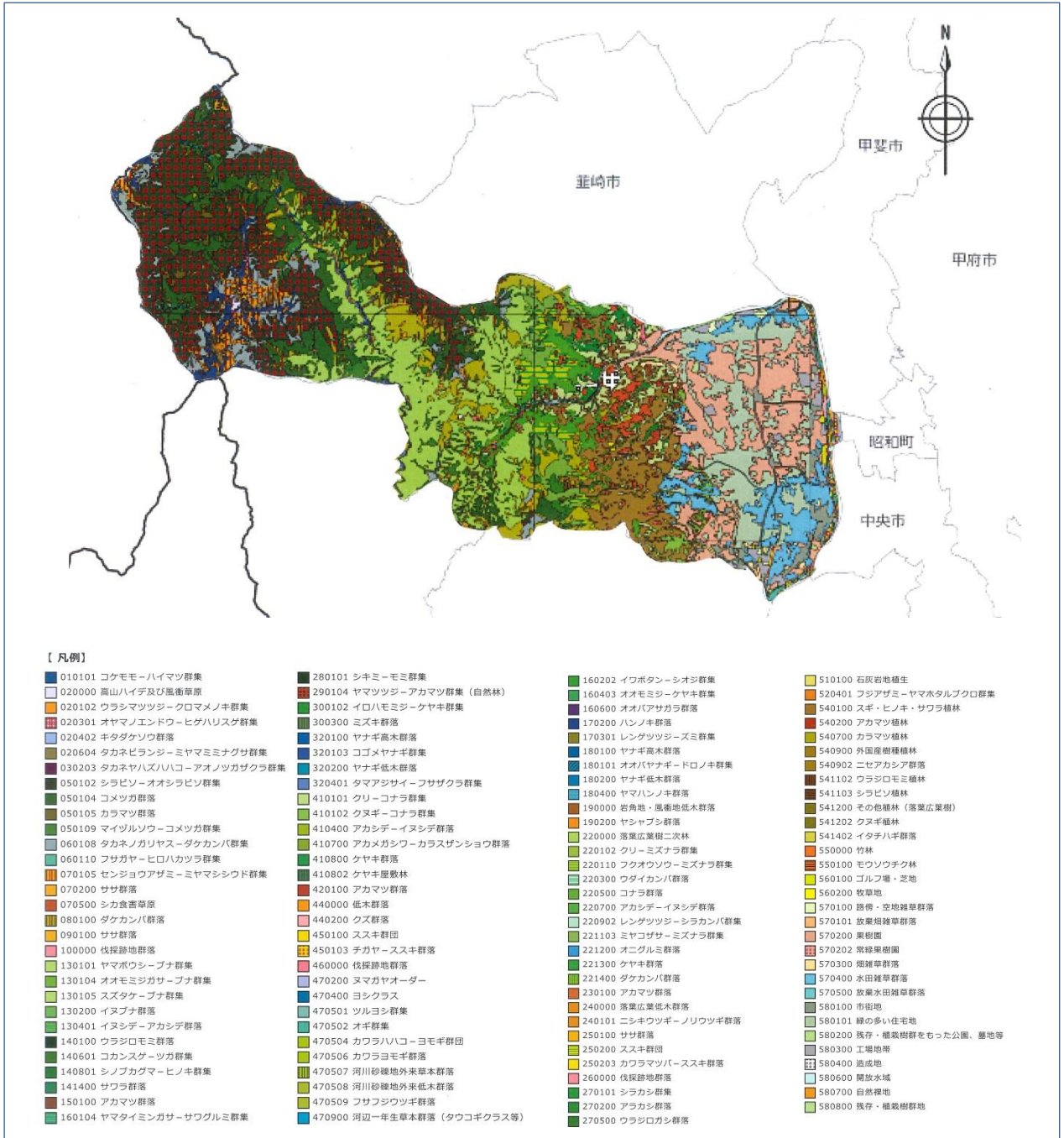
種類	種名
哺乳類	アカネズミ、アズマモグラ、アブラコウモリ、カヤネズミ、カワネズミ、トガリネズミ、ニホンアナグマ、ニホンジカ、ニホンイノシシ、ニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ、ニホンリス、ノイヌ、ノウサギ、ハクビシン、ハツカネズミ、ハタネズミ、ヒミズ、ヒメネズミ、ホンドイタチ、ホンドオコジョ、ホンドキツネ、ホンドザル、ホンドタヌキ、ホンドテン、ホンドモモンガ
鳥類	アオジ、アオバト、アカゲラ、アカハラ、アマツバメ、イカル、イワツバメ、ウグイス、ウソ、エゾムシクイ、エナガ、オオアカゲラ、オオルリ、カケス、カシラダカ、カヤクグリ、カワガラス、カワラヒワ、クイタダキ、キジ、キジバト、キセキレイ、キバシリ、キビタキ、クマタカ、クロジ、クロツグミ、コガモ、コゲラ、コサメビタキ、コジュケイ、コマドリ、サシバ、シジュウカラ、ジョウビタキ、セグロセキレイ、センダイムシクイ、ツツドリ、ツバメ、ドバト、トビ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒガラ、ヒヨドリ、ベニマシコ、ホオジロ、ホトトギス、マガモ、マヒワ、ミソサザイ、ムクドリ、メジロ、メボソムシクイ、モズ、ヤブサメ、ヤマガラ、ルリビタキ
魚類	アマゴ、アブラハヤ、イワナ、ウグイ、オイカワ、カジカ、カマツカ、ギンブナ、コイ、タモロコ、ドジョウ、ニッコウイワナ、ヨシノボリ、メダカ、モツゴ、ヤマメ、ヤマトイワナ
両生類・爬虫類	アオダイショウ、アズマヒキガエル、ウシガエル、カジカガエル、シマヘビ、ジムグリ、タゴガエル、ツチガエル、トノサマガエル、ニホンアマガエル、ニホンカナヘビ、ニホントカゲ、ハコネサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、モリアオガエル、ヤマアカガエル、ヤマカガシ
昆虫類	アオバセセリ、アカガネオオゴミムシ、アカタテハ、アサギマダラ、イタドリハムシ、イチモンジセセリ、イチモンジチョウ、ウスバシロチョウ、ウラジャノメ、ウラナミシジミ、ウラギンシジミ、ウラギンヒョウモン、エゾスジグロシロチョウ、エルタテハ、オナガアゲハ、オンタケガチビゴミムシ、カラカネハナカミキリ、カラマツカミキリ、キアゲハ、キジマトラカミキリ、キチョウ、キベリタテハ、ギンボシヒョウモン、ギンヤンマ、クジャクチョウ、クロキノカワゴミムシ、クロナガオサムシ、クロハナカミキリ、クロボシヒラタシテムシ、クロマルクビゴミムシ、コクロナガオサムシ、コツバメ、コヒオドシ、コホソクビゴムシ、サカハチチュウ、サンブククロナガオサムシ、シータテハ、シバタホソヒラゴミムシ、シラフヒゲナガカミキリ、スギタニルリシジミ、スジグロシロチョウ、スジボソヤマキチョウ、センチコガネ、ダイミョウセセリ、ダイセンシジミ、チビマルクビゴミムシ、ツバメシジミ、ツマキチョウ、ツマジロウラジャノメ、テングチョウ、トホシハナカミキリ、ニッコウナガゴミムシ、ハネアカナガゴミムシ、ハラトゲナガゴミムシ、ヒオドシヒチョウ、ヒメアカタテハ、ヒメジャノメ、ヒロオビモンシテムシ、フタスジチョウ、フタスジハナカミキリ、ベーツナガゴミムシ、ベッコウヒラタシテムシ、ベニシジミ、ホシナガゴミムシ、ホソオチョウ、ホソヒラタゴミムシ、マメゲンゴロウ、ミドリヒョウモン、ミヤマカミキリモドキ、ミヤマカラスアゲハ、ミヤマセセリ、ミヤマハンミョウ、ミヤママルクビゴミムシ、メスアカミドリシジミ、モモグロハナカミキリ、モンシロチョウ、モンキチョウ、ヤツボシハナカミキリ、ヤマトシジミ、ルリシジミ、ルリタテハ

出典：山梨県森林環境部(平成15年3月)

1-2 植物

植生調査の成果である植生図は、我が国の自然環境を把握するうえで最も基礎的かつ主要な資料です。図3-2に本市の状況を示します。

図3-2 南アルプス市植生図



出典：環境省自然環境保全基礎調査(第6-7回)

### 1-3 南アルプス市における主な絶滅危惧種（推定）

表3-2に山梨県レッドデータブック<sup>5</sup>のカテゴリーと定義、表3-3に山梨県内に生息する絶滅危惧種と本市に生息すると思われる絶滅危惧種を示します。

2018 山梨県レッドデータブックによると、山梨県全体の絶滅危惧種は動物 228 種、植物 469 種であり、そのうち本市内に生息すると思われる絶滅危惧種植物種の数 は 148 種となっています。なお、動物については県下全域での公表のため、県下全域における絶滅危惧種の数のみ記載します。

表3-2 山梨県レッドデータブックのカテゴリーと定義

カテゴリー	区分定義
絶滅	県内ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	県内において絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類	県内において絶滅の危険性が増大している種
準絶滅危惧	現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの
情報不足	評価するだけの情報が不足している種

<sup>5</sup> 山梨県レッドデータブック：山梨県内における絶滅のおそれのある野生生物の現状を把握し、その保護策の基礎となるべき資料を提供することと、その現状を広く周知するために作成されている。

表3-3 山梨県レッドデータブックの 카테고리別絶滅危惧種

山梨県レッドデータブック カテゴリー	山梨県 動物種 数	山梨県 植物種数	南アルプス市 植物種数（推定）	植物種名称
絶滅	7			
野生絶滅		4		
絶滅危惧Ⅰ類	2			
絶滅危惧ⅠA類	21	135	43	ヒメスギラン、チシマヒカゲノカズラ、ヤツガタケシノブ、イワウサギシダ、キタダケデンダ(ヒメデンダ)、テバコワラビ、ヒイラギデンダ、カラクサシダ、ヒメザゼンソウ、ムラサキタカネアオヤギソウ(タカネシュロソウ)、キソエビネ、ホテイラン、ホテイアツモリ、キバナノアツモリソウ、トラキチラン、アオキラン、オオヤマサギソウ、ミヤマクロスゲ、センジョウスゲ、タカネタチイチゴツナギ、ヒゲナガコメススキ、チチブシロカネソウ、キタダケキンボウゲ、ヒメカラマツ、ムカゴユキノシタ、ギンロバイ(ハクロバイ)、ウメハタザオ、キタダケナズナ(ハクホウナズナ)、タカネマンテマ、シコタンハコベ、ユキワリソウ、サンブクリンドウ、アカイシリンドウ、ヒメセンブリ、ミヤマムラサキ、アオホオズキ、キタダケトラノオ、ハハコヨモギ、リンネソウ、スルガヒョウタンボク、クロミノウグイスカグラ、ホザキツキヌキソウ、ホソバハナウド



<p>絶滅危惧ⅠB類</p>	<p>32</p>	<p>166</p>	<p>65</p>	<p>コスギラン、トクサ、ヒメハナワラビ、ヤマヒメワラビ、ウサギシダ、ヒメイワトラノオ、アオチャセンシダ、トガクシデンダ、タカネシダ、ミヤマビャクシン、チシマゼキショウ、ヒメイワショウブ、ミズオオバコ、ミヤマクロユリ、ホソバノアマナ、コアツモリソウ、ハクサンチドリ、イチヨウラン、コイチヨウラン、ノビネチドリ、サカネラン、コケイラン、オオバナオオヤマサギソウ、ニョホウチドリ、ギョウジャニンニク、クロボスゲ、ヒメカワズスゲ、タカネナルコ、ヒゲハリスゲ、ミヤマコウボウ、ミヤマハルガヤ、ミヤマアワガエリ、キタダケカニツリ、サンカヨウ、キタダケトリカブト、キクザキイチゲ、キタダケソウ、トガスグリ、ハナネコノメ、シコタンソウ、シロウマオウギ、ハゴロモグサ、キンロバイ、ウラジロキンバイ、タテヤマキンバイ、シラヒゲソウ、レンゲイワヤナギ、ミヤマスミレ、シロウマナズナ、タカネピランジ、ミヤマハナシノブ、シロバナイナモリソウ、タチガシワ、サウルリソウ、マネキグサ、キレハマネキグサ、エゾシオガマ、ホウオウシャジン、タカネヤハズハハコ、キタダケヨモギ、エゾムカシヨモギ、オオモミジガサ、チシマヒョウタンボク、ニッコウヒョウタンボク、オオヒョウタンボク</p>
<p>絶滅危惧Ⅱ類</p>	<p>56</p>	<p>88</p>	<p>29</p>	<p>アスヒカズラ、ナヨシダ、カラフトメンマ、ホテイシダ、ギンラン、アオチドリ、カモメラン、オニノヤガラ、テガタチドリ、ヒメムヨウラン、タカネフタバラン、ヤマサギソウ、ヒトツボクロ、キツネノカミソリ、クモマスズメノヒエ、カサスゲ、リシリカニツリ、ヤマブキソウ、キタザワブシ、ツメレンゲ、オオヤマカタバミ、コマイワヤナギ、カラコギカエデ、クモマナズナ、オオピランジ、コハクウンボク、イワシャジン、タカネコウリンカ、キバナウツギ</p>

準絶滅危惧	61	34	11	オシャグジデンダ、ヘラオモダカ、ホザキイチヨウラン、ヤマシャクヤク、ジンジソウ、エゾノコリンゴ、ヒメスミレサイシン、クモイコザクラ、センブリ、クサタチバナ、コウリンカ
情報不足	49	42		
合計	228	469	148	

出典：2018 山梨県レッドデータブック

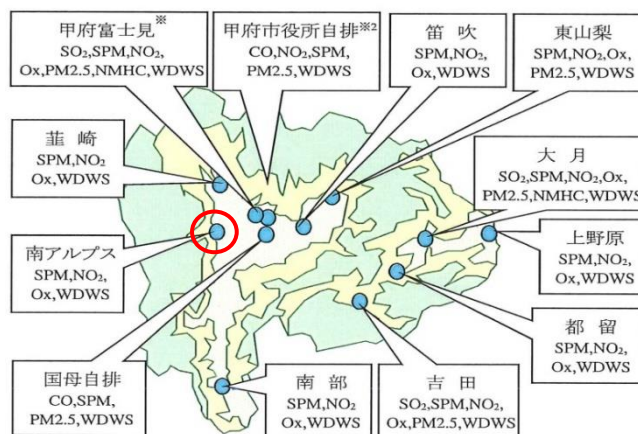
## 第2節 生活環境

### 2-1 大気汚染の状況

山梨県では大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局 10 局及び自動車排ガス測定局 2 局の合計 12 局において常時監視しています。図3-3に山梨県内常時監視測定局の設置場所及び測定項目を示します。

本市内には、南アルプス測定局が設置されています。表3-4に 2018 年度の南アルプス測定局における環境基準<sup>6</sup>の達成状況を示します。なお、図3-4～図3-6に測定項目毎の経年変化を示します。

図3-3 山梨県内常時監視測定局の設置場所及び測定項目



測定局の設置場所及び測定項目

備考) SO<sub>2</sub>: 二酸化いおう、CO: 一酸化炭素、SPM: 浮遊粒子状物質、NO<sub>2</sub>: 二酸化窒素、Ox: 光化学オキシダント、PM<sub>2.5</sub>: 微小粒子状物質、NMHC: 非メタン炭化水素、WDWS: 風向風速  
 ※衛公研局から名称変更 (H22.4.1～)  
 ※2 県庁自排から移設 (H29.12.28～)

出典：令和元年度やまなしの環境

表3-4 2018 年度南アルプス測定局の環境基準達成状況

測定項目	環境基準	測定値が基準を超えた日数・時間数	評価
SPM (注1)	1 時間値の日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	0 日 0 時間	○
NO <sub>2</sub> (注1)	1 時間値の日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること	0 日	○
O <sub>x</sub> (注1)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	63 日 369 時間	×

注 1) SPM：浮遊粒子状物質、NO<sub>2</sub>：二酸化窒素、O<sub>x</sub>：光化学オキシダント

出典：山梨県 HP(大気水質保全課)

<sup>6</sup> 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

図3-4 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度の年平均値の経年変化

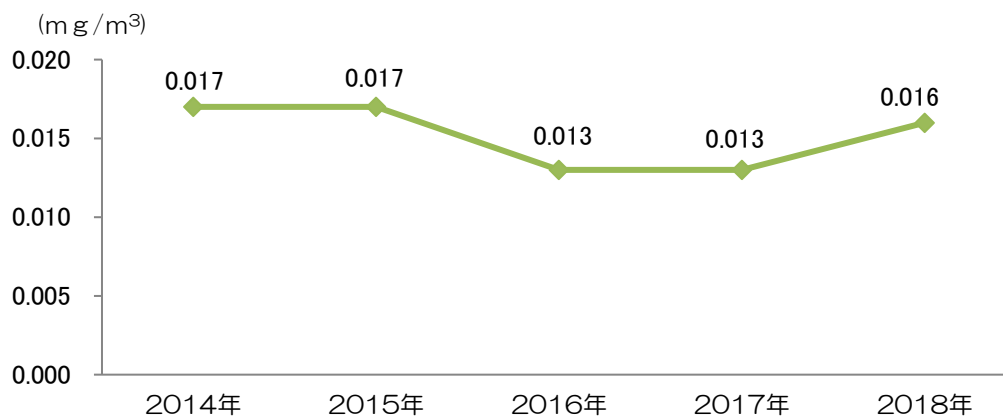


図3-5 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 濃度の年平均値の経年変化

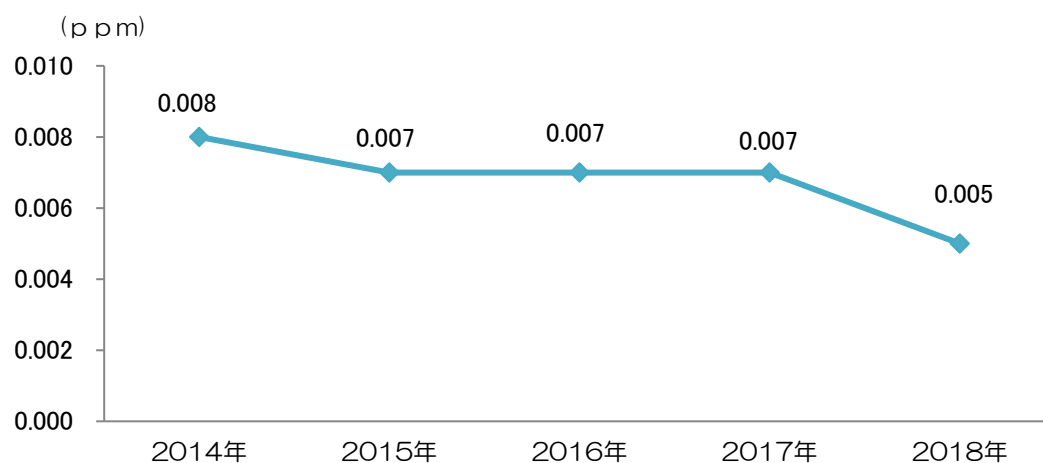
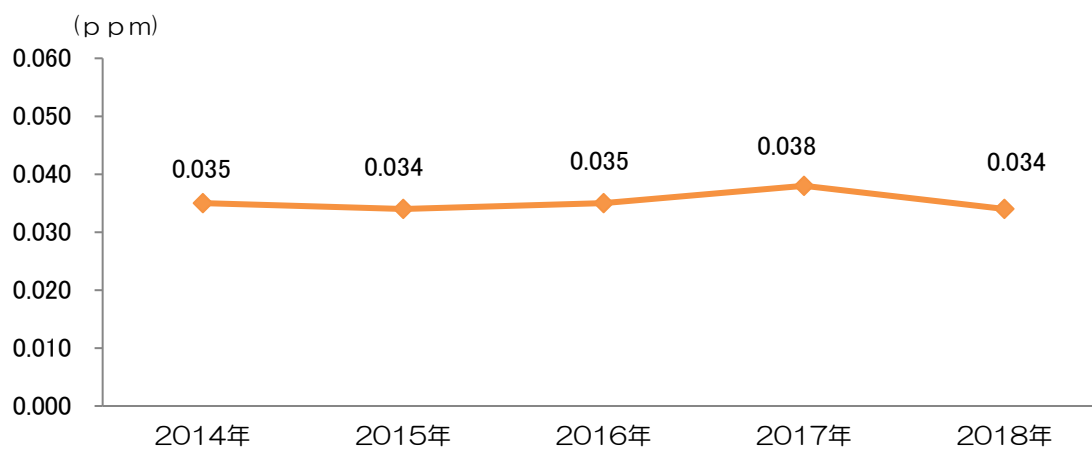


図3-6 光化学オキシダント (O<sub>3</sub>) 濃度の年平均値の経年変化 (昼間の1時間値)



出典：令和元年度版やまなしの環境、山梨県 HP (大気水質保全課)

## 2-2 河川の水質汚濁の状況

市内を流れる河川は主に西から東に流れ、富士川に合流します。図3-7に富士川(三郡西橋)におけるBOD値<sup>7</sup>(75%値)の経年変化を示します。この経年変化では、0.5 mg/ℓ未満から1.2mg/ℓの範囲で推移しており、環境基準を達成しています。

また、図3-8に滝沢川(新大橋)におけるBOD値(75%値)の経年変化を示します。この経年変化では、2012年度及び2013年度は環境基準を達成しませんでしたでしたが、それ以降は環境基準を達成しています。生活環境の保全に関する環境基準は、指定された水域に適用されます。また水域ごとに類型(等級)が定められ、それぞれの類型ごとに異なる基準値が定められています。河川の場合、一般項目は「AA」「A」「B」「C」「D」「E」の6つの類型があり、富士川(三郡西橋)は、「環境基準A類型」、滝沢川(新大橋)は、「環境基準B類型」です。

図3-7 富士川(三郡西橋)のBOD値の経年変化

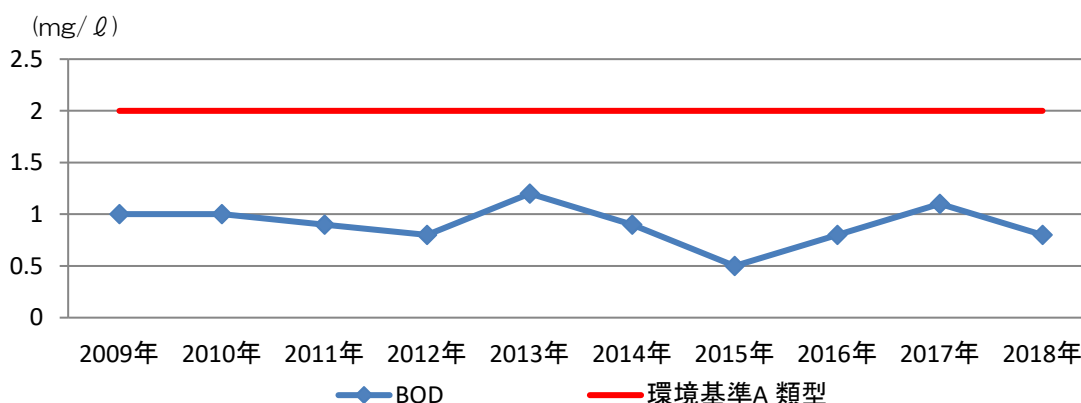
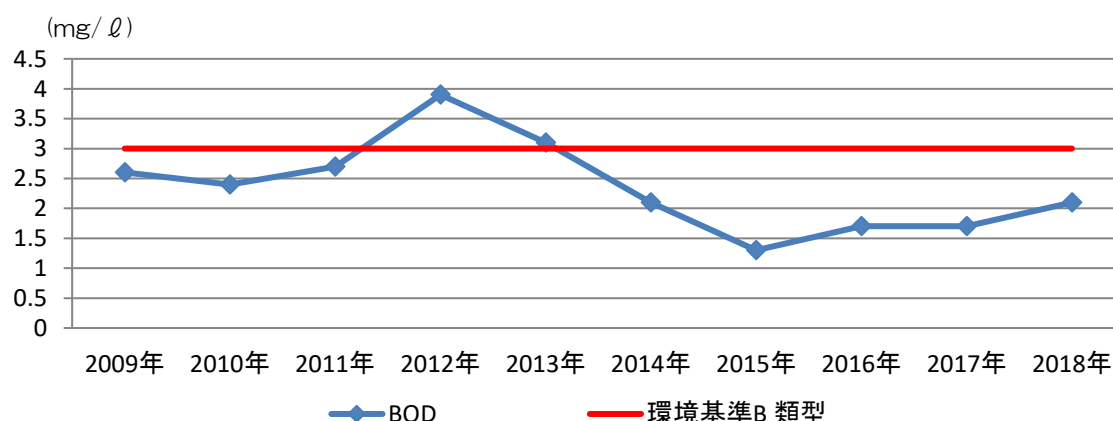


図3-8 滝沢川(新大橋)のBOD値の経年変化



出典：山梨県 HP (大気水質保全課)

<sup>7</sup> BOD：水の中の有機物(汚れの原因)を微生物(好気性微生物)が分解するのに使われた酸素の量のことで、有機物による水の汚れを示す代表的な指標。

また、市内 25 地点における近年の河川水質状況は、表3-5のとおりです。

表3-5 南アルプス市 2019年度河川水質調査結果

NO.	採水場所	採水日	採水時間	気温 ℃	水温 ℃	pH	BOD mg/l	SS mg/l	DO mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
1	御勅使川(瀬戸大橋)	9月3日	9:55	26.0	18.7	7.9	<0.5	3	8.8	70
		1月20日	9:40	-0.2	4.7	7.9	<0.5	<0.1	11.7	330
2	御勅使川(新倉橋)	9月3日	10:15	27.2	20.3	7.8	<0.5	3	8.9	330
		1月20日	10:00	2.2	6.0	8.0	<0.5	<1	12.4	79
3	御勅使川(堀切橋)	9月3日	11:00	28.5	24.8	7.9	<0.5	110	8.1	24000
		1月20日	10:43	6.8	8.7	8.0	<0.5	1	11.7	3300
4	四ヶ村川(双田橋南詰)	9月3日	11:15	30.0	25.0	8.5	0.9	6	9.7	1700
		1月20日	10:50	8.2	5.5	7.8	<0.5	4	12.6	330
5	神明川(高砂橋)	9月3日	11:30	32.1	25.8	8.2	1.0	8	8.6	17000
		1月20日	11:08	9.2	7.1	8.1	1.5	4	12.9	11000
6	四ヶ村川(木の国サイト入口)	9月3日	11:50	32.0	24.7	8.8	1.2	12	9.3	13000
		1月20日	11:20	9.1	6.7	8.1	1.2	3	13.0	2400
7	下今諏訪地内	9月3日	12:10	31.2	24.3	8.3	1.4	11	10.1	22000
		1月20日	11:35	10.3	11.7	7.5	4.1	2	10.3	33000
8	ダイヤモンドダスト南交差点西	9月3日	9:25	27.5	20.2	8.3	1.0	11	9.8	4900
		1月20日	9:15	2.3	4.2	8.1	1.1	3	13.1	11000
9	徳島堰取入口	9月3日	10:40	27.1	22.5	8.0	0.8	4	9.7	70000
		1月20日	10:20	4.2	4.8	8.4	0.6	2	14.1	2200
10	堰尻川(広道橋)	9月3日	9:05	29.0	20.5	8.0	1.0	16	8.9	24000
		1月20日	8:58	1.8	4.3	81.0	1.2	5	13.1	3300
11	大和・高室川(宮北橋)	9月3日	8:48	27.2	21.9	7.8	0.6	2	8.5	4900
		1月20日	8:45	0.1	4.3	7.9	<0.5	<1	12.8	330
12	深沢川(神山橋)	9月3日	8:56	25.8	20.0	7.7	<0.5	2	8.9	13000
		1月20日	8:57	1.8	4.5	7.7	0.8	26	12.8	1700
13	鳥沢都市下水路(滝沢川流入口)	9月3日	12:31	30.8	22.7	7.4	0.9	3	8.7	9700
		1月20日	11:58	10.9	6.8	7.6	2.2	66	12.2	4900
14	滝沢川(滝沢川橋)	9月3日	11:35	36.0	27.5	8.3	1.2	9	8.3	7000
		1月20日	11:35	6.5	8.5	8.3	1.5	4	12.3	7000
15	漆川(新野之瀬橋)	9月3日	8:40	28.1	22.9	7.8	0.7	6	8.6	9400
		1月20日	8:43	0.1	6.5	7.9	<0.5	1	12.8	3300
16	坪川(横沢橋)	9月3日	9:12	24.5	18.7	7.6	0.5	1	9.2	3300
		1月20日	9:14	1.8	5.3	7.8	<0.5	<1	12.4	490
17	堰野川(西沼橋)	9月3日	9:34	30.0	25.5	7.8	0.9	9	9.4	3300
		1月20日	9:35	3.0	8.5	7.8	0.7	8	11.6	3300
18	横川(ネットヨタ県道西)	9月3日	11:06	29.0	23.0	7.6	0.7	8	9.8	13000
		1月20日	11:05	5.4	15.5	7.9	0.8	2	9.6	7900
19	坪川(五明大橋)	9月3日	9:46	30.8	26.5	8.1	1.0	9	10.3	3300
		1月20日	9:50	4.0	6.5	8.0	1.0	3	13.0	1700
20	狐川(ネット事務所東)	9月3日	10:01	30.8	25.0	7.6	0.9	7	8.0	1700
		1月20日	10:00	5.0	9.4	7.8	0.9	7	10.7	2200
21	五明川(ふじかわ聖苑西)	9月3日	10:12	31.0	25.5	7.6	3.0	12	8.8	2400
		1月20日	10:14	3.0	9.0	7.8	2.3	3	10.5	790
22	八糸川(鷹アレンター北)	9月3日	10:24	30.8	28.0	8.2	1.1	5	12.4	3300
		1月20日	10:27	3.8	8.8	8.0	0.8	3	12.7	230
23	西川(ネットセレクトホール県道東)	9月3日	10:36	34.8	24.0	8.2	1.1	10	11.8	33000
		1月20日	10:38	5.0	12.5	8.1	1.5	6	11.0	4900
24	横川(三郡クレーンセンター南)	9月3日	10:50	34.6	24.5	8.4	1.0	9	13.6	3300
		1月20日	10:50	5.2	14.3	8.2	1.5	5	12.4	14000
25	油川(油川1号橋)	9月3日	11:18	33.0	24.2	7.6	0.8	7	8.9	1400
		1月20日	11:15	5.8	14.5	7.9	1.8	7	11.8	1700

出典：南アルプス市環境審議会資料

### 2-3 地下水の状況

山梨県では、地下水の水質保全を図るために、年度ごとに測定計画を定め地下水の監視を行っています。2018年度は、地下水水質測定計画により表3-6、表3-7のとおり市内6箇所(概況調査(ローリング方式)4箇所、継続監視調査2箇所)について測定が行われており、いずれの地点においても環境基準を達成しました。

表3-6 2018年度地下水水質測定結果(ローリング方式)

物質名	環境 基準値 mg/ℓ	井戸の所在地				
		南アルプス市 駒場	南アルプス市 下高砂	南アルプス市 上宮地	南アルプス市 西野	
環境 基準 項目	砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	硝酸性窒素・ 亜硝酸性窒素	10	0.67	1.3	0.20	8.5
	ふっ素	0.8	0.08	0.07	0.06	0.06
	ほう素	1	0.04	<0.04	<0.04	<0.04
環境基準達成状況		○	○	○	○	○

表3-7 2018年度地下水水質測定結果(継続監視調査)

物質名	環境 基準値 mg/ℓ	井戸の所在地		
		南アルプス十五所	南アルプス市小笠原	
環境 基準 項目	砒素	0.01	-	-
	ジクロロメタン	0.02	-	-
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	<0.002
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1	-	<0.0005
	トリクロロエチレン	0.01	-	<0.001
	テトラクロロエチレン	0.01	-	0.0097
	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10	6.8	-
	ふっ素	0.8	-	-
環境基準達成状況		○	○	○

※調査結果は年間平均値を記載

※「<」は未満

※「-」は測定していない。

出典：やまなしの環境 2019 (令和元年度版)

また、本市では、市内12箇所において地下水調査を実施しています。表3-8に2019年度の地下水調査結果を示します。

表3-8 2019年度地下水調査結果

区分	測定項目	No.		1	2	3	4	5	6
		地点名		南アルプス市 飯野221-1	南アルプス市 榎原防除用水	南アルプス市 上高砂防除用水	南アルプス市 桃園219	南アルプス市 沢登459	南アルプス市 上今諏訪1610
		区域名		A-上部	A-中部	A-下部	B-上部	B-中部	B-下部
		採取日		8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日
		採取時間		9:28	9:54	10:04	8:58	10:38	10:21
環境基準項目	天気	—	地下水 環境基準	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
	気温	℃		26.8	25.2	25.3	25.0	26.6	27.2
	水温	℃		17.2	15.7	24.6	16.1	17.4	16.1
環境基準項目	1,1,1-トリクロロエタン	—	1mg/L以下	<0.0002	0.0034	<0.0002	<0.0002	0.0041	0.0007
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	<0.0002	0.0005	<0.0002	<0.0002	0.0006	<0.0002
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	亜硝酸性窒素	mg/L	—	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10mg/L以下	0.19	1.93	0.93	5.24	5.75	1.70
	ほう素	mg/L	1mg/L以下	0.13	0.04	0.02	<0.01	0.05	0.05
	チウラム	mg/L	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン	mg/L	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	mg/L	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002

区分	測定項目	No.		7	8	9	10	11	12
		地点名		南アルプス市 山寺1-2	南アルプス市 十日市場716	南アルプス市 鏡中條1604-2	南アルプス市 落合2033	南アルプス市 和泉291	南アルプス市 東南湖1458-2
		区域名		C-上部	C-中部	C-下部	D-上部	D-中部	D-下部
		採取日		8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日
		採取時間		8:36	10:51	11:58	11:10	11:27	11:42
環境基準項目	天気	—	地下水 環境基準	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
	気温	℃		22.8	28.2	29.0	30.0	29.6	30.3
	水温	℃		20.1	20.2	16.4	17.3	23.9	17.5
環境基準項目	1,1,1-トリクロロエタン	—	1mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	亜硝酸性窒素	mg/L	—	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	<0.02
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10mg/L以下	2.72	3.89	5.84	4.95	0.34	2.82
	ほう素	mg/L	1mg/L以下	<0.01	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	チウラム	mg/L	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン	mg/L	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	mg/L	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002

出典：南アルプス市環境課資料



## 2-4 自動車騒音

表3-9に2019年度の南アルプス市自動車騒音常時監視結果を示します。

2019年度自動車騒音常時監視結果では、ローテーション期間中に評価した全ての路線の結果を示します。対象区域内4,343戸の住居等のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準値以下であったのは3,888戸（89.5%）、昼間のみ基準値以下であったのは0戸、夜間のみ基準値以下であったのは89（2.0%）戸、昼夜とも基準値を超過したのは366戸（8.4%）でした。

表3-9 2019年度南アルプス市自動車騒音常時監視結果

評価対象道路		評価区間 (上段) 始点 (下段) 終点	車線数	評価区間延長 (km)	住居等戸数 (戸)	達成戸数・割合							
評価区間番号(センサ番号)	市名					昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
路線名						(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
440	南アルプス市	南アルプス市野牛島	2	1.0	1	1	100.0						
中部横断自動車道		南アルプス市上高砂											
11080	南アルプス市	南アルプス市荆沢	2	9.6	1211	863	71.3			23	1.9	325	26.8
一般国道52号		南アルプス市六科											
11090	南アルプス市	南アルプス市六科	2	1.0	81	59	72.8					22	27.2
一般国道52号		南アルプス市六科											
420	南アルプス市	南アルプス市東南湖	2	5.3	80	80	100.0						
中部横断自動車道		南アルプス市吉田											
430	南アルプス市	南アルプス市吉田	2	3.0	111	111	100.0						
中部横断自動車道		南アルプス市在家塚											
440	南アルプス市	南アルプス市在家塚	2	4.0	137	137	100.0						
中部横断自動車道		南アルプス市野牛島											
15260	南アルプス市	南アルプス市東南湖	2	1.2	15	15	100.0						
一般国道140号		南アルプス市東南湖											
40200	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪	4	0.6	15	15	100.0						
甲府南アルプス線		南アルプス市上今諏訪											
40210	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪	4	0.2	11	9	81.8			1	9.1	1	9.1
甲府南アルプス線		南アルプス市上今諏訪											
40220	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪	2	4.2	423	411	97.2			4	0.9	8	1.9
甲府南アルプス線		南アルプス市小笠原											
40650	南アルプス市	南アルプス市有野	2	0.4	31	31	100.0						
韮崎南アルプス中央線		南アルプス市有野											
40660	南アルプス市	南アルプス市有野	2	4.0	376	374	99.5			2	0.5		
韮崎南アルプス中央線		南アルプス市小笠原											
40670	南アルプス市	南アルプス市小笠原	2	1.5	233	229	98.3			3	1.3	1	0.4
韮崎南アルプス中央線		南アルプス市藤田											
40680	南アルプス市	南アルプス市藤田	2	0.5	55	55	100.0						
韮崎南アルプス中央線		南アルプス市浅原											
40700	南アルプス市	南アルプス市小笠原	2	1.1	26	26	100.0						
韮崎南アルプス中央線		南アルプス市十日市場											
40710	南アルプス市	南アルプス市寺部	4	2.0	55	55	100.0						
韮崎南アルプス中央線		南アルプス市鎮中条											
40910	南アルプス市	南アルプス市上高砂	2	2.9	347	344	99.1					3	0.9
甲斐芦安線		南アルプス市六科											
40920	南アルプス市	南アルプス市六科	2	2.2	250	248	99.2			1	0.4	1	0.4
甲斐芦安線		南アルプス市有野											
41190	南アルプス市	南アルプス市東南湖	2	2.9	279	223	79.9			55	19.7	1	0.4
富士川南アルプス線		南アルプス市藤田											
41730	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪	4	2.8	74	72	97.3					2	2.7
今諏訪北村線		南アルプス市飯野											
60060	南アルプス市	南アルプス市西南湖	2	2.9	240	238	99.2					2	0.8
一軒茶屋荆沢線		南アルプス市古市場											
60260	南アルプス市	南アルプス市藤田	2	4.9	242	242	100.0						
南アルプス甲斐線		南アルプス市上今諏訪											
60270	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪	2	3.0	50	50	100.0						
南アルプス甲斐線		南アルプス市上高砂											
計			-	-	4343	3888	-	-	-	89	2.0	366	8.4

出典：南アルプス市環境課資料

## 2-5 公害苦情

表3-10に市が受理した2014年度～2018年度の公害苦情件数を示します。水質汚濁や騒音、悪臭等の苦情が目立ちます。

表3-10 公害苦情件数の推移

種別	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	計
大気汚染	1	2		2	2	7
水質汚濁	22	15	9	7	19	72
土壌汚染						
騒音	3	13	11	15	10	52
振動						
地盤沈下						
悪臭	5	8	19	5	15	52
7公害以外	1	5	12	6	9	33
計	32	43	51	35	55	216

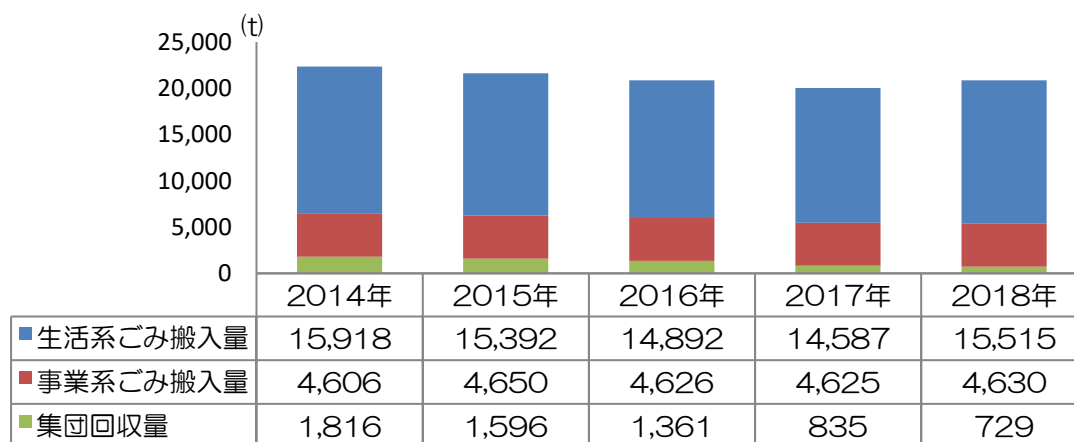
出典：平成26年度～平成30年度版やまなしの環境

## 2-6 廃棄物

### 2-6-1 ごみ処理の状況

図3-9に市内における生活系ごみ搬入量・事業系ごみ搬入量・集団回収量の推移を示します。

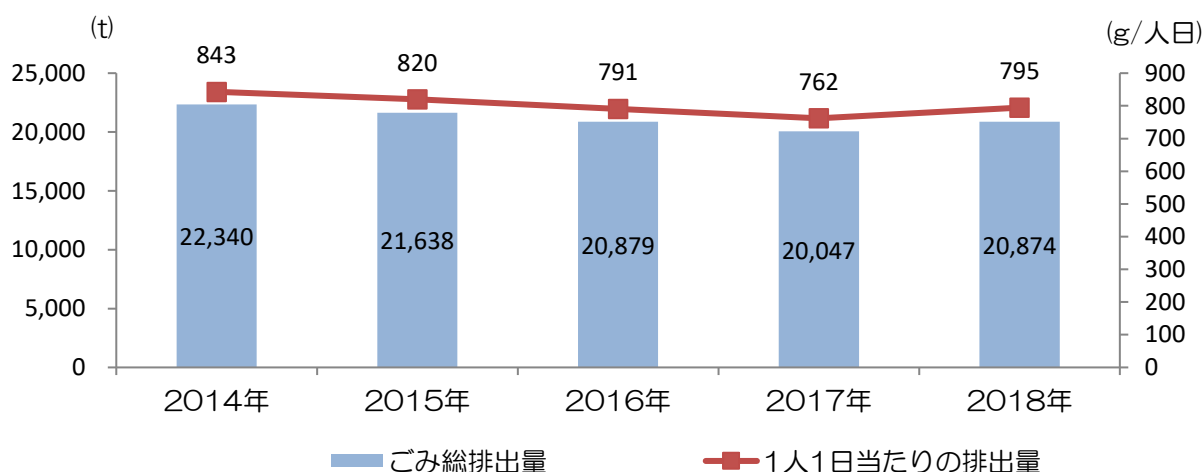
図3-9 生活系ごみ搬入量・事業系ごみ搬入量・集団回収量の推移



出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

図3-10に本市の家庭から排出する年間のごみの量と、1人1日当たりの家庭から排出するごみの量の推移を示します。排出量及び1人1日当たりの家庭から排出するごみの量は、減少傾向でしたが、2018年度は排出量 20,874t、1人1日当たりの排出量 795g/人日と増加しています。

図3-10 家庭からの年間ごみ排出量と、1人1日当たりのごみ排出量の推移



出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

表3-11にリサイクル率の推移を示します。

表3-11 リサイクル率の推移

年度	ごみ処理量(t)	資源化量合計(t)		集団回収量(t)	リサイクル率(%)
		直接資源化量	施設資源化量		
2014年度	19,781	478	245	1,816	11.76
2015年度	19,749	564	265	1,596	11.36
2016年度	19,405	604	184	1,361	10.35
2017年度	19,303	677	181	835	8.41
2018年度	20,145	1,145	420	729	10.99

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

リサイクル率(%)=(資源化量合計+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

2014年度から2017年度までのリサイクル率は、減少傾向でしたが、2018年度は直接資源化量の増加により増えました。しかし、集団回収量は、年々少なくなっています。

また、表3-12に品目別リサイクル状況の推移を示します。

リサイクル品の収集量は、年々減少傾向にあり、新聞、雑誌等については、電子化により、ペーパーレス化が進んでいることがうかがえます。

表3-12 品目別リサイクル状況の推移

(単位：t)

項目/年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
新聞紙	642.2	548.8	459.0	404.7	374.0	342.5	314.4
雑誌	838.2	848.2	759.9	639.8	589.6	559.0	539.7
ダンボール	414.1	416.1	377.4	317.5	310.6	300.3	294.5
ビン	187.3	185.1	139.1	176.1	180.2	160.6	159.3
その他プラ	85.4	84.3	82.6	79.5	80.5	81.1	84.3
その他紙	23.0	21.2	19.2	21.8	23.2	21.3	21.6
スチール缶	58.2	54.1	52.0	40.6	40.1	40.4	38.3
ペットボトル	66.0	64.5	64.5	55.4	57.4	61.0	62.1
アルミ缶	47.8	45.1	44.5	45.5	46.2	45.6	46.5
電池	12.0	13.0	12.1	13.0	12.6	14.3	16.9
紙パック	5.3	5.2	5.2	4.8	4.8	4.7	4.8
蛍光管	6.2	7.5	6.4	7.0	6.7	6.4	6.5
合計	2,385.7	2,293.1	2,021.9	1,805.7	1,725.9	1,637.2	1,588.9

出典：南アルプス市環境課資料

### 2-6-2 生活排水処理の状況

河川や湖沼などの公共用水域における水質汚濁の主な原因は、炊事、洗濯、入浴など人々の生活から排水される生活排水であると言われており、水環境を保全するためには、生活排水を適切に処理することが重要です。このため山梨県では、「山梨県生活排水処理施設整備構想 2017」が2016年度に策定されています。本市においても生活排水処理施設として、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントの設置が進められています。

表3-13に生活排水クリーン処理率(総人口に対して、生活排水処理施設が整備されている人口の割合)の推移を示します。

表3-13 生活排水クリーン処理率の推移 (単位: 人)

	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
下水道	32,688	32,756	33,352	34,194	34,915
農業集落排水処理施設	311	293	277	267	252
合併処理浄化槽	15,389	15,652	15,162	15,917	16,129
コミュニティ・プラント	603	590	412	415	407
衛生処理人口	48,991	49,291	49,203	50,793	51,703
総人口(住民基本台帳)(注2)	72,776	72,361	72,068	71,970	71,661
生活排水クリーン処理率(%) 【南アルプス市】(注3)	67.3	68.1	68.3	70.6	72.1
生活排水クリーン処理率(%) 【山梨県】	80.6	80.7	81.3	82.2	83.2

注1)各処理施設の数値は、処理施設の使用人口を表す

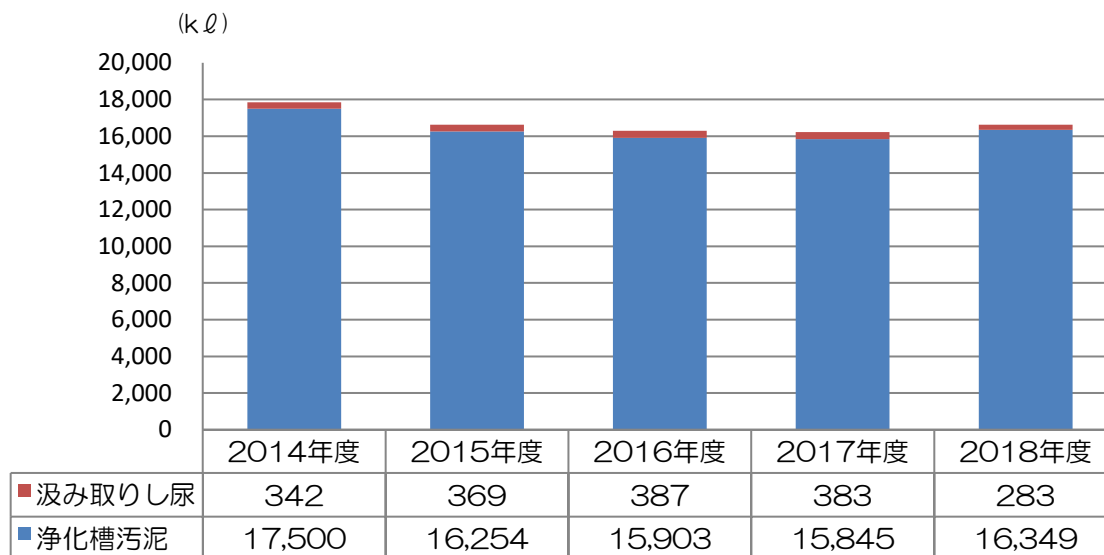
注2)住民基本台帳より引用

注3)生活排水クリーン処理率＝衛生処理人口(下水道＋農業集落排水処理施設＋合併処理浄化槽＋コミュニティ・プラントが整備されている区域内の人口)÷総人口

出典：やまなしの環境、山梨県 HP(大気水質保全課)

図3-11に本市において発生するし尿処理施設における計画処理量(浄化槽汚泥と汲み取りし尿)の推移を示します。

図3-11 し尿処理施設における計画処理量(浄化槽汚泥と汲み取りし尿)の推移



出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

## 2-6-3 不法投棄の状況

表3-14に市内における不法投棄の状況を示します。2017年度以降、減少傾向にあります。

表3-14 市内における不法投棄量

(単位：kg)

年度		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
可燃物		4,240	4,930	3,100	2,940	2,365
不燃物		1,780	2,700	1,610	1,000	635
家電4品目	エアコン	0	0	30	30	0
	テレビ	360	300	100	40	60
	冷蔵庫	20	120	40	20	60
	洗濯機・乾燥機	20	20	10	0	10
リサイクル品	パソコン	0	0	0	0	5
粗大ごみ	バッテリー	0	0	0	0	0
	古タイヤ	1,090	695	310	105	50
	温水器	0	0	0	0	0
	浴槽	0	0	0	0	10
	自転車	0	80	0	0	210
	農業用機械	0	0	0	0	0
	大型楽器	0	0	0	0	10
その他	60	50	160	60	120	
総重量		7,570	8,895	5,360	4,195	3,535

出典：南アルプス市環境課資料

## 2-7 公園・緑地

本市には、主要な都市公園・農村公園があり、市民生活に安らぎと憩いを与えるとともに、市民の健康づくり、地域交流、大気浄化、災害時の避難地としての役割も果たしています。表3-15に市内の都市公園・農村公園と敷地面積を示します。

表3-15 市内の都市公園・農村公園と敷地面積

	施設名	住所	敷地面積 (m <sup>2</sup> )
都市公園	白根中央児童公園	飯野2777-1	4,074
	白根中央公園(合宿所、管理棟)	百々3468-2	52,251
	御勅使川福祉公園	有野2526-1	140,000
	今諏訪ふれあい公園	上今諏訪1726-1、1736-13	3,222
	遊・湯ふれあい公園	鏡中条3782	29,800
	楡形総合公園	桃園1600	160,000
	滝沢川公園	小笠原471-8先から2001-1先	47,000
	仲町児童公園	小笠原406-1	1,100
	柿平街区公園	小笠原2387	2,500
	滝沢川児童公園	小笠原1607	1,100
	一の出し街区公園	小笠原2060、2061	3,900
	牧野街区公園	小笠原2371	1,900
	甲西工業団地南公園	戸田371-5	10,120
	坪川公園(テニスコート)	落合209-2先から川上480-5先	44,000
	甲西ふれあい公園	西南湖1299-1	37,806
	秋山川スモモの郷公園	落合1906先から秋山694-11先	42,000
	農村公園 その他公園	南アルプス市緑地広場・管理棟	上高砂1番下地先
下高砂農村公園		下高砂宮東地内	1,440
桃下橋公園		曲輪田新田657番地先	3,126
わかくさ農村公園		市寺部598-1	1,000
みさき公園		鏡中条1693、1696	2,844
上野農村公園		上野345-2	1,000
上今井農村公園		上今井1056-1	2,000
田頭農村公園		上宮地1504	1,000
上宮地農村公園		上宮地663	2,000
曲輪田農村公園		曲輪田1077	1,950
沢登農村公園		沢登30	651
平岡農村公園		平岡1439	1,500
桃園農村公園		桃園623-1	2,000
東吉田農村公園		吉田50-1	450
西吉田農村公園		吉田410	400
上市之瀬農村公園		上市之瀬953	1,300
高尾農村公園		高尾524-2	300
湯沢公園	湯沢2047	4,289	
その他公園88箇所	—	112,086	

出典：南アルプス市公共施設等総合管理計画

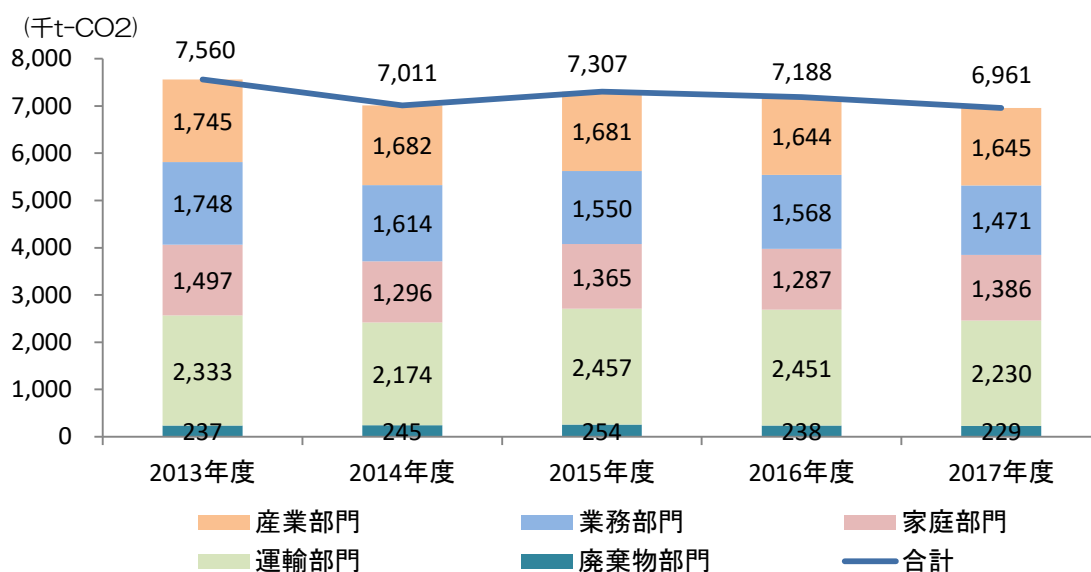


### 第3節 二酸化炭素排出量

山梨県の2017年度における二酸化炭素排出量は696万1千トンで、消費部門別の排出量は産業部門164万5千トン、業務部門147万1千トン、家庭部門138万6千トン、運輸部門223万トン、廃棄物部門22万9千トンとなっています。

図3-12に山梨県の分野別二酸化炭素排出量の推移を示します。

図3-12 山梨県の分野別二酸化炭素排出量の推移



出典：2016及び2017年度 山梨県の温室効果ガス排出量について

表3-16に2017年度南アルプス市の部門・分野別二酸化炭素排出量(推計)を示します。

本市の2017年度の二酸化炭素排出量は、環境省の「自治体排出量カルテ(簡易版)」(人口10万人未満の自治体が対象)によると53万7千30トンと推定されます。

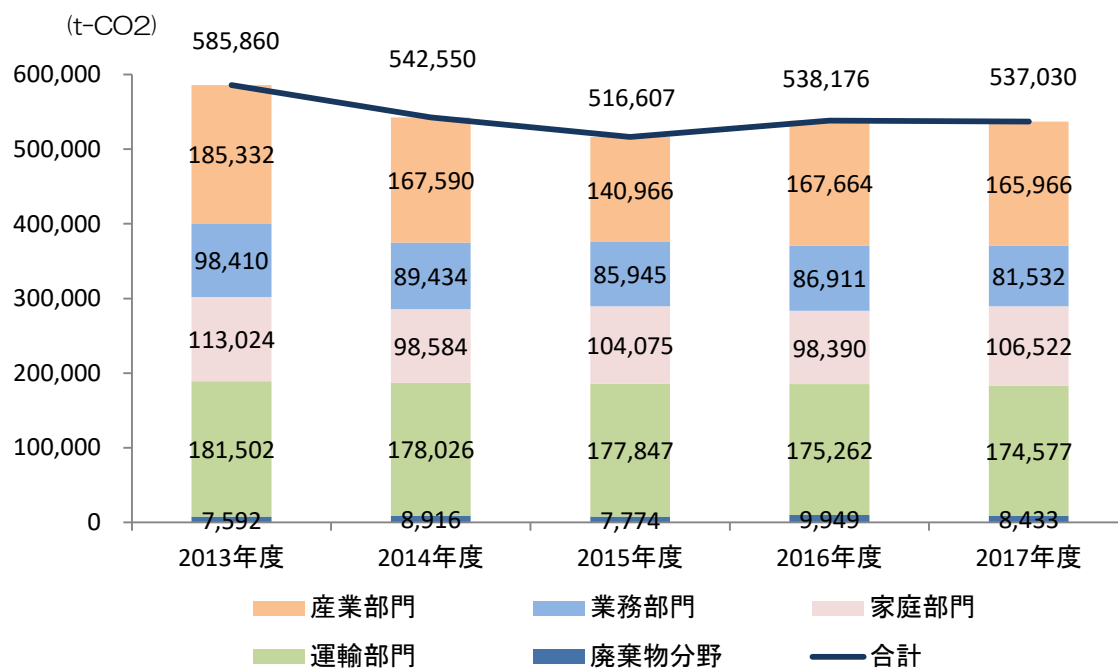
表3-16 2017年度南アルプス市の部門・分野別二酸化炭素排出量(推計)

部門	単位	CO <sub>2</sub> 排出量
産業部門	t-CO <sub>2</sub>	165,966
業務部門	t-CO <sub>2</sub>	81,532
家庭部門	t-CO <sub>2</sub>	106,522
運輸部門	t-CO <sub>2</sub>	174,577
廃棄物分野	t-CO <sub>2</sub>	8,433
計	t-CO <sub>2</sub>	537,030

出典：環境省 HP 自治体排出量カルテ

また、図3-13に南アルプス市における部門・分野別二酸化炭素排出量の推移を示します。2013年度と比較しますと2017年度は、4万9千トンほど二酸化炭素排出量が減少しています。

図3-13 南アルプス市の部門・分野別二酸化炭素排出量の推移



出典：環境省 HP 自治体排出量カルテ

**第 4 章**  
**環境に関するアンケート結果**

## 第4章 環境に関するアンケート結果

### 第1節 市民アンケート

#### 1-1 調査の概要

##### 1-1-1 調査の目的

本市の環境保全に対する市民の意識と、日常の行動状況及び環境保全施策に関する意見、要望などについて把握するとともに、今後の課題を明らかにし、本調査結果を「第2次南アルプス市環境基本計画」へ反映させることを目的として実施しました。

##### 1-1-2 調査の手法

項目	対象
調査地域	南アルプス市全域
調査対象者	市内在住の市民 2,000人 (旧6地区の人口に配慮した比例配分に応じて、住民基本台帳から男女を無作為抽出)
調査方法	郵送によりアンケート用紙を配布、回答
調査期間	2019年10月15日(火)～10月31日(木)

##### 1-1-3 調査項目

No	調査内容
1	回答者の基本情報(性別、年齢、住居地区、家族構成など)
2	本市の環境全般について
3	地球環境問題について
4	リニア中央新幹線について
5	中部横断自動車道について
6	自由意見(南アルプス市の環境行政全般についてご意見・ご要望など)

**1-1-4 アンケートの地区別配付状況及び回収率**

項目	八田	白根	芦安	若草	櫛形	甲西	合計
配布件数(件)	196	543	24	369	521	347	2,000
回収件数(件)	89	273	9	179	275	173	998
回収率	45.4%	50.3%	37.5%	48.5%	52.8%	49.9%	49.9%

**1-1-5 集計について**

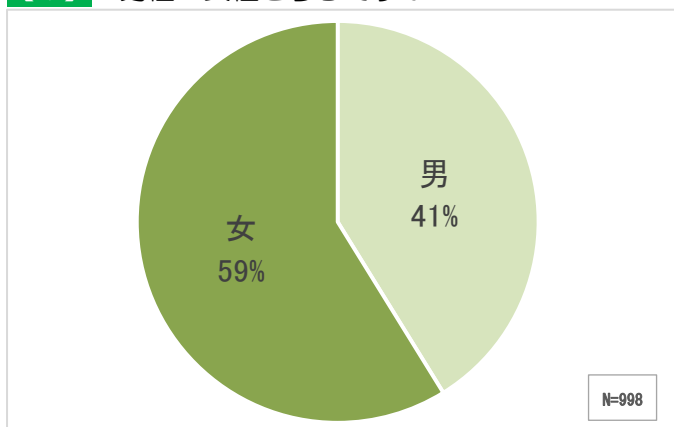
比率は百分率で表しており、小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため、比例の合計が必ずしも100%とならない場合があります。

## 1-2 調査の結果

(グラフ中の「N」は、回答者数を表しています)

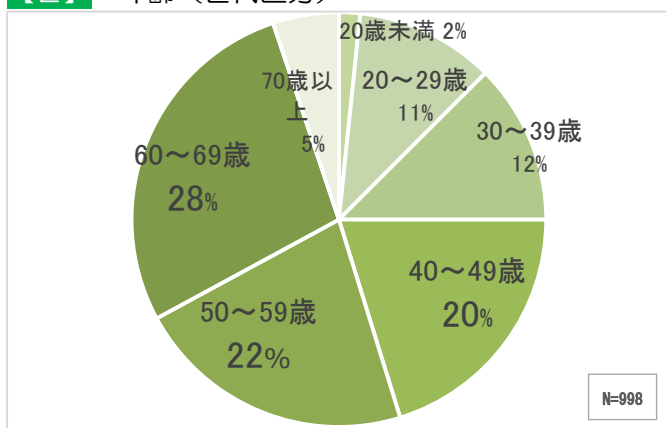
### 1-2-1 回答者の基本情報

#### 【1】 男性・女性どちらですか



回答者の男女比率は、「女性」が59%、「男性」が41%となっており、環境に対する関心度は女性の方が高い傾向を示していました。

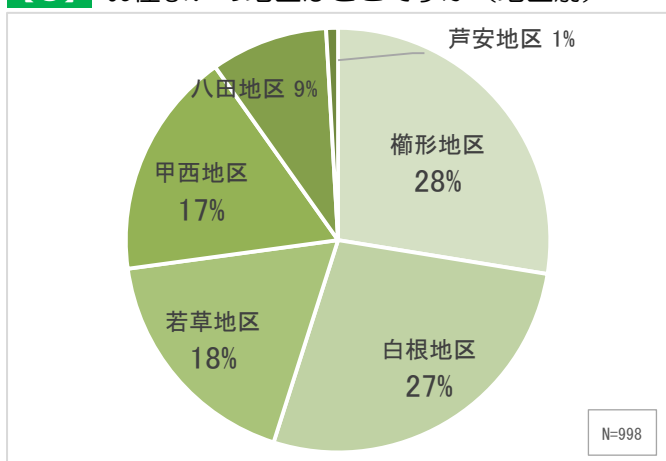
#### 【2】 年齢（世代区分）



回答者の年齢は「60歳台」が28%で最も多く、次いで、「50歳台」が22%で、この2世代で、全体の50%となっていました。

また、20歳未満の回答率は2%となっていました。自由回答欄への意見が多く、若い世代も環境問題に関して関心を持っていることがうかがえました。

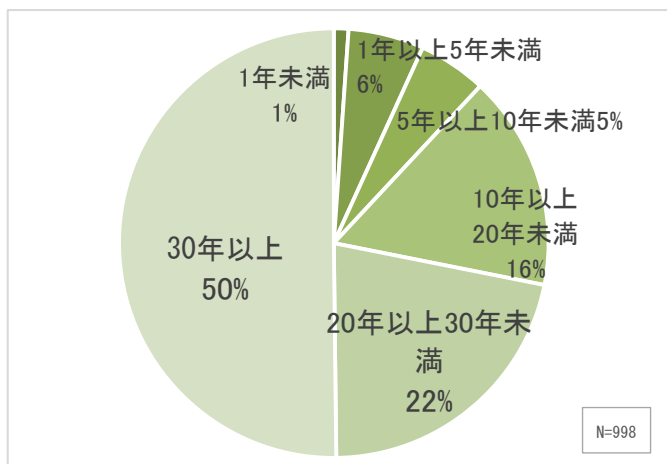
#### 【3】 お住まいの地区はどこですか（地区別）



回答者 998 人の地区別比率は「櫛形地区」28%、「白根地区」27%で、この2地区で50%以上となっていました。次いで「若草地区」18%、「甲西地区」17%、「八田地区」9%、「芦安地区」1%となっていました。

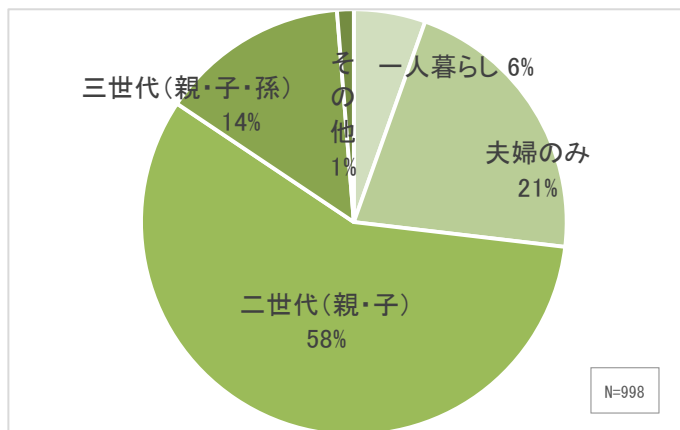
地区別の回収率は1-1-4のとおり、芦安地区を除き各地区とも40%~50%で、環境への関心度に地区による差はありませんでした。

【4】 居住年数は通算何年になりますか



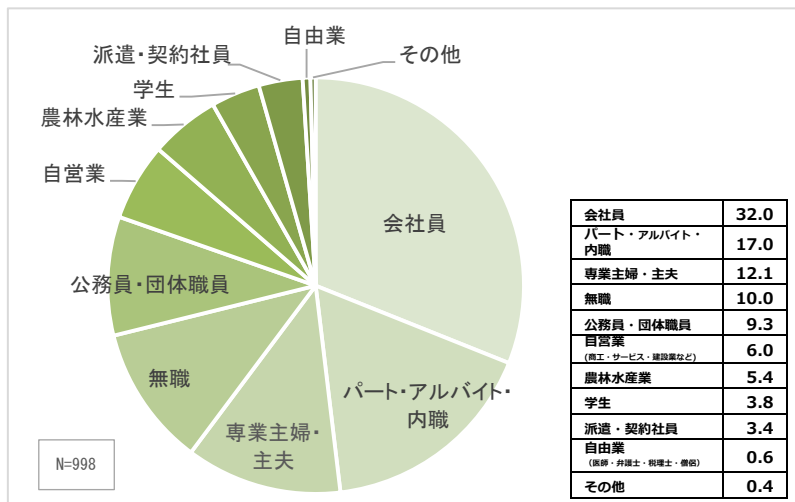
本市での居住年数が「30年以上」が50%と最も多く、次いで「20年以上」が22%となっており、全体の72%を占めていました。長年、本市に居住する方々が、本市の環境に強い関心を持っていることがうかがえました。

【5】 家族構成をお答えください



回答者の世帯構成は「二世帯」が58%で最も多く、次いで「夫婦のみ」が21%、「三世帯」が14%となっていました。

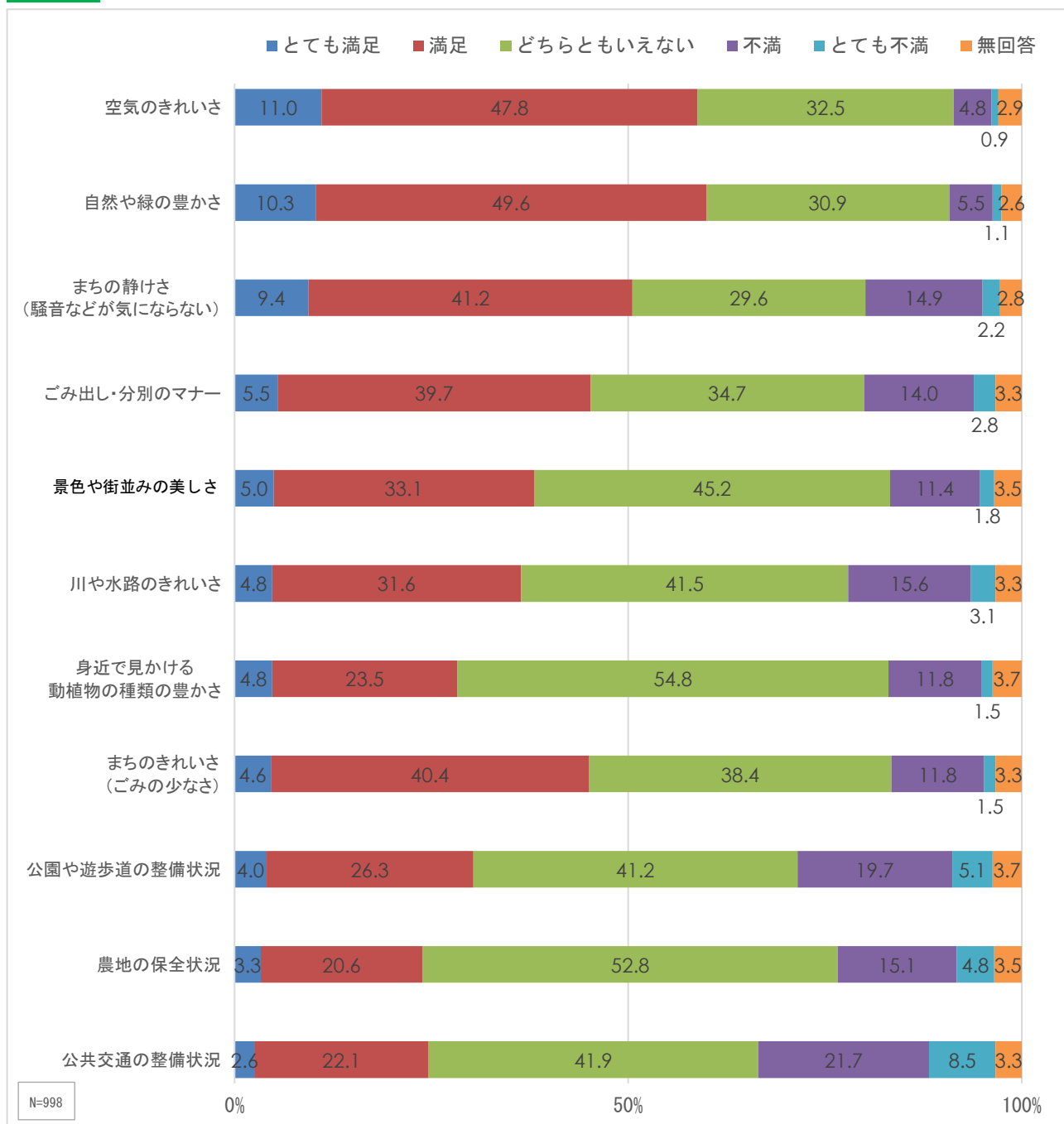
【6】 あなたの職業（兼業の方は主な職業）



回答者の職業は「会社員」が32%で最も多くなっていました。次いで「パート・アルバイト・内職」が17%で、この2区分で全体の約50%を占めていました。

1-2-2 環境に配慮した活動について

問1-1 あなたの住まい周辺の環境の満足度



満足度が高い項目は、「自然や緑の豊かさ」、「空気のきれいさ」、「まちの静けさ(騒音などが気にならない)」であり、50%以上となっていました。

一方、満足度が低い項目は、「農地の保全状況」、「公共交通の整備状況」、「身近で見かける動植物の種類豊かさ」であり、30%以下となっていました。



## 《お住い周辺の環境満足度》前回調査結果との比較表

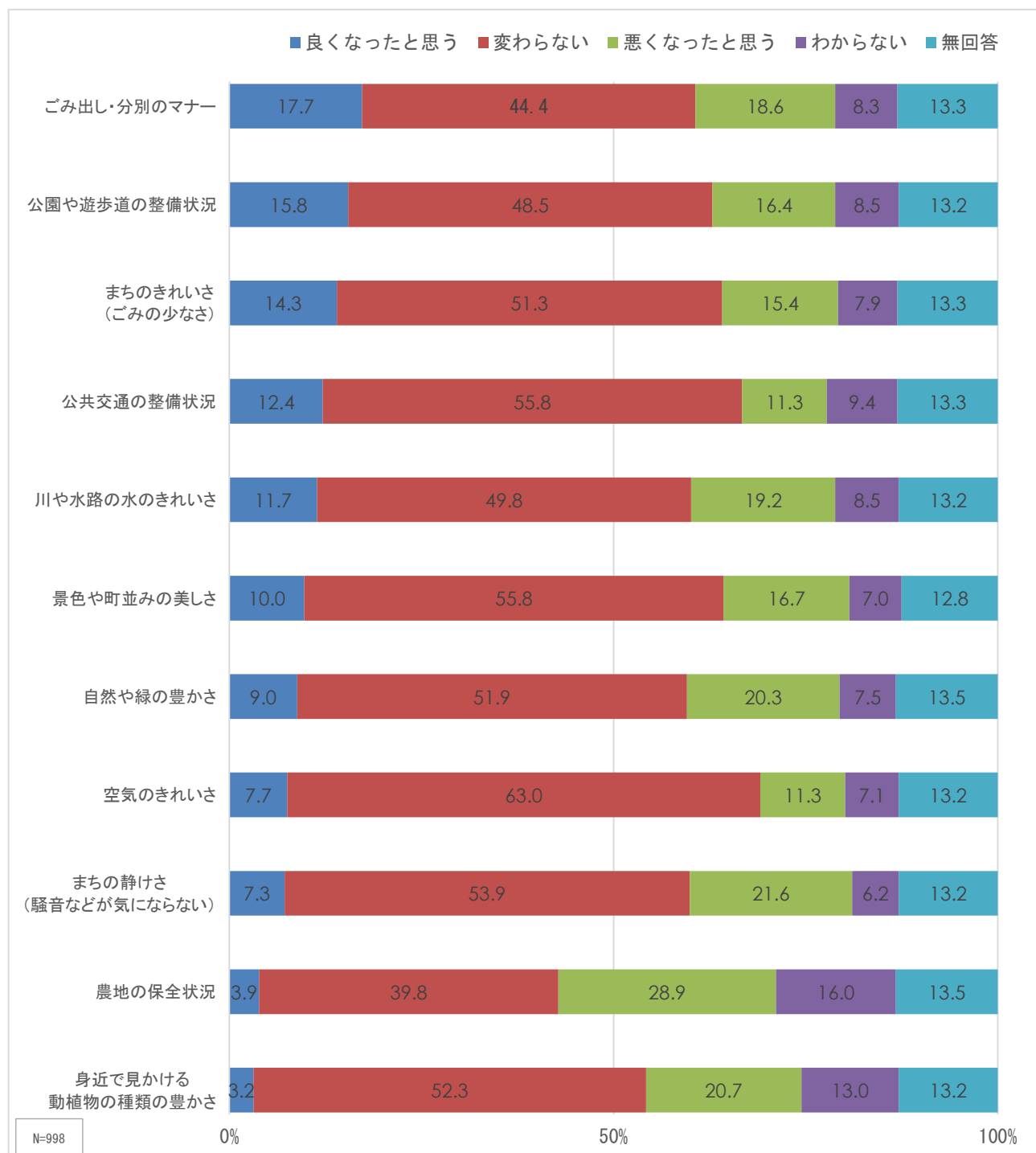
満足度の増減欄においてマイナス表記は、前回調査時より満足度が減少していることを示しています。逆にプラス表記は、前回より満足度が向上していることを示しています。

項目	調査年度	満足の割合	満足度の増減
自然や緑の豊かさ	2019 (R 1)	<b>59.9</b>	<b>-3.4</b>
	2009 (H21)	63.3	
空気のきれいさ	2019 (R 1)	<b>58.8</b>	<b>2.2</b>
	2009 (H21)	56.6	
まちの静けさ（騒音などが気にならない）	2019 (R 1)	<b>50.6</b>	<b>9.1</b>
	2009 (H21)	41.5	
ごみ出し・分別のマナー	2019 (R 1)	<b>45.2</b>	<b>2.7</b>
	2009 (H21)	42.5	
まちのきれいさ（ごみの少なさ）	2019 (R 1)	<b>45.0</b>	<b>12.4</b>
	2009 (H21)	32.6	
景色や街並みの美しさ	2019 (R 1)	<b>38.1</b>	<b>0.0</b>
	2009 (H21)	38.1	
川や水路の水のきれいさ	2019 (R 1)	<b>36.4</b>	<b>6.1</b>
	2009 (H21)	30.3	
公園や遊歩道の整備状況	2019 (R 1)	<b>30.3</b>	<b>-6.1</b>
	2009 (H21)	36.4	
身近で見かける動植物の種類の豊かさ	2019 (R 1)	<b>28.3</b>	<b>2.6</b>
	2009 (H21)	25.7	
公共交通の整備状況	2019 (R 1)	<b>24.7</b>	<b>5.4</b>
	2009 (H21)	19.3	
農地の保全状況	2019 (R 1)	<b>23.9</b>	<b>10.2</b>
	2009 (H21)	13.7	

「まちのきれいさ(ごみの少なさ)」、「農地の保全状況」、「まちの静けさ(騒音などが気にならない)」について満足度は前回調査時よりも向上していました。

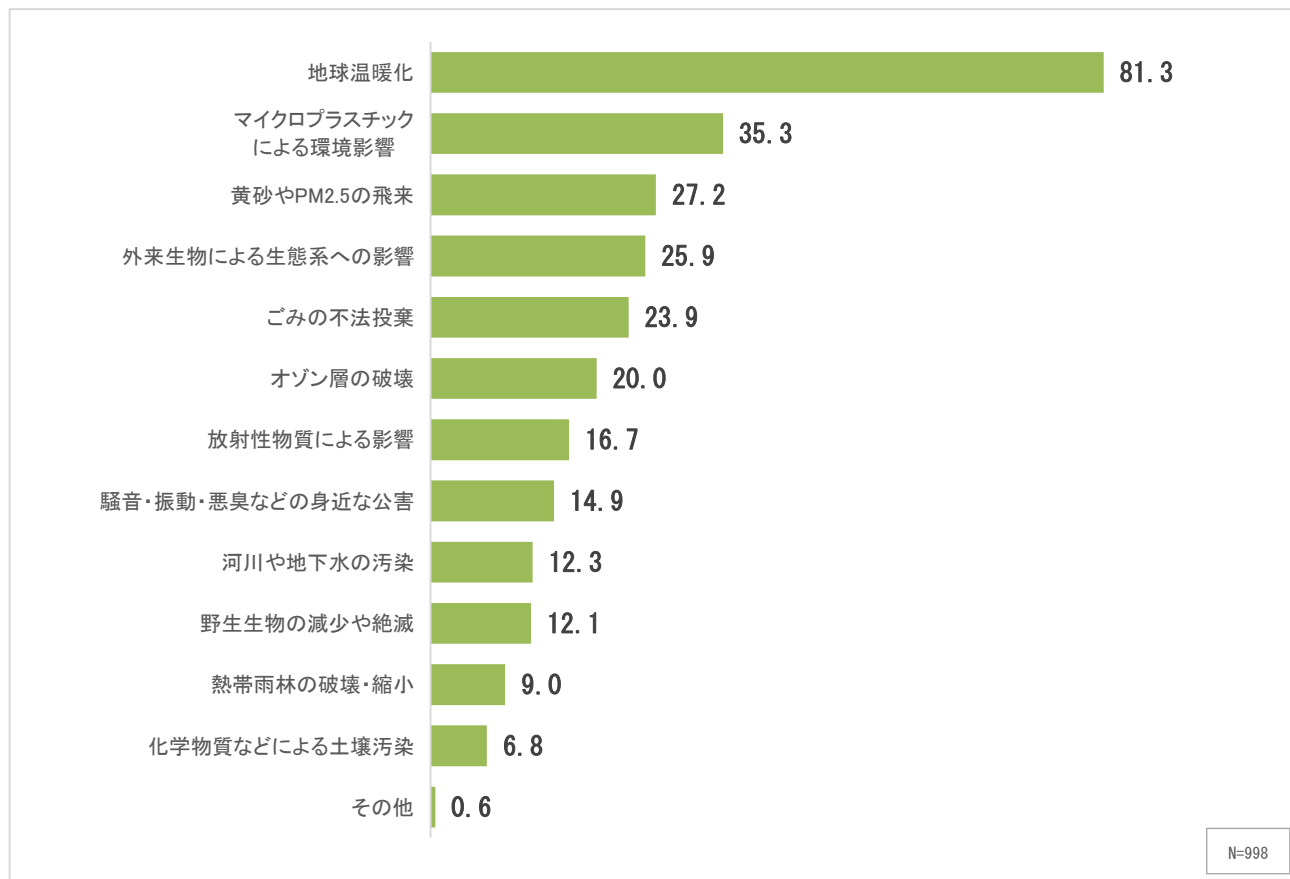
「公園や歩道の整備状況」、「自然や緑の豊かさ」については、前回調査時より満足度は減少していました。

問1-2 あなたの住まい周辺の環境の変化について



「ごみ出し・分別のマナー」、「公園や遊歩道の整備状況」などの項目については、15%以上の回答者が良くなったと思っていることが分かりました。

**問2** あなたが最近の報道や行政からの情報提供などで見聞きして、特に関心を持つようになった環境問題は何か。次の中から3つまで選んでください。



回答者の8割以上が「地球温暖化」に強い関心を示していました。次いで「マイクロプラスチック<sup>8</sup>による環境影響」、「黄砂やPM2.5<sup>9</sup>の飛来」、「外来生物による生態系への影響」の順となりました。

わが国において、地球温暖化問題に関心が高まったのは、平成初期の約30年程前からですが、近年の異常気象の頻発による自然災害の増加や2015年のCOP21パリ協定<sup>10</sup>の報道、昨年<sup>2019年</sup>の国連による「地球温暖化に対する緊急特別報告」などが報道され、市民の関心が高まっているものと思われる。

今回、新たな環境問題の選択肢とした「マイクロプラスチックによる環境影響」も、レジ袋・ペットボトルなどの廃プラスチックによる海洋汚染が、海洋生物の生態系に影響しているとの報道が2019年にされたことに起因しているものと思われます。

微小粒子状物質「PM2.5」への関心は、中国の大気汚染物質の一部が日本に移流し、PM2.5の濃度の上昇が2013年に報じられたことに起因しているものと思われます。

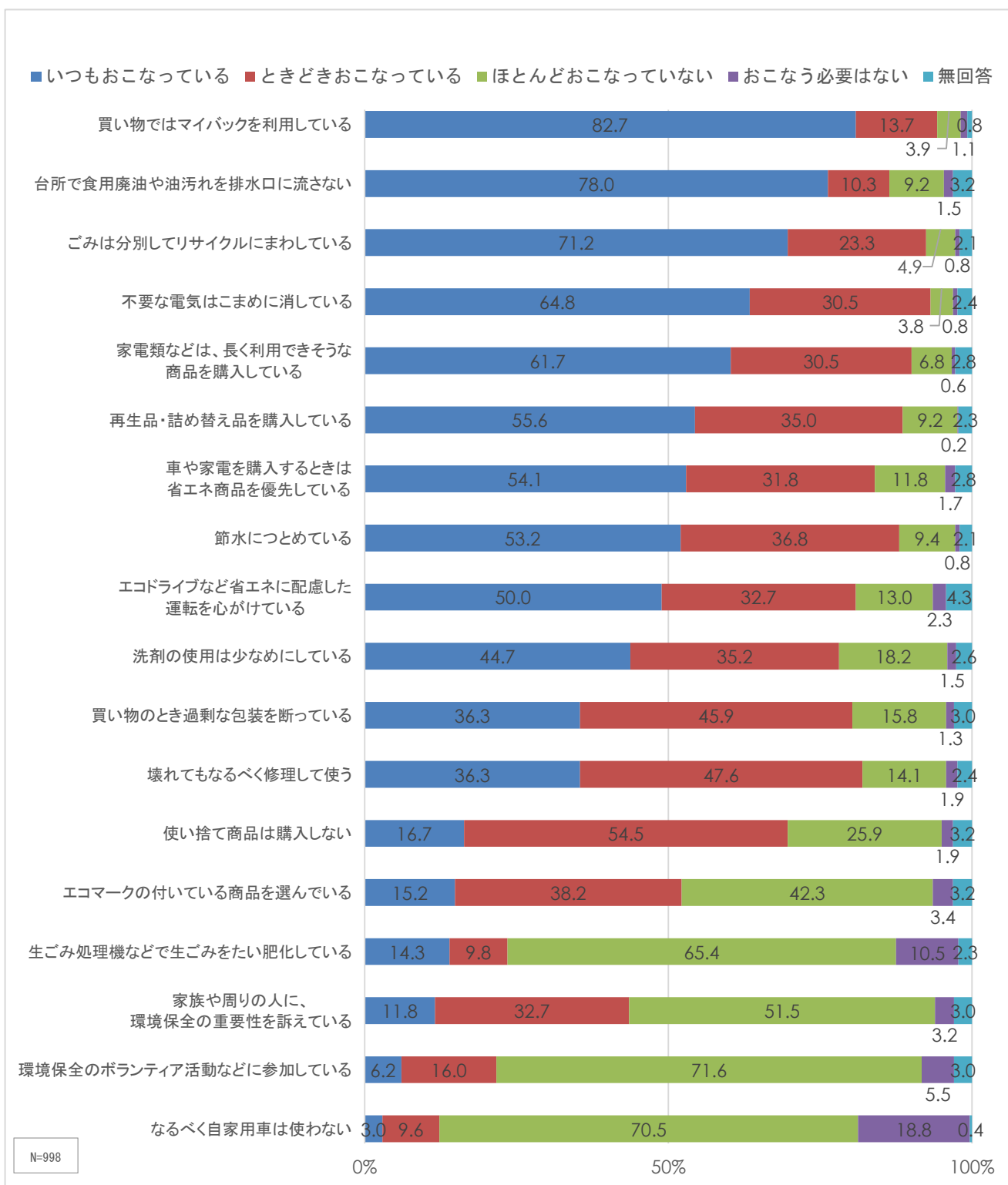
「生物多様性」への関心は、2010年に愛知県においてCOP10「生物多様性条約締約国会議」が開催され話題となったこと、前述のマイクロプラスチック問題などが要因と思われます。

<sup>8</sup> マイクロプラスチック：微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。2015年独G7首脳宣言においても、海洋ごみ（とりわけプラスチック）が世界的な問題であることが確認された。

<sup>9</sup> PM2.5：大気中に浮遊している直径2.5μm（1μm（マイクロメートル）=1mmの1000分の1）以下の非常に小さな粒子です。PMとは「Particulate Matter（粒子状物質）」の頭文字をとったもので、工場や自動車、船舶、航空機などから排出されたばい煙や粉じん、硫酸化物（SOx）などの大気汚染の原因となる粒子状の物質のこと。

<sup>10</sup> パリ協定：2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で、世界約200か国が合意して成立。1997年に定まった「京都議定書」の後を継ぎ、国際社会全体で温暖化対策を進めていくための礎となる条約で、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的としている。

問3 日ごろの生活の中で、環境に配慮した取り組みをおこなっていますか。1つだけ選んでください。



いつもおこなっているについては、「買い物ではマイバックを利用している」が80%を上回り、最上位となりました。次いで「台所で食用廃油や油汚れを排水口に流さない」、「ごみは分別してリサイクルにまわしている」、「不要な電気はこまめに消している」、「家電類などは、長く利用できそうな商品を購入している」が60%を上回っていました。

《環境配慮活動の取り組み状況》 前回調査結果との比較表

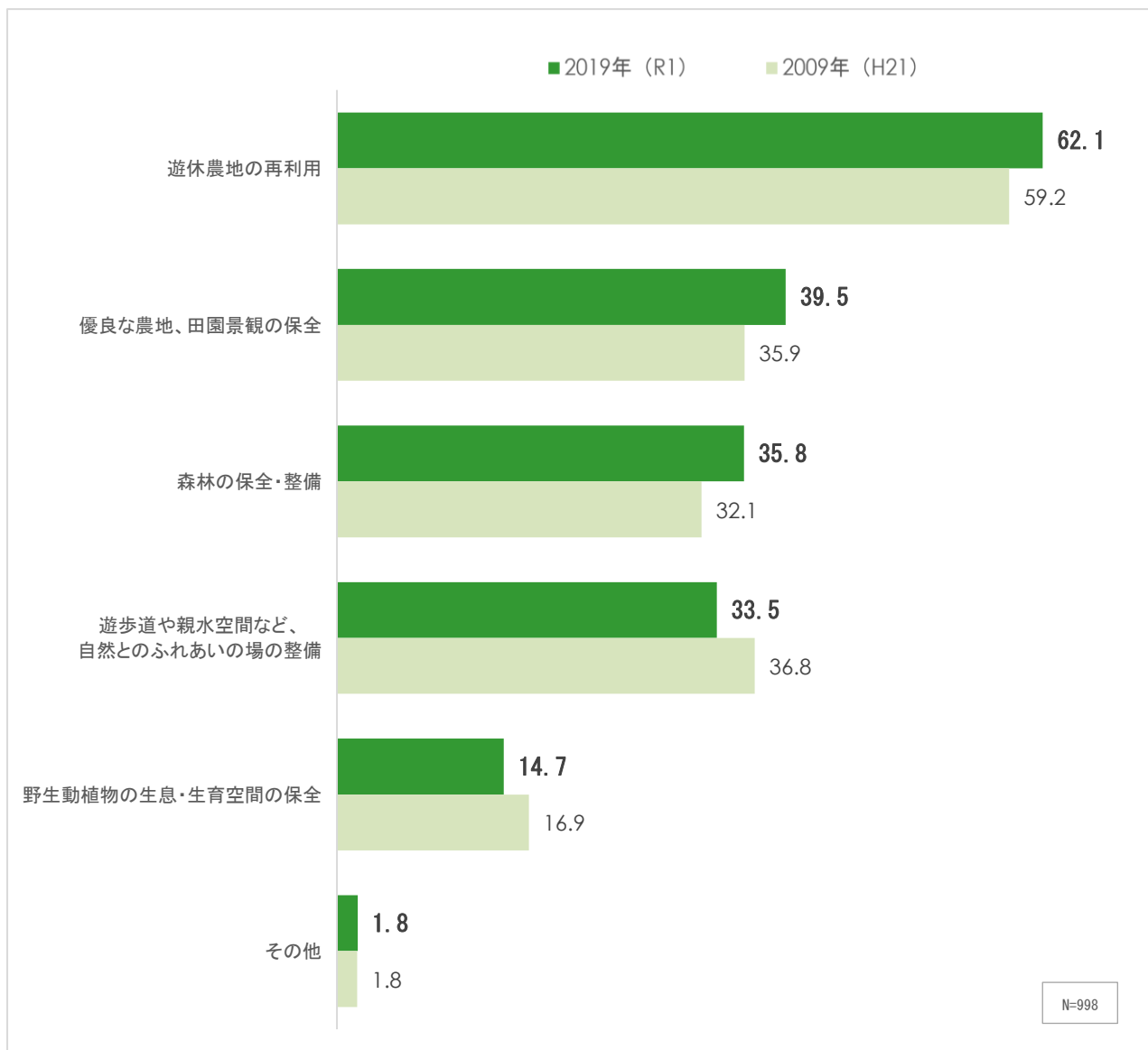
項目	調査年度	積極回答	積極回答の増減
買い物ではマイバックを利用している	2019 (R 1)	<b>96.4</b>	<b>9.7</b>
	2009 (H21)	86.7	
不要な電気はこまめに消している	2019 (R 1)	<b>95.3</b>	<b>5.5</b>
	2009 (H21)	89.8	
ごみは分別してリサイクルにまわしている	2019 (R 1)	<b>94.5</b>	<b>6.3</b>
	2009 (H21)	88.2	
家電類などは、長く利用できそうな商品を購入している	2019 (R 1)	<b>92.2</b>	<b>10.4</b>
	2009 (H21)	81.8	
再生品・詰め替え品を購入している	2019 (R 1)	<b>90.6</b>	<b>4.6</b>
	2009 (H21)	86.0	
節水につとめている	2019 (R 1)	<b>90.0</b>	<b>3.6</b>
	2009 (H21)	86.4	
台所で食用廃油や油汚れを排水口に流さない	2019 (R 1)	<b>88.3</b>	<b>12.3</b>
	2009 (H21)	76.0	
車や家電を購入するときは省エネ商品を優先している	2019 (R 1)	<b>85.9</b>	<b>6.8</b>
	2009 (H21)	79.1	
壊れてもなるべく修理して使う	2019 (R 1)	<b>83.9</b>	<b>2.2</b>
	2009 (H21)	81.7	
エコドライブなど省エネに配慮した運転を心がけている	2019 (R 1)	<b>82.7</b>	<b>9.3</b>
	2009 (H21)	73.4	
買い物のとき過剰な包装を断っている	2019 (R 1)	<b>82.2</b>	<b>5.7</b>
	2009 (H21)	76.5	
洗剤の使用は少なめにしている	2019 (R 1)	<b>79.9</b>	<b>3.9</b>
	2009 (H21)	76.0	
使い捨て商品は購入しない	2019 (R 1)	<b>71.2</b>	<b>2.1</b>
	2009 (H21)	69.1	
エコマークの付いている商品を選んでいる	2019 (R 1)	<b>53.4</b>	<b>-2.7</b>
	2009 (H21)	56.1	
家族や周りの人に、環境保全の重要性を訴えている	2019 (R 1)	<b>44.5</b>	<b>-2.2</b>
	2009 (H21)	46.7	
生ごみ処理機などで生ごみをたい肥化している	2019 (R 1)	<b>24.1</b>	<b>-8.4</b>
	2009 (H21)	32.5	
環境保全のボランティア活動などに参加している	2019 (R 1)	<b>22.2</b>	<b>1.7</b>
	2009 (H21)	20.5	
なるべく自家用車は使わない	2019 (R 1)	<b>12.6</b>	<b>-21.0</b>
	2009 (H21)	33.6	

「買い物ではマイバックを利用している」、「ごみは分別してリサイクルにまわしている」、「台所で食用廃油や油汚れを排水口に流さない」、「不要な電気はこまめに消している」、「節水につとめている」、「再生品・詰め替え品を購入している」、「家電類などは、長く利用できそうな商品を購入している」などは、積極的に取り組んでいる項目として挙げていました。

一方、「環境保全のボランティア活動に参加している」、「なるべく自家用車は使わない」などは、消極的な取り組み項目として挙げていました。

**問4** 環境を守り、より良くしていくために、今後、南アルプス市はどのような施策を重点的に進めていくべきだと思いますか。特に重要と思うものを分類ごとに必要数選んでください。

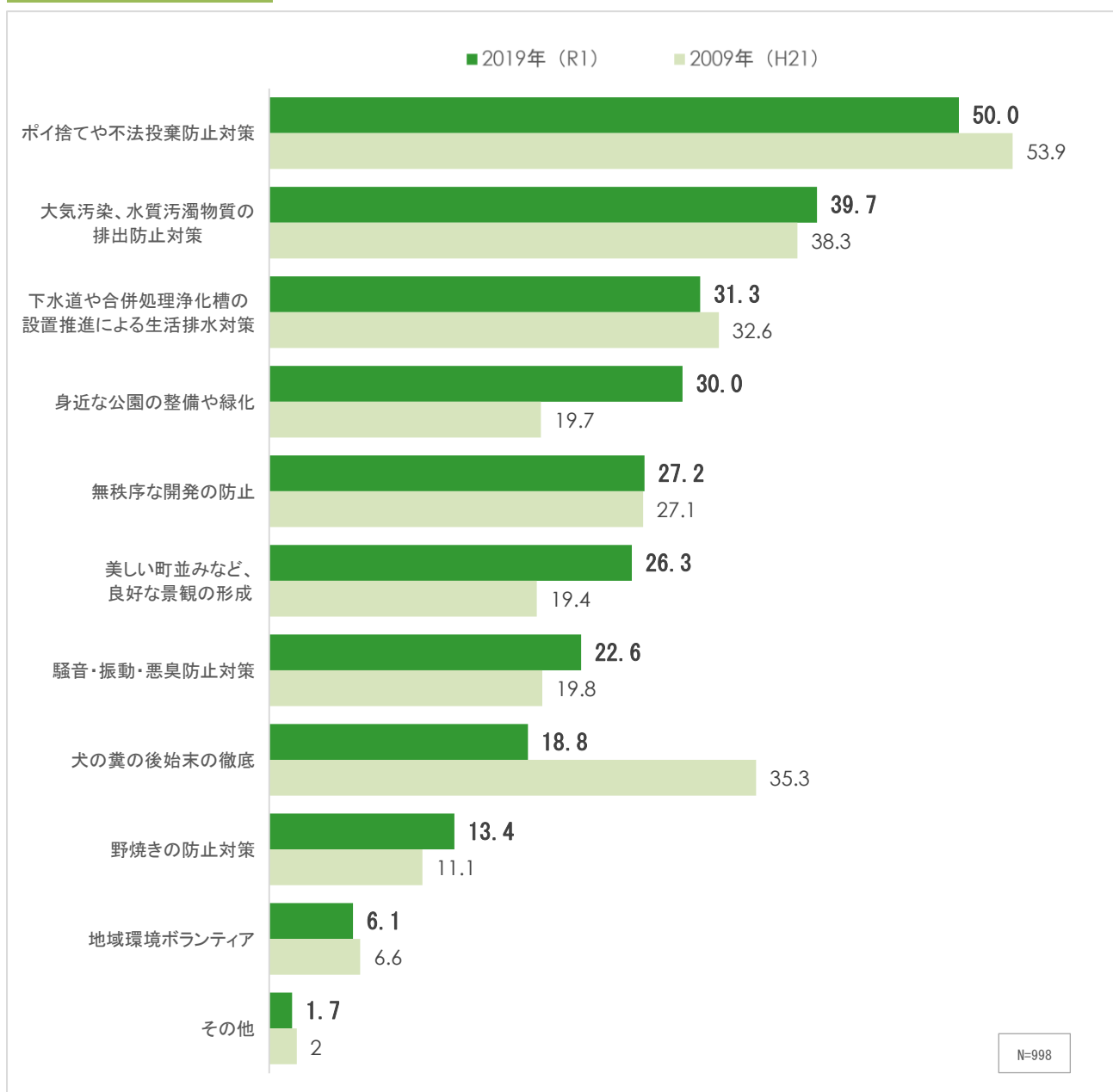
【自然環境分野】 (2つまで)



全体として、回答者の意識に大きな変化はありませんでしたが、「遊休農地の再利用」については、今回と10年前ともに最も多く、依然として大きな課題であると言えます。

「遊歩道や親水空間など、自然とのふれあいの場の整備」、「野生動植物の生息・生育空間の保全」については、今回のアンケート結果が10年前のアンケート結果を下回りました。

【生活・都市環境分野】 (3つまで)

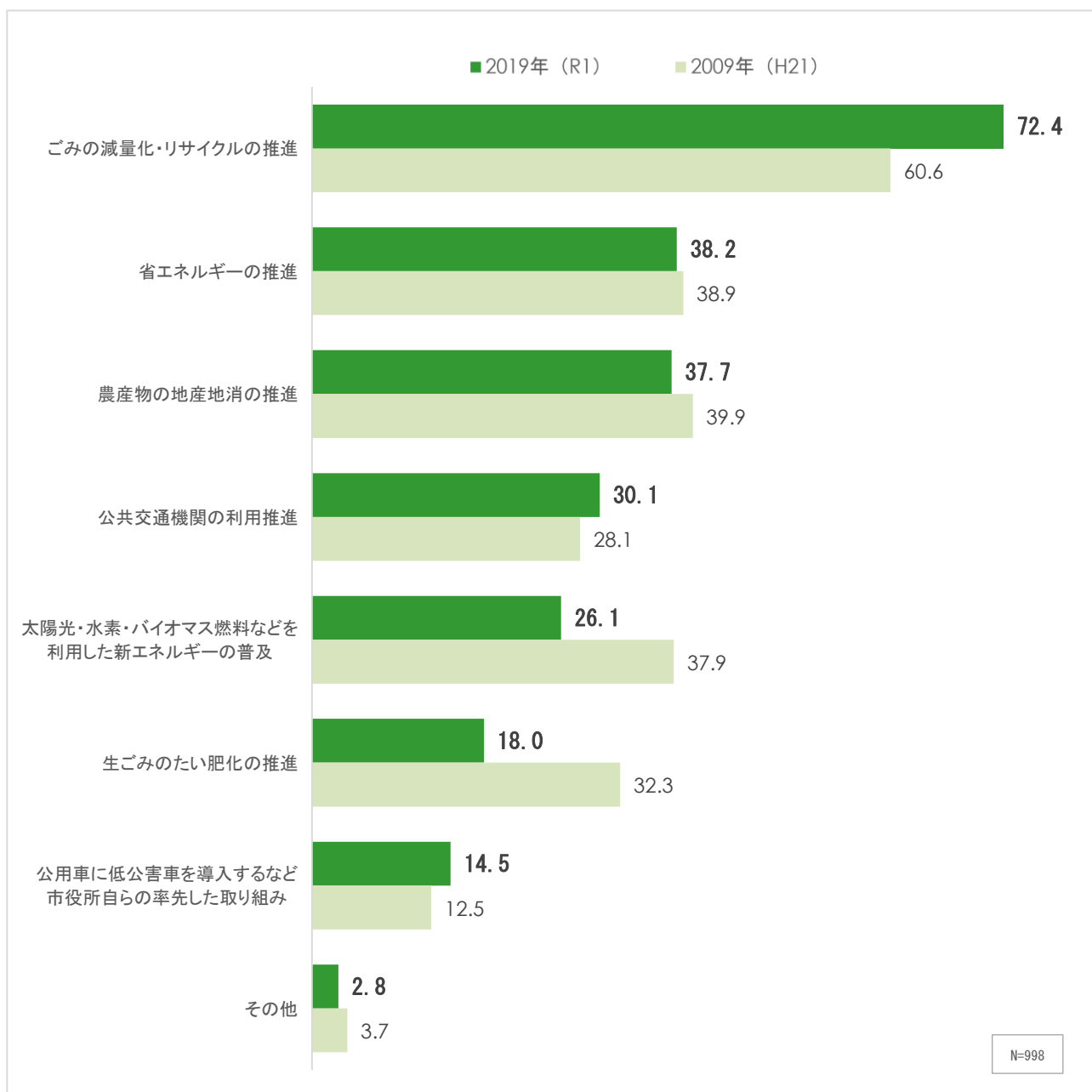


全体として、回答者の意識に大きな変化はありませんでしたが、「犬の糞の後始末の徹底」は10年前のアンケート結果を大きく下回りました。ペット環境の変化や、行政からの周知などにより、飼い主のマナーが向上したことが推察されます。

「ポイ捨てや不法投棄防止対策」は、10年前のアンケート結果と同じく、今回も最も多いため、引き続き大きな課題であると言えます。

【地球環境分野】

(3つまで)

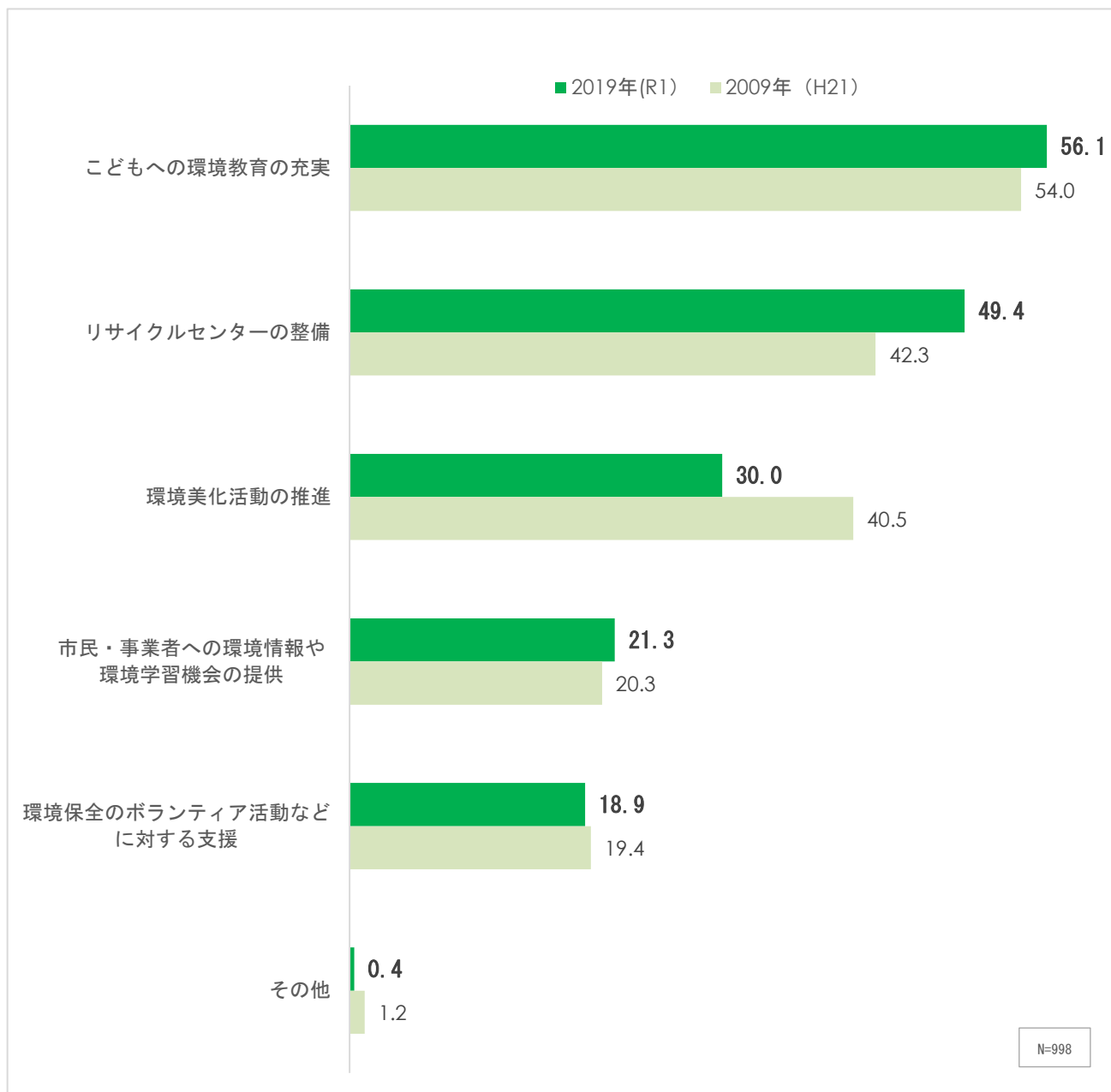


全体として、回答者の意識に大きな変化はありませんでしたが、「太陽光・水素・バイオマス燃料などを利用した新エネルギーの普及」、「生ごみのたい肥化の推進」は、10年前のアンケート結果を大きく下回りました。それぞれに関連した事業の実施に、一定の効果があったと推察されます。

「ごみの減量化・リサイクルの推進」は、10年前のアンケート結果と同じく、今回も最も多いため、引き続き大きな課題であると言えます。



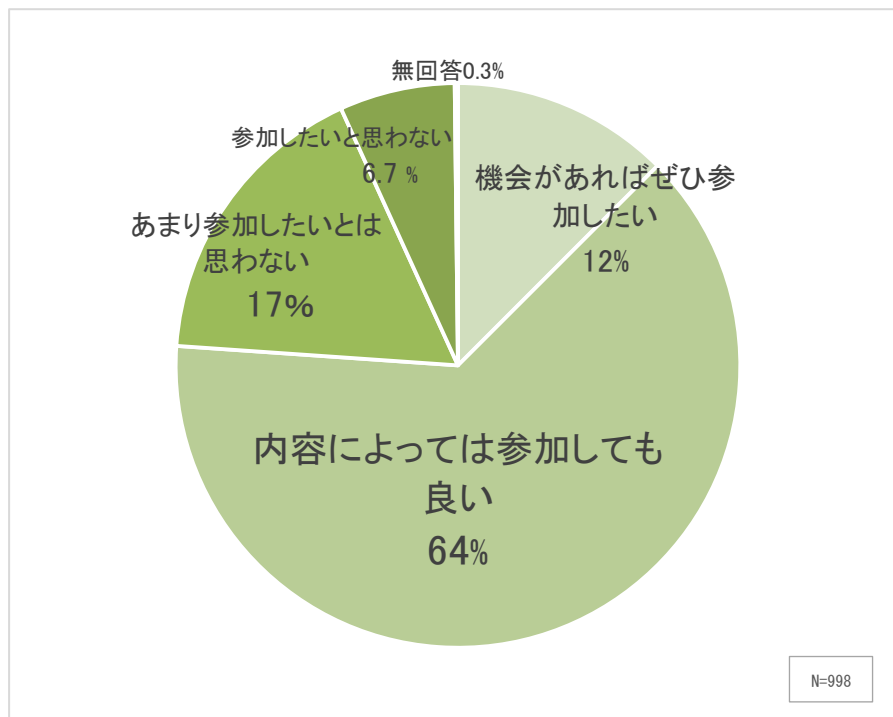
【環境教育分野】 (2つまで)



全体として、回答者の意識に大きな変化はありませんでしたが、「環境美化運動の推進」は、10年前のアンケート結果を大きく下回りました。環境美化運動の推進に関連した事業の実施に、一定の効果があったと推察されます。

「こどもへの環境教育の充実」、「リサイクルセンターの整備」は、10年前のアンケート結果と同じく上位であるため、引き続き重要な課題であると言えます。

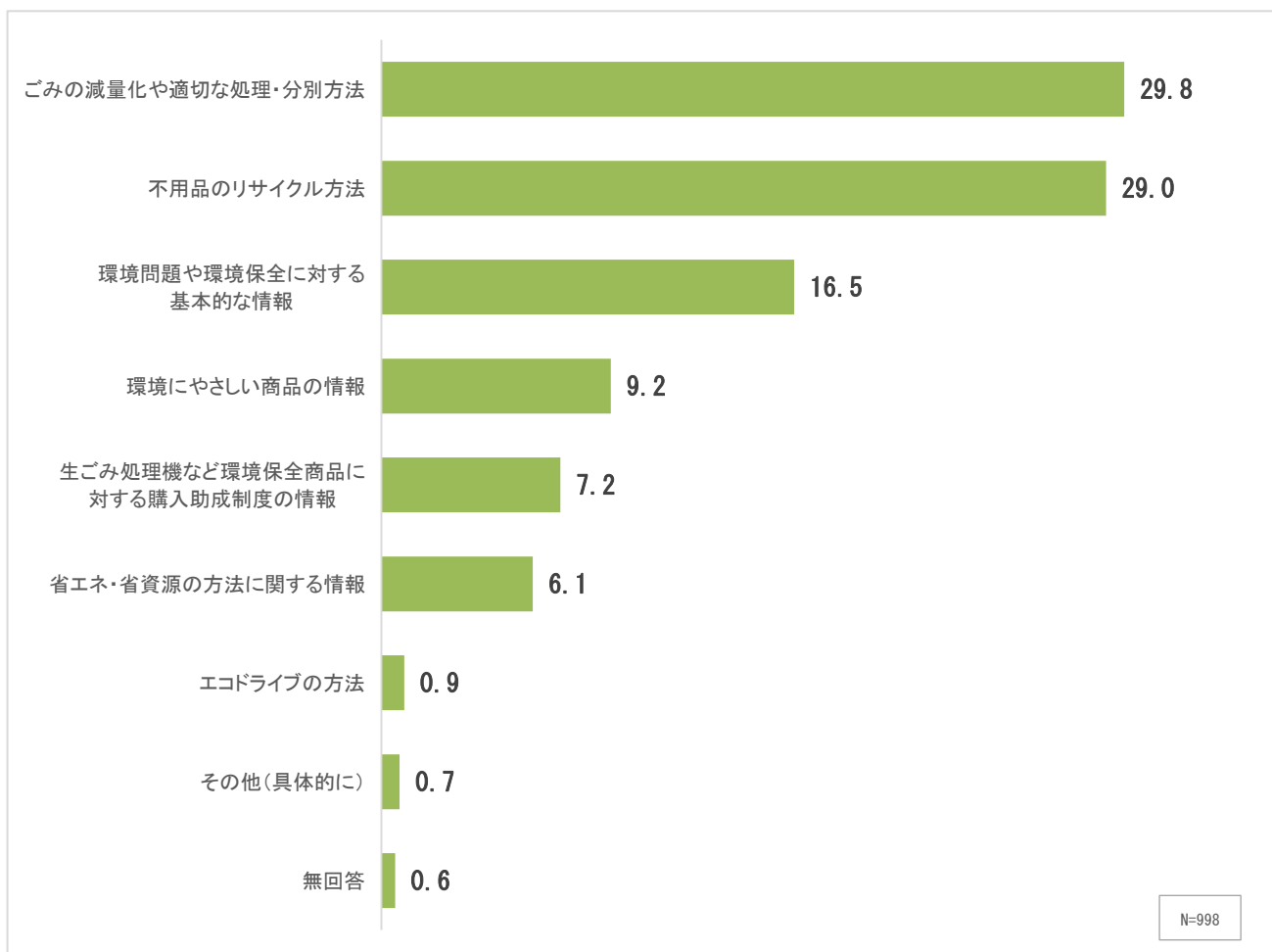
問5 地域や市がおこなう環境保全のための取り組みに参加したいと思いますか。(1つ回答)



「内容によっては参加しても良い」が最も多く、「あまり参加したいとは思わない」、「機会があればぜひ参加したい」、「参加したいとは思わない」の順となりました。

「内容によっては参加しても良い」と「機会があればぜひ参加したい」を合わせると、全体の70%を超え、多くの回答者が環境保全のための取り組みへの参加に対して、前向きであることがわかりました。

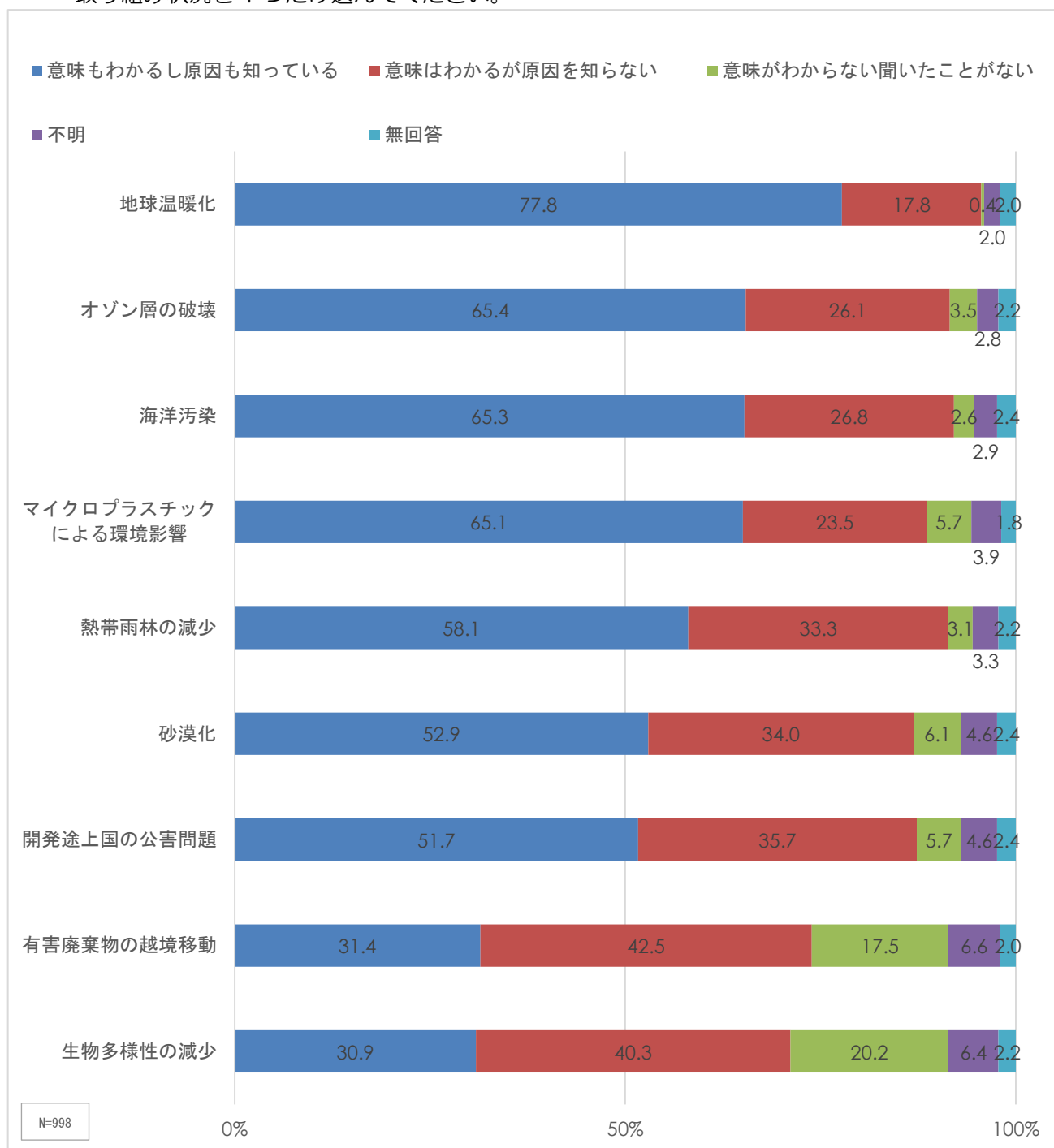
**問6** 環境に優しい活動や暮らしに必要な情報について1つだけ選んでください。



「ごみの減量化や適切な処理・分別方法」、「不用品のリサイクル方法」が、ともに30%近くとなり上位となりました。

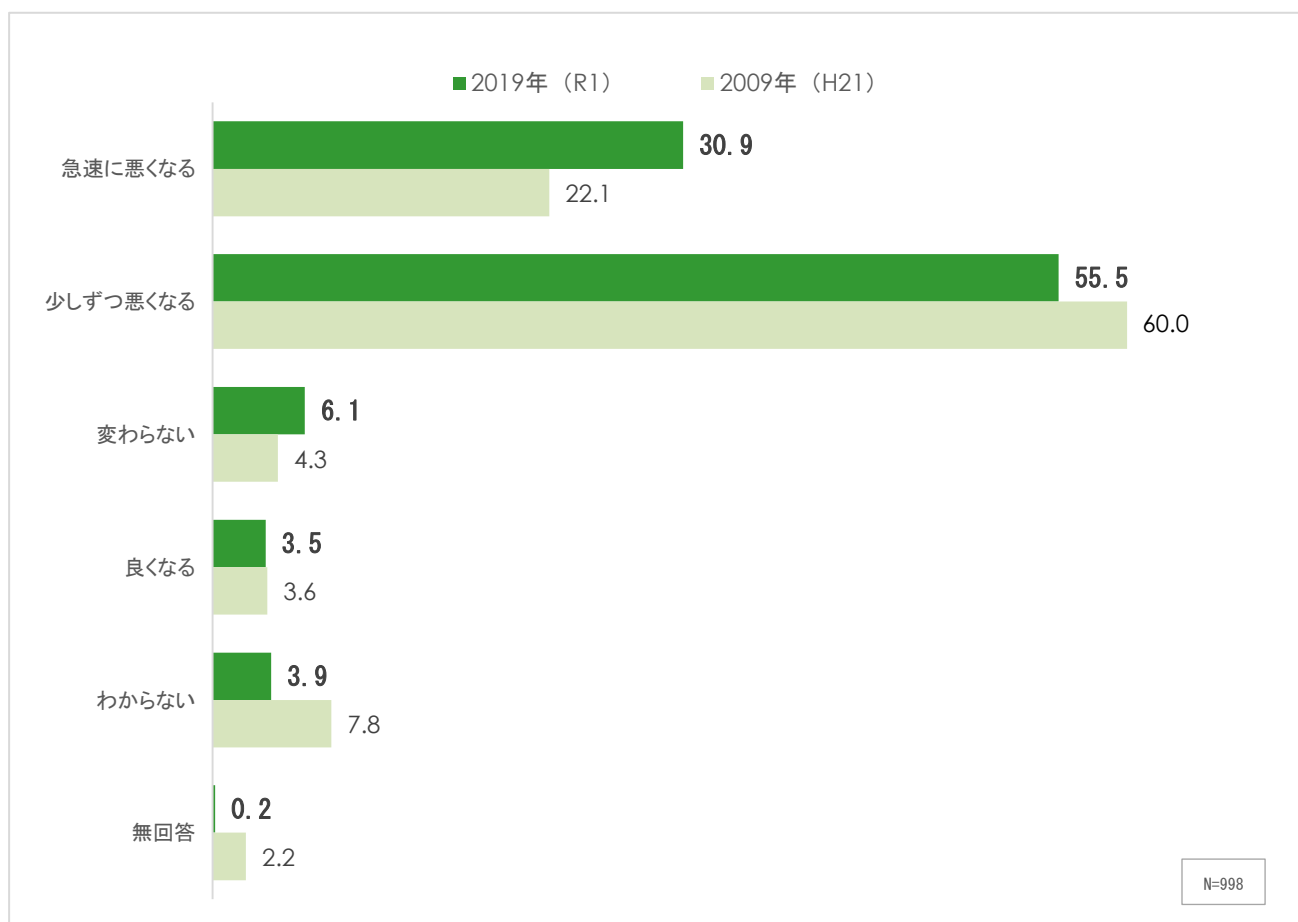
回答者が、循環型社会の構築を目指し、地球温暖化防止に繋げることの重要性を、認識していることがわかりました。

**問7** 地球規模の環境問題についての意味や原因の認識度について、どのくらい知っていますか。その取り組み状況を1つだけ選んでください。



「地球温暖化」、「オゾン層の破壊」、「海洋汚染」、「マイクロプラスチックによる環境影響」についての認識度は高く、「有害廃棄物の越境移動」、「生物多様性の減少」については、認識度は低いという結果となりました。報道や広告などでの取り上げ方の影響も推察されますが、主要な地球規模の環境問題についての認識度が高いことがわかりました。

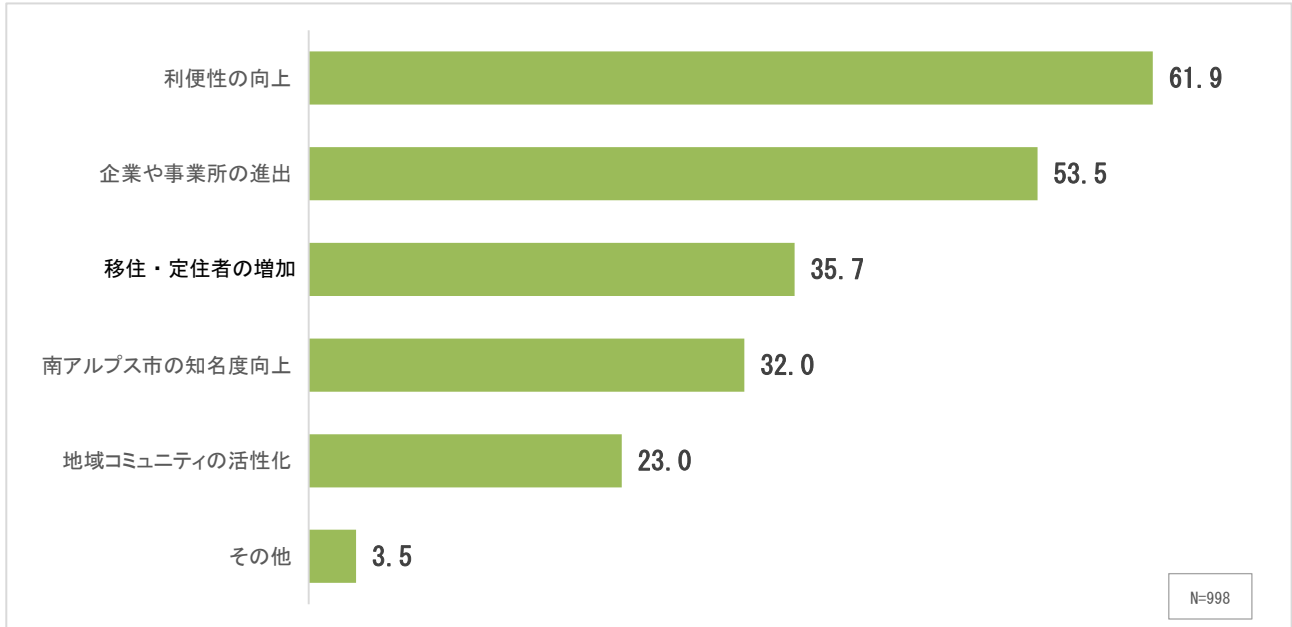
問8 地球環境は今後どうなると考えますか。1つだけ選んでください。



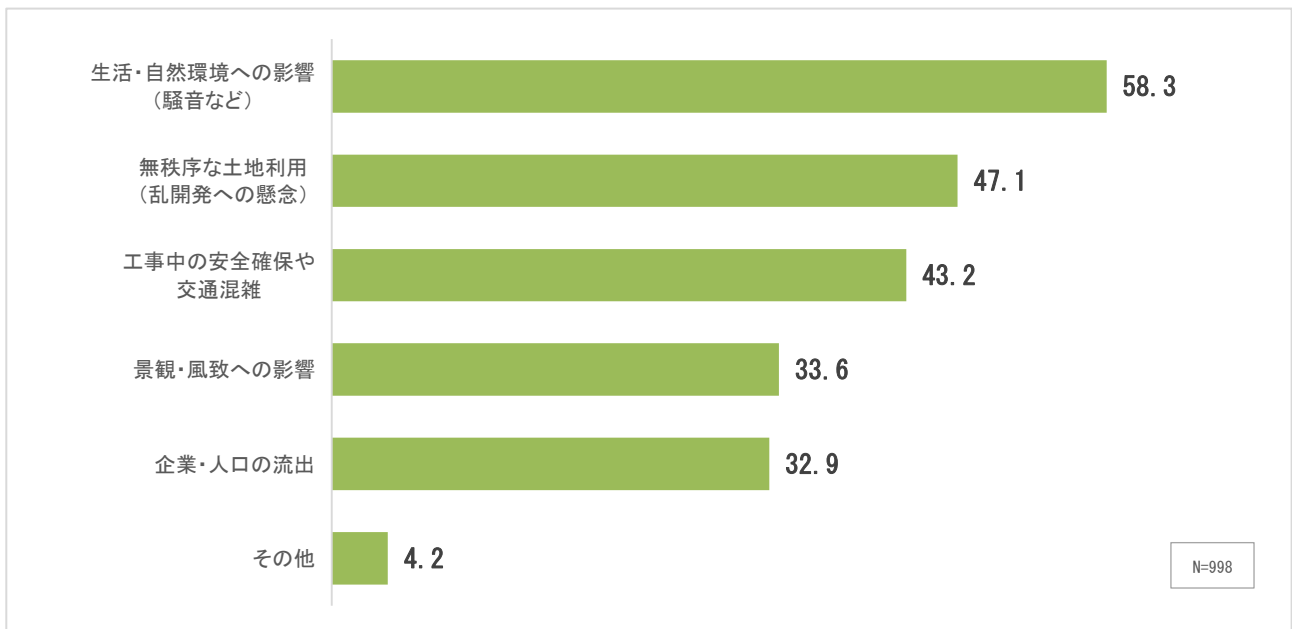
10年前のアンケート結果と同様、「少しずつ悪くなる」が最も多く、続いて「急速に悪くなる」が2番目に多く、方向として悪くなると考えている回答者が80%以上となりました。地球環境が危機的状況にあることを、回答者が認識していることがわかりました。

**問9** 「リニア中央新幹線」について、「期待すること」と「気になること」は何ですか。それぞれ3つまで選んでください。

【期待すること】



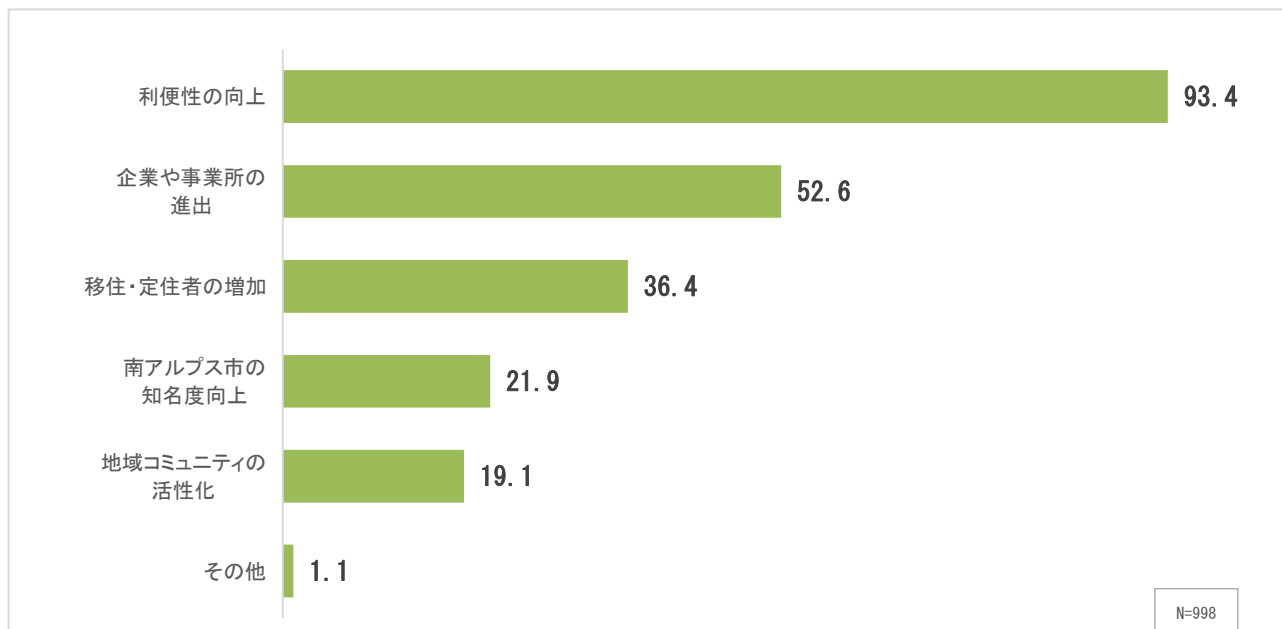
【気になること】



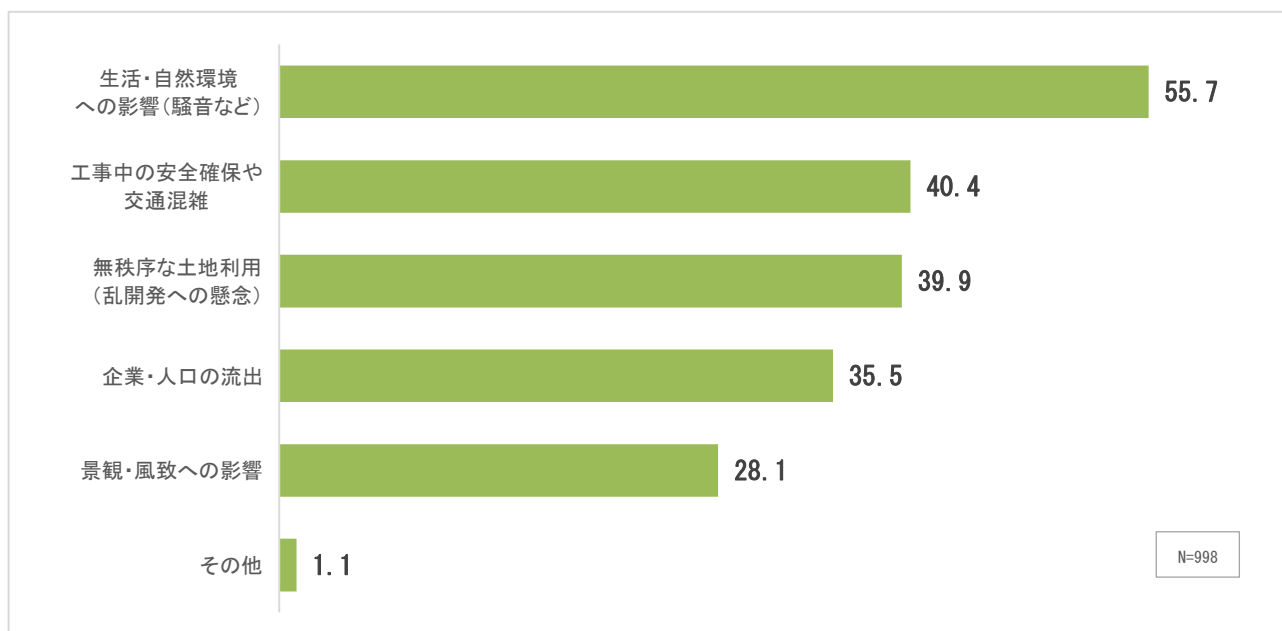
期待することとして、「利便性の向上」、「企業や事業所の進出」が上位となり、ともに50%を上回りました。一方、気になることとして、「生活・自然環境への影響(騒音など)」が50%を上回って最上位となり、続いて「無秩序な土地利用(乱開発への懸念)」、「工事中の安全確保や交通混雑」がともに40%を上回り、上位となりました。

**問 10** 「中部横断自動車道」について、「期待すること」と「気になること」は何ですか。それぞれ3つまで選んでください。

【期待すること】



【気になること】



期待することとして、「利便性の向上」が90%を上回って最上位となり、続いて「企業や事業所の進出」が50%を上回り上位となりました。

一方、気になることとして、「生活・自然環境への影響(騒音など)」が50%を上回って最上位となり、続いて「工事中の安全確保や交通混雑」、「無秩序な土地利用(乱開発への懸念)」がともに約40%にて上位となりました。

**問 11** ご意見、ご要望について

本計画についてのご意見やご要望として 314 件と多くの皆様から回答をいただきました。一人の回答が複数の内容にわたる場合には、本文の内容の趣旨を損なわないよう回答を分け、これを【ご意見】【各地区に特定したご意見】【市政へのご意見】【アンケートへのご意見】【市政へのご提案】に分類し、整理しました。なお、長文などは一部省略しています。

項目	八田	白根	芦安	若草	櫛形	甲西	合計
配布件数(件)	196	543	24	369	521	347	2,000
回収件数(件)	89	273	9	179	275	173	998
回収率	45.4%	50.3%	37.5%	48.5%	52.8%	49.9%	49.9%
意見提出件数(件)	30	79	7	57	94	47	314
意見提出率	33.7%	28.9%	77.8%	31.8%	34.2%	27.2%	31.5%

1. ご意見 264件							
ご意見	八田	白根	芦安	若草	櫛形	甲西	合計
<b>【1】 遊休農地に対するご意見 33件</b>							
・遊休農地の管理者への指導と、除草、害虫駆除の管理をして欲しい。	2	4	0	3	4	2	15
・遊休農地と空き家の再利用。	0	3	0	5	5	5	18
<b>【2】 コミュニティバスに対するご意見 28件</b>							
・コミュニティバスの利用者が少ないため、運営、運行先の検討。 (車：小型化) (乗者：学生、小さい子供親子連れなどの対象を増やす) (商業施設：イオン、ラザウォークなど) (不自由な人の家まで迎えに行くなど)	3	5	0	4	15	1	28
<b>【3】 完熟農園に対するご意見 27件</b>							
・完熟農園の再利用。	3	1	0	10	4	3	21
・完熟農園の閉鎖後の報告を、今後の計画を説明して欲しい。	0	2	0	1	3	0	6
<b>【4】 自然災害の対策に対するご意見 25件</b>							
・防災無線が聞き取りにくい。聞こえなかった。	0	1	0	0	1	0	2
・自然災害のハザードマップ作成と周知。	2	0	0	3	1	1	7
・自然災害時に、歩いて行ける地区ごとの避難所の確保。	0	0	0	1	4	0	5
・自然災害時にペット同伴の避難所を設けて欲しい。	0	1	0	0	2	0	3
・災害が起きない街づくり対策をして欲しい。 (河川の草刈り、河川から土砂を出すなど)	0	2	0	2	2	2	8
<b>【5】 リサイクルセンター、ゴミの収集場所に対するご意見 25件</b>							
・リサイクルセンターの増設。	0	1	0	2	0	1	4
・リサイクルセンターの分別方法を冊子で配布して欲しい。	0	3	0	0	5	0	8
・ごみ収集所の増設。	1	0	0	1	1	1	4
・ゴミの分別方法の冊子作成と、指導をして欲しい。	0	0	0	3	4	2	9



第4章 環境に関するアンケート結果

ご意見	八田	白根	芦安	若草	櫛形	甲西	合計
<b>【6】南アルプス市の自然保護に対するご意見 23件</b>							
・南アルプス山脈、花の町など南アルプス市の自然環境保護対策と、みんなが過ごしやすい環境と魅力ある街づくりを検討して欲しい。	4	6	0	5	4	4	23
<b>【7】道路の整備に対するご意見 21件</b>							
・道路で、老朽化道路の整備、狭い道路の整備。	3	3	1	5	2	1	15
・道路標識の整備、白線の整備。	0	1	0	0	3	0	4
・危ないところは信号機をつけて欲しい。	0	0	0	0	1	0	1
・主要道路以外にも目を向けて道路を管理して欲しい。	0	0	0	0	1	0	1
<b>【8】道路の除草管理などに対するご意見 20件</b>							
・交通の妨げになり危険なため、道路わきの除草管理、街路樹の伐採、毛虫の駆除を管理して欲しい。	2	2	0	5	4	1	14
・甲西バイパス、中部横断自動車道の除草管理。	1	3	0	0	2	0	6
<b>【9】野焼きに対するご意見 19件</b>							
・野焼き、庭で家庭ごみを燃やすことが禁止されている事を指導して欲しい。 (洗濯物に匂いがついたり、燃えカスがつくので再度、洗い直す)	3	3	0	4	6	3	19
<b>【10】不法投棄の防止対策に対するご意見 10件</b>							
・河川へ家電やごみの不法投棄への指導、監視するカメラの設置。	0	2	0	1	5	2	10
<b>【11】野生動物、野良犬の被害対策に対するご意見 8件</b>							
・野生動物、野良犬の被害対策。	3	1	0	0	3	1	8
<b>【12】飼い主に対するご意見 7件</b>							
・飼い主へ、散歩時の犬の糞の処理を指導して欲しい。	1	1	0	3	2	0	7
<b>【13】農業使用者に対するご意見 7件</b>							
・農業散布に対し、使用可能薬剤など徹底した指導をして欲しい。	1	0	1	0	0	0	2
・畑の散水、農業、枝木が道路の妨げになり危険であるため市より、農業従事者に対応マナーを指導して欲しい。	0	2	0	2	0	1	5
<b>【14】公園を増やして欲しい 6件</b>							
・公園を増やして欲しい。	2	0	0	2	1	1	6
<b>【15】下水道、浄化槽の推進 3件</b>							
・下水道、浄化槽の推進。	0	3	0	0	0	0	3
<b>【16】登山道などに対するご意見 2件</b>							
・登山道の整備、登山口の標識整備、入山料の徴収。	0	1	0	0	1	0	2
<b>合計</b>	<b>31</b>	<b>51</b>	<b>2</b>	<b>62</b>	<b>86</b>	<b>32</b>	<b>264</b>

<b>2. 各地区に特定したご意見 35件</b>
<b>【1】八田地区 8件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・八田地区は、信玄橋を境に甲斐市と比較すると暗いイメージのため、改善をして欲しい。</li> <li>・甲斐市と同様に、ランニングコースを南アルプス川の土手に設けて欲しい。</li> <li>・環境整備で泥上げが大変な八田地区上高砂～下高砂の神明川「V F 甲府」のグランド近くの木と土の整備をして欲しい。</li> <li>・六科の交差点の渋滞を緩和して欲しい。</li> <li>・八田小周辺の通学路が狭く、交通量が多くて危険なため道路整備をして欲しい。</li> <li>・野牛島から上高砂に向かう道路で、畑の枝が道路を邪魔し車のすれ違いなど危ないため、市から注意と指導をして欲しい。</li> <li>・水路に側溝を設置して欲しい。</li> <li>・無農薬使用の農業者に対して補助金制度を設けて欲しい。</li> </ul>
<b>【2】白根地区 1件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・百々地区 下水道が引いていない区間の今後の工事計画を教えて欲しい。</li> </ul>
<b>【3】芦安地区 2件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営の坂下団地・保育園・温泉施設などそのままの状態では老朽化を待っているのか伺いたい。このような状況で、市政に環境問題を市民に投げかける資格があるのでしょうか。</li> <li>・広河原の開発を進めて雇用の創出を検討して欲しい。</li> </ul>
<b>【4】若草地区 9件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害対策として環状大橋と浅原橋の土手のかさ上げをして欲しい。</li> <li>・浅原地区のごみ収集所に、業者と思われる軽トラックが大量のごみを出す。指導して欲しい。</li> <li>・地区のごみ収集所に、地区外の人がごみを捨てに来るため、ゴミ場に施錠をかけるか、市がごみ出しのマナーを指導して欲しい。</li> <li>・若草藤田は、新興住宅地で急激に人口が増えたため、狭い道路に車の往来が増え、夜間の車の騒音など環境公害が起きている。対策と検討して欲しい。</li> <li>・分譲入居のためか、自治会から組加入を拒否された。ゴミ捨てカレンダーもなく適当にゴミを出しカラスがあさるなど環境に悪い状況。市から自治会へ指導をして欲しい。</li> <li>・新築の方で、組加入は任意のため組に加入していないが、加入者と同じようにゴミを出す。災害の時、同じように飲料水など支給されるのは不条理。市から自治会加入の指導をして欲しい。</li> <li>・産婦人科がないため開設して欲しい。</li> <li>・南アルプスIC前の有効土地利用の検討。</li> <li>・リニアにより日陰になるが補償対象になるかが不安。住民へ説明会を実施して欲しい。</li> </ul>
<b>【5】 櫛形地区 10件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・すももライン（バス）の電気バス化。</li> <li>・小笠原橋周辺の滝沢川 草とゴミが非常に目立つ掃除をして欲しい。</li> <li>・市役所を移転しないで、川の整備に力を入れて欲しい。</li> <li>・櫛形山のあやめを保護範囲にして欲しい。</li> <li>・櫛形山、南アルプス山脈の動植物の管理に力を注いで欲しい。</li> <li>・小笠原橋西側から富士川町への右折レーンを広くして欲しい。</li> <li>・甲西バイパスからう回路、甲府櫛形線豊農協交差点から若草方面へ抜ける道を制限速度超過の高速で多数の車が通り抜けているため危険。事故が起きる前に指導して欲しい。</li> <li>・柿平の街路樹を検討して欲しい。</li> <li>・櫛形山、南アルプス山脈の動植物の管理に力を注いで欲しい。</li> <li>・南アルプスIC前の有効土地利用の検討。</li> </ul>
<b>【6】甲西地区 5件</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・すもも里公園を整備して欲しい。</li> <li>・健康促進教室（ヨガ）通年開催して欲しい。</li> <li>・甲西地区にリサイクルセンターを設置して欲しい。</li> <li>・自宅がリニア線地のため、代替地の情報を多く欲しい 速やかな対応をお願いします。</li> <li>・リニア設置により住居移転になったが、市から移転先の土地情報などが全くないため、早く情報が欲しい。</li> </ul>

3. 市政へのご意見 47件							
ご意見	八田	白根	芦安	若草	櫛形	甲西	合計
1 第一次基本計画を知らない。また、効果が出たのか知らない。報告して欲しい。	0	0	0	0	1	0	1
2 5年前と何も変わっていない。行政の考え方を説明して欲しい。	1	2	0	1	1	0	5
3 地球温暖化の講習をして欲しい。	0	1	0	0	2	0	3
4 ゴミを出さない教育をして欲しい。	4	1	1	0	1	1	8
5 プラスティック問題に対し教育をして欲しい。	0	0	0	0	1	0	1
6 南アルプス市小中学校の給食無料化。	0	0	0	0	1	0	1
7 消費税増税のプレミアム商品券の配布先は、小さい子供のご家庭ではなく、子供が3人以上のご家庭を対象にして欲しい。	0	0	0	0	1	0	1
8 総合体育館の使用料が高い。料金の見直しをして欲しい。	0	0	0	0	1	0	1
9 他の地町村との税金の違いを説明して欲しい。	0	0	0	0	1	0	1
10 市からの通知を電子化した市民には、マイナンバーカードのポイント発行など検討して欲しい。	0	0	0	0	1	0	1
11 ユネスコパークの認定の認知がないので、環境保全活動事業をユネスコパークにリンクさせてほしい。	0	1	1	0	0	0	2
12 市職員の勉強不足、受付職員が寝ていた。	0	1	0	0	1	0	2
13 リサイクルセンター職員への教育をして欲しい。(対応が悪い)	0	0	0	0	1	1	2
14 リサイクルセンターの収支報告をして欲しい。	0	0	0	0	0	1	1
15 少子高齢化をストップするモデル都市 または、人口の流出を防ぐため、企業の誘致を積極的に実施して欲しい。	1	2	1	1	2	1	8
16 市政の無駄を削っての減税対策と有効利用をして欲しい。	0	2	0	0	0	0	2
17 各地平等な発展ができる市政を検討して欲しい。	1	0	0	1	0	0	2
18 交通マナーの指導をして欲しい。	2	2	1	0	0	0	5
合計	9	12	4	3	15	4	47

4. アンケートへのご意見 6件								
		八田	白根	芦安	若草	櫛形	甲西	合計
1	アンケート協力へのお願いと、回答お礼のはがきが届いたが、税金を使って必要でしょうか。	0	0	0	0	1	0	1
2	アンケート結果から、どのような政策に活用されたか報告して欲しい。	0	0	0	0	1	0	1
3	アンケートの欲しい答えがあるなら、確実に返ってくる方をピックアップしたほうがいいと思う。	0	0	0	0	1	0	1
4	アンケート発送の封筒が定形外であった。アンケートを三つ折りにすれば定形郵便で発送でき費用は安くすむ。市自らが、小さなことから環境に配慮することが大事だと思う。	0	0	0	1	0	0	1
5	アンケートを出そうと思っていた時、アンケート締め切り1週間前であったが提出の督促のはがきが届いた。環境問題のアンケートなのに紙使用が多すぎると思う。資源の無駄遣いを把握して欲しい。	0	1	0	1	0	0	2
合計		0	1	0	2	3	0	6

5. ご提案 5件								
		八田	白根	芦安	若草	櫛形	甲西	合計
1	資源ごみセンターを枝木や生ごみなどを集め、循環型環境の拠点として整備拡大し、可燃物ごみの少ない市にはいかかがか。	0	0	0	0	1	0	1
2	遊休農地の果樹園の木、空き家から出る廃材を、大型木材チップ機械を導入することで、肥料となり除草剤となって活用できると思う。民間チップ業者は高価になるため、市での購入を検討して欲しい。	0	0	0	0	1	0	1
3	リサイクルを積極的にやりがい感を出す方法として、「ポイント制を導入し貯まったらプレゼント」を出す若者も参加すると思う。	0	1	0	0	0	0	1
4	環境への関心と協力した満足感が生まれる方法として、環境に良い取り組みや行動を起こした世帯に対し「ポイント」を発行し、結果をもって、表彰、税の軽減など施策に取り入れて欲しい。	0	0	0	0	0	1	1
5	南アルプス市は、山と木材があるので、バイオマス発電を設置して欲しい。	0	0	0	0	1	0	1
合計		0	1	0	0	3	1	5

## 第2節 事業者アンケート

### 2-1 調査の概要

#### 2-1-1 調査の目的

本市の環境保全に対する事業者の意識と、日常の行動状況及び事業者の市の環境保全施策に関する意見、要望等を把握するとともに、今後の課題を明らかにし、新たに策定する「第2次南アルプス市環境基本計画」に、本調査結果を反映させることを目的として実施しました。

#### 2-1-2 調査の手法

項目	対象
調査地域	南アルプス市全域
調査対象者	本市において活動する事業者 200 事業者
調査方法	郵送によりアンケート用紙を配布、回答
調査期間	2019年10月15日(火)～10月31日(木)

#### 2-1-3 調査項目

No	調査内容
1	事業者の基本情報(業種、従業員数、所在地区、事業年数、本社地 等)
2	本市の環境全般について
3	地球環境問題について
4	リニア中央新幹線について
5	中部横断自動車道について
6	自由意見(南アルプス市の環境行政全般についてのご意見・ご要望などについて)

#### 2-1-4 アンケートの回収率

58.5% (回収件数 117 件 / 200 件)

#### 2-1-5 集計について

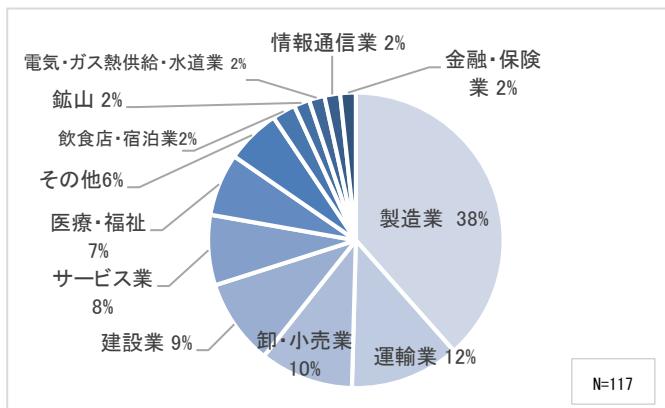
比率は百分率で表しており、小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため、比例の合計が必ずしも100%とならない場合があります。

## 2-2 調査の結果

(グラフ中の「N」は、回答者数を表しています)

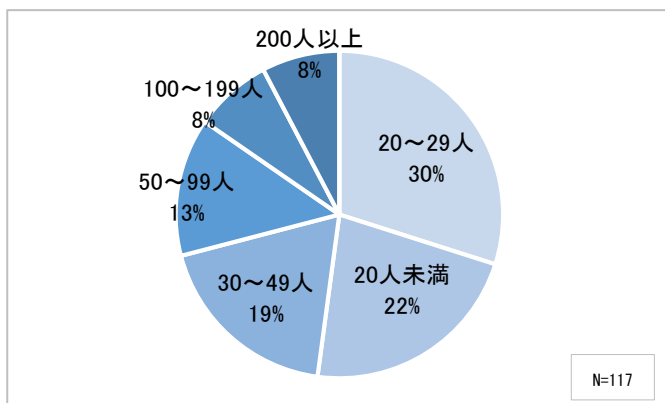
### 2-2-1 事業者の基本情報

【1】 貴事業所の業種は、次のうちどれですか。あてはまる番号 1 つを選んで○印を付けてください。  
(複数の業種を展開している場合は、主なものを 1 つお選びください。)



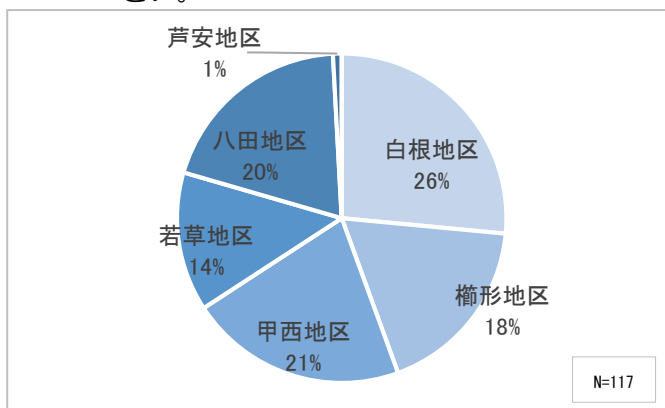
「製造業」が最も多く、回答全体の 38% を占めていました。次いで、「運輸業」、「卸・小売業」、「建設業」の順となっていました。

【2】 貴事業所の従業員の数は、次のうちどれですか。あてはまる番号 1 つを選んで○印を付けてください。(従業員数は、このアンケート票の送付先にある敷地内の事業所を対象としパート、アルバイト等すべての従業員を含んだ数としてください。同じ市内でも他の場所にある関連事業所は含めません。)



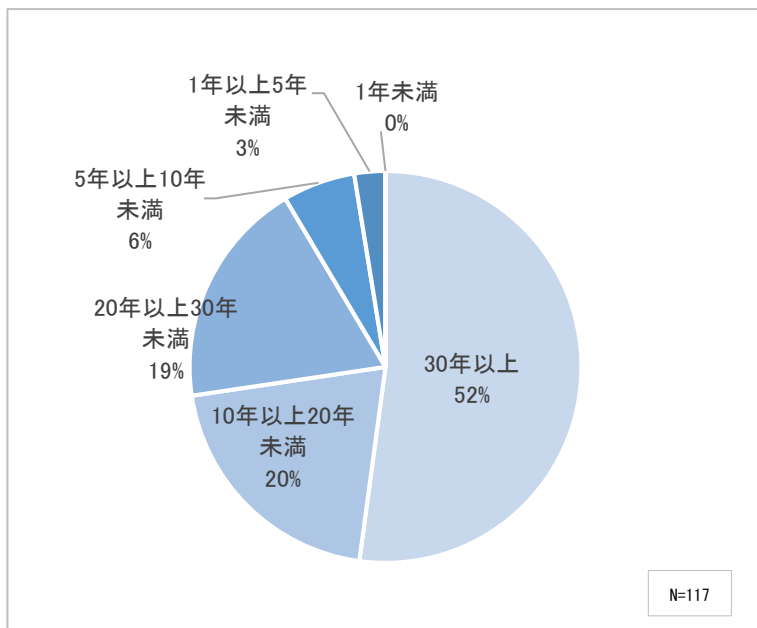
「従業員数が 30 人未満の事業所」が、52% を占めていました。一方、「従業員数 100 人以上の事業所」は、16% となっていました。

【3】 貴事業所の主な所在地は次のうちどれですか。あてはまる番号 1 つを選んで○印を付けてください。



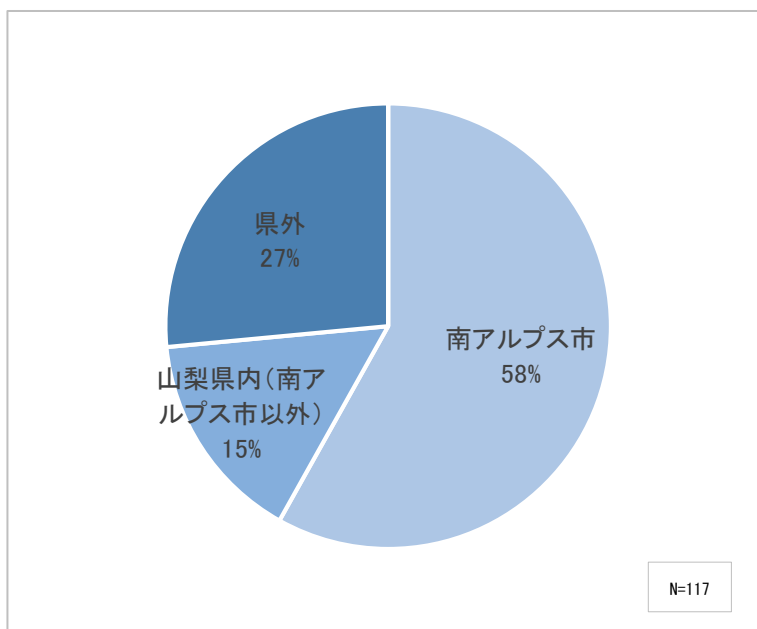
芦安地区を除き、大きなバラツキはなく、ほぼ 20% 前後の回答比率となっていました。

【4】 貴事業所の南アルプス市における在所(事業)年数は何年ですか。あてはまる番号1つを選んで○印を付けてください。



「30年以上の事業所」が、52%を占めていました。一方、「10年以上の事業所」が、39%以上となっていました。

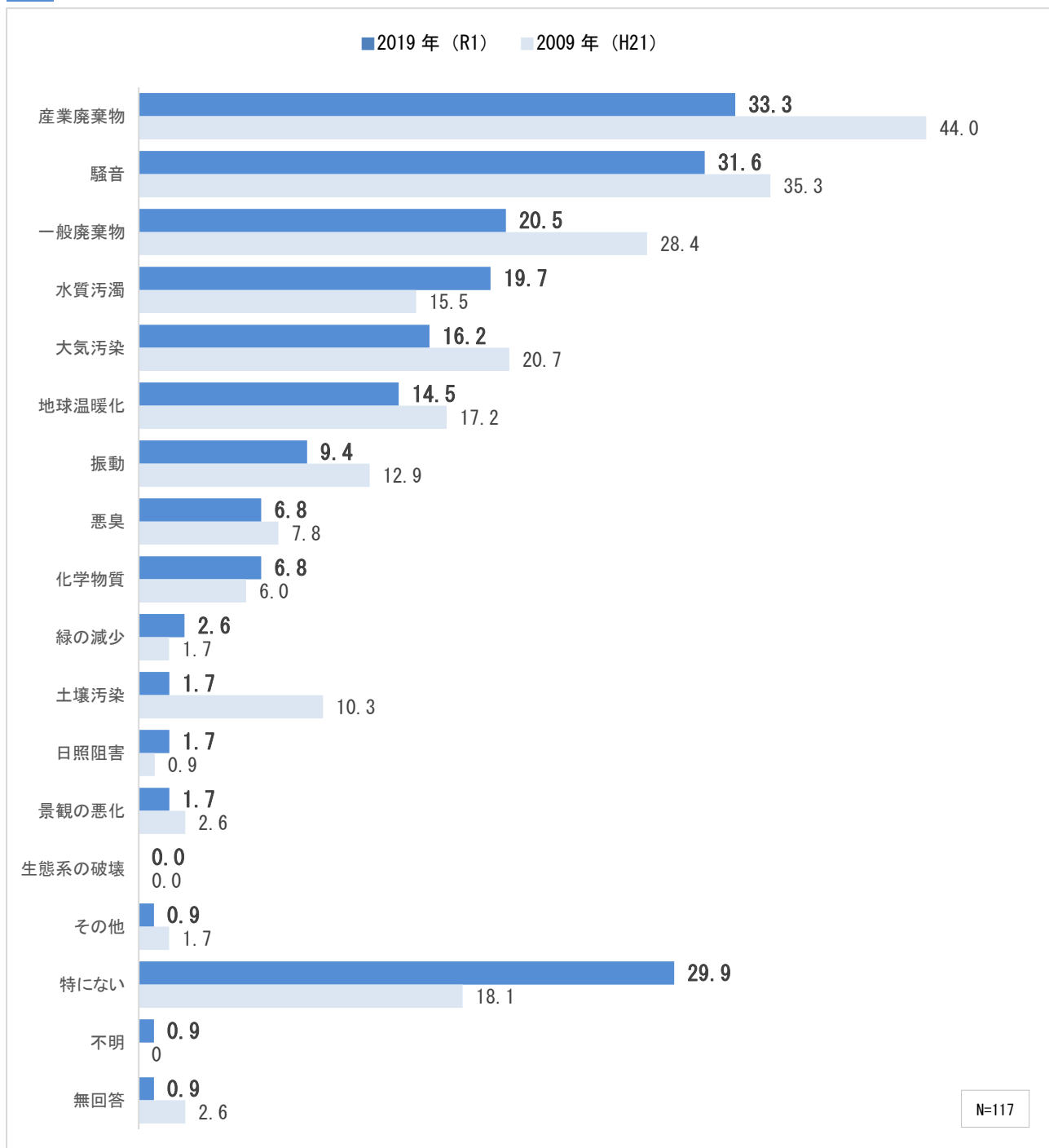
【5】 貴事業所の本社としての機能はどこにありますか。あてはまる番号1つを選んで○印を付けてください。



「本市に本社を持つ事業所」は、約60%であり、「県外に本社を持つ事業所」が約30%となっていました。

2-2-2 環境に配慮した活動について

問1 貴事業所の事業活動が環境へ与え得る影響を選び、番号に○印を付けてください。(複数回答可)

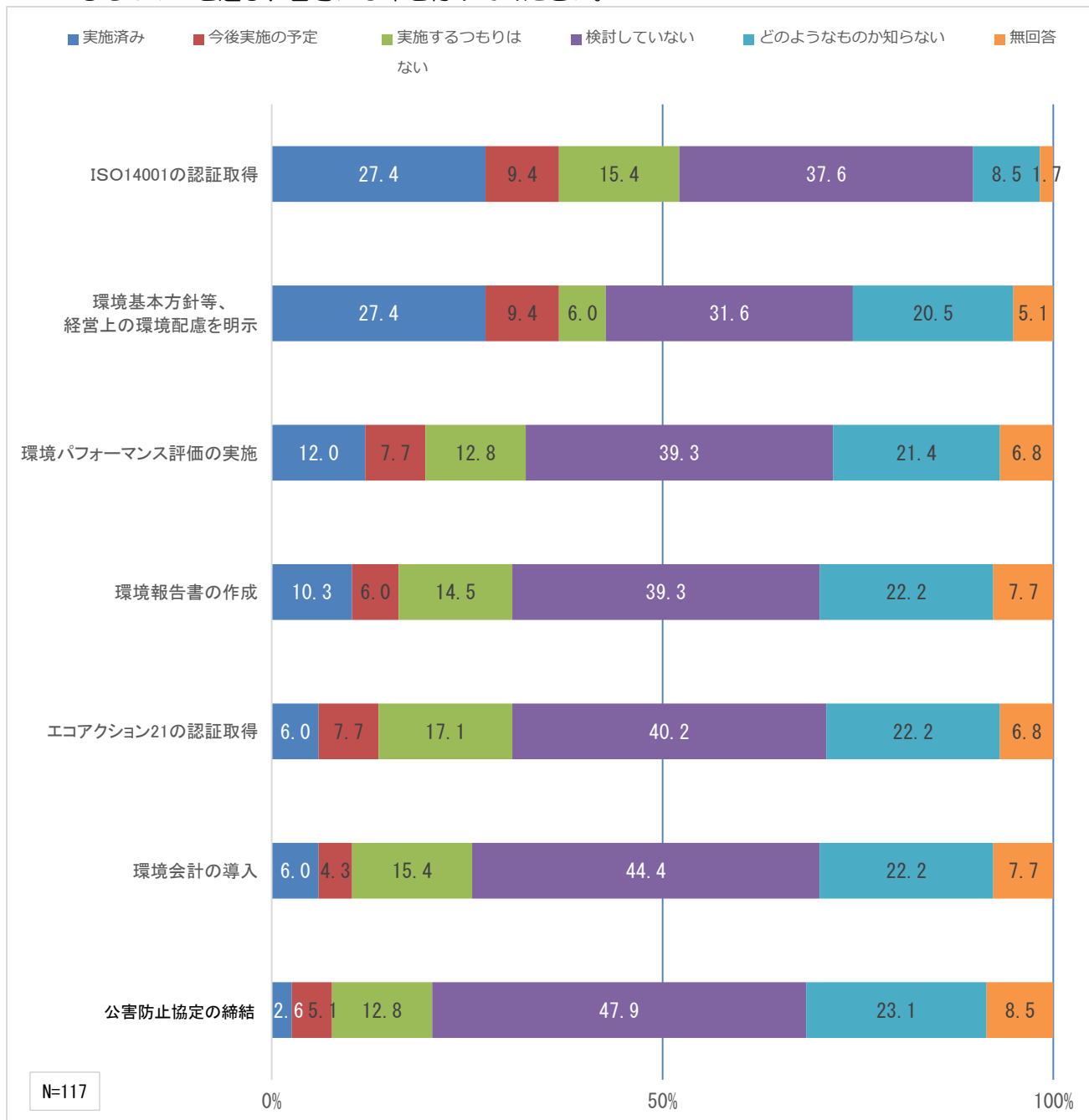


前回調査（2009年（H21））と同様に、事業者の事業活動が環境に与える影響について複数回答を求めました。

顕著に変化が見られた項目は、「産業廃棄物」、「一般廃棄物」の項目で、環境への影響度が減少傾向を示していました。これは、この10年間で、廃棄物の分別、リサイクルなどの意識が徹底されてきたことが要因と思われます。また、「特にない」と回答した事業者が増加しています。



**問2** 貴事業所では、環境に配慮した経営手法を用いていますか。次のすべての項目について、あてはまるもの1つを選び、番号に○印を付けてください。

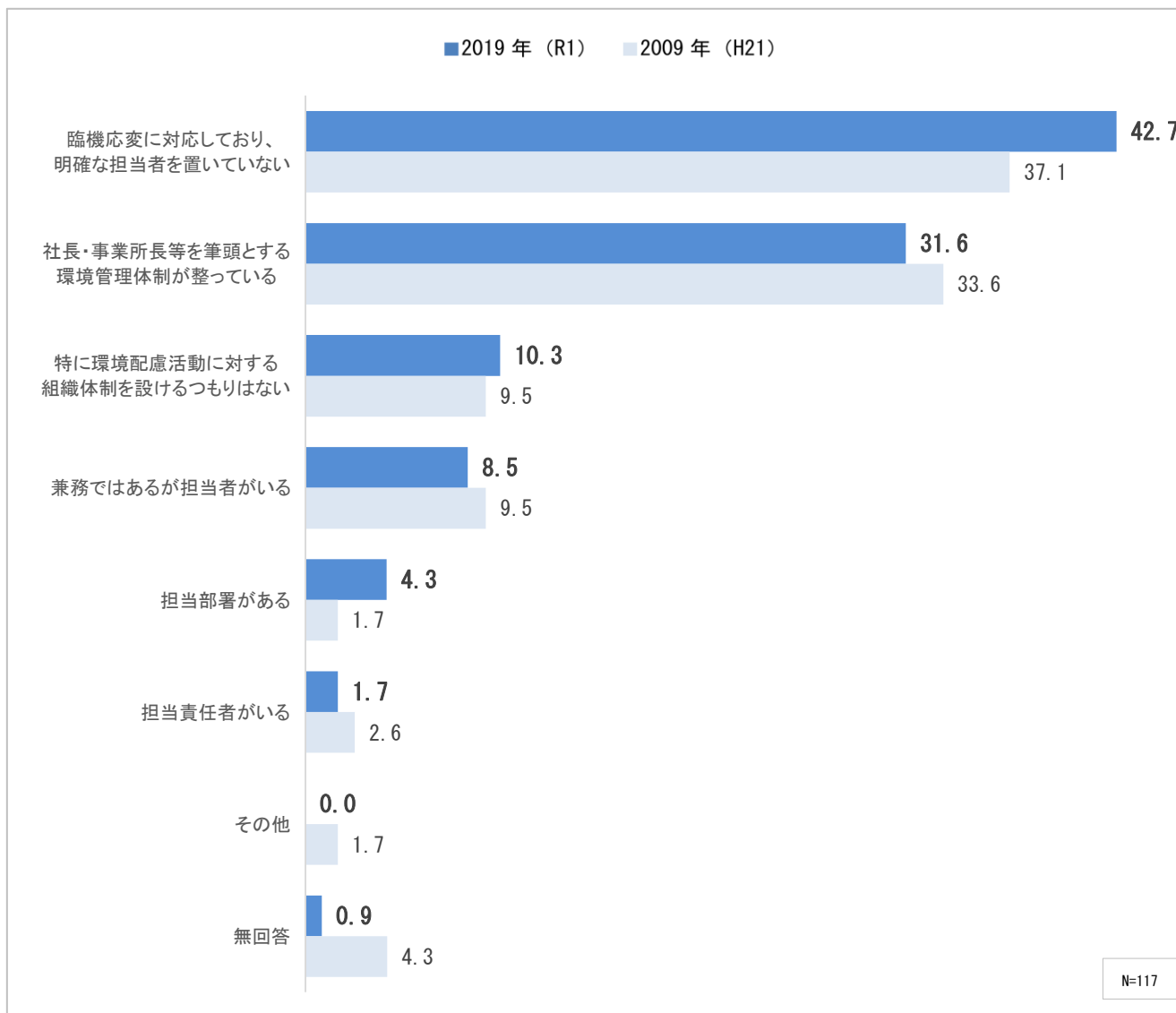


「ISO14001<sup>11</sup>の認証取得」を実施済みまたは今後実施の予定の事業者は36.8%、「エコアクション21<sup>12</sup>の認証取得」を実施済みまたは今後実施の予定の事業者は13.7%にとどまっており、環境経営システムへの関心度は低いことがわかりました。

<sup>11</sup> ISO14001：環境マネジメントシステム(方針及び目標を定め、その目標を達成するために組織を適切に指揮・管理するための仕組み)の仕様を定めた規格。

<sup>12</sup> エコアクション21：環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）である。一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めている。

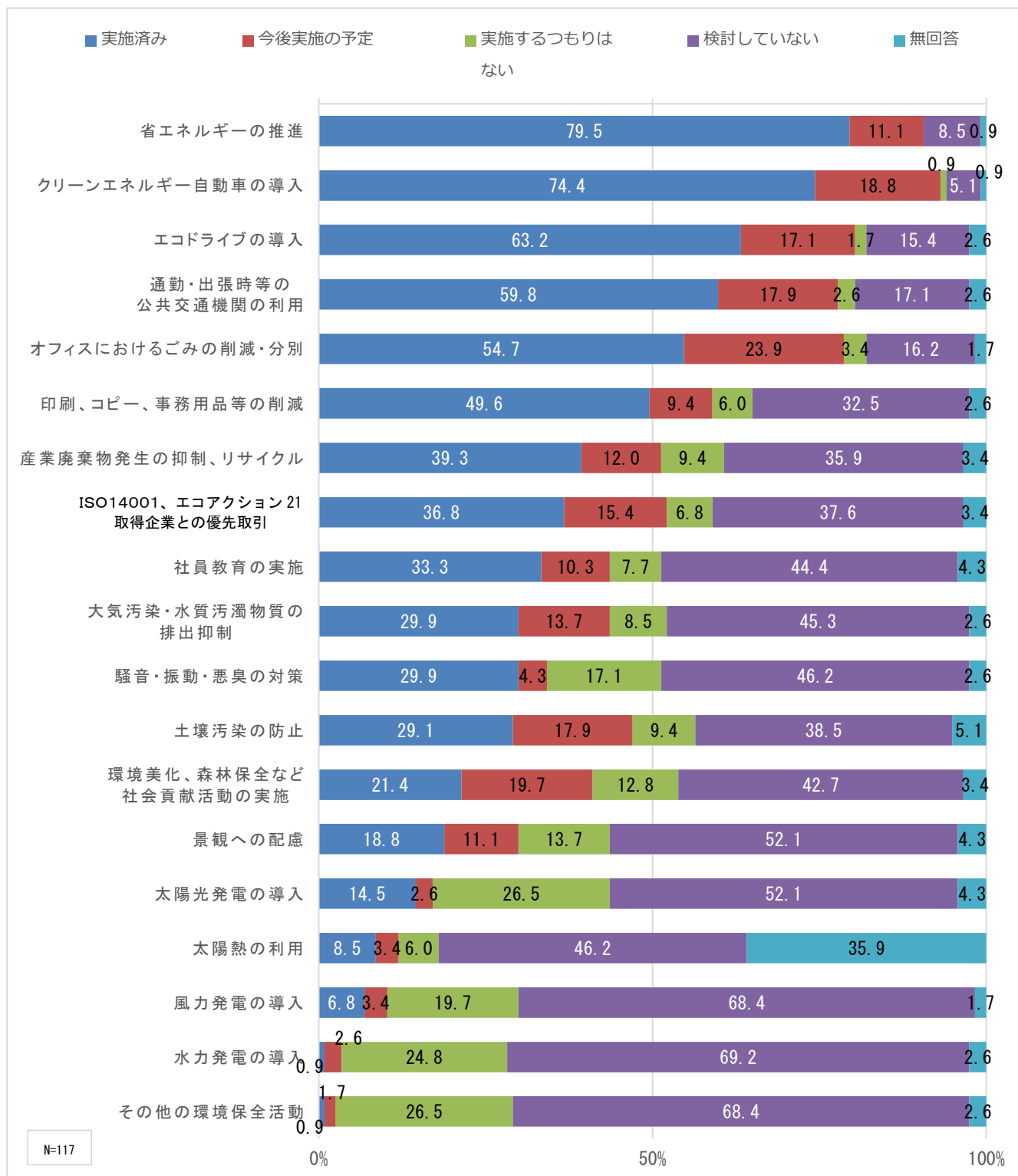
**問3** 貴事業所の環境配慮活動に関わる組織体制として、次の中からあてはまるもの1つを選び、番号に○印を付けてください。



企業としての社会的責任から、環境配慮活動を実施するための組織体制を確立している事業者が、全体の30%以上存在していました。

また、明確な担当者を置いていなくても、臨機応変に環境配慮活動に取り組んでいる事業者が40%以上存在し、企業経営にとって環境管理の重要性を認識している企業が増加しています。

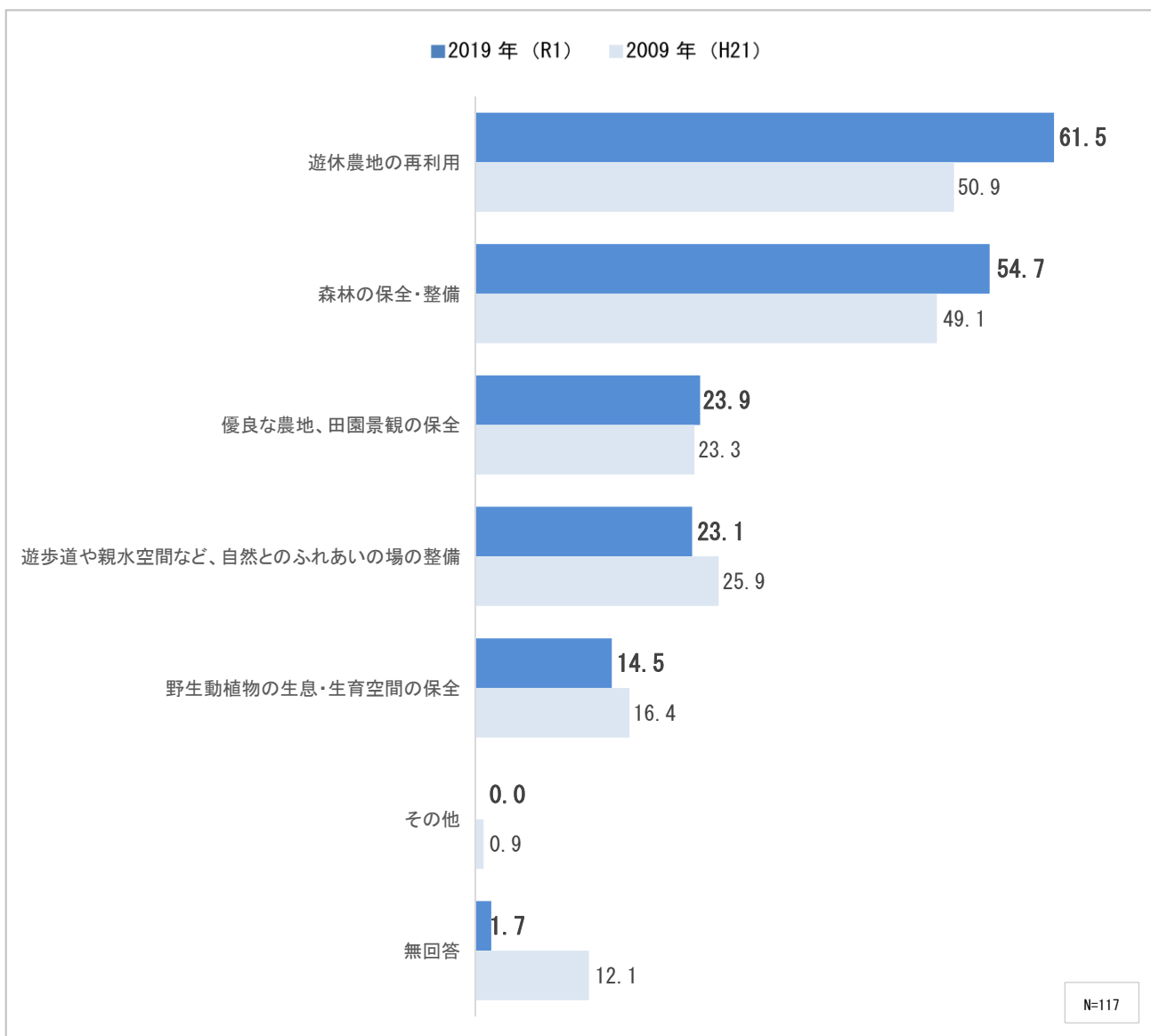
問4 貴事業所では、環境保全のためにどのような取り組みをしていますか。次のすべての項目について、該当する番号1つを選び、その番号に○印を付けてください。



環境保全のため、既に取り組んでいる項目の上位は、「省エネルギーの推進」、「クリーンエネルギー自動車の導入」、「エコドライブの導入」など、省資源対策に関する項目が上位を占めています。また、社員への環境教育の重要性を認識している事業者が増加しています。

**問5** 環境を守りより良くしていくために、今後、南アルプス市はどのような施策を重点的に進めていくべきだと思いますか。特に重要だと思うものを分野ごとに必要数選び、○印を付けてください。

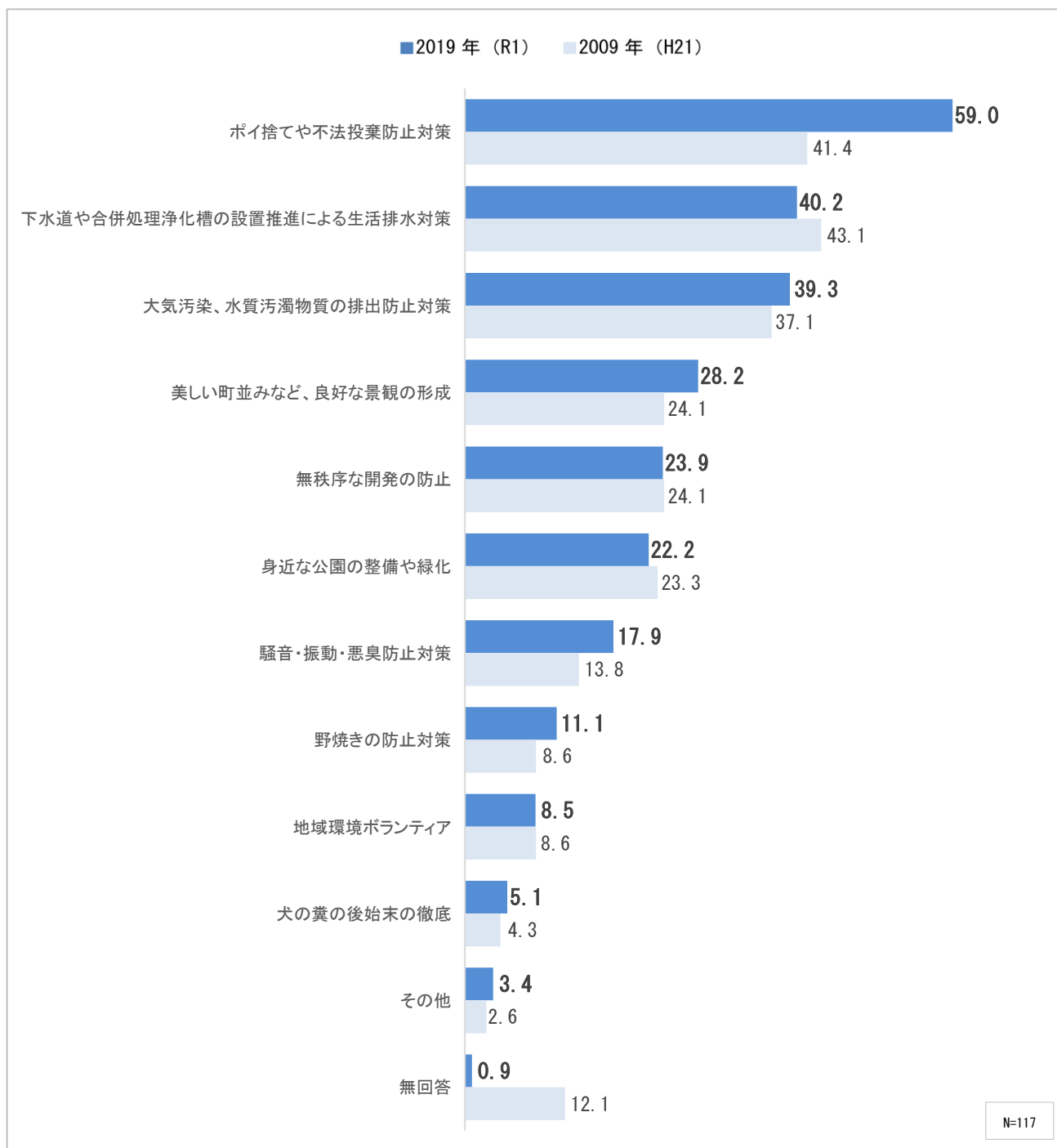
【自然環境分野】 (○は2つまで)



「遊休農地の再利用」、「森林の保全・整備」がともに50%を上回り、10年前のアンケート結果と同様に上位となっています。

「遊歩道や親水空間など、自然とのふれあいの場の整備」、「野生動植物の生息・生育空間の保全」については、10年前のアンケート結果を下回っていました。

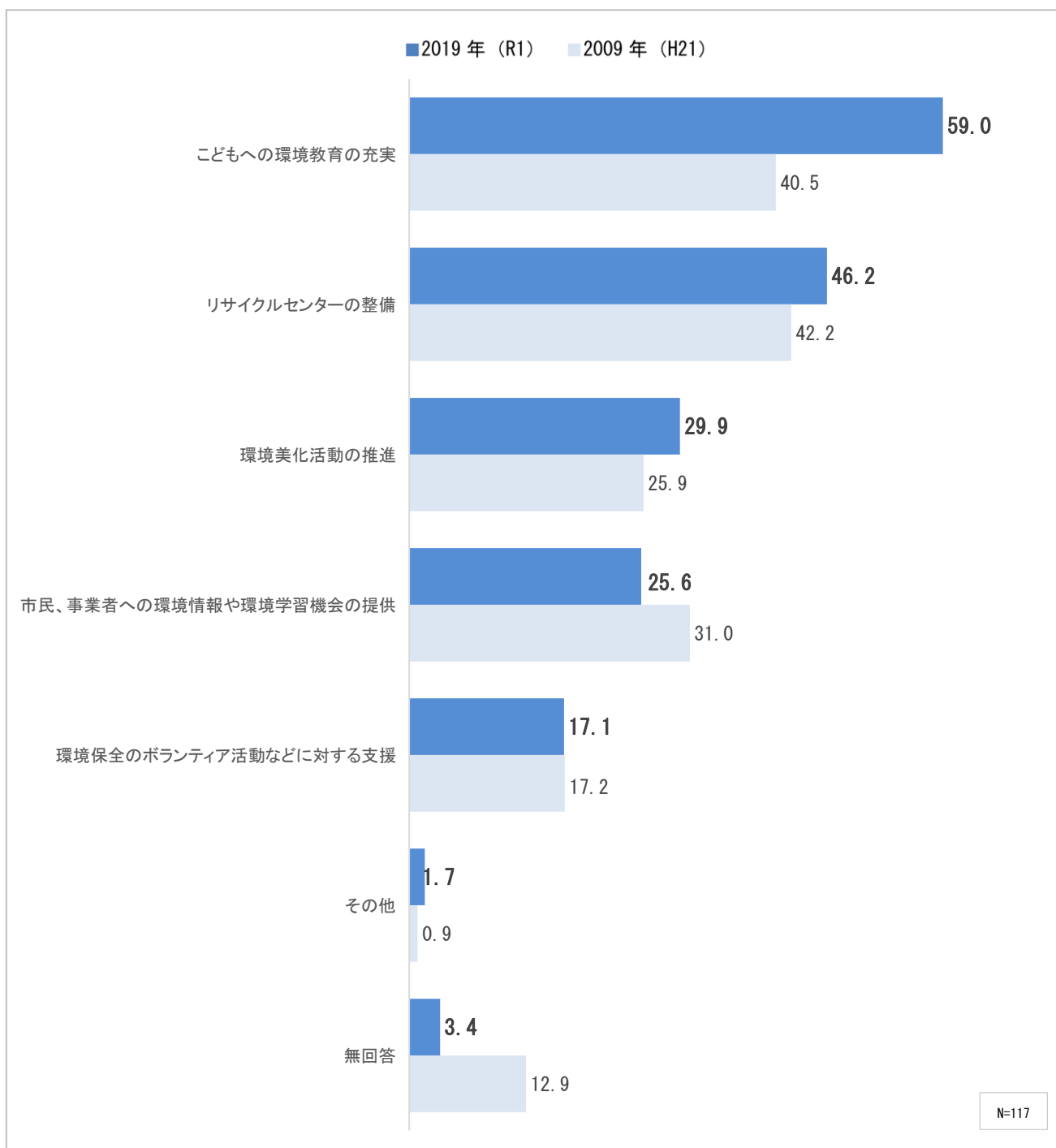
【生活・都市環境分野】 (〇は3つまで)



「ポイ捨てや不法投棄対策」が約60%となり、最上位となっています。10年前のアンケート結果からさらに増加しているため、引き続き、重要項目であることがわかります。

「下水道や合併処理浄化槽の設置推進による生活排水対策」、「大気汚染、水質汚濁物質の排出防止対策」についても、10年前のアンケート結果と同様に上位となっていました。

【地球環境分野】 (〇は3つまで)

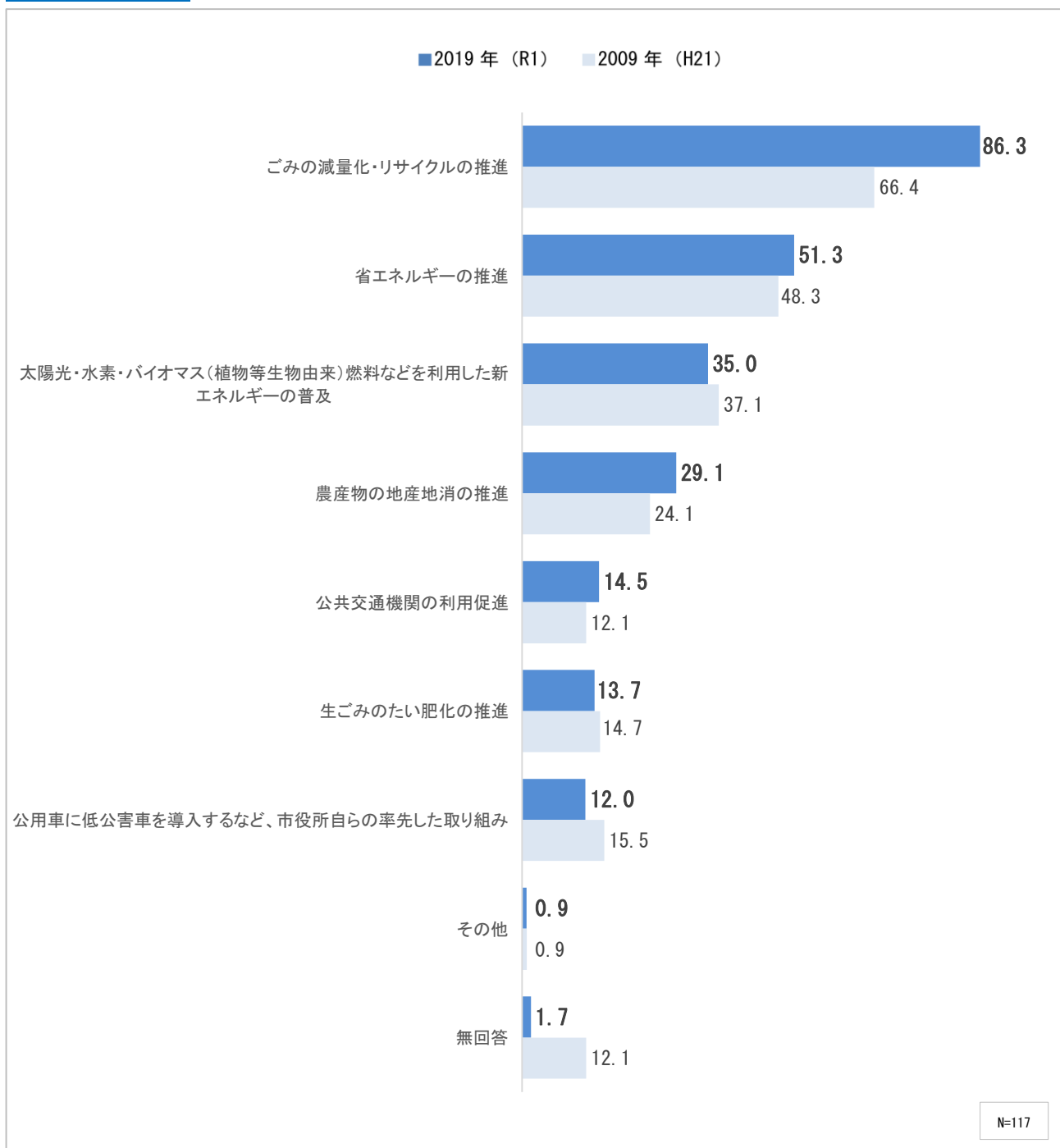


「子どもへの環境教育の充実」が約60%となり、最上位となっています。10年前のアンケート結果からさらに増加しているため、引き続き、重要項目であることがわかります。

「リサイクルセンターの整備」、「環境美化活動の推進」についても、10年前のアンケート結果と同様に上位となっていました。

【環境教育分野】

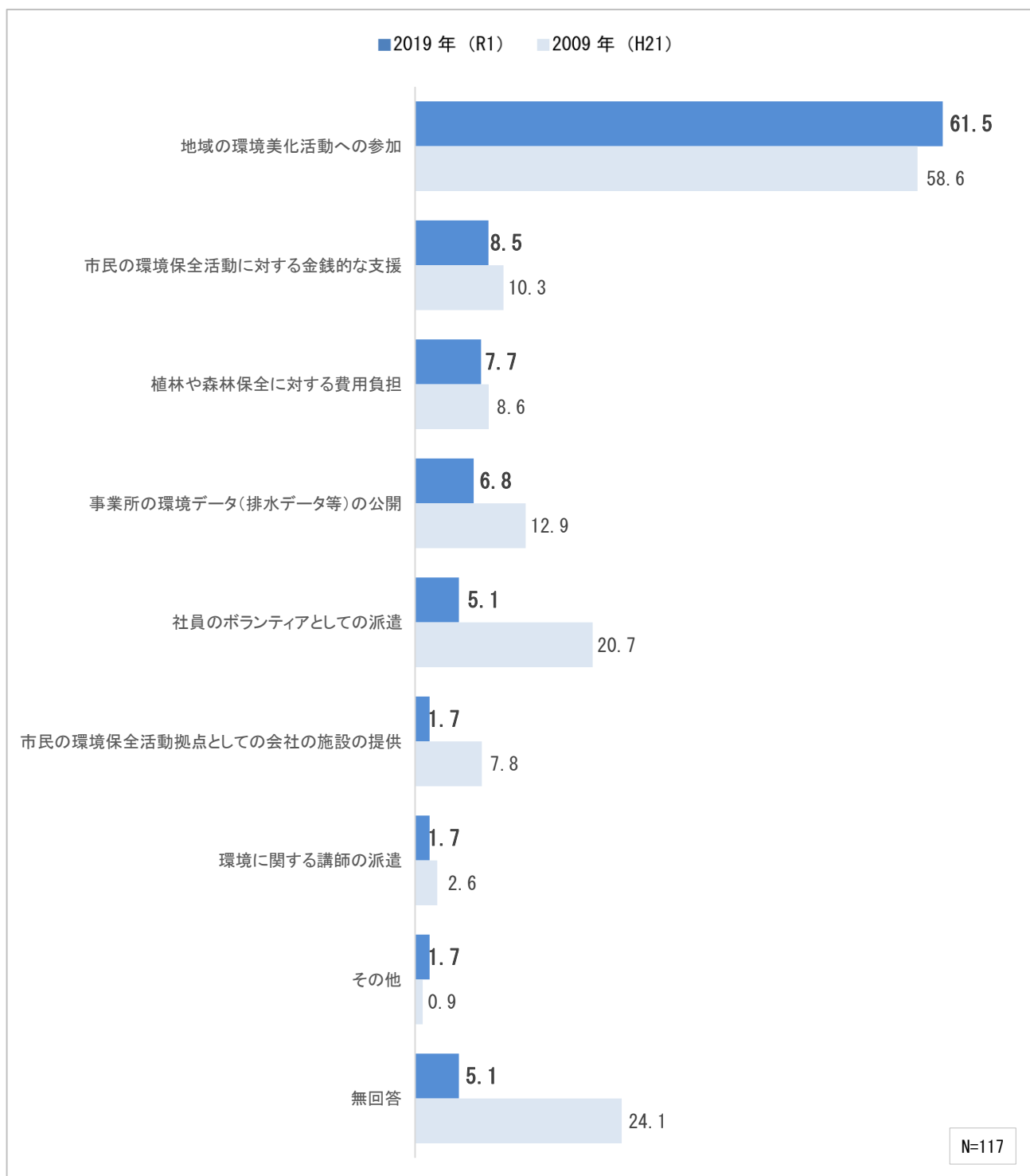
(〇は2つまで)



「ごみの減量化・リサイクルの推進」が80%を上回り、最上位となっています。10年前のアンケート結果からさらに増加しているため、引き続き、重要項目であることがわかります。

「省エネルギーの推進」、「太陽光・水素・バイオマス(植物等生物由来)燃料などを利用した新エネルギーの普及」についても、10年前のアンケート結果と同様に上位となっていました。

**問6** 事業所として住民や市に対して出来ることについてどう思われますか。貴事業所の考えに最も近いもの1つを選び、番号に○印を付けてください。

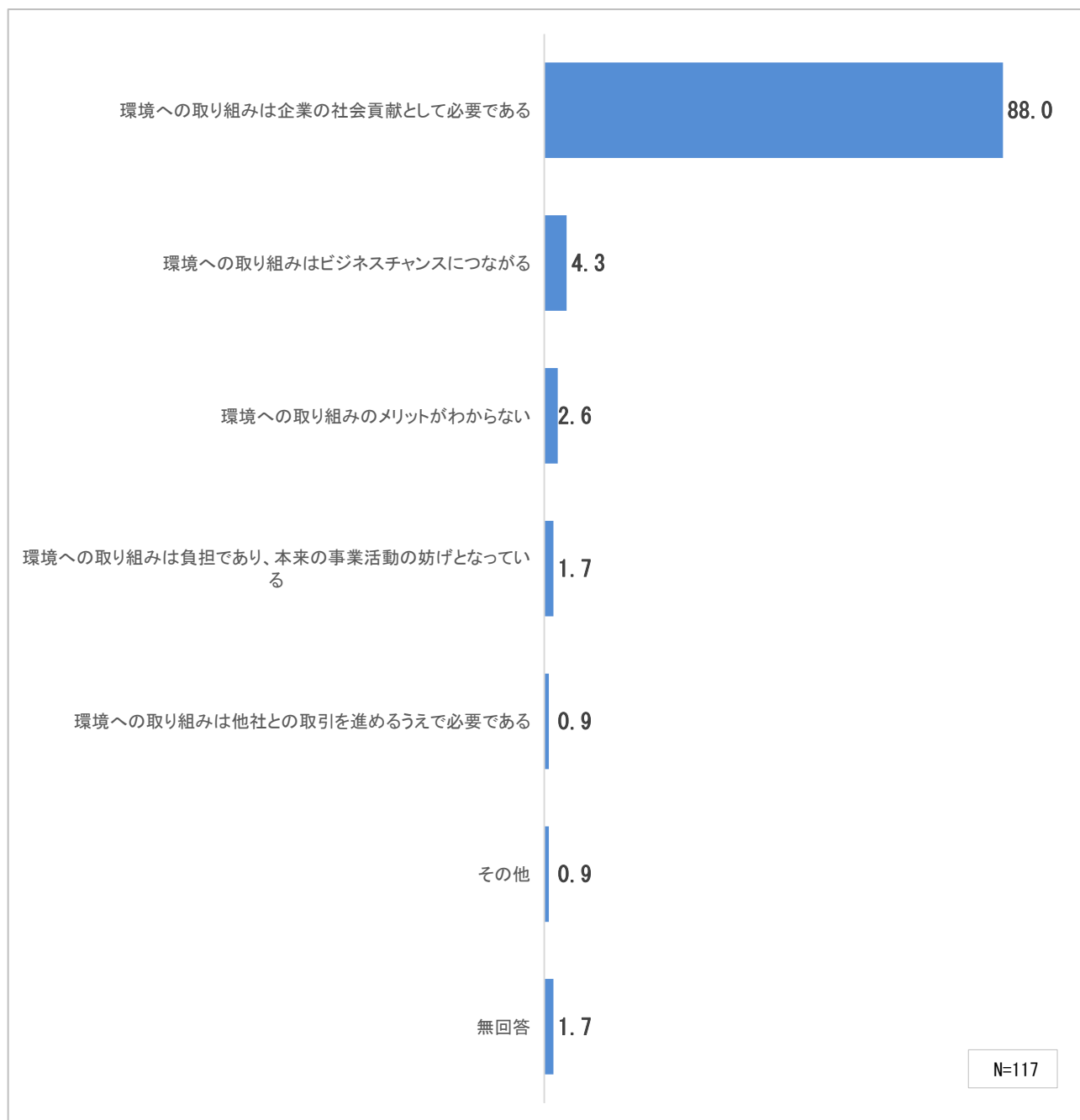


「地域の環境美化活動への参加」が60%を上回り、最上位となっています。10年前のアンケート結果からさらに増加しているため、引き続き、重要項目であることがわかります。

「社員のボランティアとしての派遣」、「事務所の環境データ(排水データ等)の公開」、「市民の環境保全活動拠点としての会社の施設の提供」については、10年前のアンケート結果から減少していました。

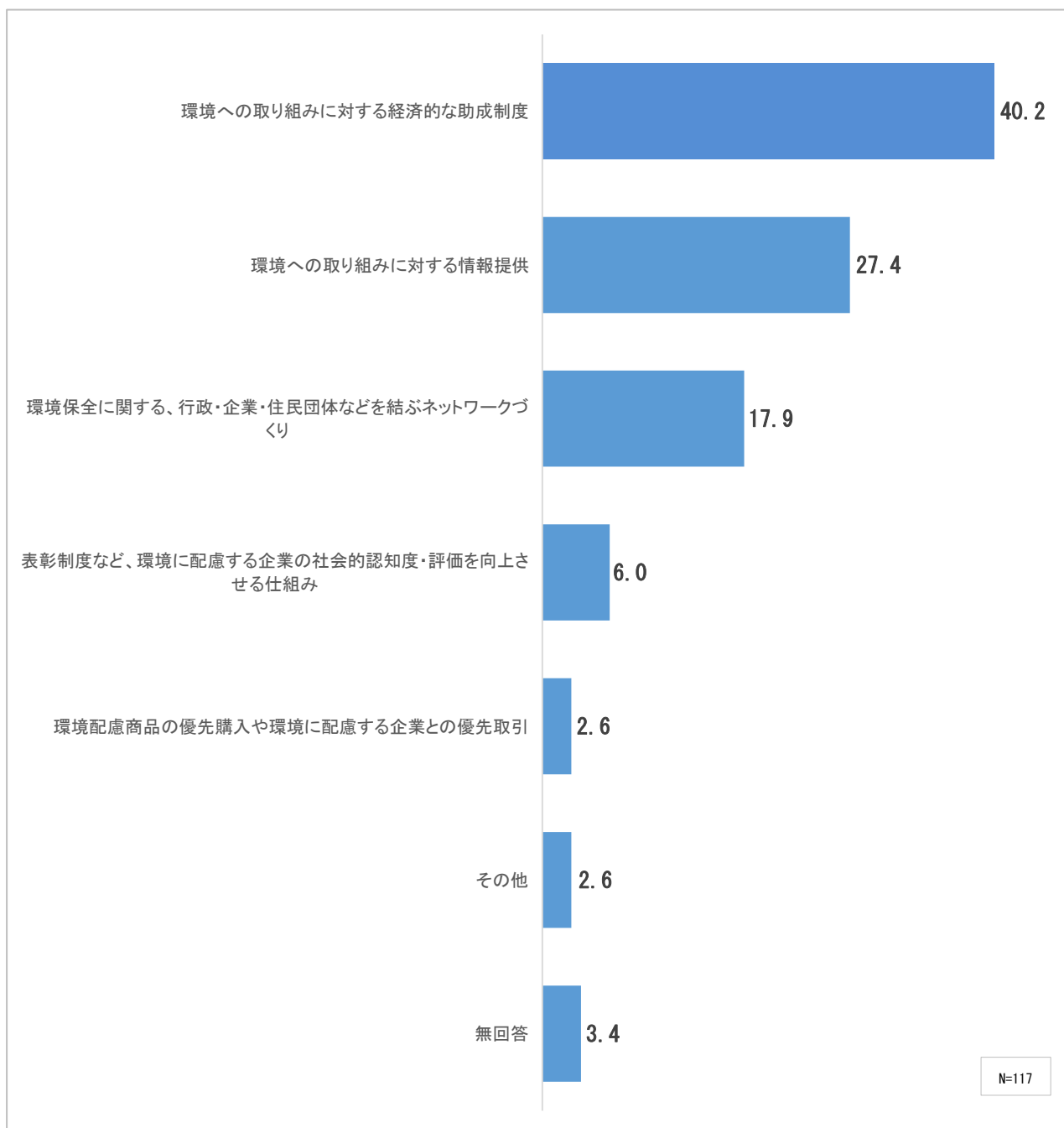


**問7** 貴事業所では、企業の環境への取り組みと企業活動のあり方についてどう思われますか。貴事業所の考えに最も近いもの1つを選び、番号に○印を付けてください。



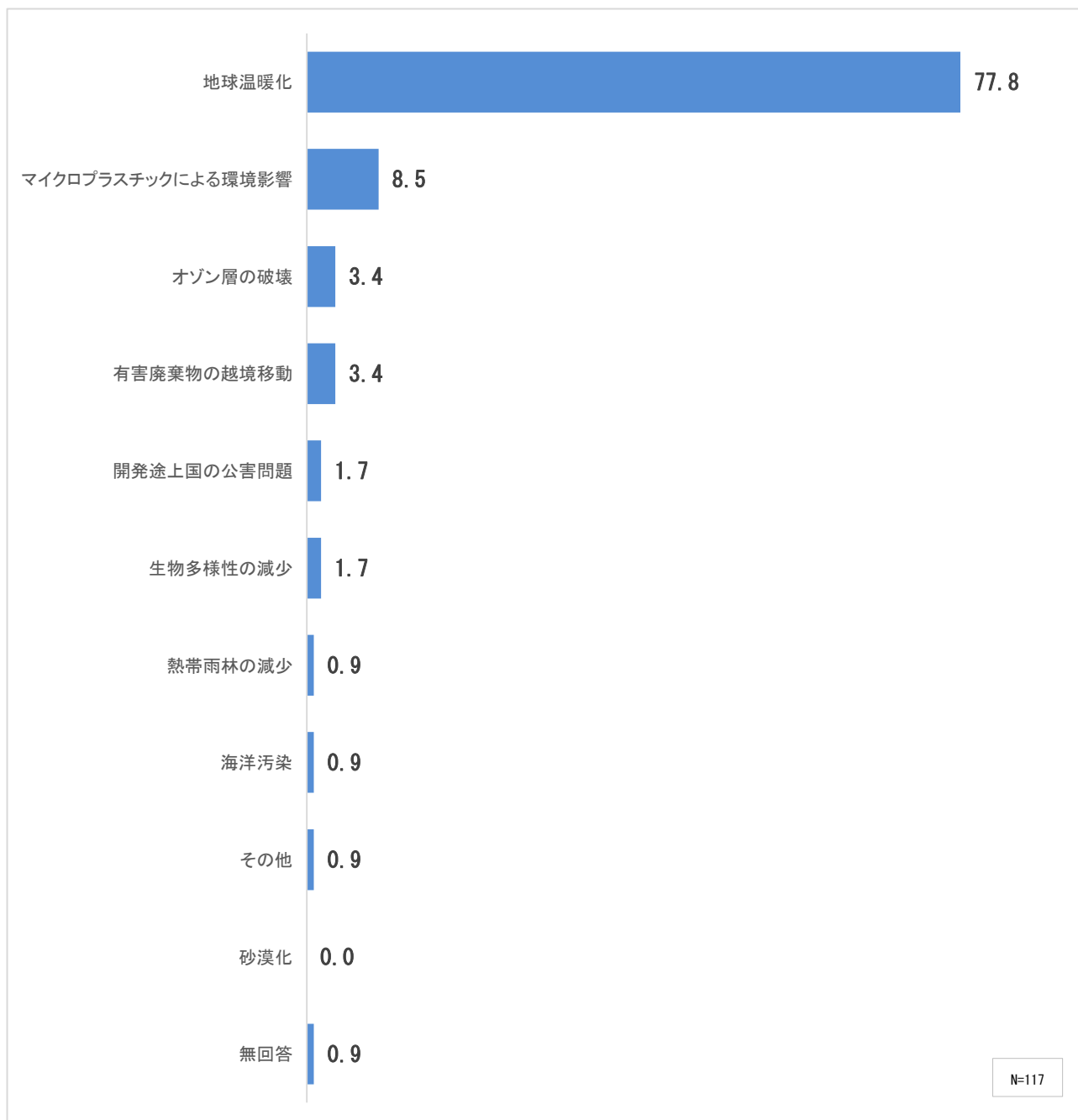
「環境への取り組みは企業の社会貢献として必要である」が、約90%となりました。ほとんどの事業者が、企業活動に社会的責任が求められると認識しています。

**問8** 企業の環境保全活動をより活発にするために、南アルプス市に期待することはありますか。次の中から、最も期待すること1つを選び、番号に○印を付けてください。



「環境への取り組みに対する経済的な助成制度」が一番多く、次いで「環境への取り組みに対する情報提供」、「環境保全に関する、行政・企業・住民団体などを結ぶネットワークづくり」の順となっていました。

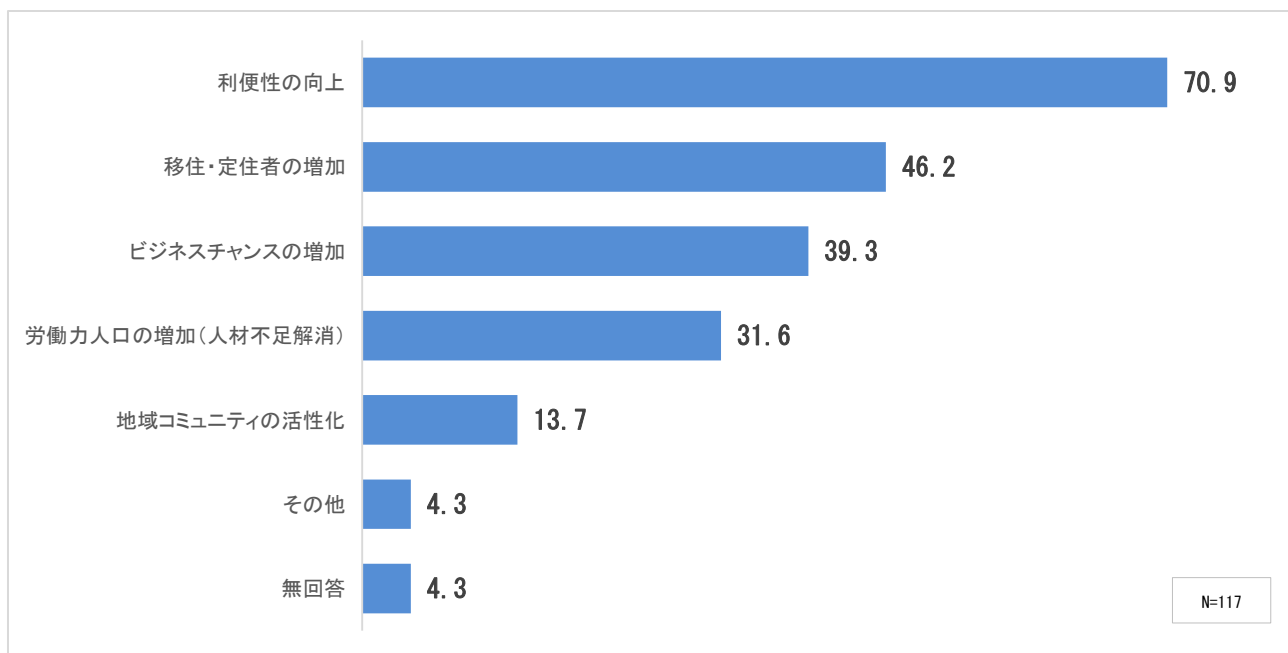
問9 地球規模の環境問題についてどう思われますか。貴事業所が最も重要と考えるもの1つを選び、番号に○印を付けてください。



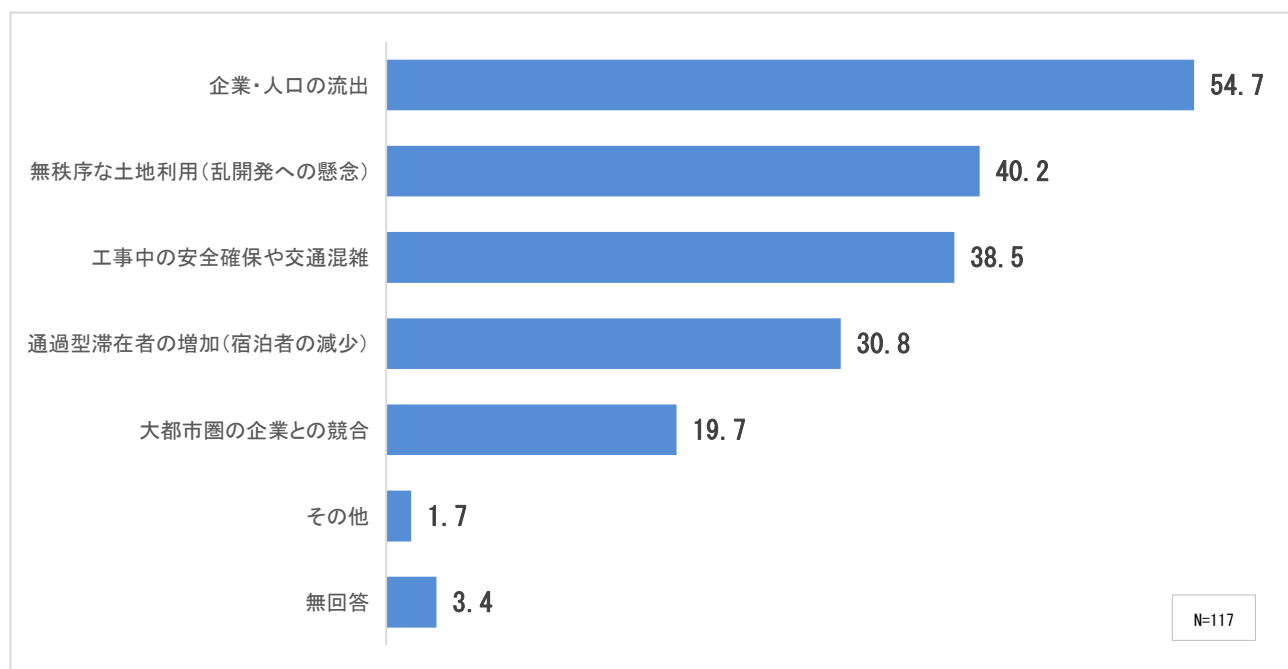
「地球温暖化」が、約80%となりました。温室効果ガス排出量の削減が喫緊の課題であることを、多くの事業者が認識しています。

問10 「リニア中央新幹線」について、「期待すること」と「気になること」は何ですか。それぞれ3つまで選んで○印を付けてください。

【期待すること】



【気になること】

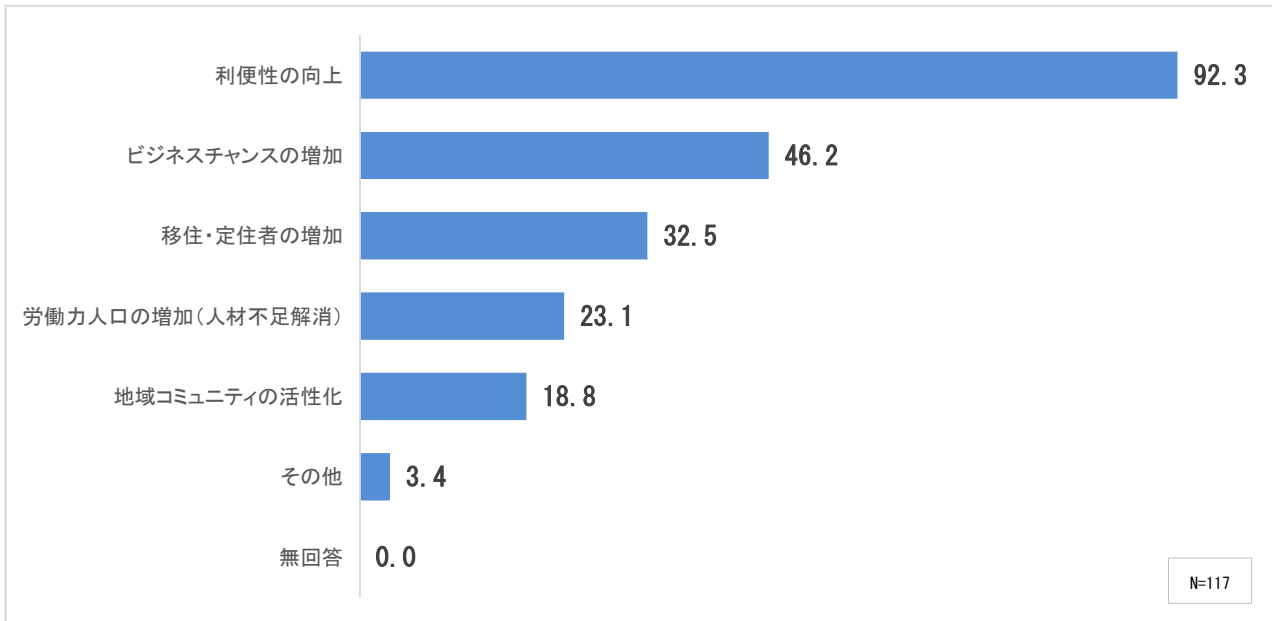


リニア中央新幹線の開通で期待することは、多くの企業が「利便性の向上」を挙げていました。また、「移住・定住者の増加」、「ビジネスチャンスの増加」、「労働力人口の増加(人材不足解消)」などにも期待しています。

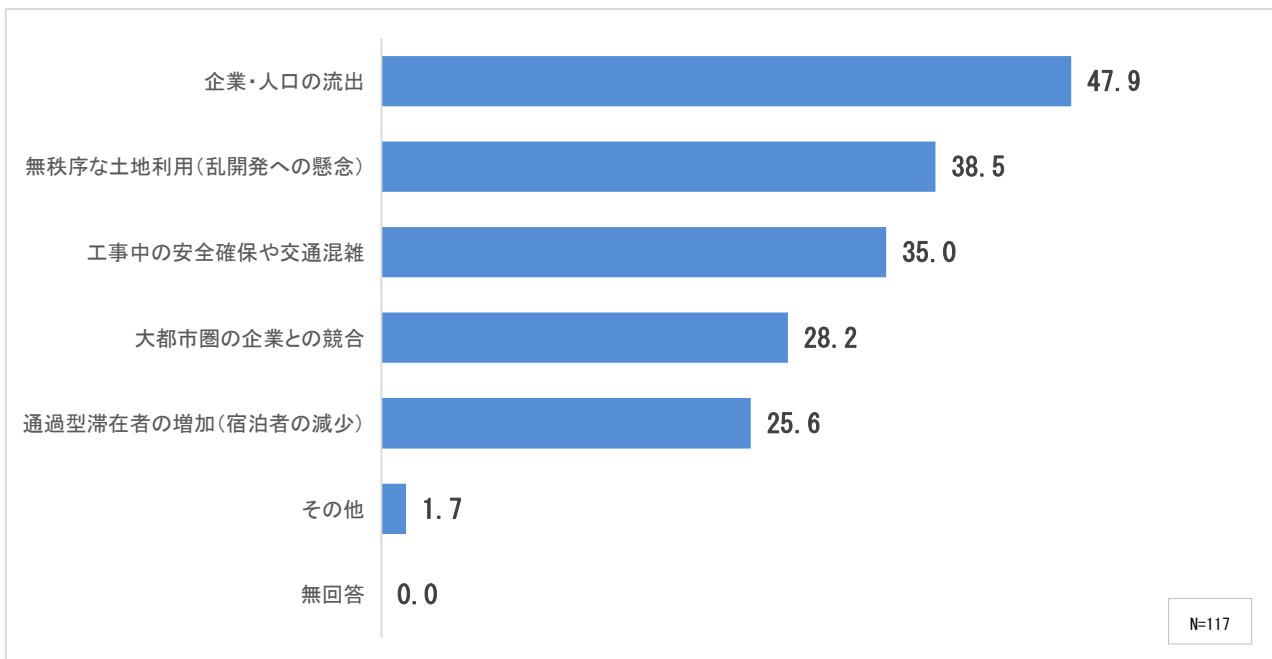
一方、気になることとして、「企業・人口の流出」、「無秩序な土地利用(乱開発への懸念)」などを挙げています。

**問 11** 「中部横断自動車道」について、「期待すること」と「気になること」は何ですか。それぞれ3つまで選んで○印を付けてください。

【期待すること】



【気になること】



中部横断自動車道の全面開通による交通の「利便性の向上」や、経済圏拡大による「ビジネスチャンスの増加」に多くの事業者が期待しています。

一方、気になることとして、「企業・人口の流出」、「無秩序な土地利用(乱開発への懸念)」を挙げています。

問12 ご意見・ご要望について

回答を得た117件の事業者の内、意見や要望について15件の記述を得ました。その概要は以下のとおりです。

【ご意見ご要望】 15件	
1	地域の清掃活動などへ参加する際にごみは目立たずクリーンなイメージがあるが歩道の整備が悪く高齢者や障害者、子供などの歩行に危険だと感じる事が多い為、歩道の整備をして欲しい。
2	環境保全も大事だが、開発を進めなければ定住人口も交流人口も増えない。守るべきところは守り、開くところは開かなければ未来はない。
3	主要な道路の歩道の植樹料に雑草が多く美観を損ねている。交通安全上も問題。（見通しが悪い、歩きにくい等）
4	①市の社員は市民とのふれあう場をつくれ。②市の社員は市外から必要と思われる仕事をつくれ。
5	高齢化により農業をやめ、畑から木が減ってきている。結果的に緑の減少につながってしまうので、農業支援をして畑を守っていくべきだと思う。
6	甲西バイパスのごみのポイ捨て対策をお願いしたい。県外の人も多く通るため、景観を損なっていると感じます。
7	空農地が多くなって来る。そこにごみを捨てる者がいる。
8	市役所と消防署と警察署など離れている地域環境は行政がまとまってない。取り組む事ができるのか？環境の基盤からと思う。
9	①日本全土と南アルプス市の現在の環境状況を数値、データ化して各個人、各事業主共どんな取組み対策が必要かの説明会など実施したら更に意識は高まると思う。②他の自治体の実施例やその効果を示すことも重要だと考える。
10	子供から大人まで、市に住む人々への身近にある素晴らしい環境に対する気付き、関心を促す教育環境保全に多くの人が取り組める為の教育システムを確立し、機会を増やすことが必要だと思います。
11	環境問題は、今年の台風19号の例をみるまでもなく、まさしく時宜を得ている。南アルプス市としての環境問題に対する理念を作成し、山梨県ひいては、日本をリードするような提案（計画）を作成してほしい。
12	各道路のポイ捨てが多いですので、各企業や家庭のまわりは市で呼びかけ、各自で行うような取組みが必要だと感じる。
13	野良猫、野良犬が多くて迷惑しています。何度も保健所に連れて行き処分したり、見知らぬ土地に捨てたり、家の前にダンボールに入れて置いてきたりしましたが一向に数が減りません。最近では殺処分するのにも金がかかるので困ります。里親の活動をしている人に引き取ってもらおうと思い話をしたら、里親を探すだけでなく、野良猫・野良犬が増えないように避妊や去勢を全て自己負担でやっているということを知りました。猫と犬は雑草です。雑刈っても種が飛ぶだけで結果、その時は目の前から無くなって、しばらくすると生えてくるし、しかも増えます。今、市役所の環境課の方がやっていることは、それと全く同じです。殺処分して存在を消して減らした気分になっている。又は、ボランティアに押しつけて仕事をした気になっている。動物愛護の標語を決めたり、エサやり禁止の呼びかけをただで本当に減ると思っているんですか？そんな事をしている間もどんどん増えていってますよ。以前、環境課の窓口にて根本的な解決として野良猫や野良犬の避妊、去勢の話をしましたが「それは出来ない」と断られました。他の市では避妊、去勢を進めたり、それらをするボランティアに対する手術費補助金制度があります。地元の学生が自分達でお金を出しあって捕獲した動物を手術し、不幸な猫、犬を減らそうと活動しているところもあります。何故、子供達にできて大人の貴方たちができないのですか？ボランティアは保護した動物の、食費、医療費、生活費を全て自分の数少ない稼ぎから捻出しています。これは殺されてしまう猫や犬を一匹でも多く助けたいがためです。この気持ちを理解する事は難しいとは思いますが年中、殺処分される猫や犬がいることに疑問をもてませんか？
14	地元の物流業において関東に近いと言う利便性がある為、土地などの情報提供を強化してほしい。
15	自然災害、川の氾濫を防ぐ対策をより強化して頂きたい。自然災害についてが一番見直しすべき。見直し計画だと思う。

## 第3節 児童・生徒アンケート

### 3-1 調査の概要

#### 3-1-1 調査の目的

本市の自然環境及び生活環境について、児童・生徒がどのように感じ、どのようにしていかなければならないかと考えているか、また、どのような環境問題に関心を持っているのか等を把握し、本調査の結果を「第2次南アルプス市環境基本計画」へ反映させることを目的として実施しました。

#### 3-1-2 調査の手法

項目	対象
調査地域	南アルプス市全域
調査対象者	市内小中学校 22 校の小学校 5 年生、中学校 2 年生全員
調査方法	各学校において児童・生徒に配付、回収
調査期間	2020 年 6 月 1 日(月)～7 月 7 日(火)

#### 3-2-3 調査項目

No	調査内容
1	回答者の基本情報(性別、学年、住居地区)
2	本市の環境全般について
3	地球環境問題等について
4	リニア中央新幹線について
5	中部横断自動車道について
6	自由意見(ご意見・ご要望などについて)

#### 3-1-4 アンケートの回収率

96.7% (回収件数 1,272 人 / 1,315 人)

#### 3-1-5 集計について

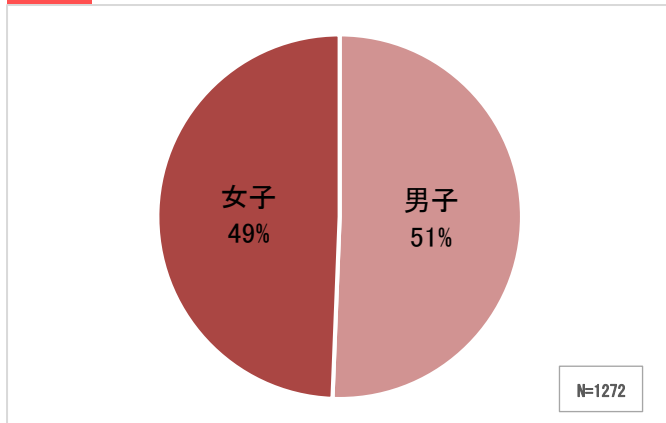
比率は百分率で表しており、小数点第 2 位以下を四捨五入して算出しているため、比例の合計が必ずしも 100%とならない場合があります。

### 3-2 調査の結果

(グラフ中の「N」は、回答者数を表しています。)

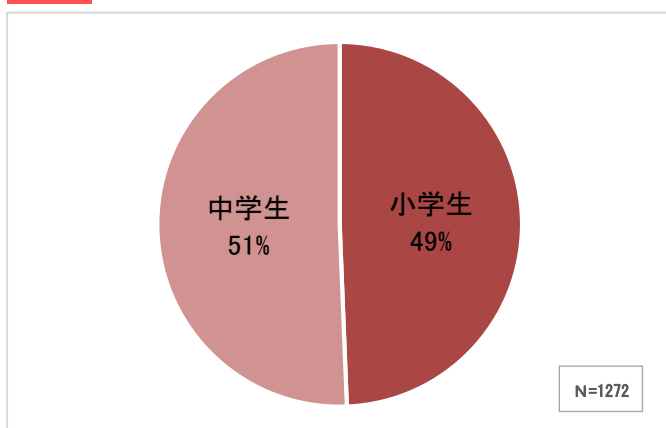
#### 3-2-1 回答者の基本情報

【1】 あなたの性別は、男子・女子どちらですか。



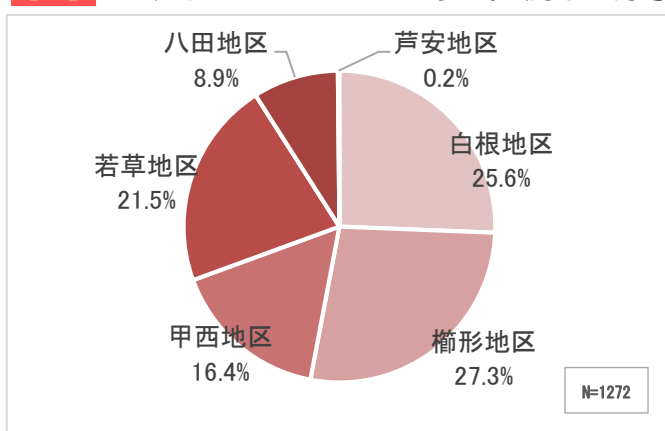
回答者の男女比率は、「男子」が51%、「女子」が49%で、「男子」が2%程度多くなりました。

【2】 あなたは小学生それとも中学生。



「中学生」が51%、「小学生」が49%であり、中学生が2%程度多くなりました。

【3】 お住まいの地区はどこですか。(分別区分等)



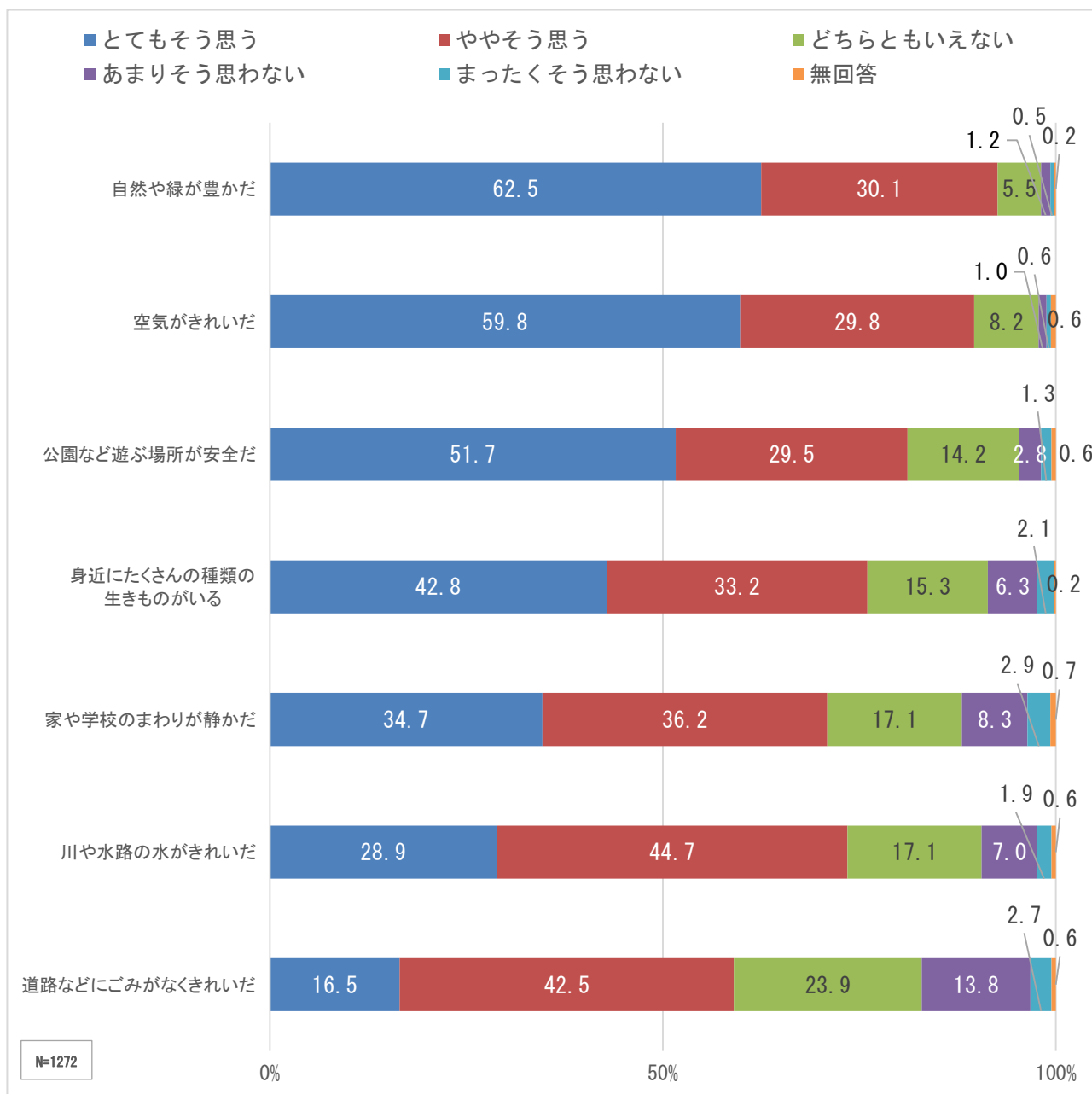
回答者の居住地区は、ほぼ本市の地区人口比率及び児童・生徒の比率と同程度の数値となっていました。このことから、回答に地域的な偏りはないものと思われます。



3-2-2 あなたが環境について思うことや、あなたの生活について

【問1】 身のまわりの環境についてどう思いますか。質問ごとに1つを選んでください。

(回答は1つ)



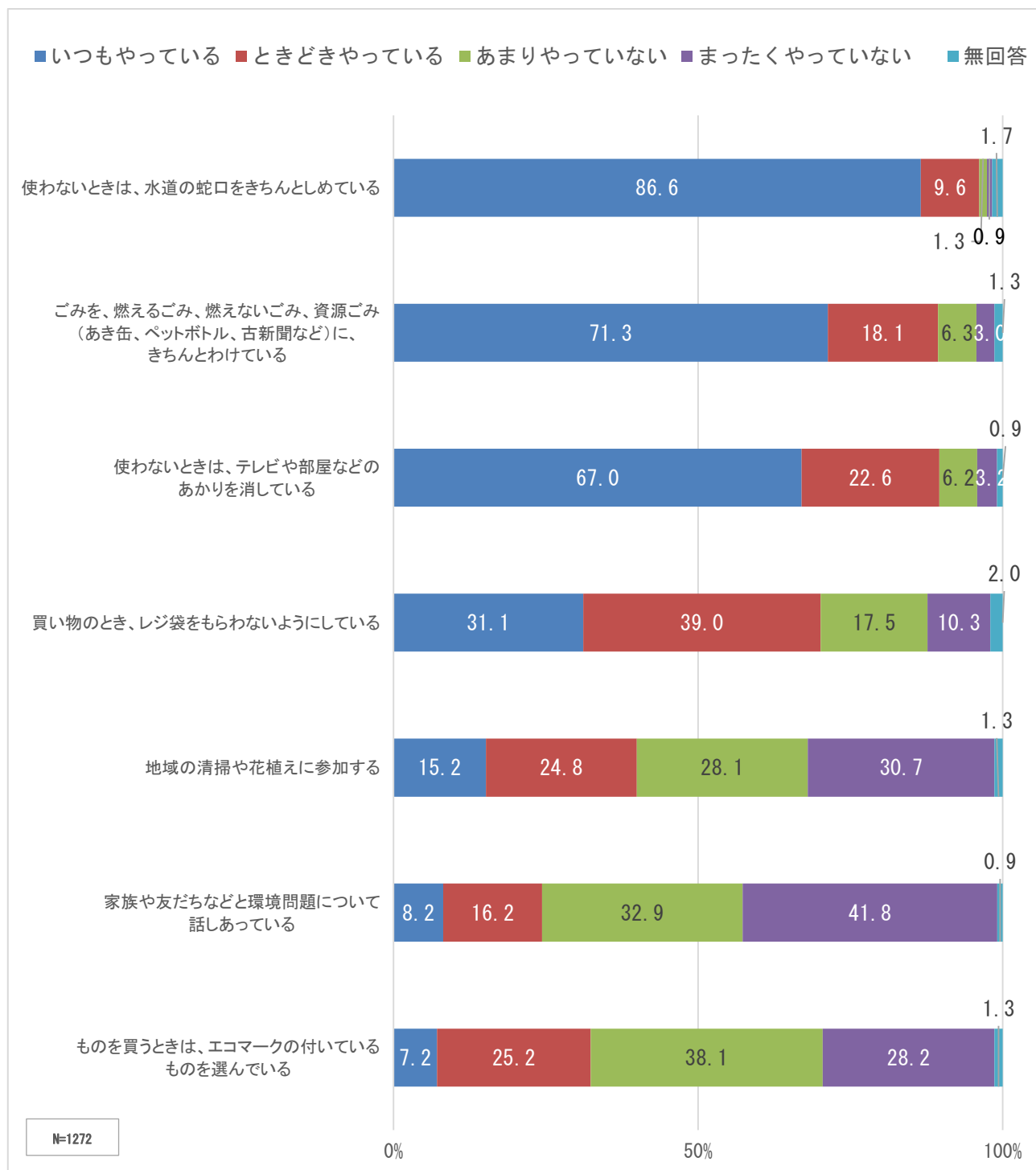
「自然や緑が豊かだ」、「空気がきれいだ」、「公園など遊ぶ場所が安全だ」のとてもそう思うの割合が、いずれも50%を上回り、上位となりました。

一方で、「道路などにごみがなくきれいだ」のとてもそう思うの割合は20%を下回り、最下位となりました。

本市の生活環境に対する評価(感じ方)は、児童・生徒、市民とも、ほぼ同様な結果となっています。

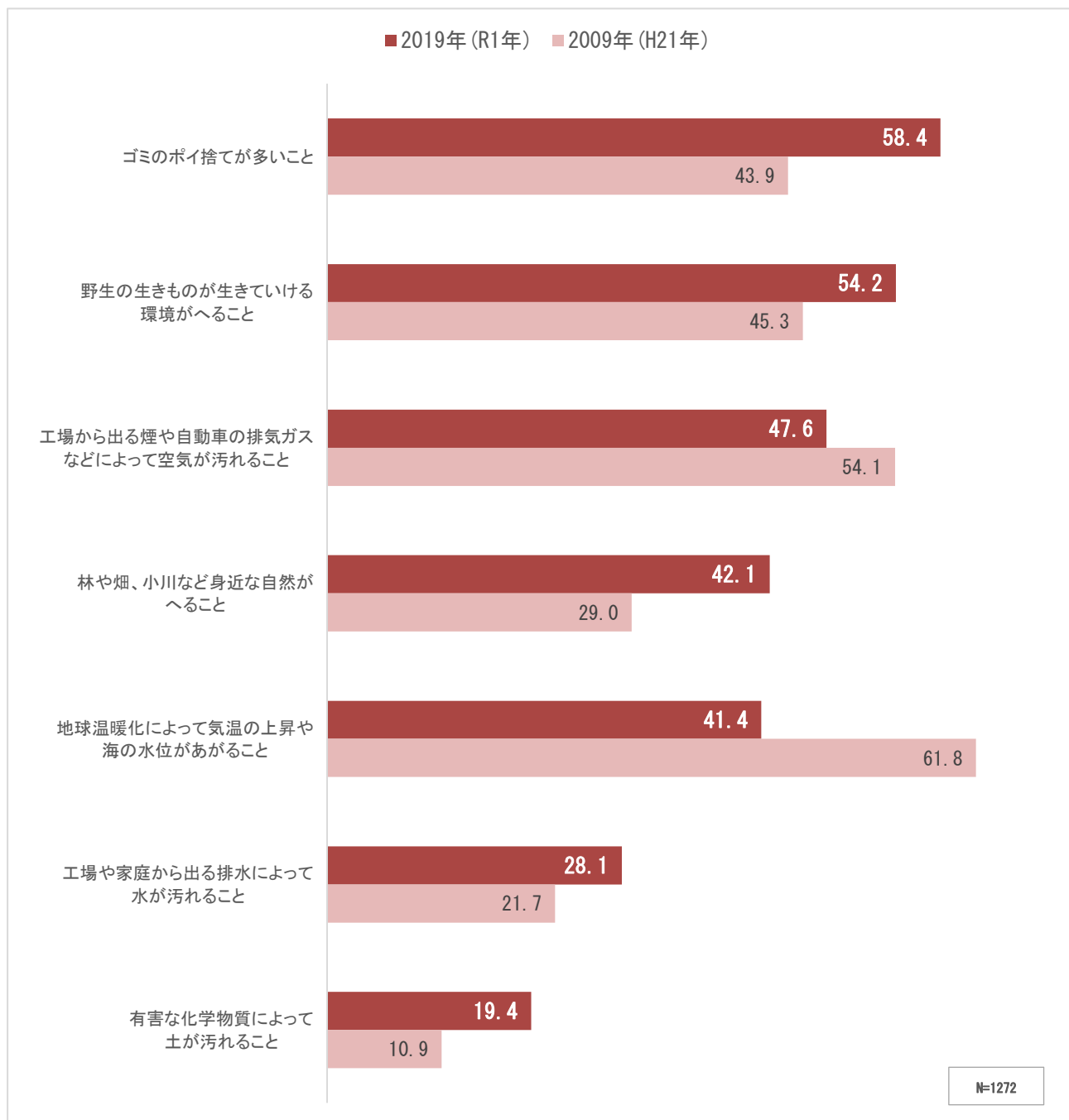
【問2】 日ごろから、次のようなことをしていますか？質問ごとに1つを選んでください。

(回答は1つ)



「使わないときは、水道の蛇口をきちんとしめている」、「ごみを、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ(あき缶、ペットボトル、古新聞など)に、きちんとわけている」、「使わないときは、テレビや部屋のあかりを消している」がいずれも60%を上回り、上位となっています。各家庭において、これらの行動が浸透しているものと思われます。

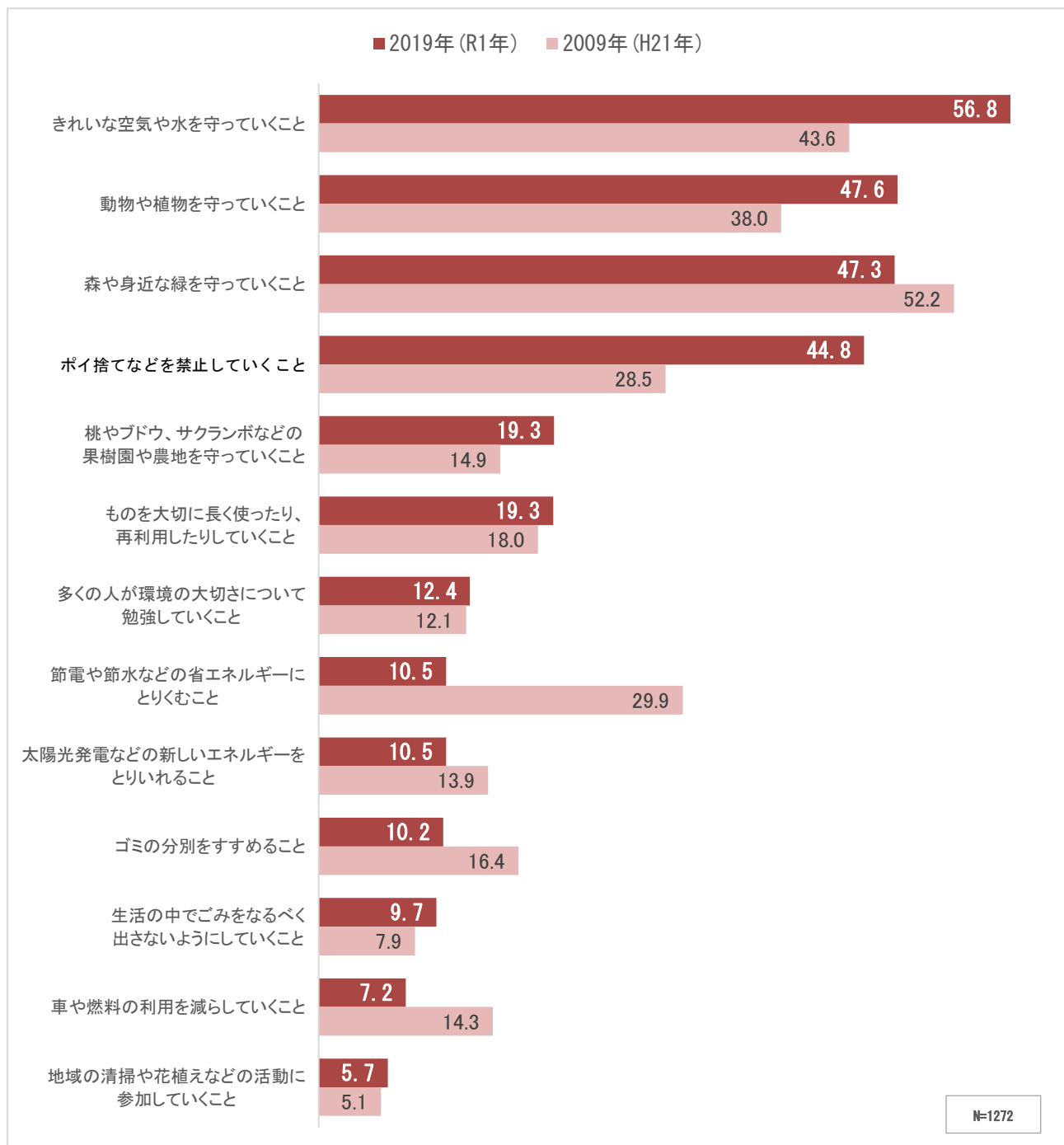
**【問 3】** 南アルプス市の将来の環境問題について関心をもっていますか？次の中から特に関心をもっていることを3つ選んでください。（回答は3つまで）



「ゴミのポイ捨てが多いこと」、「野生の生きものが生きていける環境がへること」が、ともに50%を上回り、前回のアンケート結果と比べ約15%増加しています。

一方、大きく減少したのは「地球温暖化によって気温の上昇や海の水位があがること」で、前回アンケート結果と比べ約20%減少していました。

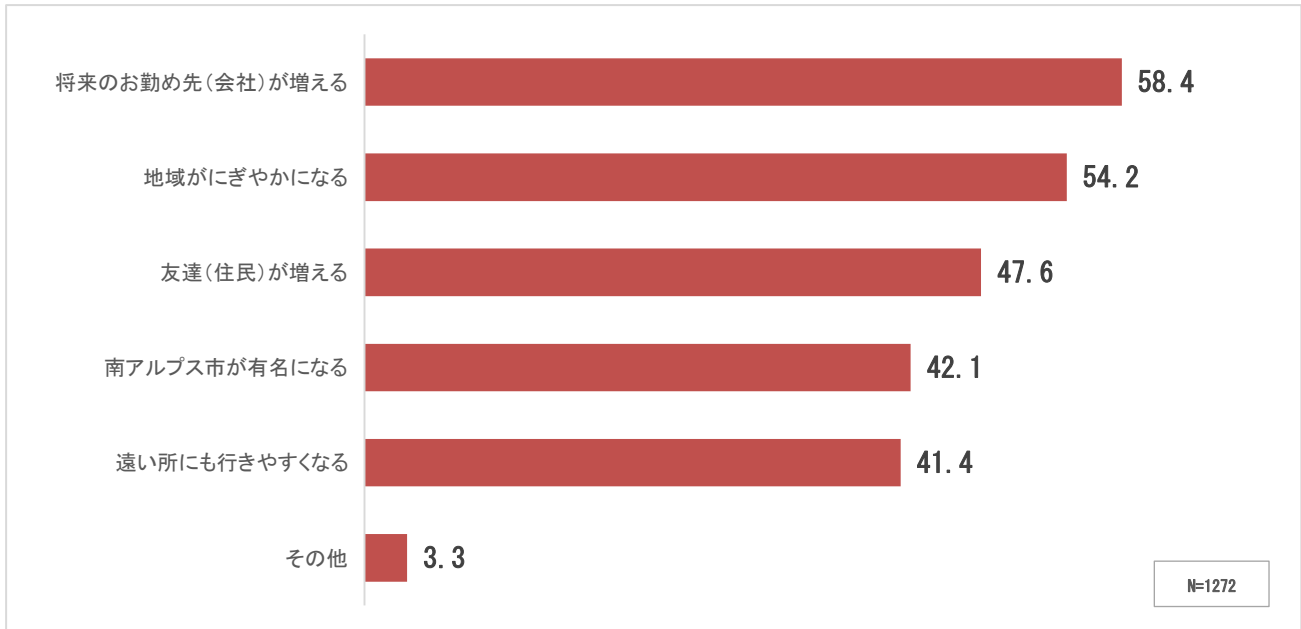
**【問4】** 南アルプス市の環境を守り、良くしていくために、どんなことが必要だと思いますか？次の中から特に大切だと思うことを3つ選んでください。（回答は3つまで）



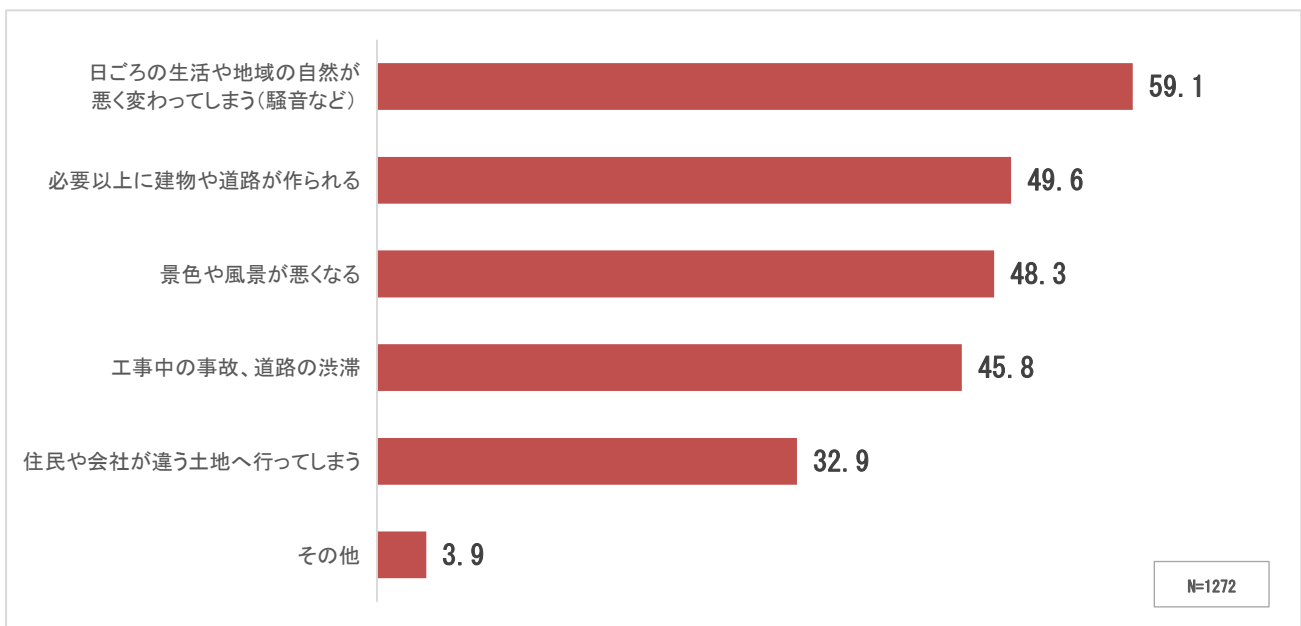
「きれいな空気や水を守っていくこと」が56.8%と最も多く、「動物や植物を守っていくこと」、「森や身近な緑を守っていくこと」、「ポイ捨てなどを禁止していくこと」が続いていました。「節電や節水などの省エネルギーにとりくむこと」は、10年前のアンケート結果より20%近く減少していました。

**【問5】** 「リニア中央新幹線」について、「期待すること」と「気になること」は何ですか。それぞれ3つまで選んでください。（回答は3つまで）

**【期待すること】**



**【気になること】**

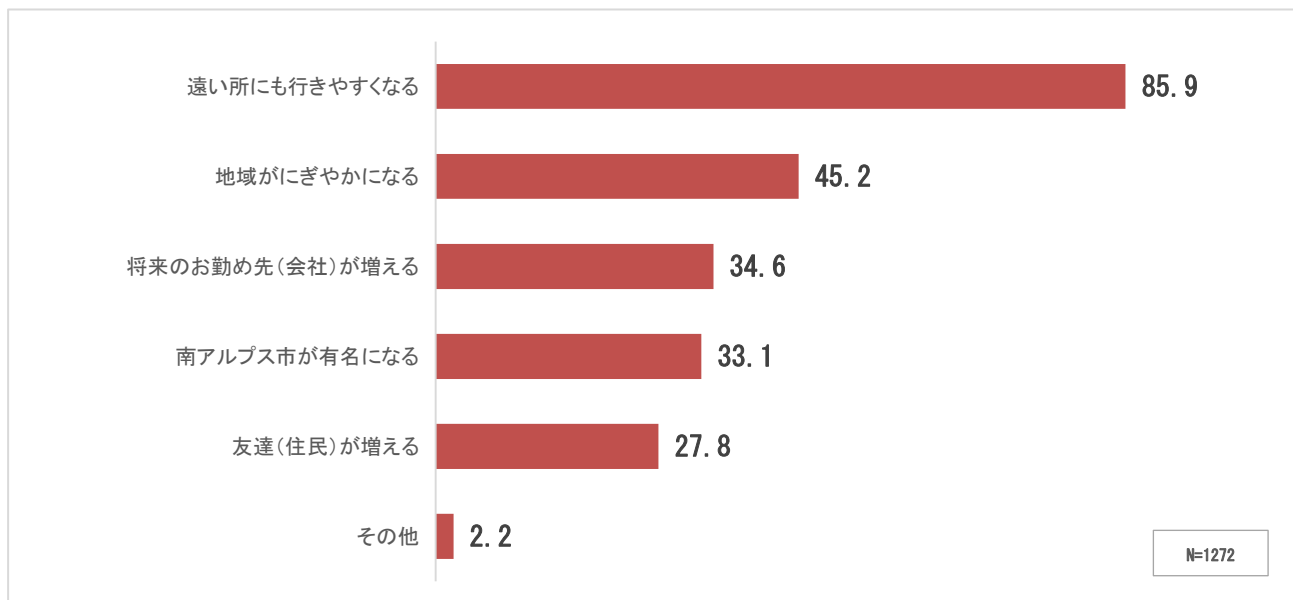


期待することとしては、「将来のお勤め先(会社が増える)」が58.4%と最も多く、「地域がにぎやかになる」、「友達(住民)が増える」が続いていました。

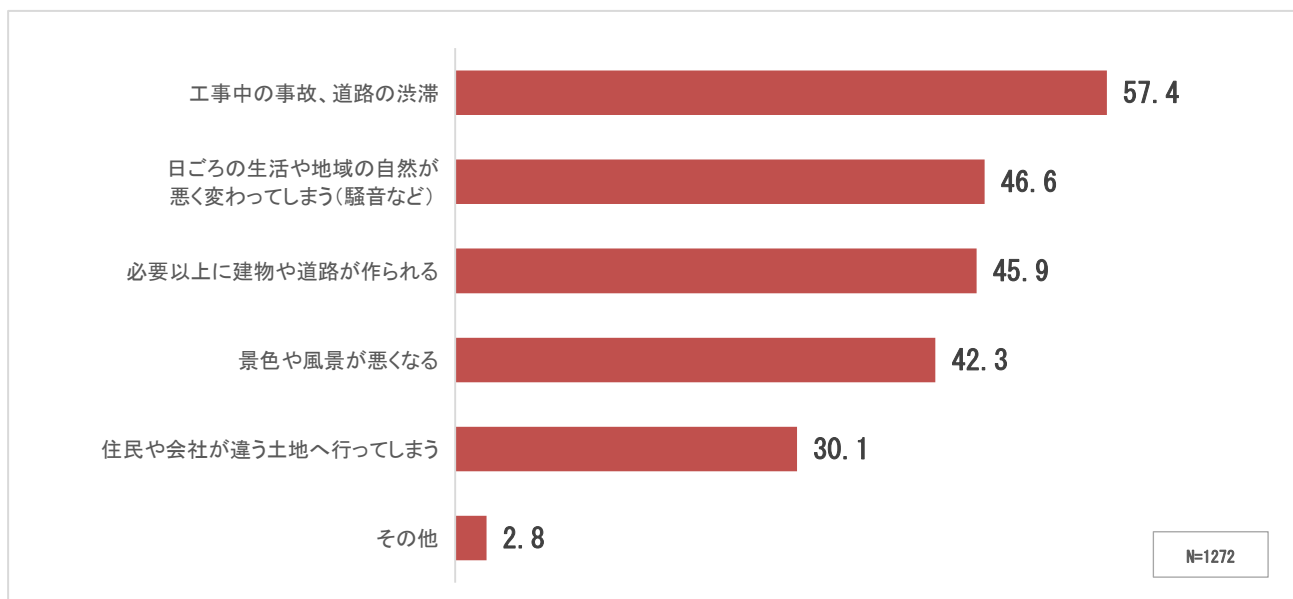
一方、気になることとしては、「日ごろの生活や地域の自然が悪く変わってしまう(騒音など)」が59.1%と最も多く、「必要以上に建物や道路が作られる」、「景色や風景が悪くなる」が続いていました。

**【問6】** 「中部横断自動車道」について、「期待すること」と「気になること」は何ですか。それぞれ3つまで選んでください。（回答は3つまで）

**【期待すること】**



**【気になること】**



期待することとしては、「遠い所にも行きやすくなる」が 85.9%と最も多く、「地域がにぎやかになる」、「将来のお勤め先(会社)が増える」が続いていました。

一方、気になることとしては、「工事中の事故、道路の渋滞」が 57.4%と最も多く、「日ごろの生活や地域の自然が悪く変わってしまう(騒音など)」、「必要以上に建物や道路が作られる」が続いていました。

**【問7】** あなたの住む場所がどんなふうであってほしいか、環境を良くするためにどんなことをしたいと思っているかなど、意見があったら教えてください。なんでも結構です。

回答を得た 1,272 人の児童・生徒の内、意見や要望について 1,116 件の記述を得ました。その概要は以下のとおりです。

- ①リサイクル、分別活動
- ②自然の保護、動植物を守る
- ③緑豊かなまち、川や空気のきれいなまち、花などの植物を植える
- ④ポイ捨てしない、ごみがなくきれいなまち
- ⑤温暖化を防止する
- ⑥洪水が心配、安全なまち、公園や安全に遊べる場所、公園の整備
- ⑦地域のふれあい、住民の交流による清掃活動、環境ボランティア活動への参加、積極的な地域でのエコ活動、話し合いで環境保全の意識を高めること

以上、児童・生徒の多くは、本市の理想像として「ポイ捨てのごみがなく、きれいなまち」、「緑豊かで川や空気のきれいなまち」を望んでいました。

そのために「地域での環境ボランティア活動を積極的に行うための、地域内のコミュニケーション」、「地域の人と人とのふれあいの場を大切にすべき」と考えていました。また、「自然や動植物の保護」、「地球温暖化の防止」についても高い関心を示していました。

## 第4節 滞在者アンケート

### 4-1 調査の概要

#### 4-1-1 調査の目的

本市の環境に対する来訪者の意識と環境保全施策に関する意見、要望等について把握するとともに、今後の課題を明らかにし、本調査結果を「第2次南アルプス市環境基本計画」に反映させることを目的として実施しました。

#### 4-1-2 調査の手法

項目	対象
調査地域	南アルプス市 登山基地、幹線道路休憩施設、観光地など
調査対象数	市内の観光地などへの来訪者 103人
調査方法	対面アンケート
調査期間	2019年10月27日(日)、11月2日(土)

#### 4-1-3 アンケートの調査地点、調査対象者概要

調査地点	調査日	対象数			
		総件数	県外	県内	県外率
市営芦安駐車場	2019年10月27日、11月2日	35	23	12	66%
道の駅しらね	2019年10月27日	35	31	4	89%
伊奈ヶ湖	2019年11月2日	33	6	27	18%
調査件数		103件	60	43	58%

#### 4-1-4 集計について

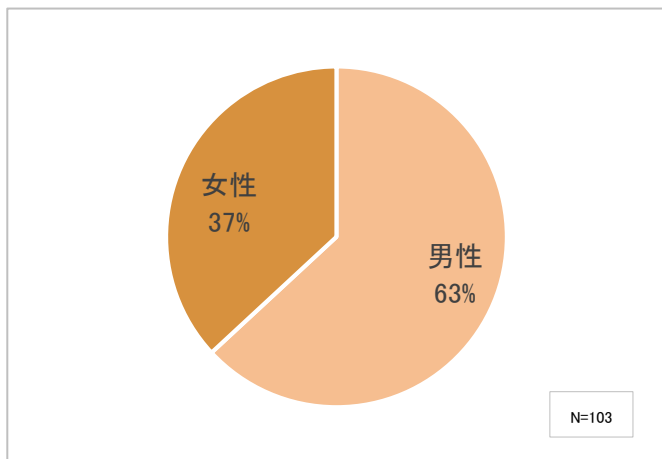
比率は百分率で表しており、小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため、比例の合計が必ずしも100%とならない場合があります。



## 4-2 調査の結果

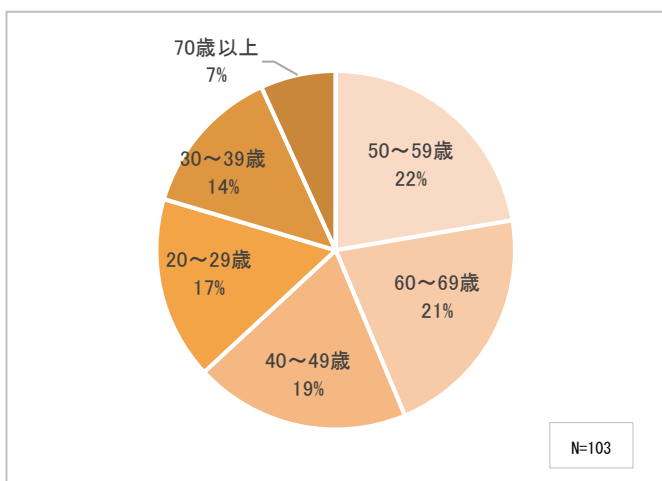
(グラフ中の「N」は、回答者数を表しています)

**問1** あなたの性別をお聞かせください。



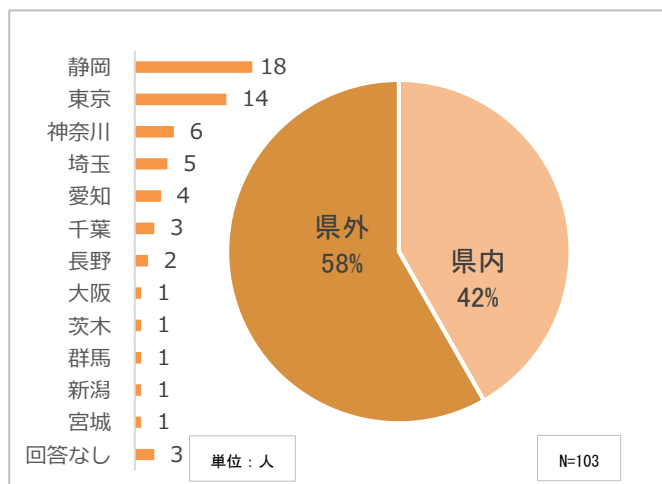
回答者の男女比率は、「男性」が63%、「女性」が37%となっていました。

**問2** あなたの年齢をお聞かせください。



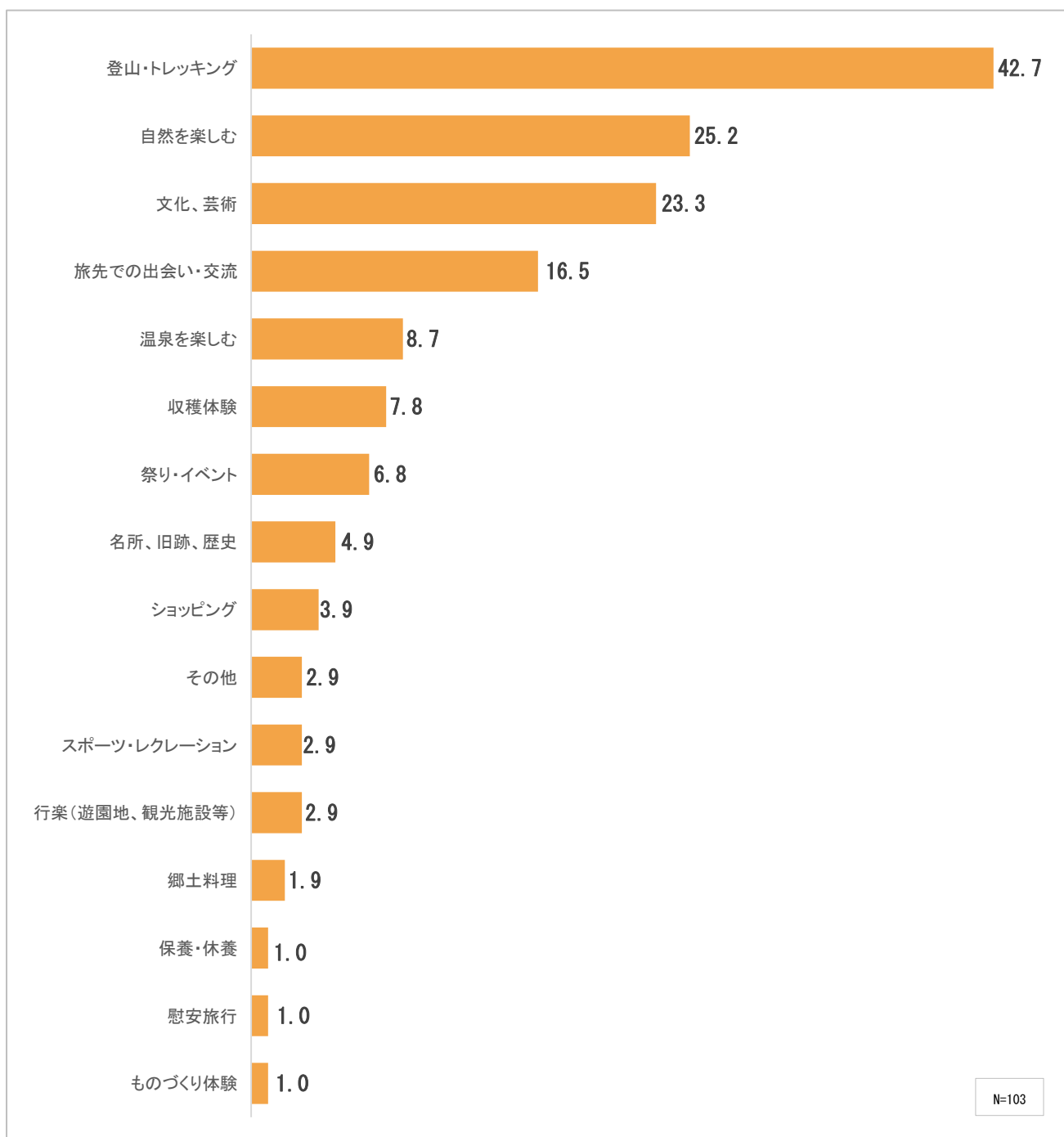
各年齢層とも、回答者数はほぼ同率で、その中では、「50歳台」が22%と最も高く、次いで「60歳台」が21%となっていました。

**問3** あなたの居住地をお聞かせください。また、県外の場合は都道府県もお聞かせください。



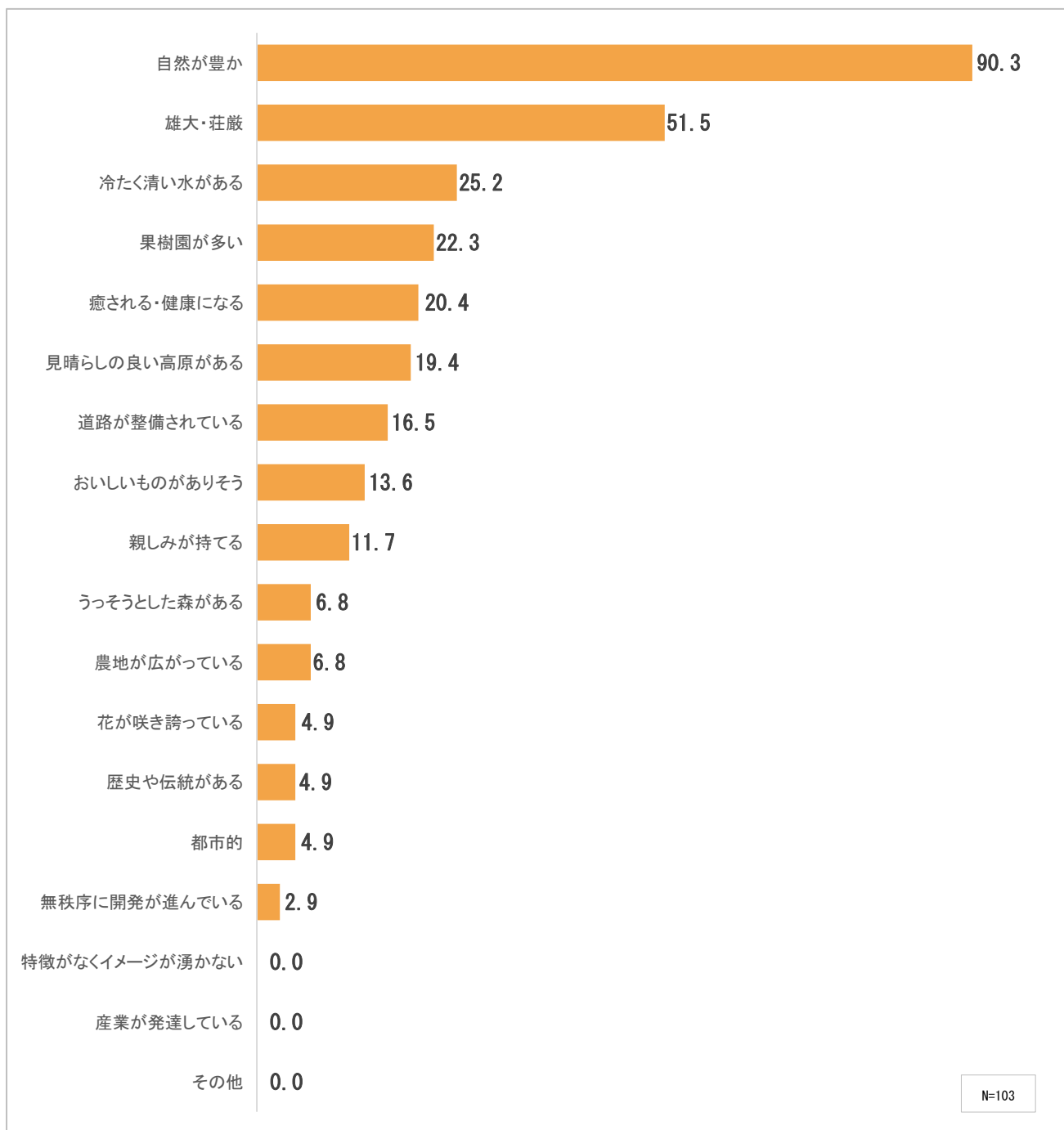
居住地は、「県内」が42%「県外」が58%となっていました。「県外」では「静岡」が18人と最も多く、「東京」、「神奈川」が続いていました。「静岡」が多い理由は、中部横断自動車道の開通による、利便性の向上が考えられます。

問4 あなたが観光で訪れた主な目的をお聞かせください。



観光で訪れた来訪者の主な目的は、「登山・トレッキング」が42.7%と最も高く、次いで「自然を楽しむ」が25.2%、「文化、芸術」が23.3%となっていました。なお、10年前の調査では、「温泉を楽しむ」が30%と最も高い結果でしたが、今回は8.7%に減少していました。

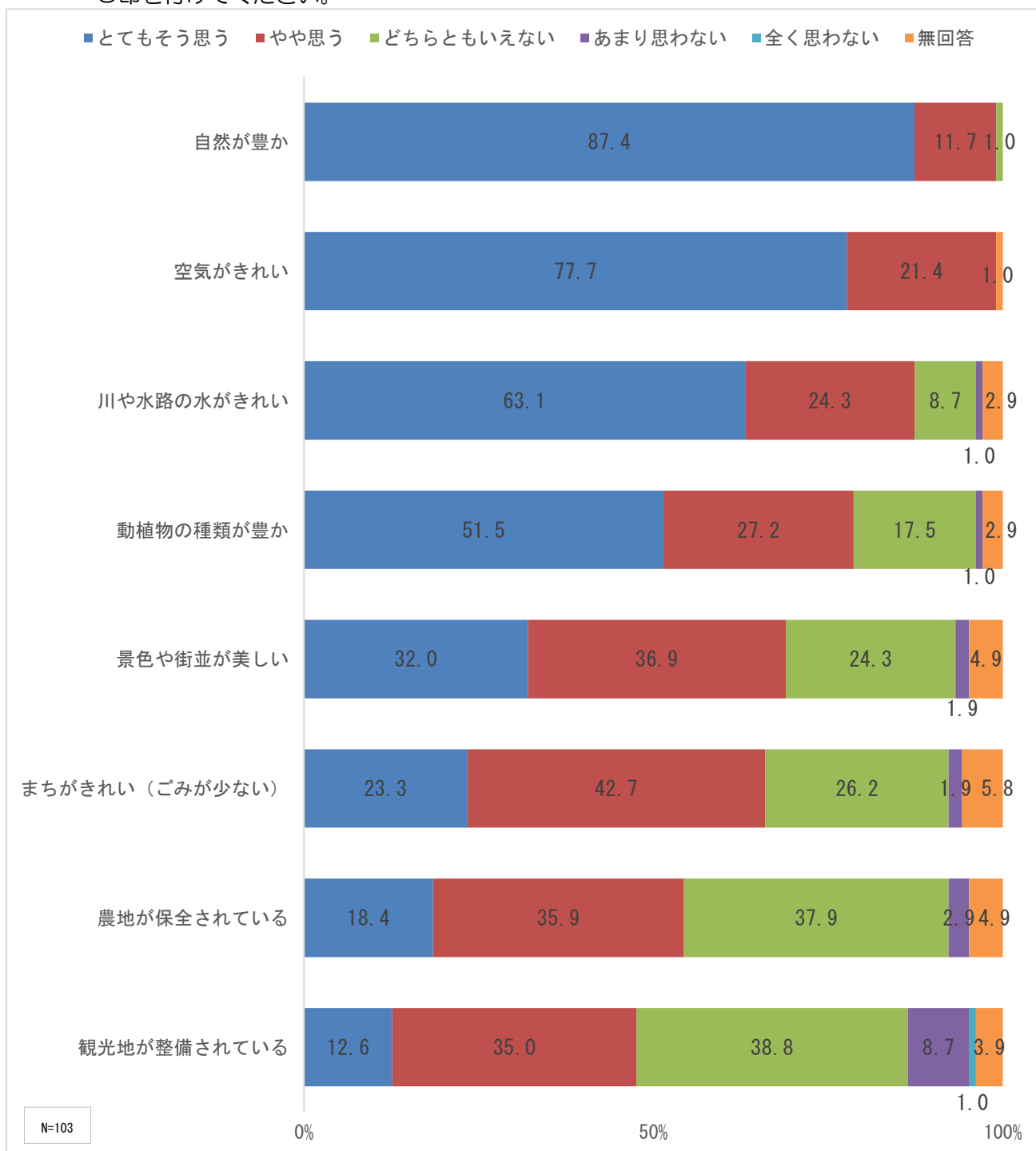
問5 あなたの南アルプス市の印象をお聞かせください。



本市の印象については、「自然が豊か」と感じる人が90.3%と非常に高く、次いで「雄大・荘厳」が51.5%となっていました。

本市のイメージは、本市の名称のとおり、雄大な南アルプスと荘厳な自然のスケールにあるものと思われます。

**問6** あなたは、南アルプス市の環境についてどう思いますか。あてはまる番号を1つだけ選んで、○印を付けてください。



とてもそう思う、やや思うの割合について、「自然が豊か」、「空気がきれい」がともに99.1%と非常に高く、「川や水路の水がきれい」、「動植物の種類が豊か」が続いていました。一方、「観光地が整備されている」が47.6%となり、最も低い数値となっていました。

## 第5章 目指すべき環境像、計画の目標

## 第5章 目指すべき環境像、計画の目標

### 第1節 基本理念

本市では、2009年3月「南アルプス市環境基本条例」を施行しました。条例では、良好な環境の保全および創造について、次の「3つの基本理念」を定めています。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び滞在者が、健康で文化的な生活を送るために欠くことができない豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び滞在者が、その責務に応じた公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとの認識の下、すべての日常生活において積極的に推進されなければならない。

本計画は、この基本理念に基づき策定するものとします。その上で、本計画の上位計画である「第2次南アルプス市総合計画」で定める基本構想から、市のあるべき環境像を次のとおりとします。

本市の目指す環境像

自然と文化が調和した幸せ創造都市 南アルプス  
- 魅力ある地域資源を活かした 自立のまち -

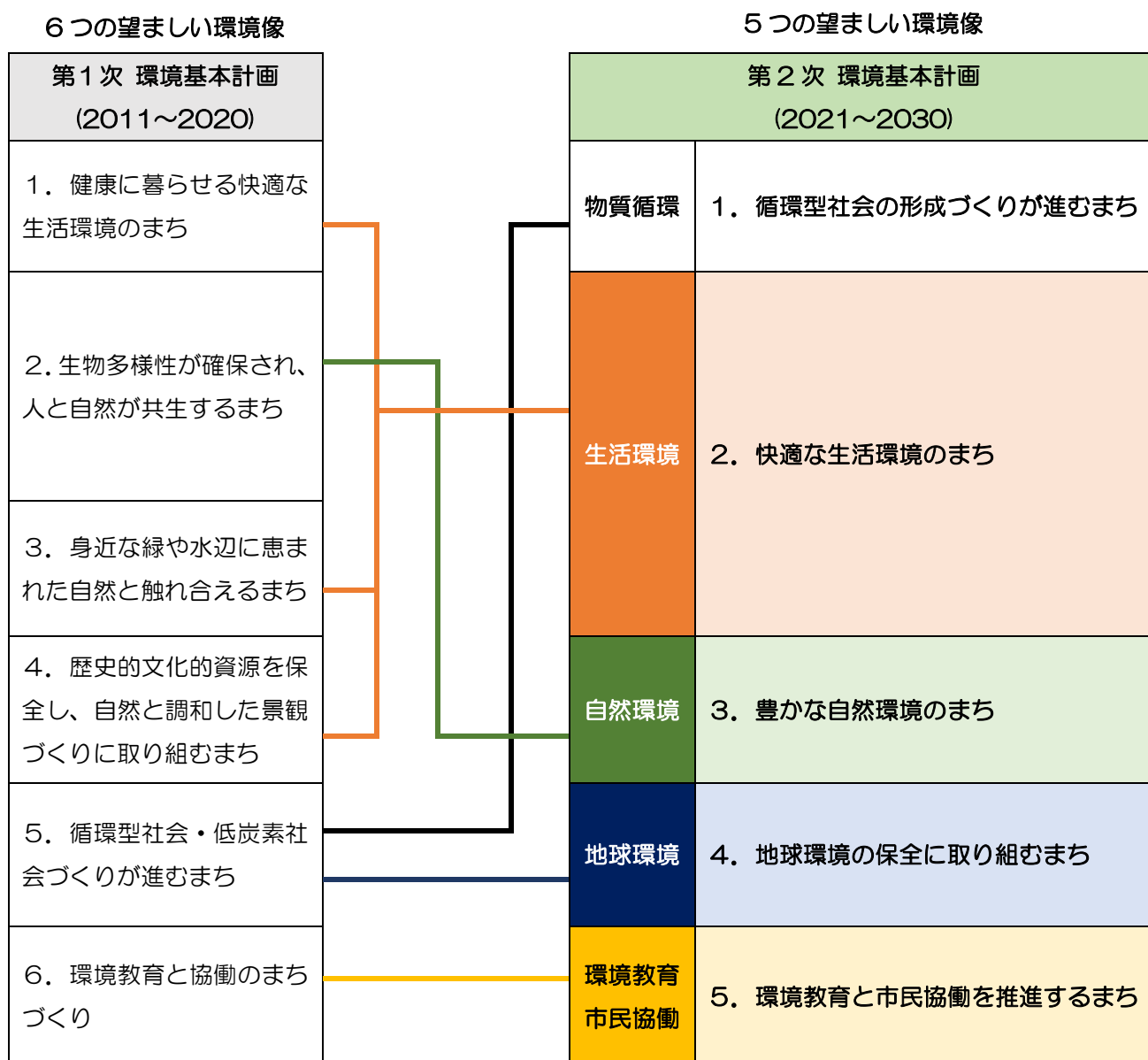
## 第2節 望ましい環境像及び基本目標

### 2-1 望ましい環境像

「第1次南アルプス市環境基本計画」においては、6つの「望ましい環境像」を設定し、それぞれ個別の目標や施策を設定しました。

本計画では、法律や上位計画の改訂状況、及び県の「第2次環境基本計画(中間見直し)」(2019年)と整合を図るとともに、市の現状と課題の変化等を考慮し、「物質循環」、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の分野において施策を展開します。

また、市民、事業者及び行政が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かし合いながら課題解決など共通の目的に向けて努力、連携していけるよう「環境教育と市民協働」も併せ、5つの分野で推進します。



## 2-2 基本目標

本計画では、5つの「望ましい環境像」を実現するために「基本目標」を設定します。また、「基本目標」を達成するために必要な、各主体(市民、事業者、行政)の具体的な取り組みを「施策の方向性」に示します。

望ましい環境像	基本目標
1. 循環型社会の形成づくりが進むまち	1-1 循環型社会の形成を推進する
2. 快適な生活環境のまち	2-1 清流を回復する
	2-2 生活環境に影響を与える各種問題へ対応する
	2-3 環境美化活動を推進する
	2-4 身近な緑を守る、増やす
	2-5 親しめる水辺をつくる
3. 豊かな自然環境のまち	3-1 貴重な自然環境を守る
	3-2 森林を守る、農の緑を守る
	3-3 自然と共生し、景観を守る
4. 地球環境の保全に取り組むまち	4-1 低炭素社会づくりを推進する
5. 環境教育と市民協働を推進するまち	5-1 市民協働の取り組みを推進する
	5-2 環境教育・学習を推進する



### 第3節 施策展開の考え方

#### 3-1 施策の方向性

SDGs（エスディーゼーズ）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの持続可能な開発目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

本計画の施策の方向性においてもSDGsを考慮し、持続可能な社会の実現のために努力します。

#### 持続可能な開発目標（SDGs）



3-2 施策の体系

自然と文化が調和した幸せ創造都市南アルプス  
 | 魅力ある地域資源を活かした 自立のまち |

望ましい環境像	基本目標
1. 循環型社会の形成づくりが進むまち	1-1 循環型社会の形成を推進する
2. 快適な生活環境のまち	2-1 清流を回復する
	2-2 生活環境に影響を与える各種問題へ対応する
	2-3 環境美化活動を推進する
	2-4 身近な緑を守る、増やす
	2-5 親しめる水辺をつくる
3. 豊かな自然環境のまち	3-1 貴重な自然環境を守る
	3-2 森林を守る、農の緑を守る
	3-3 自然と共生し、景観を守る
4. 地球環境の保全に取り組むまち	4-1 低炭素社会づくりを推進する
5. 環境教育と市民協働を推進するまち	5-1 市民協働の取り組みを推進する
	5-2 環境教育・学習を推進する

基本施策	
1-1-1	廃棄物の発生抑制
1-1-2	リユースの推進
1-1-3	リサイクルの推進
1-1-4	廃棄物の適正処理
2-1-1	河川等への不法投棄の防止
2-1-2	生活排水対策の推進
2-1-3	水質調査の実施
2-2-1	環境の状況把握
2-2-2	公害の防止、生活環境に係る各種環境問題への対応
2-3-1	不法投棄の防止
2-3-2	清掃、美化活動の推進
2-4-1	街路や河川の緑化推進
2-4-2	公共施設や学校の緑化推進
2-4-3	住宅、工場、商店街の緑化推進
2-4-4	雑木林等の保全と活用
2-4-5	公園の整備、維持管理
2-5-1	親水空間の整備、水と触れ合いの機会の創出
3-1-1	貴重な動植物の保護、生物多様性の確保
3-1-2	山岳環境保全のための規制、普及啓発活動
3-1-3	南アルプスユネスコエコパーク事業の推進
3-2-1	森林の公益的機能の保全、普及啓発
3-2-2	林業の支援、森林資源の適正な管理
3-2-3	優良農地の保全と遊休地の活用
3-2-4	農業の振興、担い手の育成
3-3-1	動植物の生息・生育環境の保全・維持活動
3-3-2	エコロジカルネットワークの形成
3-3-3	優れた眺望景観、里山景観、集落景観の保全、継承
3-3-4	歴史的・文化的資源の保全、活用
4-1-1	公共施設への新エネルギーの率先導入
4-1-2	水力、バイオマスエネルギーの利活用等の検討
4-1-3	省エネルギーの推進
4-1-4	新エネルギー・省エネルギー等の推進普及
4-1-5	交通のグリーン化
5-1-1	市民協働によるまちづくりの普及、推進
5-1-2	連携の輪づくり
5-2-1	学校における環境教育の推進
5-2-2	環境情報・環境学習の機会の提供

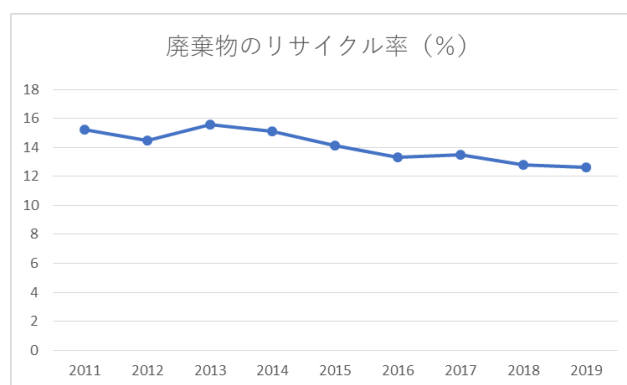
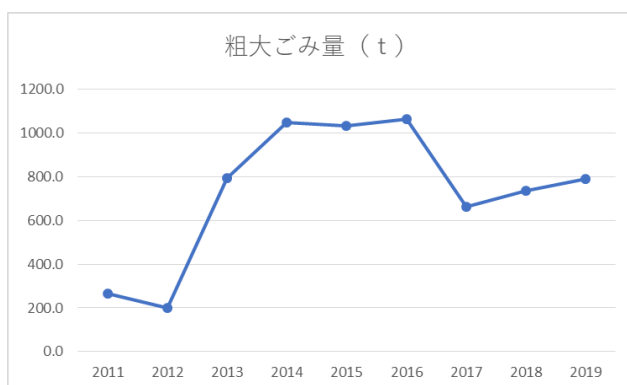
## 第4節 施策の展開（具体的な取り組み）

### 4-1 循環型社会の形成づくりが進むまち

#### 現状と課題

##### ●市民のごみ排出モラルの向上が必要

これまで本市において実施してきたごみの減量化やリサイクルの推進は、市民・事業者の協力により効果はあったものの、将来的に本市の人口も減少が予測され、市民一人当たりのごみ経費の増加も見込まれるため、今後ごみの発生抑制や再生利用など、3R<sup>13</sup>への取り組みをなお一層強化していく必要があります。



##### ●ごみ処理施設の老朽化

ごみ処理施設の老朽化に対応するため、峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化計画に基づく、新しいごみ処理施設の建設を推進していく必要があります。

#### ～ 2019・2020年度 市民アンケート結果より ～

市民の環境に配慮した取り組みとして、「買い物ではマイバックを利用している」、「ごみは分別してリサイクルにまわしている」などが挙げられており、多くの市民が「循環型社会の形成」の重要性を認識し、行動していました。

<sup>13</sup> 3R（スリーアール）：ごみを減らす（Reduce：リデュース）、くり返し使う（Reuse：リユース）、資源として再利用する（Recycle：リサイクル）という3つの取り組みを表したもの。

基本目標・施策の方向性

基本目標	基本施策
1-1 循環型社会の形成を推進する	1-1-1 廃棄物の発生抑制
	1-1-2 リユースの推進
	1-1-3 リサイクルの推進
	1-1-4 廃棄物の適正処理

1-1-1 廃棄物の発生抑制

容積比で多くの部分を占める容器包装ごみ、重量比が大きい生ごみなどの発生抑制に努めます。また、ものを大切に使い、ごみを減らすこと、無駄なごみの発生を抑制することの重要性を市民に啓発します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
① 生ごみ堆肥化の推進	・市民が行う、ぼかしを利用した生ごみの堆肥化を、今後も継続して支援します。また、生ごみ処理機の購入についても支援します。	環境課
② グリーン購入の推進	・市の物品調達においてグリーン購入 <sup>14</sup> を進めるとともに、市民や事業者へ環境配慮型商品の購入や使用の啓発及び普及に努めます。	管財課 環境課

1-1-2 リユースの推進

シャンプーなどを買う時、2回目以降は詰め替え用を買い、最初買ったボトルポンプを再使用する等、リユースの重要性を啓発していきます。いらなくなったものをお下がりなどのかたちで譲る、リサイクルショップやフリーマーケットで売る等、再利用する取り組みを推進します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
③ リユースステーションの設置可能性調査	・不要となった機器や品物を持ち込み、必要な人が再利用するリユースステーションの設置を検討します。	環境課

<sup>14</sup> グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

### 1-1-3 リサイクルの推進

現在、各地区にリサイクルステーションを設置し、自治会で管理・運営を行ってもらうことで、リサイクルの推進に取り組んでいます。また、ごみの分別の周知徹底、「3R活動」の推進により、ごみの減量化と再資源化を進めます。

事業名	具体的な事業内容	担当課
④ リサイクルの推進	・自治会と連携し資源ごみの回収を行います。	環境課
⑤ 資源回収センターへの移行	・各地区のリサイクルステーションから、市内3ヶ所に設置した「資源回収センター」へリサイクルの拠点施設を移行していきます。	環境課

### 1-1-4 廃棄物の適正処理

本市では、一般廃棄物の分別を可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源物の4種類に区分して回収、処理、資源化に取り組んでいます。今後も自治会、事業者、行政が連携し廃棄物の適正処理に取り組めます。

事業名	具体的な事業内容	担当課
⑥ 一般廃棄物の収集運搬	・ごみ出しのルールやマナー、分別方法などに関する周知及び啓発を進めます。	環境課
⑦ ごみ分別排出の徹底	・地域との連携により、ごみの分別を促進し、市民、事業者、行政が一丸となるごみ出しルールの徹底化を図ります。	環境課

## 各主体の役割

### 市民の役割

- ・再生品、詰め替え製品の購入を推進します。
- ・家庭生ごみの削減、減量化(生ごみのコンポスト化)に努めます。
- ・廃食油の回収を推進します。
- ・ごみの分別を徹底します。
- ・過剰包装を控え、マイバックを利用し、家庭ごみ全体の削減に努めます。

### 事業者の役割

- ・リサイクル製品の積極的な使用に努めます。
- ・環境負荷の少ない製品の開発、製造に努めます。
- ・ごみの分別を徹底し、リサイクル率の向上に貢献します。
- ・事業系廃棄物の削減に努めます。
- ・環境マネジメントシステムに基づく環境経営の実践に努めます。

### 行政の役割

- ・生ごみの堆肥化を支援、推進します。
- ・グリーン購入を推進し、環境配慮型商品の使用や購入を啓発します。
- ・リユース及びリサイクルの重要性を啓発し、再利用の促進を図ります。
- ・一般廃棄物の収集運搬を適切に行います。
- ・ごみ分別排出の徹底について、周知及び啓発を図ります。

### 環境指標

指標の項目	実績値 2020年3月	目標値 2031年3月	担当課
一般廃棄物(可燃ごみ)排出量	18,170 t	16,433 t	環境課
一般廃棄物(不燃ごみ)排出量	699 t	632 t	環境課
廃棄物のリサイクル率	12.6%	20.0%	環境課

### 「循環型社会の形成づくりが進むまち」に関連するSDGs



## 4-2 快適な生活環境のまち

### 現状と課題

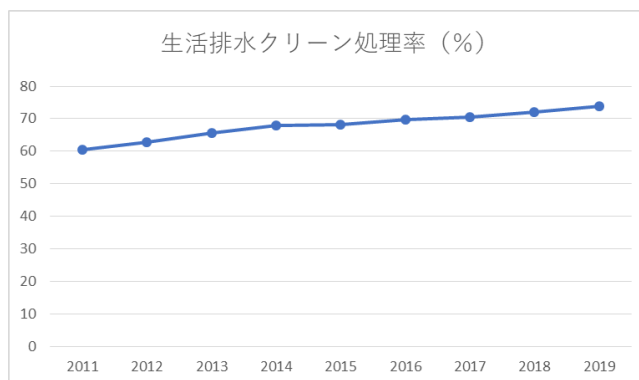
#### ●河川にごみの投棄をしない「市民意識の高揚」

毎年の水質調査によると、市内河川の水質は全体的に改善傾向にあります。河川や水路へのごみの不法投棄が散見されるため、全市民の更なる意識の高揚が必要です。

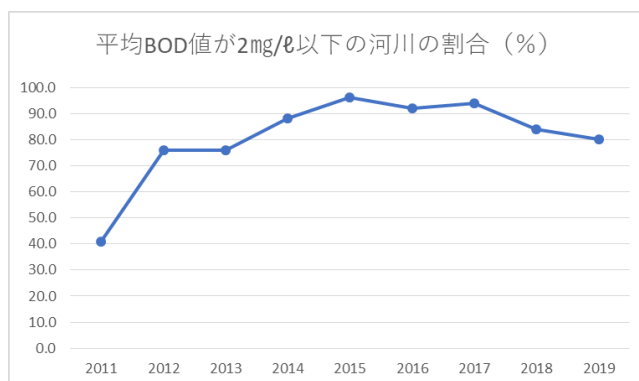
#### ●河川等水質調査の継続実施

今後も継続して河川調査を実施しますが、特に市の目標とする水質基準が未達の地点については、水辺環境を守るため、ごみを撤去する等の対策が必要です。

本市の2019年度の生活排水クリーン処理率<sup>15</sup>は、73.8%（県平均83.8%）で、県平均値より低い値となっています。



本市は主要河川の理想とする水質の基準値（BOD<sup>16</sup>）を2 mg/ℓ以下としています。基準値以下の河川の割合は、近年80%以上となっていますが、横ばい傾向です。



#### ●公害苦情、野焼き等市民生活マナーの徹底

公害苦情はやや増加傾向にあります。内容としては、水質汚濁、悪臭、騒音に関する比率が高くなっています。市民から寄せられる公害問題には、発生事案ごと迅速に対応しています。

工場や事業所における騒音・振動、悪臭等の公害については、監視、指導を迅速に行うなど事案ご

<sup>15</sup> 生活排水クリーン処理率：総人口に対して、生活排水処理施設が整備されている人口の割合。

<sup>16</sup> BOD：水の中の有機物(汚れの原因)を微生物(好気性微生物)が分解するのに使われた酸素の量のことで、有機物による水の汚れを示す代表的な指標。



とに対応しています。

また、野焼きによる悪臭等については、市民生活のルールやマナーについて徹底していく必要があります。

### ●新たな環境問題への対応

新たな環境問題として、リニア中央新幹線等の開発に伴う環境影響について、情報を収集し市民に公開していくことが必要です。



実験線を走行するLO系（山梨県 HP）



新清水 JCT（山梨県 HP(提供 NEXCO 中日本)）

### ●ごみの不法投棄

市内の山間部、河川、空き地等にごみの不法投棄が見られます。近年、河川へのごみの投棄によるマイクロプラスチックの海洋汚染、海洋生物への影響が問題となってきています。ごみの不法投棄の監視体制を強化するとともに、特に、河川へのごみの流出については市民意識を徹底することが必要です。

### ●市民、事業者、行政が力を合わせ、緑化を推進する

本市では 2005 年に策定した「南アルプス市緑の基本計画」に基づき、「未来の子どもたちに伝える花と緑のふるさとづくり」を将来像として活動しています。また市内では、地域住民やボランティア、小中学校の児童生徒などを中心に、植樹や花植えなどの緑化活動が活発に行われ、工業団地でも企業がオープンガーデンを実施しています。

良好な街並み景観の形成、緑豊かなうるおいあるまちづくりを促進するため、主要な道路や河川などは、地域の特性に応じた特色ある緑化を進めています。また、市民参加による緑化の推進を図るため、各地区にモデルとなる緑化重点地区を設定します。

### ●水辺環境を守る、市民意識を徹底することが課題

市内河川の水質は、全体的に改善傾向にあります。河川や水路へのごみの不法投棄が散見されます。これらのごみを撤去するとともに、水辺環境を守る、市民意識を徹底することが課題です。



市民による河川清掃活動（南アルプス市 HP）

～ 2019・2020 年度 市民アンケート結果より ～

自然環境分野において、重点的に進める必要があると考える施策としては、「遊休農地の再利用」、「優良な農地、田園景観の保全」、「森林の保全・整備」などが挙げられていました。

生活・都市環境分野において、重点的に進める必要があると考える施策としては、「ポイ捨てや不法投棄防止対策」、「大気汚染、水質汚濁物質の排出防止対策」、「下水道や合併処理浄化槽の設置推進による生活排水対策」、「身近な公園の整備や緑化」などが挙げられていました。10年間のアンケート結果との比較では、「犬の糞の後始末の徹底」が半減しており、市民マナーの向上が見られました。

リニア中央新幹線、中部横断自動車道の開通・開業に対して、「利便性の向上」、「企業や事業所の進出」などを期待しているとともに、「生活・自然環境への影響(騒音など)」、「無秩序な土地利用(乱開発への懸念)」、「工事中の安全確保や交通混雑」などが、気になることとして挙げられていました。

基本目標・施策の方向性

基本目標	基本施策
2-1 清流を回復する	2-1-1 河川等への不法投棄の防止
	2-1-2 生活排水対策の推進
	2-1-3 水質調査の実施
2-2 生活環境に影響を与える各種問題 へ対応する	2-2-1 環境の状況把握
	2-2-2 公害の防止、生活環境に係る各種環境問題への対応
2-3 環境美化活動を推進する	2-3-1 不法投棄の防止
	2-3-2 清掃、美化活動の推進
2-4 身近な緑を守る、増やす	2-4-1 街路や河川の緑化推進
	2-4-2 公共施設や学校の緑化推進
	2-4-3 住宅、工場、商店街の緑化推進
	2-4-4 雑木林等の保全と活用
	2-4-5 公園の整備、維持管理
2-5 親しめる水辺をつくる	2-5-1 親水空間の整備、水と触れ合いの機会の創出

2-1-1 河川等への不法投棄の防止

河川や水路の空き缶やごみは、不法投棄監視パトロールによる回収や事業者ボランティア団体、自治会などによる清掃活動等の協力を得て推進します。広報などを通じて不法投棄の防止を啓発するとともに、学校等での環境教育を通じてモラルの向上を図ります。

事業名	具体的な事業内容	担当課
① 市民による河川清掃の実施	・各地区において、定期的にクリーン作戦やごみゼロ等の活動を実施していますが、今後も市民やボランティア団体の協力を得て、河川等に不法投棄されるゴミの収集活動を推進します。	環境課
② 広報等による啓発	・広報等を利用して不法投棄の防止を呼びかけます。	環境課
③ 学校・家庭での環境教育の実施	・ごみのポイ捨て等をしないよう、学校や家庭の協力を得てモラルの向上を図ります。	学校教育課

### 2-1-2 生活排水対策の推進

水質汚濁の要因は、その約7割が家庭等から排出される生活排水に起因していると言われています。本市では、公共下水道、浄化槽などを普及させることにより、生活排水処理対策を推進します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
④ 公共下水道事業の推進	・現在の南アルプス市公共下水道事業計画面積は 2,895.0ヘクタールで、2019年度末の整備面積は、1,329.6ヘクタール、整備率は 45.9%となっています。今後、釜無川流域関連 南アルプス市公共下水道計画に基づき下水道の整備を順次進めます。	下水道課
⑤ 合併浄化槽の普及促進	・合併浄化槽の普及を促進するため、設置への支援を行います。	環境課
⑥ 農業集落排水処理の維持管理の実施	・芦安地区の生活排水の処理施設の維持管理を行います。	下水道課

### 2-1-3 水質調査の実施

市内の河川等の水質を経年的に把握し、水質保全対策に役立てます。また、児童等が参加する水生生物による水質調査を実施します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
⑦ 水生生物による水質調査の実施	・県は、児童等の参加を得て、河川水生生物の生息状況調査を実施しています。本事業に対して児童等の積極的な参加を促し、河川生態系と清流確保に関する環境教育を進めます。	学校教育課

### 2-2-1 環境の状況把握

市民の生活環境を保全するため、河川、地下水、道路騒音等の環境調査を継続して実施します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
⑧ 公共用水域・地下水の水質測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の河川及び井戸について、汚染物質の濃度等を測定し、その経年変化を観測します。</li> <li>水質の悪化や、汚染物質の検出及び増加が見られる場合は、原因の究明と是正を図ります。</li> </ul>	環境課
⑨ 工場、事業所等に対する監視及び指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場や事業所等の排水、排気の状況や騒音及び振動の発生について立ち入り調査を実施します。</li> <li>規制基準を超える事業所等に対しては、県と協力し是正指導を行います。</li> <li>工場や事業所に対して、公害防止に関する各種規制基準の順守について、県と連携して指導します。</li> </ul>	環境課

### 2-2-2 公害の防止、生活環境に係る各種環境問題への対応

事業活動による公害を監視するとともに、野焼き等市民生活のマナーの向上に努めます。また、新たな環境問題として、リニア中央新幹線等の開発に伴う環境影響について情報を収集し、市民に公開していくよう努めます。

事業名	具体的な事業内容	担当課
⑩ 公害苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境汚染の状況や発生原因を調査し、原因者への指導を行い再発防止に努めます。</li> </ul>	環境課
⑪ 公害防止協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では現在、8つの企業と公害防止協定を締結しています。これらの協定に基づき公害を防止し、地域住民の健康と生活環境の保全を図ります。また、必要と認められる場合は、新規の協定を締結します。</li> </ul>	環境課
⑫ アスベスト <sup>17</sup> の飛散防止対策への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民のアスベストによる被害を未然に防止するため、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱に基づき、既存の建築物のアスベストの除去を行う事業者に対して支援を行います。</li> </ul>	管理住宅課
⑬ 最新の環境情報の収集、市民への情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後予定される各種開発に伴う環境情報を収集し、市民に対して情報を伝達します。</li> </ul>	環境課

<sup>17</sup>アスベスト(石綿):天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれる。肺線維症(じん肺)、悪性中皮腫の原因になると言われ、肺がんを起す可能性があることが知られている(WHO報告)。

### 2-3-1 不法投棄の防止

近年、山林や個人の所有地などにごみを捨てていく“不法投棄”が市内でも多発しており、職員による監視や市民からの情報等により撤去処理を行っています。今後も、県や警察などの関係機関と連携を図り、監視体制の強化、パトロールの強化、不法投棄防止のための啓発・指導に取り組みます。

事業名	具体的な事業内容	担当課
⑭ 不法投棄監視員の配置	・監視員、職員によるパトロールを継続的に実施するとともに、より有効な体制の確立を図ります。	環境課
⑮ 不法投棄防止に関する普及・啓発	・不法投棄防止看板を設置します。地域ぐるみで監視の目を強化します。 ・広報、CATV、市のホームページ等で啓発を図ります。	環境課
⑯ 監視体制の強化	・県や警察などの関係機関と連携を図り、不法投棄の監視体制の強化を図ります。	環境課

### 2-3-2 清掃、美化活動の推進

現在、自治会やNPO、ボランティア団体、小中学生などにより、様々な形態で市内の清掃・美化活動が行われています。今後は、より多くの市民・事業者が、より積極的に自発的に美化活動に参加できるような仕組み、ネットワークの構築を図ります。

事業名	具体的な事業内容	担当課
⑰ 地区環境美化員の設置	・地域の環境リーダーとして各地区の環境美化員が設置されています。今後も継続して不法投棄の監視、自治会でのごみの分別排出の指導等に当たります。	環境課
⑱ 市民活動センターの運営	・市民活動センターは、ボランティア団体やNPOの活動を支援する施設です。今後も市民への情報提供や相談の受付、コーディネート、活動の場の提供を支援します。	市民活動センター
⑲ 地域清掃活動の実施	・河川清掃等の一斉清掃活動を継続して支援します。	環境課
⑳ アダプトプログラム <sup>18</sup> の推進	・現在も複数の任意団体が、地域の公園、道路、河川などを地域住民自らの手で美化する活動に取り組んでいます。今後も、参加団体の増加のために、プログラムの周知及び拡大を進めます。	環境課
㉑ 市民協働によるまちづくりの推進	・市民と行政の協働による風景づくり、花壇づくり、植栽の維持管理等を進めます。	都市計画課

<sup>18</sup> アダプトプログラム：散乱ごみがある公共の場所を市民などのグループが「ボランティア・サポート」として行う環境美化プログラムのこと。

### 2-4-1 街路や河川の緑化推進

アルプス通り、市内幹線道路、滝沢川、市内主要河川等において、身近な緑を守り、増やすための維持管理及び整備を行います。

事業名	具体的な事業内容	担当課
㉒ 道路の緑化	・都市計画道路等の幹線道路や、主要な生活道路の整備に当たっては景観に配慮し、在来種を中心とした街路樹等による緑化を推進します。	道路整備課 都市計画課
㉓ 河川の緑化	・河川や水路の改修に併せ、未利用地や残地を活用した緑化に努めます。	道路整備課 都市計画課

### 2-4-2 公共施設や学校の緑化推進

市役所や文化施設、福祉施設、学校などの公共施設において緑化を進めます。

事業名	具体的な事業内容	担当課
㉔ 公共施設の緑化	・街並み景観の向上のため、市役所、文化施設、福祉施設等において緑化を推進します。	都市計画課 管財課
㉕ 学校の緑化	・学校敷地内の花木の植え付け、植樹など環境教育の一環として緑化を進めます。	学校教育課

### 2-4-3 住宅、工場、商店街の緑化推進

住宅地や商店街について、屋敷林の保全・育成、生垣・花壇の設置を推進します。また、工場敷地の緑化等を推進します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
㉖ 住宅地の緑化	・花壇や生垣の設置に助成を行います。また、住宅地の緑化も進めます。	都市計画課
㉗ 商店街の緑化	・南アルプス市商工会では、商店街の緑化活動に取り組んでいます。今後も継続し、緑豊かな街並みの形成を図ります。	観光商工課

#### 2-4-4 雑木林等の保全と活用

市内の河川沿いや里山区域には、まとまった樹林地が残っています。山岳地帯と市街地を結ぶ緑として、市民の憩いの場、子どもの遊びの場として樹林地の保全と活用を図ります。

事業名	具体的な事業内容	担当課
⑳ 雑木林等の緑地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地や集落地に分布するまとまった樹林地について「市民緑地制度」の活用を図ります。</li> <li>里山地域や河川沿いの雑木林の管理に努めます。</li> </ul>	都市計画課 農政課

#### 2-4-5 公園の整備、維持管理

本市には都市公園以外にも小公園や広場が多く存在します。安全・安心に利用できるよう維持管理を行います。また、身近な公園の拡充も図ります。

事業名	具体的な事業内容	担当課
㉑ 公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内には大小の公園が150箇所以上設置されています。今後は不足する地区への整備を図ります。</li> </ul>	都市計画課

#### 2-5-1 親水空間の整備、水と触れ合いの機会の創出

河川沿いの公園や、湖沼の親水空間の整備と維持管理を行います。また、市民や観光客等が水に親しめる機会の創出を図ります。

事業名	具体的な事業内容	担当課
㉓ 公園の親水空間の整備、維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民等が安全に水と親しめるよう、河川沿いの公園等、親水空間の整備と維持管理を行います。</li> </ul>	道路整備課 都市計画課
㉔ エコパ伊奈ヶ湖の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコパ伊奈ヶ湖周辺は、憩いの場として広く利用されています。安全に散策等ができるよう維持管理を行います。</li> <li>環境教育の場として利用します。</li> </ul>	観光施設課 観光商工課



## 各主体の役割

### 市民の役割

- 河川へのポイ捨て等ごみの投棄をしないようにします。
- 河川清掃への参加に努めます。
- 適切な家庭生活排水処理を実施します。
- 家庭ごみの減量化、家庭ごみの河川流出防止に努めます。
- 下水道への加入又は合併浄化槽への切り替えを進めます。
- 浄化槽の適正管理を行います。
- 環境ボランティア活動、イベント、環境学習への積極的な参加に努めます。

### 事業者の役割

- 工場・事業所排水、ばい煙、悪臭等発生施設の適切な管理を行います。
- 近隣の生活環境に配慮した事業活動に努めます。
- 環境ボランティア、イベント、環境学習会等への積極参加と支援に努めます。

### 行政の役割

- 不法投棄防止のため、監視パトロール実施、広報での周知や環境教育を推進します。
- 公共下水道を整備するとともに、合併浄化槽の設置を促進します。
- 公害の防止、生活環境に係る各種環境問題へ対応します。
- 街路や河川の緑化を推進します。
- 市役所や文化施設、福祉施設、学校などの公共施設において緑化を推進します。
- 市民が安全・安心に利用できるよう、公園の整備、維持管理をします。
- 親水公園の整備、市民や観光客等が水に親しめる機会の創出を図ります。

環境指標

指標の項目	実績値 2020年3月	目標値 2031年3月	担当課
生活排水クリーン処理率	73.8%	91.0%以上	下水道課
平均 BOD 値が 2mg/ℓ 以下の河川の割合	80.0%	92%以上	環境課
地域美化活動参加者数	19,340 人	22,340 人	環境課
アダプトプログラム参加団体数	17 団体	27 団体	環境課
公園や子どもの遊び場に関する満足度	30.5%	35.5%	都市計画課
一人当たりの都市公園の整備面積	8.0m <sup>2</sup>	10.0 m <sup>2</sup>	都市計画課
一人当たりの身近な公園の整備面積	4.2m <sup>2</sup>	5.0 m <sup>2</sup>	都市計画課

「快適な生活環境のまち」に関連する SDGs



## 4-3 豊かな自然環境のまち

### 現状と課題

#### ●豊かな自然環境を守り、貴重な動植物の保護、生物多様性を確保する

市民、各種団体や企業の協力を得て、自然環境の保護活動を実行することにより、希少な動植物の保護、生物多様性の確保に努め、成果を上げてきています。また、南アルプスの山岳地帯や楡形山、南甘利山などでは、絶滅危惧種などの貴重な動植物が確認されていますが、今後も地球温暖化等による生態系への影響を継続して調査していく必要があります。



間ノ岳方面から北岳を望む(市 HP)



キタダケソウ(市 HP)



ニホンカモシカ(市 HP)

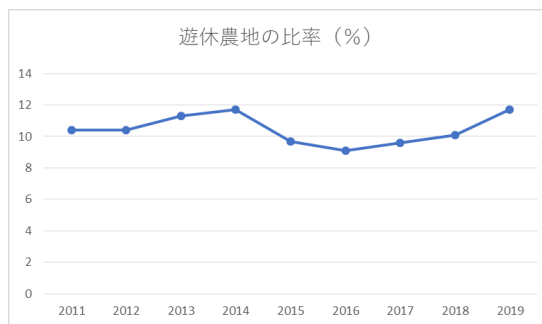
#### ●本市特有の森林、田園、街並み景観の保全が課題

果樹園に囲まれたまちや農村の風景は、本市の代表的な郷土景観となっていますが、近年の都市化の進行により果樹園が減少し、この美しい景観が失われつつあります。貴重なふるさとの農の緑の田園風景や、森林景観、街並み景観を守り育てていくことが必要です。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足などの要因により、耕作放棄地が増加傾向にあり、里山の緑が減少傾向にあります。このことから農の緑を守るための農業振興策が課題です。

森林の面積（森林割合の多い順）

No	市町村名	総面積(ha)	森林面積(ha)	割合(%)
1	丹波山村	10,130	9,871	97.4
2	早川町	36,996	35,264	95.3
3	小菅村	5,278	4,953	93.8
4	道志村	7,968	7,473	93.8
5	南部町	20,087	17,629	87.8
6	大月市	28,025	24,276	86.6
7	鳴沢村	8,958	7,743	86.4
8	西桂町	1,522	1,295	85.1
9	都留市	16,163	13,631	84.3
10	富士川町	11,200	9,195	82.1
11	上野原市	17,057	13,980	82.0
12	山梨市	28,980	23,716	81.8
13	身延町	30,198	24,319	80.5
14	甲州市	26,411	21,108	79.9
15	北杜市	60,248	45,849	76.1
16	南アルプス市	26,414	19,330	73.2
17	富士河口湖町	15,840	11,492	72.6
18	富士吉田市	12,174	8,517	70.0
19	韮崎市	14,369	9,264	64.5
20	甲府市	21,247	13,633	64.2
21	市川三郷町	7,518	4,776	63.5
22	忍野村	2,505	1,516	60.5
23	山中湖村	5,305	3,148	59.3
24	笛吹市	20,192	11,818	58.5
25	甲斐市	7,195	3,154	43.8
26	中央市	3,169	552	17.4
27	昭和町	908	0	0.0



夜叉神峠（南アルプス市HP）

年度	全 国			南アルプス市		
	経営耕地(千 ha)	耕作放棄地(ha)	放棄地(%)	経営耕地(ha)	耕作放棄地(ha)	放棄地(%)
2005	3,693	385,791	10.4	2,063	153	7.4
2010	3,362	395,981	11.8	1,921	487	25.4
2015	3,451	423,064	12.3	1,656	585	35.3

出典：農業センサス(2015)

- ・本市の耕作放棄地(非農家の農地も含む)は、全国の数値と比較し急激に増加しています。
- ・本市の森林面積は 73.2%(19,330ha)であり、県内では第 16 位の森林割合となっています。

●本市の優れた環境特性の保全、南アルプスユネスコエコパークの活用

2011 年に「南アルプス景観計画」を策定し、「南アルプス市らしい景観づくり」を目標として、農地・森林景観の保全及び野生動植物の生育環境の保全に取り組んできました。今後も「南アルプス景観計画」に基づき、本市の優れた環境特性を保全するとともに、環境に配慮した施設等を整備し、有効に活用するための施策の展開が重要です。

●南アルプスの自然環境について解説・指導する人材の育成

本市には、南アルプスの美しい山岳景観をはじめ、数多くの自然景観資源が存在します。また、高台(市之瀬台地、櫛形山等)からは甲府盆地や富士山、ハケ岳などが一望でき眺望景観も優れていま

す。この櫛形山や南アルプス山系を中心に、地元の登山ガイドや自然ガイドの育成を図り、南アルプスの自然環境について解説・指導する人材の育成が課題です。

#### ●歴史的・文化的資源を保全・活用

市内には古くから形成された「西野の集落」、「曲輪田の集落」などが存在します。また、「長谷本堂」等の社寺建築、「安藤家住宅」等の古民家、三恵の大ケヤキ等の天然記念物等、これら歴史的・文化的資源を保全・活用し、次の世代に継承していくことが求められます。

#### ～ 2019・2020年度 市民アンケート結果より ～

「自然や緑の豊かさ」に対する、とても満足、満足の割合は、市民、児童・生徒とも約60%となっていますが、10年前のアンケート結果との比較では、市民の満足度は3%程度減少しています。市民は今後も前計画の施策を継続し、自然環境の保全活動を推進していくことを望んでいます。

本市の環境を守り、より良くしていくための施策として、約36%の市民が「森林の保全・整備」を重点的に進めていくべきと考えています。なお、10年前のアンケート結果との比較から、森林保全・整備を希望する市民が約3%増加しています。

約62%の市民が、耕作放棄地の増加による「遊休農地の再利用」を、重点的に進めるべきだと考えています。また、「優良な農地及び田園景観の保全」が約40%となっており、ともに10年前のアンケート結果より3%以上増加しています。

「身近に見かける動植物の種類豊かさ」について、とても満足、満足の割合は約28%で、前回より約3%増加していました。また、「景観や街並みの美しさ」については約38%で、10年前のアンケート結果との変化はありませんでした。

本市の観光地などへの来訪者に対して、市の印象を聞いたところ、90.3%と圧倒的に多くの方々が「自然の豊かさ」を挙げていました。次いで「雄大・荘厳」が51.5%となっており、山岳、里山景観の素晴らしさが本市の優れた特性と捉えています。

基本目標・施策の方向性

基本目標	基本施策
3-1 貴重な自然環境を守る	3-1-1 貴重な動植物の保護、多様性の確保
	3-1-2 山岳環境保全のための規制、普及啓発活動
	3-1-3 南アルプスユネスコエコパーク事業の推進
3-2 森林を守る、農の緑を守る	3-2-1 森林の公益的機能の保全、啓発
	3-2-2 林業の支援、森林資源の適正管理
	3-2-3 優良農地の保全と遊休地の活用
	3-2-4 農業の振興、担い手の育成
3-3 自然と共生し、景観を守る	3-3-1 動植物の生育・生育環境の保全・維持活動
	3-3-2 エコロジカルネットワークの形成
	3-3-3 優れた眺望景観、里山景観、集落景観の保全、継承
	3-3-4 歴史的・文化的資源の保全、活用

3-1-1 貴重な動植物の保護、多様性の確保

南アルプスの動植物は、自然公園法等の適用により保護し、高山植物やアヤメ群落は、ネット等を設置し保護するとともに、植生調査を実施し効果的な対策を図ります。登山者等への自然保護のための啓発活動等も実施します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
① 楡形山アヤメの群落の保護	・野生生物による食害を防ぐため、アヤメ群生地に防鹿柵を設置し、アヤメの保護及び貴重植物を保全し、生物多様性を確保します。	観光商工課
② 登山者等への希少動植物の保護啓発活動の実施	・パトロールを強化し、希少動植物の保護のため登山者等への保護意識の啓発を行います。	観光商工課
③ 山小屋を起点とした自然保護活動の実施	・市内の各山小屋及び広河原インフォメーションセンターにおいて、野生生物や高山植物の保護に関する啓発活動を行います。 ・環境省と協働し、希少動植物(ライチョウやキタダケソウ等)の保護活動を行います。	観光商工課
④ 南アルプス市芦安山岳館の運営	・南アルプスの自然環境保護、安全登山、山岳歴史文化の継承に努め、各種のイベントの開催を通じて、登山者等に南アルプスの自然、高山植物の保護の重要性を啓発します。	観光商工課

<p>⑤ 外来種（特定外来生物）対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種（特定外来生物）の侵入や拡散を防ぐために、市民・事業者に対して、外来種の問題について啓発を行うとともに、「入れない」「捨てない」「拡げない」（外来種被害予防三原則）の遵守を促します。</li> <li>・外来種（特定外来生物）の侵入によって既存の在来種の生態系に影響を及ぼしている、また及ぼす恐れがある場合には、駆除に努めます。</li> </ul>	<p>観光商工課</p>
<p>⑥ 有害鳥獣被害防止対策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サル、イノシシ、シカなどによる被害の軽減と拡大防止を図るため、関係機関との連携のもと、野生鳥獣による被害の防止対策事業を推進します。</li> </ul>	<p>農政課</p>

### 3-1-2 山岳環境保全のための規制、普及啓発活動

自然公園法や山梨県自然公園条例に基づき自然環境を保全し、山岳環境保全のためマイカー規制や登山者等への環境教育を実施します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
<p>⑦ マイカー規制の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南アルプス山岳交通適正化協議会が行うマイカー規制に係る経費の一部を負担します。</li> <li>・起点となる南アルプス温泉ロッジ周辺の整備を図ります。</li> </ul>	<p>観光施設課</p>
<p>⑧ 登山者等へのごみ回収活動等環境保全啓発活動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高山蝶をはじめとする希少動植物保護のため、看板設置やパトロールを実施し、登山者等への環境保全啓発活動を実施します。</li> <li>・登山者等を含めごみ回収を実施します。</li> <li>・環境保全のため、仮設トイレ等の設置を検討します。</li> </ul>	<p>観光商工課 観光施設課</p>

### 3-1-3 南アルプスユネスコエコパーク事業の推進

「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」という理念のもと、南アルプスの自然環境と文化を共有の財産として、優れた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に共同で取り組みながら、地域間の交流を拡大し、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを目指していきます。

事業名	具体的な事業内容	担当課
<p>⑨ 南アルプスユネスコエコパーク事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3県10市町村でつくる「南アルプス自然環境保全活用連携協議会」へ参加し、豊かな自然環境と文化を守り伝えていきます。</li> <li>・地域の方々とともに話し合いを行い、自然環境を守る取り組みを行っていきます。</li> </ul>	<p>観光商工課</p>

### 3-2-1 森林の公益的機能の保全、啓発

森林は、木材の生産、水源涵養、土砂流出防止、二酸化炭素の吸収など様々な公益的機能を有しています。市では森林保全のため、開発等の規制や適正な管理を進めます。

事業名	具体的な事業内容	担当課
⑩ 森林法による規制	・本市の都市計画区域外の森林の多くは保安林に指定されています。国や県と連携し開発等の規制、監視を行います。	農政課
⑪ 森林のレクリエーション活用の推進	・櫛形山等には遊歩道が設置されていますが、安全により多くの人が散策を楽しめるよう、遊歩道の整備と維持管理を行います。	農政課 観光施設課
⑫ 森林の公益的機能に関する普及啓発	・環境教育の一環として、森林の生態系や森林の果たす役割について、学校の授業で取り上げます。	学校教育課

### 3-2-2 林業の支援、森林資源の適正管理

小規模私有林等は、事業地の団地化による施業の集約化、効率化の促進に取り組みます。また、恩賜県有財産森林については、保護財産区管理会が適正管理を行います。

事業名	具体的な事業内容	担当課
⑬ 林業の集約化	・林業施業の集約化を進めるため、森林の現況調査や所有境界の明確化に取り組みます。	農政課
⑭ 恩賜県有財産保護財産区管理会の運営	・恩賜林の保護育成に向け、計画的な整備を実施します。	農政課
⑮ 森林資源の適正な管理	・松林に甚大な被害をもたらす松くい虫の駆除を、森林組合と連携して実施します。	農政課

### 3-2-3 優良農地の保全と遊休地の活用

農業法人数は微増傾向にありますが、農業就業人口は全国の傾向と同じく減少傾向にあり、その結果「遊休農地の比率」が毎年増加しています。本市では特産品認証数、カーボン・オフセット<sup>19</sup>農業等の施策を積極的に実施していますが、今後も「優良農地の保全」、「農業の効率化、生産性の向上」等、スマート農業<sup>20</sup>の推進を図ります。また、事業を推進するために各種団体等への支援を積極的に行います。

<sup>19</sup> カーボン・オフセット：日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

<sup>20</sup> スマート農業：ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。



事業名	具体的な事業内容	担当課
⑯ 農振用地の保全	・農地法及び農振法に基づき、農地の転用を規制します。	農政課
⑰ 各種事業への支援	・JA等の団体の活動や、環境保全型農業に取り組む営農活動に対して支援を行います。	農政課
⑱ 遊休農地と担い手に係わる情報収集、活用促進	・増加する遊休農地に係る情報を収集し、現況を把握してきましたが、県やJA等各種団体と協働し遊休農地の活用を図ります。	農政課
⑲ グリーンツーリズム <sup>21</sup> の推進	・観光と組み合わせた農作業の体験イベント等を実施します。	農政課
⑳ 地元特産品の開発	・中部横断自動車道の開通により、近県からの道の駅の利用者増加が期待できます。これら利用者に対して地元特産品の開発、ブランドづくりを推進します。	農政課

### 3-2-4 農業の振興、担い手の育成

IOT等を利用するスマート農業を推進することにより、若手就農者及び農業法人の増加を図ります。また、県や各種団体と協働し就農者増加のための研修会の開催や各種支援を行います。

事業名	具体的な事業内容	担当課
㉑ 中山間地域の農業の支援	・中山間地域集落農地の保全への取り組みを支援します。 ・急傾斜地など復元が困難な遊休農地については、農地利用を第一義としつつ、林地化、特用林産物生産用地としての活用等適切な土地利用を検討します。	農政課
㉒ 遊休農地の解消	・農業への関心、健康増進、生きがいづくり等の市民ニーズの発掘、中山間地域での都市と農村の交流を目的としたクラインガルテンの運営を推進します。	農政課
㉓ 農業の振興、担い手の育成	・観光と組み合わせた農業体験事業、地元特産品のブランドづくり、認定農業者の育成等により、農業振興と担い手づくりを推進します。	農政課
㉔ 認定農業者の育成・支援	・県、各種団体と協働しプロフェッショナルな農業者を育成するとともに、地域農業の維持と発展の取り組みを積極的に支援します。	農政課

### 3-3-1 動植物の生育・生育環境の保全・維持活動

貴重な自然の残る本市の山岳環境については、法に基づく規制を行います。また、自然保護の重要性について普及啓発活動を継続的に実施します。施設整備にあたっては、生態系に配慮した工法を採用し生物多様性の確保を図ります。

<sup>21</sup> グリーンツーリズム：農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。

事業名	具体的な事業内容	担当課
㉕ 耕作放棄地の解消	・耕作放棄地は動植物の住処や繁殖の温床になることから、生態系維持のためにも解消に努めます。	農政課
㉖ 自然保護の推進	・国立公園、県立公園などにおける規制等について連携して取り組み、野生動植物の保護や調査並びに自然保護に関する普及啓発を推進します。	観光商工課
㉗ 生態系に配慮した施設整備	・道路、河川、水路等の施設整備にあたっては、多自然工法の生態系に配慮した整備を促進します。	道路整備課 都市計画課

### 3-3-2 エコロジカル・ネットワーク<sup>22</sup>の形成

生物の多様性を確保するため、生物種の生息・生育空間が分断されないよう、相互に連結する空間の形成を図ります。また、市街地等の身近なところにも緑を増やし、それらがつながりを持つよう工夫します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
㉘ 道路、河川、公園等の緑化、ネットワークの形成	・道路、河川、公園の緑化を進め、緑のネットワークの骨格の形成を図ります。 ・緑のネットワークの形成には、居住地域、里山、山間部及び水系のつながりに配慮します。	道路整備課 都市計画課

### 3-3-3 優れた眺望景観、里山景観、集落景観の保全、継承

市内には南アルプスばかりではなく、甲府盆地や富士山の眺望がすばらしい場所が存在します。また、古民家や蔵、土塀の有る家並み等特徴的な集落景観も残っています。こうした人と自然とが共生し形成された景観を保全し、継承します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
㉙ 南アルプスユネスコエコパークの活用	・ホームページやパンフレット等により、南アルプスの魅力を多くの方に知ってもらえるよう活動します。 ・南アルプスユネスコエコパークの魅力を活かした、地域振興策を検討します。	観光商工課
㉚ 自然や景観に配慮した施設整備	・自然公園内の施設については、自然と調和した色彩にするなど景観に配慮した施設整備を図ります。	観光施設課 道路整備課 都市計画課

<sup>22</sup> エコロジカル・ネットワーク：人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮したうえで、有機的につないだ生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待される。

③① 芦安地区の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>南アルプスの玄関口である芦安地区について、街並み景観の向上など、本市観光の代表地区であることを意識した魅力づくりを図ります。</li> </ul>	観光商工課 道路整備課 都市計画課
③② 南アルプスの良好な眺望場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜叉神峠周辺及び駐車場やアクセスルートの維持管理と整備を行います。</li> <li>シャトルバスの運行等、観光客の通年利用が可能となる仕組みづくりを検討します。</li> </ul>	観光施設課 道路整備課 都市計画課
③③ 南アルプスに誘う玄関口や道路景観の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部横断自動車道のインターチェンジ等の玄関口や南アルプスへの主要なアクセス道路について街並み景観の向上を図ります。</li> </ul>	道路整備課 都市計画課
③④ 優れた眺望場所の掘り起こし、整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの公募等により、優れた眺望場所の掘り起こしを図ります。</li> <li>眺望の良好な場所については、広場の設置やルートづくりを図ります。</li> </ul>	観光商工課 道路整備課 都市計画課
③⑤ 眺望景観を妨げる要因の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の高層建築物、工作物、広告、看板等は景観法に基づく「南アルプス市景観まちづくり条例」に基づき適正に管理します。</li> </ul>	観光商工課 道路整備課 都市計画課

### 3-3-4 歴史的・文化的資源の保全、活用

本市には、御勅使川治水・利水技術に関連した歴史遺産をはじめとする史跡、遺跡、社寺、古道、古民家などの歴史的資源が数多く存在しています。これらの歴史的・文化的資源を保全するとともに有効な活用方法を検討します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
③⑥ 全国に誇れる御勅使川歴史遺産の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>「芦安堰堤」などの堰堤群、信玄築堤の伝承を持つ「将棋頭」や「石積出」、農業灌漑用水である「徳島堰」や「柵形堤防」など、御勅使川の歴史遺産を保全するとともに、歴史公園化等の活用を図ります。</li> </ul>	文化財課
③⑦ 豊富な遺跡・史跡の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市には古長禅寺、物見塚古墳、六科丘古墳などのほか、城址や館跡などの史跡が数多く存在します。鋳物師屋遺跡、市之瀬台地の古代遺跡群、戦争遺跡である「ロタコ」（御勅使河原飛行場跡）など多くの遺跡が分布しています。これらの史跡、遺跡を保全します。</li> </ul>	文化財課
③⑧ 歴史的建造物の保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>長谷寺本堂等の寺社建築、安藤家住宅などの歴史的建造物について、周囲の環境を含めた保全に努めます。</li> </ul>	文化財課

<p>㊸ 古木、大木の保全と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三恵の大ケヤキ、古長禅寺のジャクシンなどの天然記念物に指定されている古木の保全を図るとともに、市民に親しまれる景観スポットとして整備します。</li> </ul>	<p>文化財課</p>
----------------------	---	-------------

## 各主体の役割

### 市民の役割

- ・居住地の緑地の保全、花壇や生垣、緑のカーテンの設置に努めます。
- ・生物の生息場所の清掃活動、保全活動への参加に努めます。
- ・自然観察会、農業体験、各種イベント、環境学習などへの参加に努めます。
- ・ペットの適正管理に努めるとともに、特定外来生物に対しても「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の外来種被害予防三原則を徹底します。
- ・居住地及び居住地周辺の景観保全に努めます。

### 事業者の役割

- ・緑地の保全、花壇や生垣、緑のカーテンの設置に努めます。
- ・生態系の保全に努めます。
- ・市民や市による生物の生息地保全活動、自然保護活動へ協力します。
- ・耕作放棄地の解消など、農地の有効活用に努めます。
- ・農薬や肥料を適正に使用し、環境に配慮した農業へ取り組みます。
- ・生物多様性に配慮し、環境負荷の少ない製品の開発・製造をします。
- ・事業所及び周辺の景観保全に努めます。
- ・開発行為等の事業活動において環境への影響に配慮します。

### 行政の役割

- ・貴重な動植物の保護、生物多様性確保のためにパトロールや啓発活動をします。
- ・山岳環境保全のために、マイカー規制やごみの収集活動を実施します。
- ・南アルプスユネスコエコパーク事業を推進します。
- ・森林の公益的機能の保全、啓発を行います。
- ・農業振興、担い手の育成に努めます。
- ・眺望景観、里山景観、集落景観の保全と継承に努めます。
- ・歴史、文化的資源の保全及び活用に努めます。
- ・耕作放棄地の解消など、農地の有効活用を推進します。

環境指標

指標の項目	実績値 2020年3月	目標値 2031年3月	担当課
森林面積の割合	73.2%	73.2%	農政課
松くい虫防除	400 m <sup>2</sup>	250 m <sup>2</sup>	農政課
ユネスコエコパークの認知度	32.1%	50.0%	観光商工課
農業就業者人口	3,481 人	3,841 人	農政課
農業生産法人数	15 団体	18 団体	農政課
遊休農地の比率	11.7%	6.7%	農政課
市場占有率が全国 10 位以内の農産物の作物数	3 作物	3 作物	農政課
山梨県の特産品認証数	59 品目	59 品目	農政課
「汗かき農園」区画利用率	63.5%	100.0%	農政課
1 契約者当たりのクラインガルテン年間滞在日数	167 日	170 日	農政課
認定農業者数	211 人	380 人	農政課

「豊かな自然環境のまち」に関連する SDGs



## 4-4 地球環境の保全に取り組むまち

### (カーボンニュートラル<sup>23</sup>を目指すまち)

#### 現状と課題

##### ●「ゼロカーボンシティ<sup>24</sup>宣言」～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

気候変動問題は世界規模での対応が求められており、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）<sup>25</sup>の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされております。

また、この目標達成に向けては、環境大臣より自治体での取り組みの重要性と広がりへの期待が表明され、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロへの参加が促されました。

これを受けて、2020年7月に本市を含む関東甲地域の73市町村が、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言しました。このゼロカーボンシティ宣言を実現するためには、市民、事業者、行政が一体となった取り組みが求められます。

<sup>23</sup> カーボンニュートラル：カーボン・オフセットの取組を更に深化させ、事業者等の事業活動等から排出される温室効果ガス排出量の全てを他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)する取組。

<sup>24</sup> ゼロカーボンシティ：環境省としては、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしている。

<sup>25</sup> IPCC：国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

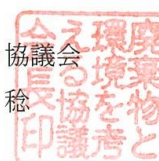
気候変動問題は世界規模での対応が求められており、地球上に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。我が国においても、近年は全国各地で集中豪雨や台風の巨大化等による自然災害が頻繁に発生し激甚化が顕在となっております。こうした自然の猛威により、私たちの生命や財産の危機、さらに、自然環境や生態系への悪影響など人類の生存基盤を根本から揺るがす「気候危機」と言うべき極めて深刻な問題であります。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされております。また、この目標達成に向けては、小泉進次郎環境大臣より自治体での取り組みの重要性と広がりへの期待が表明され、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロへの参画が促されたところです。

廃棄物と環境を考える協議会は、関東甲地域の40団体(73市町村)と民間事業者2社で構成し、一般廃棄物の排出者、受入者、処分者の3者が協働して廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的とし、これまでに温室効果ガスの排出低減等、地球温暖化防止に大きく貢献してきたものと考えております。協議会ではこの機会を捉えて、趣旨に賛同する各構成自治体が地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、その実現に向けた取り組みを推進してまいります。

令和2年7月28日

廃棄物と環境を考える協議会  
会長 豊田 稔



# IPCC「1.5°C特別報告書」の概要

本資料は、IPCC「1.5°C特別報告書」の政策決定者向け要約(SPM)及び特別報告書本体を基本とし、他に既存文献・資料を参考情報として作成しています。なお、資料中では各情報の出典を明示しています。  
また、本資料は可能な限り原語に忠実な表現を用いて作成していますが、必要に応じて、[ ]内に語句を補っています。

2018年度 環境省  
(2019年7月版)

出典：IPCC「1.5°C特別報告書」の概要（2018年度 環境省（2019年7月版））

IPCC「1.5°C特別報告書」によると、

- 気候変動は、既に世界中の人々、生態系及び生計に影響を与えている。
  - 工業化以降、人間活動は約 1.0°Cの地球温暖化をもたらしている。
  - 現在の進行速度では、地球温暖化は 2030～2050 年に 1.5°Cに達する。

ただし、

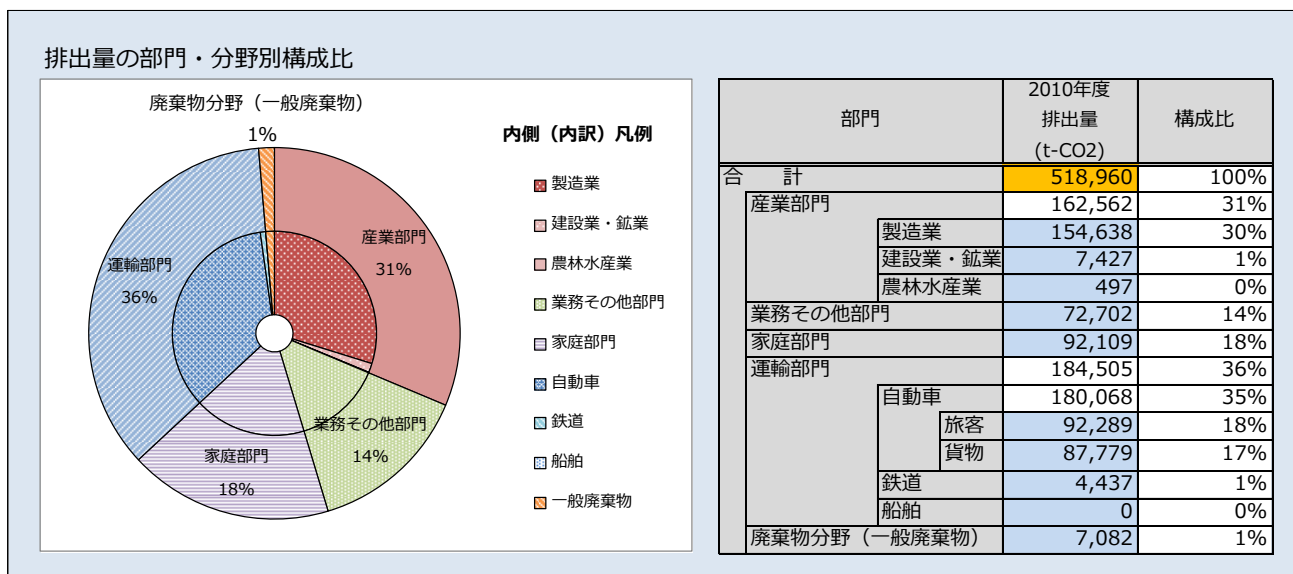
- 地球温暖化を 1.5°Cに抑制することは不可能ではない。しかし、社会のあらゆる側面において前例のない移行が必要である。
  - CO<sub>2</sub>排出量が 2030 年までに 45%※削減され、2050 年頃には正味ゼロに達する必要がある。メタンなどの CO<sub>2</sub>以外の排出量も大幅に削減される必要がある。
- 地球温暖化を 2°C、またそれ以上では 1.5°Cに抑制することには、明らかな便益がある。
- 地球温暖化を 1.5°Cに抑制することは、持続可能な開発の達成や貧困の撲滅等、気候変動以外の世界的な目標とともに達成しうる。

※(1.5°Cの地球温暖化に整合する排出経路)

地球温暖化を 1.5°Cに抑えるモデルの経路においては、世界全体の人為起源の CO<sub>2</sub>の正味排出量が、2030 年までに、2010 年水準から約 45%減少し、2050 年前後に正味ゼロに達する。



●2010年度（平成22年度）本市の部門・分野別排出量（標準的手法）



出典：環境省 自治体排出量カルテ

●本市の目標：2050年までにカーボンニュートラルを実現する

年度	二酸化炭素排出量	削減率
2010年度 (基準年度)	518,960 t-CO2	—
<b>2030年度</b> (目標年度)	<b>285,428 t-CO2</b> (実質排出量による)	<b>45%</b>
<b>2050年度</b> (目標年度)	<b>0 t-CO2</b> (実質排出量による)	<b>100%</b>

基準年度及び削減目標は、IPCC「1.5℃特別報告書」に準じて設定しました。また、部門毎のCO<sub>2</sub>排出量の測定は、市域の算出をすることが難しいため、環境省のデータにより総量で進行管理をします。

●地球温暖化対策に関連する事業への取り組み

小水力発電事業



(金山沢川水力発電所 遠景)

平成22年度（2010年度）から金山沢川水力発電所の発電を開始、令和元年度は年間38.4万kWhの発電実績により、177t-CO<sub>2</sub>/年の二酸化炭素削減効果となっています。しかし、自然を相手にしているため、当初想定発電量（74万kWh）のおよそ50%の実績となっています。また、金山沢川水力発電所の新エネルギーを宿泊施設で利用し「カーボン・オフセット」を創出して

いますが、令和2年度で認証期間が終了するため、PDCAサイクルに基づく検証を行い、継続するか否か判断する必要があります。

太陽光発電事業

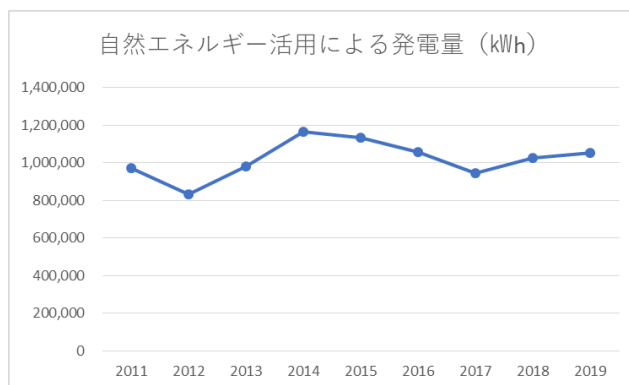
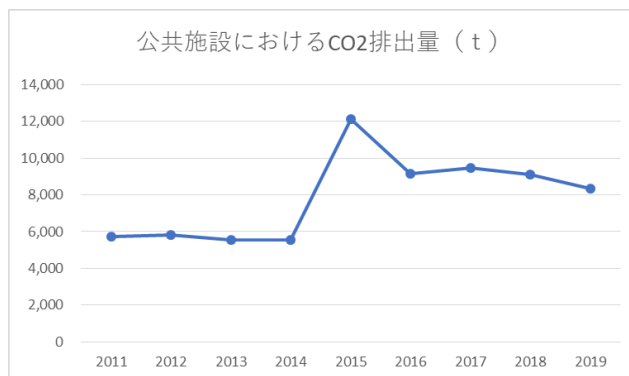


(甲西児童館)

本庁舎、市内の小中学校、保育園、福祉施設等25ヶ所に合計約582kwhの発電容量の太陽光発電設備を設置し、年間約66.7万kwh(令和元年度)を発電しています。その結果二酸化炭素約308tの削減効果を挙げていますが、今後も継続して新エネルギー事業の拡大を検討していく必要があります。

本市では「第1次南アルプス市地球温暖化対策実行計画」を平成21年度(2009年)に策定(現在、第3次2020年策定)、市の関連施設において二酸化炭素等温室効果ガスの削減に努めています。なお、本市の公共施設や市の事業等により発生する二酸化炭素の年間排出量は、2015年度(平成27年度)をピークに減少傾向にあります。

また、本市の公共施設で得られる自然エネルギー(金山沢川小水力発電、公共施設太陽光発電)の発電量は、年平均で約100万kwhです。



新エネルギー普及促進により、今後温暖化防止対策として期待され全国の自治体からも先進事例として注目されている「カーボン・オフセット事業」を推進する必要があります。

地域の自立性を高めるための分散型エネルギーシステム<sup>26</sup>を構築し、エネルギーの地産地消を推進する必要があります。

<sup>26</sup> 分散型エネルギーシステム：電力需要地内で複数の分散型電源や電力貯蔵システムを組み合わせ、分散型電源の発電量を需要状況に合わせて制御し、電力の地域自給を可能とする小規模の電力供給網のこと。新エネルギー等の分散型電源や需要設備で構成され、一つの集合体として電力システムに連結する発電方式である。

エネルギーの効率的利用や省エネルギーの推進についても改善の余地が残されており、低炭素型の地域づくりに向け、市民や事業者の省エネルギーを推進する必要があります。

～ 2019・2020年度 市民アンケート結果より ～

市民の81.3%が「地球温暖化問題」に強い関心を示しています。次いで近年話題となっている「マイクロプラスチックによる海洋汚染問題」についても35.3%の市民が関心を寄せています。

**基本目標・施策の方向性**

基本目標	基本施策
4-1 低炭素社会づくりを推進する	4-1-1 公共施設への新エネルギーの率先導入
	4-1-2 小水力、バイオマスエネルギーの利用
	4-1-3 省エネルギーの推進
	4-1-4 新エネルギー、省エネルギー等の普及拡大、環境マネジメントシステム構築支援
	4-1-5 交通のグリーン化

**4-1-1 公共施設への新エネルギーの率先導入**

現在、本庁舎、市内の小中学校、保育園、福祉施設等 25ヶ所に合計約582kwの発電容量の太陽光発電設備を設置していますが、今後も率先して公共施設への新エネルギー導入を図ります。

事業名	具体的な事業内容	担当課
① 公共施設への新エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>市関連施設への太陽光発電設備設置、公用車の電動化、新エネルギーの導入に取り組み、二酸化炭素排出量の削減に努めます。また合わせてエネルギーの「地産・地消」の観点から蓄電池の設置も検討します。</li> <li>毎年の地球温暖化対策の実施状況（CO<sub>2</sub>排出量推移等）を、市のHP等で市民に公表します。</li> <li>広域事務組合における、ごみの燃焼におけるコージェネレーションシステム<sup>27</sup>の導入を検討します。</li> </ul>	管財課 環境課
② 教育施設への新エネルギーの導入、環境教育への利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内22校の小中学校の内13校に太陽光発電設備を設置していますが、今後も施設の拡充等を検討します。</li> <li>設備を利用し、地球温暖化問題等に関する環境教育を実施します。</li> </ul>	学校教育課 環境課

<sup>27</sup> コージェネレーションシステム（コジェネ）：「共同」や「共通」という意味を持つ「コー（co-）」で始まる名前の通り、2つのエネルギーを同時に生産し供給する仕組みのこと。現在主流となっているコジェネは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用している。

## 4-1-2 小水力、バイオマスエネルギーの利活用等の検討

本市は、南アルプスを背後に抱えており、落差と流量の有る河川等小水力発電に適した箇所があることから、今後も小水力発電の設置の可能性を検討します。また、果樹地帯における剪定枝や、広大な森林地帯における間伐材等、バイオマス<sup>28</sup>エネルギー源も多く保有しています。これらの資源を保全・育成し有効に活用する方策を検討します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
③ 小水力発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2009年北岳の玄関口に「金山沢川水力発電所」を整備し、南アルプスの豊かな清流と急峻な地形を利用した小水力発電を行なっていますが、さらに効率を高め電力量の増加に努めます。</li> <li>・出力の大きな水力発電は可能性が低いため、マイクロ水力等の小規模な電力の活用を研究します。</li> </ul>	環境課
④ バイオマスの利用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在バイオマス利用のボイラーを市営温泉の3施設で運用しています。今後もペレットストーブや薪ストーブも含め、熱源として利用できるか研究します。</li> <li>・農業用ボイラーのバイオマス化を研究します</li> <li>・企業のバイオマス利用を促進します。</li> </ul>	環境課
⑤ カーボン・オフセット事業推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、水力発電所やトマト加温施設におけるバイオマス燃料の利用により国の制度に基づく信頼性の高いオフセット・クレジットを創出しました。しかし、2021年に認証が切れるため、費用対効果検証を行い、継続の可否について判断します。</li> </ul>	環境課

## 4-1-3 省エネルギーの推進

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市では2020年に「第3次南アルプス市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するため、省エネルギー活動を推進します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
⑥ 緑のカーテン事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴーヤ、アサガオなどのつる性の植物をカーテン状に育て、冷房費と二酸化炭素の削減を図ります。</li> <li>・公共施設等様々な場所で取り組み、環境に配慮した生活の普及を図ります。</li> </ul>	環境課
⑦ 廃食油のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内のNPOと行政が協働により、廃食油を回収し、今後も廃食油のリサイクル推進に取り組みます。</li> </ul>	環境課

<sup>28</sup> バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。

⑨ LED化	・庁舎及び公共施設において、照明を順次LEDへ切り替え、電気使用料と二酸化炭素の削減を図ります。	管財課
--------	--	-----

#### 4-1-4 新エネルギー、省エネルギー等の普及拡大

近年、世界各国のエネルギー政策は大きく変化してきており、再生可能エネルギーや省エネルギーへの取り組みが進んできています。本市においても市民、事業者、行政が一体となり新エネルギー、省エネルギー等の普及拡大に努めるとともに、市内の各事業所が、温暖化防止への取り組みを計画・実施し、管理・評価するための「環境マネジメントシステムの構築」に対して、講師等の紹介を含め支援します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
⑨ 地球温暖化対策実行計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガスを、CO<sub>2</sub>換算で2020年度から2024年度までの5年間に、2018年度比8%以上削減することを目標とします。</li> <li>・市民に対して取り組み結果を公表し、地球温暖化防止のための広報活動を推進します。</li> </ul>	環境課
⑩ 環境マネジメントシステム導入推進、支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムの導入を希望する事業者に対して、情報の提供や講師等の紹介を支援します。</li> <li>・環境配慮契約法に基づく優遇契約の検討、価格に加えて環境性能を含め、総合的な事業者評価制度を調査、研究します。</li> </ul>	総務課 環境課
⑪ 新エネルギー利用システム導入支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽熱利用機器の導入に対して支援します。</li> <li>・出力10kw以上の事業用太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く）については、県の作成した「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」及び本市の「南アルプス市景観まちづくり条例」に基づき適正に管理します。</li> <li>・家庭用ペレットストーブや薪ストーブの導入に対して支援します。</li> <li>・住宅の断熱効果を高めるための改築推進や助成事業を検討します。</li> <li>・自動車用急速充電器の敷設に取り組みます。</li> <li>・エネルギー循環型社会に向けて、集落や近隣住民での新エネルギーの「地産・地消」の導入を研究します。</li> </ul>	環境課

<p>⑫ 新エネルギー、省エネルギーに関する普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での環境教育、市のホームページ、広報誌等でのPR等、様々な機会をとらえて新エネルギー、省エネルギーに関する普及啓発を進めます。</li> <li>・やまなしクールチョイス県民運動<sup>29</sup>を推進します。</li> <li>・市民に対し自家用車の電動化を促します。</li> <li>・更新時期による農業用ボイラーについて、化石燃料から木質燃料への切換えを啓発します。</li> </ul>	<p>学校教育課 環境課</p>
<p>⑬ 国内排出権取引J-クレジットの普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は全国の自治体に先駆け、同制度を小水力発電事業や、実験的に実施した温室トマト栽培において活用しました。今後も、J-クレジット制度<sup>30</sup>を活用するなどにより、地球温暖化対策を行うとともに、市民・事業者にも制度を周知します。</li> </ul>	<p>環境課</p>

#### 4-1-5 交通のグリーン化

本市では、公共交通機関が発達していないこともあり、自家用自動車の保有率が高く、運輸部門の二酸化炭素排出量は32.5%(2017年)で、産業部門の30.9%より高くなっています(環境省 自治体排出量カルテより)。このため、公共交通の活性化、自転車利用の促進等に取り組み、市域全体で運輸部門から排出される二酸化炭素量の削減に取り組みます。

事業名	具体的な事業内容	担当課
<p>⑭ コミュニティバスの運行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市コミュニティバスへのCNGバス<sup>31</sup>車両使用、電動化について、導入・推進を図ります。</li> <li>・他の交通機関との連携を図り、より利用しやすい交通環境を整えます。</li> </ul>	<p>交通政策室</p>
<p>⑮ 自転車利用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関と連携したサイクルアンドライド<sup>32</sup>やカーシェアリング<sup>33</sup>と連携した自転車利用促進策の導入について研究します。</li> <li>・通勤や通学、買い物などでの自転車の利用を促します。</li> <li>・自転車専用道整備の可能性について研究します。</li> </ul>	<p>管財課 交通政策室 環境課</p>

<sup>29</sup> やまなしクールチョイス県民運動：地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に呼応し、県民一人ひとりが、日常生活の中で身近にできる省エネの取り組みやエコ活動など、地球温暖化対策に資する取り組みを賢く選択して実践すること。

<sup>30</sup> J-クレジット制度：省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

<sup>31</sup> CNGバス：燃料としてCNG（圧縮天然ガス）を利用するバス。排気ガス中に含まれる窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）を大幅に低減でき、従来のバスに比べNO<sub>x</sub>は60から70%低減することが可能。

<sup>32</sup> サイクルアンドライド：まちなかへの自動車の流入を抑制して、バス・電車の利用を促進するために、自転車でバス停・駅に来てバス・電車に乗り換えるシステム。

<sup>33</sup> カーシェアリング：クルマを複数の人でシェアして利用できるシステム。

## 各主体の役割

### 市民の役割

- 節電に努めます。
- ゴミを削減します。
- 3R 運動を徹底します。
- 高効率機器等省エネルギー製品の購入に努めます。
- 公共交通機関、自転車を積極的に利用します。
- マイバックの使用を徹底します。
- 高断熱、高気密なエコハウス、ZEH(Net Zero Energy House)<sup>34</sup>の導入を検討します。
- 電気自動車等への計画的な切り替えを検討します。
- 家庭でできる CO<sub>2</sub> 削減を実践します。

### 事業者の役割

- 再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入に努めます。
- 節電、節水、エコドライブ等、省エネルギー事業活動を推進します。
- 市が目指す「カーボンニュートラル」実現に協力します。
- 電気自動車への計画的な切り替えを検討します。
- 環境マネジメントシステムに基づく環境経営の実践に努めます。
- 高断熱、高気密なオフィスビル ZEB(Net Zero Energy Building)<sup>35</sup>の導入を検討します。
- ESCO(Energy Service Company)事業<sup>36</sup>導入の検討等、事業所でできる CO<sub>2</sub>削減を実践します。

### 行政の役割

- ゴミ削減のための周知・啓発をします。
- 省エネルギー、新エネルギーの推進及び啓発をします。
- 補助事業による CO<sub>2</sub> 排出削減の支援をします。
- 公共施設での CO<sub>2</sub> 削減を進めます。
- 森林の整備育成、材木利用を促進します。
- 市各部門の整備計画や事業において、CO<sub>2</sub> 排出削減の取り組みに努めます。
- 設備投資や商品の開発、生産、運搬にあたって、新たな環境負荷が生じないか、総合的な見地で取り組みます。

<sup>34</sup> ZEH（ゼッチ）：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

<sup>35</sup> ZEB（ゼブ）：ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

<sup>36</sup> ESCO（エスコ）事業：エナジー・サービス・カンパニー事業の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。

環境指標

指標の項目	実績値 2020年3月	目標値 2031年3月	担当課
南アルプス市全体の二酸化炭素排出量の推計	518,960t-CO <sub>2</sub> /年 (2011年3月) <sup>※1</sup>	285,428t-CO <sub>2</sub> /年	環境課
公共施設における二酸化炭素排出量	5,385t-CO <sub>2</sub> /年 (2011年3月) <sup>※1</sup>	2,962t-CO <sub>2</sub> /年	環境課 管財課 学校教育課
自然エネルギーの活用による発電量	1,051,706kwh/年	1,099,457kwh/年	環境課
公用車の低公害車導入率	59%	68%	管財課
路線バスを利用していると回答した市民の割合	12.3%	20.5%	交通政策室
バスなどの交通機関の便利さに関する市民の満足度	14.3%	23.8%	交通政策室
コミュニティバス利用者数	52,763人	94,746人	交通政策室
コミュニティバス路線数	6本	6本	交通政策室

※1 ゼロカーボンシティ宣言に則り、IPCC「1.5℃の地球温暖化に整合する排出経路（1.5℃特別報告書）」に準ずる。

「地球環境の保全に取り組むまち」に関連するSDGs





地球環境の保全に取り組む、エコアクション21 認証取得企業

日世株式会社 南アルプス工場



- 1983年3月（甲府工場として）開設
- フルーツプレパレーション（食品工場向けフルーツ加工品）の製造。フードサービス向けフルーツソースの製造、フルーツソフトミックス・シロップ類の製造、家庭向けフルーツソースの製造
- 2009年11月 エコアクション21 認証取得（登録番号：0004326）

環境活動紹介



廃棄物リサイクル設備の導入

近年食品由来の廃棄物が社会問題となっていますが、当社では家畜飼料等の資源として100%のリサイクルを達成しています。



工場内照明のLED化

地球温暖化防止のため、電気、ガス等の使用量削減に努めています。



省エネ・省資源活動年間実績報告会  
(毎年12月)

毎年省エネ計画を策定し、その実績報告を国に提出しています。

株式会社 日建



- 1970年 (有) 峡東車輛工業所として設立
- 1997年 南アルプス市（現本社）へ移転
- 建設機械の製造・販売・アフターサービス、エンジン・トランスミッション等の再生、対人地雷除去機の開発・製造・販売、フィンランド/ワラタ社製林業用アタッチメント
- 2011年2月 エコアクション21 認証  
(登録番号：0006580)

環境への取り組み紹介



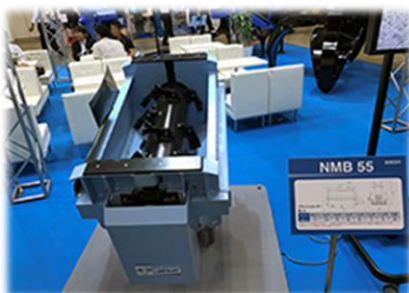
工場内巡視（5S）活動の様子

毎月、工場内の安全巡視を行います。工場で破損をしているところや危険な作業は行われていないかをチェックしています。その後、安全衛生委員会を実施します。



再生部品の活用推進

再生センター再生Gではエンジン、トランスミッション等の再生を手がけています。また、リーディングカンパニーとして、自社の技術やサービスを広く共有する研修も実施しています。



環境整備に貢献する商品の開発

油圧ショベルに装着可能な草刈機です。耕作放棄地問題などにも貢献できる商品です。



会社周辺の清掃活動の様子

3ヶ月に一度、始業前に構内、会社周辺の草抜きと清掃を行っています。

## 株式会社水上（マツダオートザム峡西）



- 1946年7月 創業
- 新車・中古車販売、自動車整備、タイヤ販売
- 2015年5月 エコアクション21 認証取得  
(登録番号：0010617)

### 環境活動紹介



#### 節電

事務所の照明をLEDへ交換しています。



#### 再資源化

紙は両面使用をして、ミックスペーパーにて再資源化を図ります。



#### 環境美化活動

会社周辺のゴミ拾いや清掃活動を実施しています。

## 有限会社アコナ



- 1992年6月 法人設立
- 産業廃棄物の収集運搬及び中間処理
- 2017年11月 エコアクション21 認証取得  
(登録番号：0012051)

## 環境活動紹介



### 環境教育の徹底

毎日朝礼にて、環境方針の徹底を図っています。また、併せて安全衛生委員会も開催しています。



### 粉塵対策の徹底

果樹地帯の中にあるため、粉塵対策を徹底しています。自動式散水施設だけでなく、手動でも散水を行っています。



### 会社周辺の清掃活動

適時、ボランティアにて会社周辺の清掃活動を行っています。

あづま化工株式会社



- 1967年7月横浜市港北区に塗装専門加工業として発足
- 1986年 会社統合により、山梨県南アルプス市へ本拠地を移転
- 金属焼付塗装・粉体塗装・プラスチック塗装・FRP塗装等
- 2020年4月 エコアクション21 認証取得  
(登録番号：0013034)

環境活動紹介



LED化

工場内の照明を順次LEDへ切り替え、電気使用量を削減することで、二酸化炭素の排出削減に努めています。



リサイクルの推進

廃棄物の分別を徹底し、資源の有効活用に努めます。

## 4-5 環境教育と市民協働を推進するまち

### 現状と課題

#### ●市民が参加しやすいイベント

市民活動を行う人の出会いの場を支援し、毎年「市民活動フェスタ」を開催するなど、活動にかかわる人々やグループが、地域住民や関係機関とのつながりをつくることで、市民活動が育ちやすい地域づくりを目指しています。また、市民力を活かした「テーマ型活動助成事業」を実施し、持続可能な地域活動を支援しています。

#### ●市民活動が育ちやすい地域づくり

市民協働のまちづくりに向けて、市民活動に参加している方々同士の情報交換や、交流できる機会をつくり、活動の輪が広がることを目指しています。

#### ●最新の環境問題に関する情報の収集と市民に公開するシステムの構築

有害化学物質、放射能汚染、PM2.5 等による大気汚染、生物多様性の問題、地球温暖化問題、リニア中央新幹線による環境影響等、現代の環境問題は多岐にわたっています。これらの環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となってきました。

#### ●市民が様々な機会を通じて環境問題の学習

市民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、21世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義を有しています。また、各種の環境問題に係る最新情報を収集し、正しい情報を市民・事業者に提供するためのシステムの構築を、目指しています。

### ～ 2019・2020年度 市民アンケート結果より ～

市が実施する環境保全活動へ、「機会があれば参加したい」、「内容によっては参加したい」と考える市民が76%存在し、市民の環境保全に対する意識は非常に高い傾向を示しています。

環境学習への参加希望について、「機会があればぜひ参加したい」、「内容によっては参加しても良い」と考える市民・事業者が76%存在し、これら市民の要望をかなえるためには、市民が参加しやすいシステムの構築(市民、事業者、行政が協働する)の検討が望まれます。

「市民・事業者への環境情報や環境学習機会の提供」について、多くの市民が期待をしています。この要因としては、「リニア中央新幹線」、「中部横断自動車道」の建設工事が開始され、地球温暖化、PM2.5、生物多様性等新たな環境問題の発生が予測されることに基づくものと思われます。

## 基本目標・施策の方向性

基本目標	基本施策
5-1 市民協働の取り組みを推進する	5-1-1 市民協働によるまちづくりの普及、推進
	5-1-2 連携の輪づくり
5-2 環境教育・学習を推進する	5-2-1 学校における環境教育の推進
	5-2-2 環境情報・環境学習の機会の提供

## 5-1-1 市民協働によるまちづくりの普及、推進

市の事業への市民等の参画を促し、また、市民等が抱えている課題やアイデアの吸い上げを図り、行政と市民等の協働事業の可能性を広げます。また、参加を希望する市民が、参加しやすいシステムの構築を検討します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
① 協働事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が実施している事業、今後実施する事業のうち、市民、市民団体、事業者が事業への参画や受託できるものについて、市が協働のパートナーを募集しテーマ型活動助成事業では持続可能な地域活動を支援しています。</li> </ul>	市民活動支援課 市民活動センター

## 5-1-2 連携の輪づくり

市内には環境保全に取り組む団体が多く存在します。各団体の個別の取り組みをつなげ、情報を共有する中で、より効果的な活動に結びつくようなシステムの構築を図ります。

事業名	具体的な事業内容	担当課
② 環境活動情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページ等を活用し、環境保全活動に取り組むNPOやボランティア団体の活動内容等を発信します。また事業者とも連携・協働した取り組みを進めます。</li> </ul>	環境課

### 5-2-1 学校における環境教育の推進

持続可能な社会の構築を目指し、さらに SDGs という世界が共有する目標を達成するため、学校や地域における質の高い「持続可能な開発のための教育（ESD）」<sup>37</sup>を実施し、市内の小中学校における環境教育の充実を図ります。

事業名	具体的な事業内容	担当課
① 各教科や総合学習の時間を利用した環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESD 教育のカリキュラムを検討し質の高い環境教育を実施します。</li> </ul>	学校教育課
② 自然体験教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>野外活動や農業体験などを通じて児童等が自然にふれあう機会を設け、自然体験教育の充実を図ります。</li> </ul>	学校教育課
③ リサイクル活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校でアルミ缶、古紙などを児童等が回収しリサイクルの重要性を学びます。</li> </ul>	学校教育課
④ ペットボトルキャップの回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPOの事業に協力し、ペットボトルのキャップを回収し、リサイクルの輪の広がりや環境教育を兼ねた取り組みを勧めます。</li> <li>リサイクルで得た収益は途上国へのワクチンの贈呈に充てられます。</li> </ul>	学校教育課
⑤ ユネスコ・スクールの持続発展教育（ESD）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進的に自然保護に取り組む学校や国際交流を積極的に進める学校を中心として、ユネスコ・スクールの SDGs に係る教育を推進します。</li> </ul>	学校教育課

### 5-2-2 環境情報・環境学習の機会の提供

豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが必要です。市民・事業者等に対してこれら地域の環境保全、地球規模の環境保全に関する学習の機会を提供します。

事業名	具体的な事業内容	担当課
⑥ 環境情報・環境学習の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の環境問題は多岐にわたっています。環境問題の正しい理解や自主的な取り組みを推進するため、広報やインターネットなどを通じて、正確な情報を伝達します。</li> </ul>	環境課 学校教育課

<sup>37</sup> ESD(Education for Sustainable Development)：「持続可能な開発のための教育」と訳されている。今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、ESD とは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。



## 各主体の役割

### 市民の役割

- 環境教育・環境学習への参加に努めます。
- 各種環境ボランティア、市民活動への参加に努めます。
- 行政、事業者とのコミュニケーションと連携を積極的に図ります。

### 事業者の役割

- 各種環境ボランティア、市民・団体活動に協力します。
- 環境負荷の少ない事業活動の推進、市民への公表に努めます。
- 環境マネジメントシステムの導入促進(エコアクション21：環境省、ISO14001：国際規格等)に努めます。
- 市民、行政とのコミュニケーションと連携を積極的に図ります。

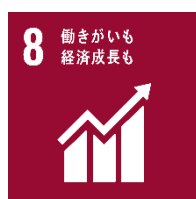
### 行政の役割

- 環境教育、自然体験教育の充実化を図ります。
- リサイクル活動を積極的に実施します。
- ペットボトルキャップ回収を促進します。
- 持続発展教育(ESD)を推進します。
- 環境情報及び学習の機会を提供します。

環境指標

指標の項目	実績値 2020年3月	目標値 2031年3月	担当課
地域活動へ参加した市民(世帯)の割合	66.4%	76.0%	市民活動 支援課 市民活動 センター
自治会活動などの地域活動に関する満足度	34.8%	38.0%	市民活動 支援課 市民活動 センター
自治会に加入している世帯の割合	70.6%	76.0%	市民活動 支援課 市民活動 センター
認証 NPO 法人数	40 団体	40 団体	市民活動 支援課 市民活動 センター
地域美化活動参加者数	19,340 人	22,340 人	環境課
アダプトプログラム参加団体数	17 団体	27 団体	環境課

「環境教育と市民協働を推進するまち」に関連するSDGs

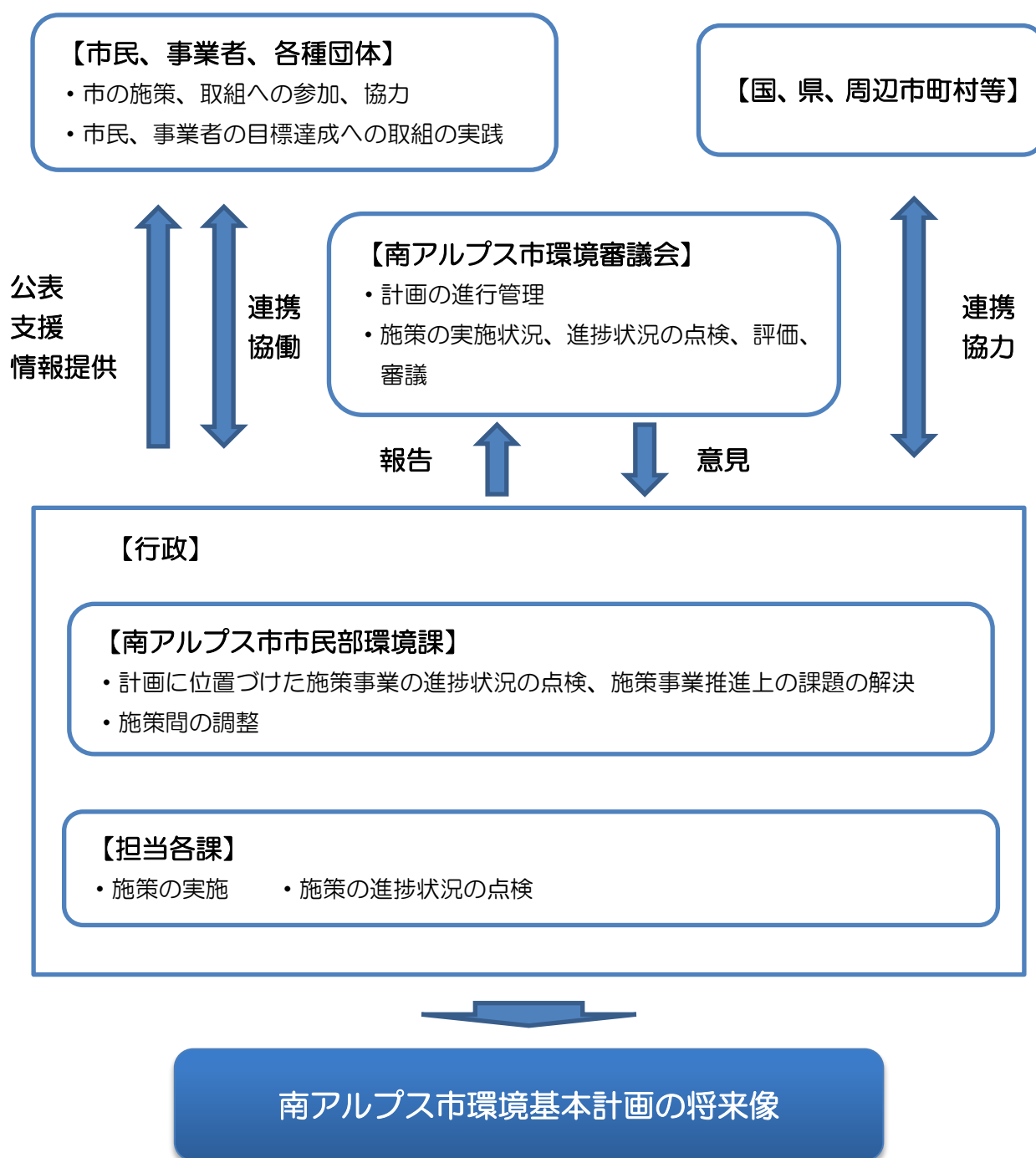


**第 6 章**  
**計画の進行**

## 第6章 計画の進行

### 第1節 計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進し、機能させるには、市民・事業者、行政がお互いの役割を理解し、各主体が協働して取り組む体制の構築が必要です。以下に計画の推進体制を示します。



- (1) **南アルプス市環境審議会**(設置根拠：南アルプス市環境審議会条例)  
本市の環境保全対策の基本方針に関して調査・審議します。
- (2) **南アルプス市市民部環境課**  
本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するために庁内各課の環境関連施策の調整や環境基本計画の検討などを行います。
- (3) **広域的な連携、協力**  
環境問題を解決し、良好な環境づくりを行うためには、本市の枠を超えた広域的な連携が必要です。国、県、周辺市町村などと連携・協力体制を強化していきます。

## 第2節 計画の進行管理

### (1) 進行管理の考え方

この計画の進行管理は、計画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・見直し(Action)のPDCAサイクルの考え方に基づいて進行管理に努めます。目標の達成状況や施策事業の状況を定期的に点検し、評価を行います。そのうえで、環境問題をめぐる状況や社会的動向を踏まえて見直しを行い、新たな課題に対応していくものとします。また、本市の環境状況や、本計画に定めた施策事業の実施状況について、広報誌などを通じて公表し、環境意識の普及啓発を図ります。

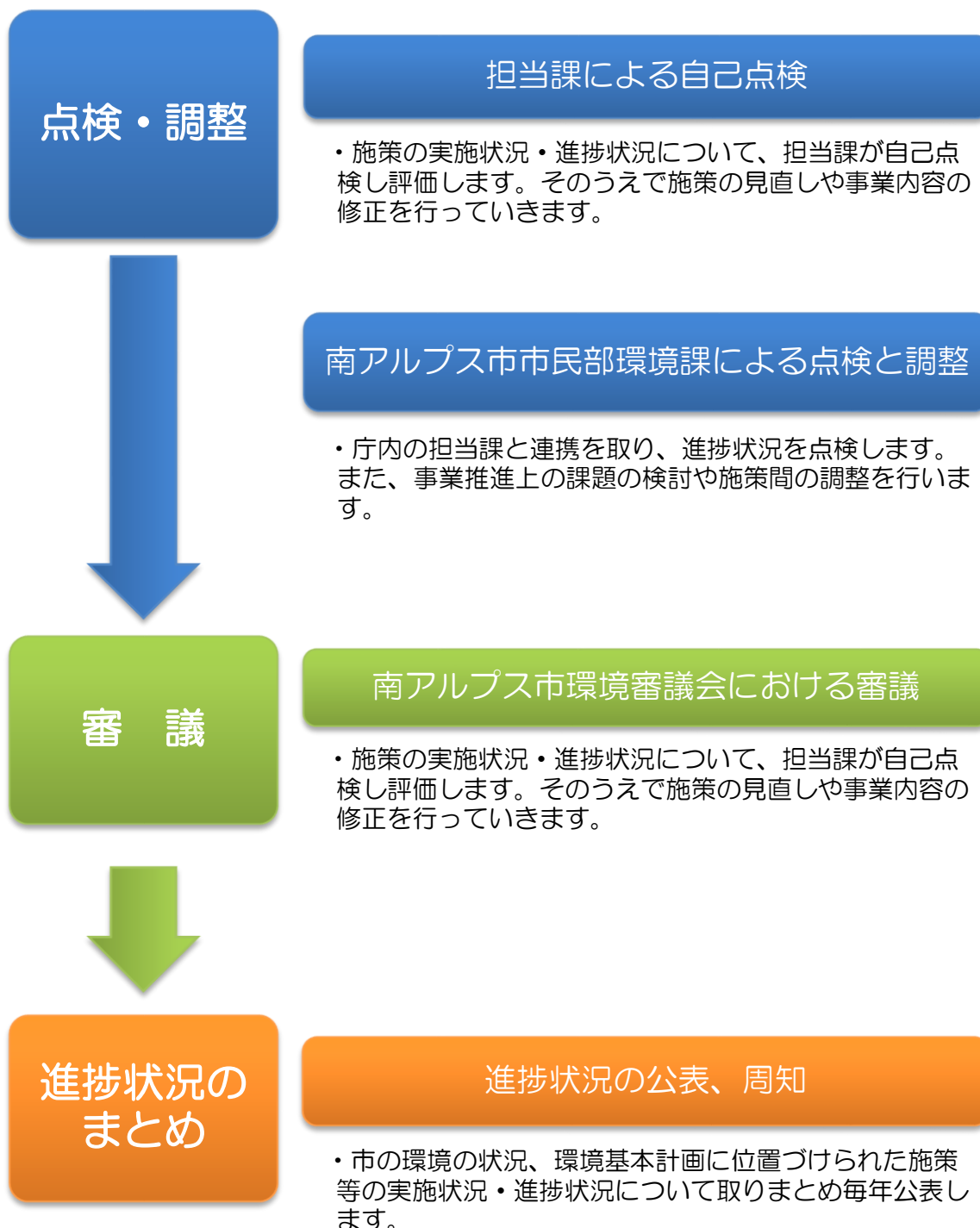
図6-1にPDCAサイクルの基本図を示します。

図6-1 PDCA サイクル



(2) 進行管理の仕組み

進行管理にあたっては、行政内部ばかりでなく南アルプス市環境審議会の評価を受けます。また、本市の環境の状況、施策等の実施状況、進捗状況については、毎年公表していくものとします。



**資料編**

## 資料編

### 1. 南アルプス市環境基本条例

平成 21 年 3 月 19 日  
条例第 2 号

#### 目次

#### 前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
  - 第 2 章 基本方針(第 8 条—第 10 条)
  - 第 3 章 基本施策(第 11 条—第 20 条)
  - 第 4 章 環境審議会(第 21 条—第 29 条)
  - 第 5 章 雑則(第 30 条)
- 附則

#### 前文

わたくしたちのまち南アルプス市は、青く澄んだ空と南アルプス山系の雄大な自然から豊かに実る里山の自然、田園風景へと続くかけがえのない貴重な自然財産に恵まれています。

しかし、一方、これまでわたくしたちが求めてきた便利で快適な暮らしは、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼしています。

本市においても世界自然遺産登録を目指している南アルプスの高峰「北岳」では、近年、サルやニホンジカが高山にまで侵出し、ライチョウの生息地を圧迫することや高山植物の植生に変化を引き起こすなど、地球温暖化が一因と思われる生態系への影響が見受けられます。

健全で恵み豊かな環境を保全することは、わたくしたちが健康で文化的な生活を営む上での最重要課題であり、また、このかけがえのない南アルプスの自然環境の恩恵を将来にわたって、守り、育み、更に継承する責務があります。

わたくしたちは、自然の恵みなしに生存できないことを認識するとともに、自らの生活様式や社会経済活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していかなければなりません。

こうしたことから、良好で快適な南アルプス市を目指すため、市民、事業者、市及び滞在者の責務を明らかにし、環境の保全及び創造についての基本理念等を定めるため、この条例を制定します。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、本市の環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、事業者、市及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民、事業者及び滞在者が健康で文化的な生活を営むことのできる良好で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに



よる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 市民 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内において、事業活動(営利又は非営利活動、公共的活動等)を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 滞在者 観光、旅行等で本市に一時的に滞在する者をいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び滞在者が健康で文化的な生活を送るために欠くことのできない豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市民、事業者、市及び滞在者がその責務に応じた公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。
  - 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとの認識の下、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、日常生活における資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量により、環境への負荷の低減に努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動

に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めるものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び計画的に実施するものとする。

- 2 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるものとする。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、第4条に定める市民の責務に準じて、環境の保全及び創造に努めるものとする。

## 第2章 基本方針

(環境施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に環境施策を行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境を適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に依りて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境が確保されること。
- (4) 良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ることにより、良好で文化的な生活環境が形成されること。
- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性並びに施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民、事業者及び滞在者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、南アルプス市環境審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 基本施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関連する施策の策定及び実施に当たって、環境基本計画との整合性の確保を図る他、環境への負荷が低減されるよう十分配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第1号に掲げる措置に準じて必要な規制及び指導の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等の推進)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な公共施設の整備その他環境への負荷を低減する事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 市の施設の建設及び維持管理を行うに当たり、太陽光、水力、バイオマス等の自然エネルギーを積極的に活用すること。
- (2) 市の物品等の調達及びその他の事業の実施に当たり資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を図ること。
- (3) 市民、事業者及び滞在者が資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な支援及び協力を行うこと。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、市民、事業者及び滞在者が良好で快適な環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者及び滞在者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う美化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好で快適な環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況並びに良好で快適な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民、事業者及び滞在者の意見の反映)

第18条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たり、市民、事業者及び滞在者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、庁内関係部局相互の連携を図り、市民、事業者及び滞在者の意見に基づき環境基本計画並びに環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、推進するための体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、広域的な取り組みが必要とされるものについて、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

#### 第 4 章 環境審議会

(審議会の設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、南アルプス市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全及び創造における基本的事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する必要な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員会)

第 27 条 審議会は、専門の事項を調査し、及び審査するため必要があるときは、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第 28 条 会長は、必要と認めるときは、議事に関係のある者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 29 条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

## 第 5 章 雑則

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(南アルプス市環境審議会条例の廃止)

2 南アルプス市環境審議会条例(平成 15 年南アルプス市条例第 154 号)は、廃止する。

附 則(令和 2 年 6 月 29 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 第2次南アルプス市環境基本計画策定までの経過

### 2019年度（令和元年度）

- 9月 環境審議会特別委員会の開催  
（基本方針、スケジュールの説明、アンケート内容の協議等）
- 10月 市民アンケート、事業者、滞在者アンケートの実施
- 3月 第2次南アルプス市環境基本計画策定のための  
基礎調査報告書取りまとめ

### 2020年度（令和2年度）

- 4月 新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言が発令されたため、活動を制限
- 6月 児童・生徒アンケートの実施
- 10月 庁内ヒアリング調査の実施
- 12月 環境審議会特別委員会の開催  
（アンケート結果の報告、素案1の説明）
- 1月 環境審議会特別委員会の開催  
（素案2の説明、パブリックコメントについて）  
  
パブリックコメント実施（～2月）
- 1月 議員説明会
- 2月 第2次南アルプス市環境基本計画の決定

### 3. 第2次南アルプス市環境基本計画策定委員会名簿

(敬称略)

氏名	所属団体役職等	役職
小林 敬憲	環境保全幹	
土屋 貴美子	衛生課長	
内藤 伸治	生活安全課長	
斉藤 健三	東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社 櫛形渉外担当次長	
田代 尚大	甲西工業団地工業会会長 田代電化工業(株)山梨事業所	
今村 幸治	環境計量士 エコアクション21審査員	会長
齊藤 和樹	自治会連合会長	
飯野 学	JA南アルプス市 代表理事常務	
杉山 成悟	市商工会事務局長	
室田 直樹	市教育委員会 教育委員	
萩原 智子	元教育委員長 (H22 環境審議委員)	副会長
大堀 ゆき子	市女性団体連絡協議会会長	
齊藤 吉弥	県地球温暖化防止活動推進員	
駒井 春美	櫛形 環境とリサイクルの会代表	
中込 美彰	元山梨県大気水質保全課長	
山口 幸久	元山梨県森林環境部参事	
名取 秋男	元山梨県不法投棄監視協力員	



南アルプス市  
MINAMI-ALPS CITY

## 第2次南アルプス市環境基本計画

■ 発行年月／2021年3月

■ 発行／南アルプス市

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376

TEL.055-282-1111(代) FAX.055-282-1112(代)

URL <http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>

■ 編集／市民部環境課